

昭和四十五年九月十四日

四日市市議定会定例会會議録（第一号）

四日市市議會

○議事日程 第一号

昭和四十五年九月十四日(月)

午後二時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 報告第六号 昭和四十四年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告

第四 議案第八一号 昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

第五 議案第八二号 昭和四十四年度四日市水道事業会計決算認定について

第六 議案第八三号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第七 議案第八四号 昭和四十五年度四日市市基金特別会計補正予算(第一号)

第八 議案第八五号 昭和四十五年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)

第九 議案第八六号 昭和四十五年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

第一〇 議案第八七号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に關する条例の一部改正について

第一一 議案第八八号 四日市市税条例の一部改正について

第一二 議案第八九号 四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正について

第一三 議案第九〇号 四日市市斎場条例の制定について

報告

議案説明

第一三 議案第九〇号

四日市市斎場条例の制定について

〃 〃

第一四 議案第九一号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について 議案説明
第一五 議案第九二号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する事務の受託に関する協議について //

第一六 議案第九三号 町及び字の区域並びに名称の変更について //
第一七 議案第九四号 町及び字の区域の変更について //
第一八 議案第九五号 字の区域の変更について //
第一九 議案第九六号 市道路線の認定について //
第二〇 議案第九七号 市道路線の廃止について //
第二一 議案第九八号 市道路線の一部廃止について //
第二二 議案第九九号 工事請負契約の締結について //
第二三 議案第一〇〇号 工事請負契約の締結について //
第二四 議案第一〇一号 工事請負契約の締結について //
第二五 議案第一〇二号 工事請負契約の締結について //
第二六 議案第一〇三号 工事請負契約の締結について //
第二七 議案第一〇四号 工事請負契約の締結について //
第二八 議案第一〇五号 工事請負契約の締結について //
第二九 議案第一〇六号 工事請負契約の締結について //
第三〇 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について //

第三一 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について 議案説明
第三二 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について //

○本日の会議に付した事件

日程第一 会議録署名議員の指名について
日程第二 会期の決定について
日程第三 報告第六号 昭和四十四年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について
日程第四 議案第八一号 昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
日程第五 議案第八二号 昭和四十四年度四日市市水道事業会計決算認定について
日程第六 議案第八三号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算(第二号)
日程第七 議案第八四号 昭和四十五年度四日市市基金特別会計補正予算(第一号)
日程第八 議案第八五号 昭和四十五年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
日程第九 議案第八六号 昭和四十五年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
日程第一〇 議案第八七号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部改正について

日程第一一 議案第八八号 四日市市税条例の一部改正について
日程第一二 議案第八九号 四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正について

日程第一三 議案第九〇号 四日市市斎場条例の制定について
 日程第一四 議案第九一号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
 日程第一五 議案第九二号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する事務の受託に関する協議について
 日程第一六 議案第九三号 町及び字の区域並びに名称の変更について
 日程第一七 議案第九四号 町及び字の区域の変更について
 日程第一八 議案第九五号 字の区域の変更について
 日程第一九 議案第九六号 市道路線の認定について
 日程第二〇 議案第九七号 市道路線の廃止について
 日程第二一 議案第九八号 市道路線の一部廃止について
 日程第二二 議案第九九号 工事請負契約の締結について
 日程第二三 議案第一〇〇号 工事請負契約の締結について
 日程第二四 議案第一〇一号 工事請負契約の締結について
 日程第二五 議案第一〇二号 工事請負契約の締結について
 日程第二六 議案第一〇三号 工事請負契約の締結について
 日程第二七 議案第一〇四号 工事請負契約の締結について
 日程第二八 議案第一〇五号 工事請負契約の締結について
 日程第二九 議案第一〇六号 工事請負契約の締結について

日程第三〇 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について
 日程第三一 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について
 日程第三二 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について

○出席議員（四十二名）

味岡一郎 川村潔君
 天春文雄 加藤定男君
 荒木治君 笠田喜正君
 伊藤金一君 大谷武雄君
 伊藤泰一郎君 大島武雄君
 伊藤太一郎君 岩田久雄君
 伊藤藤一君 伊藤信太君
 伊藤藤一君 伊藤信太君
 伊藤藤一君 伊藤信太君
 伊藤藤一君 伊藤信太君
 伊藤藤一君 伊藤信太君

○議事説明のため出席した者

○欠席議員(二名)

市

長

九	藤 谷	吉 山	山 山	山 山	安 六	宮 松	增 前	日
鬼	井 口	垣 本	中 口	信 口	垣 平	田 島	山 川	比
喜	泰 專	照 忠	信 生	信 生	豊 司	良 勇	英 一	辰 男
久	治 九	男 勝	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一
男	郎 君	君 君	君 君	君 君	君 君	君 君	君 君	君 君
君	君 君	君 君	君 君	君 君	君 君	君 君	君 君	君 君

日	早 服	長 野	生 豊	坪 辻	高 志	坂 後	小 小	訓 北	喜
沖	川 部	谷 川	崎 川	田 井	橋 積	上 藤	林 林	霸 村	多
武	正 昌	鐸 貞	平 芳	妙 蔵	誠 二	力 三	政 一	長 十	野
男	夫 弘	元 芳	蔵 子	子 二	三 一	郎 郎	郎 夫	夫 男	等
君	君 君	君 君	君 君	君 君	君 君	君 君	君 君	君 君	君 君

助役	助役	収入役	市長公室長	総務部長	税務部長	産業部長	厚生部長	衛生部長	土木部長	建設部長	副収入役
岩野	加藤	庄司	谷沢	平井	伊藤	阿南	小西	中山	三輪	園浦	村木
見齊	寛嗣	良一	文男	清三	涼一	輝彦	忠臣	英郎	喜代司	和己	喜代次
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

教育委員長	教育長	次長	市立四日市病院事務長
龍池	西川	滝	村山
清真	棟伍	伝之助	了君

水道事業管理者	次長	技術部長
城井	菊地	加藤
義夫	英也	弘君

消防長	消防次長
富山	金田
光三	妙弘

代表監査委員
森新八君

○出席事務局職員

事務局局長	次長	議事係長	書記
鷲野	森正太郎	小坂	柴田
正和	正太郎	靖君	良君

午後二時五分開会

○議長(山中忠一君) ただいまから昭和四十五年九月、四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、三十八名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第一号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願ひいたします。要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

○議長（山中忠一君） ただいまより、会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（山中忠一君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において坂上君及び豊田君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日より二十五日までの十二日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は十二日間と決定いたしました。

日程第三 報告第六号 昭和四十四年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三、報告第六号昭和四十四年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告に

ついでを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案について、ご説明申し上げます。

報告第六号は、四日市港開発事業団特定事業会計決算について、関係書類を地方自治法の規定に基づき、報告するものであります。

○議長（山中忠一君） ご質疑がありましたらご発言願います。

別段ご質疑ありませんので、報告第六号は了承することにいたします。

日程第四 議案第八十一号昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第三十二 議案第百九号工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第四、議案第八十一号昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第三十二、議案第百九号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各議案について、一括ご説明申し上げます。

議案第八十一号は、昭和四十四年度市立四日市病院事業の決算についてであります。

まず、決算報告書の収益的収支については、総収益六億二千七百九十九万五千五百五十八円で、前年度に比べて一〇％の増に対し、総費用は六億七千四百七十九万九千九百九十九円で、前年度に比べて一六％の増となりました。

総収益の総費用に対する比率は八九％で、前年度より六％低下しておりますが、これは内科及び整形外科における医師交代、未熟児室病棟の未開設等による影響もあって、患者数が減少したためであります。

純損失は七百三十七万五千三百六十一円となり、前年度に比べて三千九百九十九万一千七百二十二円増加して、累積欠損金は一億六百七十八万三千九百十八円となりました。

期間外収支については、収益は過年度損益修正益及び固定資産売却益で七十二万五千七百二十八円を生じ、費用は過年度損益修正損で六十六万三千五百三十三円を生じたので、繰越欠損金においてこの額が増減されております。

資本的収支については、資本的支出額八千九百六十九万五千三百三十八円で、前年度に比べて五三％の増となっております。この内訳は、建設改良費が五千六百一十一万六千八百六十円、前年度比一一五％の増、企業債償還金が三千二百三十六万二千七百五十八円、前年度比一〇％の増、その他投資が五十八万九千九百二十円となっております。

これら資本的支出をまかなうための財源は、出資金三千二百三十六万二千七百五十八円、長期借入金五千六百五十九万円、その他六万一千三百五十二円となっております、したがって、この結果十四万五千四百二十八円の資金不足となりました。この資金不足額については、期末留保資産で補てんいたしました。

次に、資本剰余金については、本年度に器械備品二十万円の増、及び救急車一台百九十八万円相当額の寄贈を受けましたので、合計二百八万円が増加し、以前から繰り越しの寄付金、補助金合わせまして二百七十七万七千五百円が翌年度へ繰り越されております。

なお、本年度末における資産の合計は、五億九千四百四十万五千二百二十六円となり、前年度比七％の増で、負債の合計は一億五千百五十五万八千七百七十二円で、前年度比二三％の増、また、資本の合計は四億四千二百四十五万五千四百四十四円で、前年度比二％の増となっております。

病院事業決算の概要は、以上のとおりであります。病院運営につきましては、今後とも市民の総合病院として施設整備の充実をはかるとともに、運営の合理化、効率化を推進し、経営収支の好転に一そうの努力をいたしたいと存じます。

次に、議案第八十二号昭和四十四年度四日市市水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

まず、決算報告書において、収益的収入の決算額は七億一千六万六千六百八十七円、収益的支出の決算額は六億六千四百六十六万四千四百八十三円となりました。

収益的収入は、予算額に比べ五百七十九万九千六百八十七円の増収となりましたが、これは主として使用水量の上昇に伴う水道料金の収入増であります。

収益的支出は、四千四百五十二万五千五百七十七円の不用額を生じましたが、このおもな理由は、受託給水工事が一部翌年度施行となったこと、減価償却費、支払利息が予定より少なく済んだことによる不用額であります。

期間外収入及び支出は前年度以前の損益修正事項であり、収益は八万四千九百十九円、費用は百五十五万六千九百九十九円の決算額となりました。

資本的収入の決算額は三億九千三百七十三万六千二百五十四円で、予算額に比べ千五百八十八万五千三百七十五円の減収となりましたが、このおもな理由は、拡張事業の主たる財源である企業債が年度内に一部未借り入れとなったためであります。

資本的支出の決算額は五億五千五百八十七万三千七百四十六円で、予算額に比べ四百五十七万二千五百四十四円の不用額を生じました。このおもな理由は、配水及び給水施設費における県委託路面復旧が翌年度施工となったこと、予備費の支出がなかったことによるものであります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額一億六千二百四十三万三千二百二十一円は、当年度及び過年度分損益勘定留保資金九千三百四十四万三千二百二十一円と、当年度利益剰余金処分額四千八百万円で補てんし、なお、不足する額二千万円については、翌年度において借入予定の企業債で措置するものであります。

損益計算書につきましては、収入額七億一千六万六千六百八十七円、支出額六億六千四百六十六万四千四百八十三円で、差し引き四千九百六十万二千四百円の純利益となりました。

利益剰余金計算書は、各剰余金の年度内における増減を科目別に表示いたしましたもので、当年度末処分利益剰余金五千六十八万五千六百六円、次年度繰越資本剰余金四億六千二百九十九万四千十六円となりました。

利益剰余金処分計算書は、当年度末処分利益剰余金の処分を定めるものでありまして、地方公営企業法の規定により、四千八百万円を企業債償還のための減債積立金に処分し、残額二百六十八万五千六百六円を翌年度へ繰り越したいと存じます。

貸借対照表は、資産総額三十五億八千九百六十九万二千五百二十三円、負債総額二億二千六百二十六万八千九百四十四円、資本総額三十三億六千三百四十二万四千三百二十九円であります。

以上が、昭和四十四年度の水道事業会計決算の概要であります。

議案第八十三号は、本市一般会計補正予算第二号案であります。

今回の補正のおもな内容は、国、県費補助金、市債その他特定財源の決定または見通しを得たもの、職員の希望退

職者等に対する手当金、並びに過日の集中豪雨による災害復旧費、去る四月から施行の各特別職職員の報酬、給料等改定に伴う所要額のほか、緊急に実施を要する単独事業費、その他やむを得ないものの追加補正と、これに関連します債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入及び歳出の追加補正額は七億六千五百六十六万四千円でありまして、補正後の予算総額は九十六億七千五百四十六万四千円と相なるものであります。なお、今回、特に債務負担行為のうち、保々中学校建設費につきましては、昭和四十六年度危険校舎改築施事業としてご提案申し上げたものであります。

以下、歳出から各科目ごとに概要をご説明申し上げます。

第一款、議会費は、さきの議員報酬額の改定に伴う所要額を計上いたしました。

第二款、総務費は、特別職職員の給与改定費、シドニー物産観光展派遣費と市長会負担金及び職員希望退職者手当金を計上し、企画費においては、吉田工業誘致に関連する道路予定地測量調査委託料、北伊勢工業用水道期成同盟会負担金を追加するとともに、霞ヶ浦土地株式会社株式購入費の繰り上げ償還に伴う利子の不用額を減額補正いたしました。交通安全対策費は、今回国庫補助の割り当てが決定いたしました塩浜松泉町大里線通学路整備事業費を、諸費においては、水沢茶屋町ほか各町公会所建設費に対する補助金、公共事業に対する過年度国庫補助金の精算結果に基づき返還金を追加したほか、中央緑地事業費に対し企業からの寄付金を受けましたので、これを基金会計を通じて積み立てるための繰り出しをお願いしたものであります。選挙費及び監査委員費の追加は、報酬額改定に伴うものであり、統計調査費は、県委託金の決定により国勢調査費を追加計上するものであります。

第三款、民生費のうち、社会福祉施設費は、県費補助の見通しを得た地方改善施設整備事業費の追加補正を計上いたしました。これにつきましては、当初国庫補助対象事業として予定しておりましたが、結果的に県単事業になりま

したため、歳入科目の一部組みかえを行なっております。また、このほか、日永地区同和住宅の建設に伴い、不良住宅の除却工事費等も追加いたしました。老人福祉施設費は、消防法の改正により、寿楽園に非常警報設備設置工事費を追加したものであります。次に、児童福祉費中、青少年指導費の追加は、県費補助の決定いたしましたスポーツ少年大会の経費並びに四日市スポーツ少年団運営費補助金等を計上したほか、地区青少年育成団体運営費を追加いたしました。保育所費及び児童館費は、消防法の改正により、各施設に非常警報設備を取りつける工事費等の追加であり、児童福祉施設費の追加は、児童遊園運動広場整備費補助金の増額をはかったものであります。災害救助費は、さきの集中豪雨の際支給いたしました見舞金並びに救援物資の経費を追加計上したものであります。

第四款、衛生費は、四日市斎場設置に伴う嘱託職員に対する報償金、末永じんかい処理場の補修費、泊山じんかい埋立処理場の覆土整地に要するブルドーザー借上料のほか、北部清掃団地進入路の測溝舗装工事費等を追加計上いたしました。

第六款、農林水産業費のうち、農業費は、農業委員会委員の報酬額改定に伴う所要経費と、県支出金の決定をみました都市近郊地域農地対策事業費、米生産調整対策事業推進事務費及び特別対策事業費を計上いたしました。農地費は、市営土地改良事業については、県費補助割当の決定により、貝家農道舗装事業費の追加補正及び千代田かんがい排水事業の新規計上を行ない、受託土地改良事業は、県費補助事業として増額採択されたことにより、保々及び和田圃場整備事業の追加補正をいたしましたほか、野田場水機からの導水路改良工事費、北伊勢広域営農団地基幹農道調査設計費負担金等を追加計上したものであります。また農地防災費においては、樋門排水機場等の維持管理費を追加いたしました。水産業費は、磯津漁港改修事業費を県費補助対象事業費の決定に従い減額補正し、新たに県費補助割当が決定いたしました磯津漁港関連道新設事業費を追加計上したものであります。

第七款、商工費のうち、商工業振興費は、来たる十月シドニーにおいて県市共催の物産観光展事業費負担金、中小企業団体共同施設建設費補助金、商店街街路灯設置費に対する補助金等の追加を計上し、観光費は、去る六月六日、七日の両日にわたり、日本万国博に県文化財の鯨船を出演させました諸経費の追加をお願いしたものであります。

第八款、土木費のうち、土木管理費は、さきに行なわれました公共事業実施検査に要しました諸経費の追加であり、道路橋梁費は人件費の一部組みかえを行なうとともに、市内一円の市道維持補修費と、水道局その他からの委託による路面復旧工事費の追加補正を計上いたしました。道路新設改良費は、国庫補助割当の決定いたしました山分松寺線の舗装工事費のほか、市単独事業として施行の舗装新設工事費及び局部改良工事費等を追加したものであり、このうち赤堀小杉線の舗装工事費に対しては、近鉄から全額三カ年間無利子で立てかえを受けることにいたしております。橋梁新設改良費は、国庫補助対象事業費の決定により、新三滝橋橋梁整備事業費を追加補正するものであります。河川費は、維持修繕工事費を増額計上いたしました。都市計画総務費は、人件費を一部組みかえのため減額補正し、新都市計画法に基づく用途地域図作成費を追加したものであります。土地区画整理費は、浜田第二土地区画整理事業費は、国庫補助事業費の決定に基づき、事業実施計画書作成、街区確定測量、街区評価等事業費の追加補正を行ない、なお、これに関連いたします四十六年度事業計画の仮換地設計委託費を、本年度事業と同時に契約発注するため、債務負担行為としてお願いしたものであります。また浜田第二土地区画整理審議会委員の選挙費もあわせて計上いたしました。組合施行による中川原土地区画整理事業については、事業調査費負担金と県からの委託を受けて、本年度基本計画の作成及び測量、調査を実施するための諸経費を計上し、南部丘陵土地区画整理事業清算関係費は、県の委託を受けて本年度から向こう三カ年間にわたり同換地清算金の徴収交付事務を実施しようとするもので、まず本年度分を予算化したものであります。街路事業費は、国庫補助割当の決定により子西八王子線立体交差工事費の追加補正、同

路線の改良及び舗装工事費の減額補正、稲葉町内部線の改良工事費の内容変更、同舗装工事費及び六地藏中川原線改良工事費の減額補正をいたしました。また、浜田第二土地区画整理事業区域内にある六地藏中川原線用地買収につきましては、国から施越承認を得ましたのでこれを追加いたしました。市単独事業としては、北部開発における幹線道路としての富田山城線新設道路測量委託料、近鉄四日市西駅周辺駐車場築造工事費と、近鉄四日市駅富洲原線舗装工事費等を追加したのであります。なお、このほか県委託事業の交通量調査実施経費及びさきの実施の駐車実態調査費も追加計上いたしました。公園費は、国庫補助の決定してまいりました東紡公園（仮称）の用地買収費及び松原公園の施設整備費の追加補正を行ない、伊坂ダム周辺の緑地化については、県企業庁の協力を得て施設整備工事費及び維持管理費を計上いたしました。泊山公園緑地植樹工事費及び中央線街路植樹工事費の追加は、それぞれ指定寄付金を受けましたのでここに予算化したものであります。公共下水道整備費は、特別会計公共下水道会計において財源正をなし、繰出金を減額補正したものであります。都市下水道管理費は、中央クリークしゅんせつ工事費の追加で、この財源につきましては、関係会社から同額の収入を見込んでおります。都市下水道新設改良費は、今回国庫補助割当の決定により、落合排水路新設工事費の追加補正と、本市と川越町でもって共同排水施設を築造しようとする朝明都市下水道新設事業費を新規計上し、市単事業として雨池都市下水道拡幅工事費を追加するものであります。なお、朝明都市下水道新設事業費にかかる川越町の負担については、工事費三千万円と処理場用地の提供とし、まず本年度分二百万円を歳入に見込みました。

第九款、消防費は、去る四月機構改革により、増員分の管理職手当及び希望退職者等の退職手当、消防本部庁舎建物修繕費、消防団員の報酬改定所要額及び公務災害補償関係の政令の改正により負担金が増額されたこと等による追加のほか、過般の集中豪雨の際に購入いたしました水防資材費の追加計上をしたものであります。

第十款、教育費は、各特別職職員の報酬額改定分及び希望退職者等の退職手当のほか、国庫補助割当のありました交通安全教育センター新設工事費のほか、三重短期大学校舎建設費補助金、三重県立壘学校図書館設備補助金、私立幼稚園に対する増築費補助金等を追加しております。小、中学校費は、専門医の特別検診委託料の増額、教材備品の補助基本額の増額決定による追加補正と、去る七月教職員の宿日直廃止に伴いまして、火災発生の防止対策として非常警報設備設置工事費及び耐火書庫購入費の追加をお願いいたしました。なお、これらに対しましては、国庫補助基本額の三分の一の補助金を歳入に見込んでおります。また、工事関係につきましては、川島、県小学校の給水工事費負担金、内部小学校の特殊学級児童収容のための仮設校舎新築工事費、大矢知興譲小学校杭打追加工事費、保々中学校改築に伴う仮設校舎新築費等を追加するとともに、笹川中学校工事費の不用見込額を減額補正し、三重小学校校地拡張経費は、当初計画予定地の入手困難から補正減額いたしました。幼稚園費の追加は、三重幼稚園の改築費のほか、同幼稚園敷地購入費の不足分と高花平幼稚園の周囲さく等の工事費を計上したものであります。社会教育費は、伊坂ダム周辺の自然観察園を設置するための委託料、日永公民館内部改装工事費、各公民館、図書館及び社会会館の非常警報設備の追加工事費等をお願いし、保健体育費は、市民体力強化運動として市体育館等において市民大会を開催する諸経費でありまして、これに対しては同額の国庫補助金を見込んでおります。

第十一款、災害復旧費は、いずれも過般の集中豪雨によります復旧事業費でありまして、このうち農地農業用施設災害復旧費は、補助及び単独事業並びに応急資材費の追加でありまして、補助事業のうち本年度認証予定分については、県補助金と地元負担金を、施越分については地元立てかえ金と同負担金を歳入に見込み計上いたしました。公共土木施設災害復旧費は、補助事業及び単独事業でありまして、補助事業につきましては、認証予定分の六六・七の国庫負担金を見込み計上いたしました。

以上歳出について概要のご説明を申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各科目で申し上げました特定財源のほか、一般財源は市民税増収見込分並びに前年度繰越金を計上し、収支の均衡をはかったのであります。

なお、前年度繰越金につきましては、本年度も市財政の現状から、財政調整基金への積み立てを停止して使用したいと存じますので、なにとぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

議案第八十四号四日市市基金特別会計の補正は、企業からの中央緑地事業費寄付金を財政調整基金に積み立てるためのものであります。

議案第八十五号四日市市公共下水道特別会計の補正は、まず業務費については、受益者負担金前納報償金の不足見込額及び雨池、阿瀬知排水場の雨水用自動除じん機塗装工事費、朝明処理場進入路舗装工事費等を追加計上し、建設改良費においては、国庫補助対象事業費の決定に基づく減額補正と、一部事業費の組みかえを行なうものであります。なお、歳入においては、補助対象事業の減額決定により国庫補助金、市債をそれぞれ補正するとともに、前年度繰越金の増加により一般会計繰入金を減額補正いたしました。

議案第八十六号は、昭和四十五年四日市市水道事業会計第一回補正予算案でありまして、収益的収入及び支出につきましても、坂部団地造成に伴う給水施設関連工事費並びにさきの集中豪雨による水道施設の災害復旧費などでありまして、これら工事費についての収入は受託給水工事負担金及び地元寄付金等により、収支の均衡をはかりました。次に、期間外収入及び支出は、有形固定資産の売却に伴う損益を計上したものであります。

また、資本的収支につきましては、生桑水源地における設備改良工事に加え、市内各所の老朽管の布設がえなどにより給水をさらに円滑にするための配水管布設工事費と、川島町に新しく給水を行なうための工事関係費並びにさきにご了承を得ております水道局用地取得に要する買収費の追加と、将来の水事情に対処するため北勢広域水道事業の

調査費負担金などがございます。

これら経費に対し、地元受益者負担金などを収入に充て、なお不足する額は、過年度分損益ならびに資本勘定留保資金をもって充当いたしました。

議案第八十七号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部改正案は、労働者災害補償保険法における年金の額の引き上げ等給付水準の改善が行なわれたことに伴い、非常勤職員等にかかる遺族補償年金及び障害補償年金の額の引き上げ並びに遺族補償年金の支給に関する暫定措置期間の延長をはかるため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第八十八号市税条例の一部改正案は、新都市計画法に規定する市街化区域設定の趣旨にかんがみ、本年五月の臨時市議会において市街化区域の予定区域をもって都市計画税の課税区域とするよう条例の一部改正をお願いいたしました。が、さる八月三十一日付をもって本市の市街化区域が正式に決定されましたので、当該区域を都市計画税の課税区域とするよう、所要の改正をしようとするものであります。

議案第八十九号税外収入金の督促、延滞金及び滞納収分に関する法律並びに同法律に基づく政令が、さる四月一日から施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じ、所要の改正をしようとするものであります。

議案第九十号斎場条例の制定案は、昨年十一月以来本市松本地区内の北大谷に建設を進めてまいりました斎場が、本年十二月から新しく四日市斎場として供用を開始できる運びとなりましたので、当該施設の設定及び管理等について必要な事項を定めるとともに、現行の火葬場使用料条例をもあわせて整備しようとするものであります。

議案第九十一号消防団員等公務災害補償条例の一部改正案は、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、この基準に従い非常勤消防団員等の補償基礎額並びに同扶養加算額を増額する

ため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第九十二号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する事務の受託に関する協議は、四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合並びに三四伝染病隔離病舎組合における非常勤職員の公務災害補償に関する事務のうち、認定委員会及び審査会に関する事務を本市の認定委員会及び審査会によって執行するよう事務の委託を受けるため、これに必要な規約を定め、それぞれ当該一部事務組合と協議しようとするものであります。

議案第九十三号町及び字の区域並びに名称の変更については、本年度住居表示整備事業実施に伴い、住居表示審議会の答申と法定の公示手続を得て、お手元の別図一に示す字の区域及び名称を隣接の末永町に編入し、別図二に示す海蔵、常磐及び四郷地区における約二・四一平方キロメートルの町及び字の区域並びに名称を別図三に示す区域及び名称に変更しようとするものであります。

議案第九十四号町及び字の区域の変更は、山分土地改良事業共同施行が実施する土地改良事業の施行により、平津町字養雲寺及び大矢知町字南古川の各一部について町及び字の区域を変更しようとするもので、区域は、お手元の図に示すとおりであります。

議案第九十五号字の区域の変更は、桐ヶ久保土地改良事業共同施行が実施する土地改良事業の施行により、水沢野田町字西久保及び同字東久保の各一部について字の区域を変更しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第九十六号市道路線の認定については、県道四日市土山線の一部、高角町から桜町までの間を市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第九十七号市道路線の廃止については、桜地区において三重県住宅供給公社が造成する住宅地内に介在する市

道について、その用途を廃止しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第九十八号市道路線の一部廃止については、桜地区において三重県住宅供給公社が造成する住宅団地内に介在する市道の一部について、その用途を廃止するとともに、河原田地区において富士シャリング株式会社、四日市倉庫株式会社及び三菱油化株式会社が造成する工場敷地内に介在する市道の一部をつけかえ交換に供するため、それらの用途を廃止しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第九十九号から議案第百二号までは、市庁舎建設工事にかかる給排水、電気、空調及びエレベーター設備の工事請負契約の締結案でありまして、指名競争入札の結果、給排水設備工事は、金額五千九十万円をもって名古屋市東区東門前町三丁目六番地第一工業株式会社名古屋支店に、電気設備工事は、金額一億六千万円をもって名古屋市中村区広井町二丁目二番地近畿工業株式会社名古屋支店に、空調設備工事は、金額二億二千万円をもって名古屋市中村区笹島町一丁目二二番地三機工業株式会社名古屋支店に、エレベーター設備工事につきましては、金額七千六百万円をもって市内諏訪栄町六番四号株式会社日立製作所名古屋営業所三重販売所に落札決定いたしましたので、それぞれ工事請負契約を締結いたしましたく、ご提案申し上げます。

議案第百三十三号工事請負契約の締結案は、市立橋北中学校改築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額六千五百万円をもって、市内午起一丁目二番九号尾崎建設工業に落札決定いたしましたので、同工業と工事請負契約を締結いたしましたく、ご提案申し上げます。

議案第百四十四号工事請負契約の締結案は、市立神前小学校改築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額四千万円をもって、市内赤堀一丁目四番四号株式会社池畑組に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしましたく、ご提案申し上げます。

議案第百五号工事請負契約の締結案は、市立内部小学校改築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額三千五百四十万円をもって、市内浜旭町四九番地伊藤建設株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

議案第百六号工事請負契約の締結案は、市立浜田小学校改築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額六千三十万円をもって、市内中浜田町一番一〇号生川建設株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

議案第百七号工事請負契約の締結案は、市立羽津小学校改築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額四千八百七十万円をもって、市内大字羽津乙九三五番地の五株式会社久志本組に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

議案第百八号及び議案第百九号は、常磐ポンプ場にかかる雨水ポンプ設備及び上屋工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札の結果、設備工事は、金額六千七百八十万円をもって、名古屋市中区錦二丁目二〇番二〇号株式会社西島製作所名古屋営業所に、上屋工事は、金額六千三百三十万円をもって、名古屋市中区栄四丁目三番二六号三井建設株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、それぞれ工事請負契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

以上、九月定例会に提出いたしました各議案についてご説明申し上げましたが、具体的なことにつきましては、議事の進行に伴い、ご質疑に応じてご説明申し上げますと存じます。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

ちよっと訂正をさせていただきます。二〇ページでございますが、右から六行目の「株式会社西島」と書いてござ

いますのは、一本棒が抜けておりまして、「西島製作所名古屋営業所」でございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（山中忠一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来たる九月十七日午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四十七分散会

昭和四十五年九月十七日

四日市市議定会定例会會議録（第二号）

四日市市議會

○議事日程 第二号
昭和四十五年九月十七日(木) 午前十時開議
第一 一般質問

○本日の会議に付した事件
日程第一 一般質問

○出席議員(四十二名)

味岡	天春	荒木	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	岩田	大島	大谷	笠田
文一	武治	金一	藤泰	藤太	藤信	久雄	武正	喜正	七衛	七衛	七衛
郎	郎	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○議事説明のため出席した者

○欠席議員（二名）

藤谷	吉山	山中	山口	安垣	六平	宮田	松島	増山	前川	日比	日沖	早川
井口	垣本	中本	信忠	豊生	司勇	良一	英一	辰男	義平	武男	正夫	
泰專	照男	勝一	生一	司勇	司勇	良一	英一	辰男	義平	武男	正夫	
治九	男勝	一勝	生一	司勇	司勇	良一	英一	辰男	義平	武男	正夫	
郎君	男勝	一勝	生一	司勇	司勇	良一	英一	辰男	義平	武男	正夫	
君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	

服長	野生	豊坪	辻高	志坂	後藤	小林	小林	訓林	北村	喜野	川村	加藤
部川	崎川	田井	橋積	政長	藤喜	林哲	林哲	林哲	村也	野与	村定	藤定
昌鐸	貞芳	平蔵	妙子	誠二	力三	政一	長十	藤太	喜夫	哲夫	也男	与市
弘元	芳蔵	総子	子二	三三	一三	一郎	十郎	太郎	夫夫	夫夫	男男	市市
君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君
君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君

○出席事務局職員

書	書	議	次	事
記	記	事	務	務
		係	局	局
		長	長	長
板	柴	小	森	鷺
崎	田	坂		野
大	静		正	正
之	良	靖	太郎	和
丞				
君	君	君	君	君

代表監査委員
森 新 八 君

消	消
防	防
次	長
長	長
金	富
田	山
妙	光
弘	三
君	君

技	次	水
術	務	道
部	務	事
長	長	業
		管
		理
		者
加	菊	城
藤	地	井
	英	義
弘	也	夫
君	君	君

市立四日市
病院事務長
村山 了 君

次	教	教
	育	育
	長	委員
		長
滝	西	龍
	川	池
伝	棟	清
之	伍	真
助		
君	君	君

副	建	土	衛	厚	産	税	総	市	収	助	助	市
収	設	木	生	生	業	務	務	長	入	役	役	役
入	部	部	部	部	部	部	部	公	役			長
役	長	長	長	長	長	長	長	室				
村	園	三	中	小	阿	伊	平	谷	庄	加	岩	九
木	浦	輪	山	西	南	藤	井	沢	司	藤	野	鬼
喜	和	喜	英	忠	輝	涼	清	文	良	寛	見	喜
代	己	代	郎	臣	彦	一	三	男	一	嗣	斉	久
次		司										男
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○議長（山中忠一君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、二十九名であります。

本日の議事は、一般質問であります。お手元に配布の一般質問通告書一覧表のとおり、通告がまいっております。発言の順序は、一覧表のとおりであります。

議事説明者中、教育長は、列車不通のため遅刻いたしますので、ご了承願います。

日程第一 一般質問

○議長（山中忠一君） それでは、日程第一、一般質問を行ないます。

六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 通告してあります衛生問題について、質問をいたします。

その第一点は、じんかいの処理についてであります。

当市におきましても、自治法や清掃法に基づき、この業務を実施し、一般家庭のじんかい処理につきましては、一部の地域を除き、まずまずの成果をあげており、まことにけっこうなことだと思えます。

しかしながら、現在まことに困った問題が起きてきております。六月議会では、山本議員が産業廃棄物について質問いたしました。これは、主として、工場の特殊廃棄物の問題を取り上げただけでございます。廃棄物の中にも、市長の答弁にありましたように、いろいろの種類があり、その処理方法も個々によって異なっておりますが、

いずれにしても、清掃法の規定により、市長に処分の命令権があるわけであり、今回は、二次公害を出さない廃棄物の処理について質問をいたします。

一つの例として、万古焼業界の産業廃棄物の処理についてであります。万古焼を生産するためには、いろいろな工程がありまして、石こうで型をつくり、そのためにどろどろとした石こうの廃棄物が出てきます。業者は、いままでこれを泊山に捨てていたわけですが、今日ではそれを禁止されております。万古業界では、そのほかにも不良品であるとか、土材であるとか、不要になる廃棄物も相当出るわけでございます。万古焼業界だけではなく、他の産業におきましても、梱包材、あるいはコンクリートの破片、雑草、そのほかいろいろな廃棄物が出てくるわけでございます。これを捨てる場所が現在ないわけでございます。清掃法第七条には、多量の汚物の処理、第八条には、特殊汚物の処理の規定があり、いずれについても市長は、当該汚物について、市町村の指定する場所に運搬し、または処分することを命ずることができると書いてあるわけですが、泊山は使わせない。垂坂はまだ整備ができていないという、そういう現状は、市として責任を果たしていいのではないかと思っております。

そこで、この問題について質問いたしますが、市の責任はどのように考えておられるのか、こういう状態ではないかと思っておられるのかについて、ご答弁をお願いいたします。さらに、このままでは済まない問題でありますので、今後の計画についても、具体的な答弁をお願いいたします。

第二点は、雑草の問題であります。

われわれの会派から、以前草刈り条例をつくり環境の整備をはかったらどうかという提案をいたしました。市長はあまり乗り気でなかったわけであり、三日ばかり前の毎日新聞に、たしか鈴鹿市だと思えますが、条例はないけれども、雑草による環境の悪化、火災の防止のため、消防が草刈りの勧告をし、または直接草を刈って、その費用

を所有者に請求するという事実が載っておったわけでございます。当市におきまして、環境整備、防災のため必要な草刈り条例をつくる考えにならないのか。もしそれが時間がかかるとするならば、現実に草は伸び切っており、やがて枯れて、たばこの火一つで火災となる季節が近づいてきておるのでございます。鈴鹿市のように、具体的第一歩を市内の一部からでも始める考えはないのかについて、考え方を聞きしたいと思います。

第三点は、煙霧消毒の問題であります。

私の住んでおる羽津では、年に二回ほど煙霧消毒が実施されておりますが、この消毒は、地域の任意的なものなのか、市の責務として行なうものなのかについてお聞きするとともに、現在どのくらいの実施率なのかについて、お聞きしたいと思います。

これで次に、再度質問を続けますが、以上の点について質問し、第四点は、し尿の問題についてであります。し尿の収集については、ときどきおくれるという苦情を耳にしますが、生活を極端に阻害するというまでには至っておりませんので、一応よいといえますが、最近各地で下請化したし尿業者が値上げの要求をし、ストライキも行なわれてきております。市長は、六月の議会で、山口議員の質問に答えて、ユストの問題とかあるいは都市生活を営むうえで必要な経費であるから、赤字は当然なのだから、そういう答弁がございました。基本的には、東京都が実施しているように、し尿についても、無料化に進むのが正しいと思うわけでございますが、現在の時点では、一応有料もやむを得ないと考えるわけですが、都市生活を営むうえで必要経費であるということ、今後とも堅持していただきたいと思います。

そこで、質問いたしますが、労働条件の問題であります。名古屋でのストライキは、一日二千五百円では安いのでは、質問いたしますが、労働条件の問題であります。名古屋でのストライキは、一日二千五百円では安いのでは、上げてくれと、こういう要求であり、本市につきましても、臨時は二千三百円、市の清掃職員はそれ以下で働いており、相当の不満を持っておるといことを聞いております。現在各産業とも人員不足の問題は深刻になり、清掃関係の人員の充足は、今後ますますむずかしくなっています。清掃業務を確保するためには、適正な労働条件の確立が必要だと考えます。市として今後、現在の労働条件で、人員の確保、あるいは正常の業務の遂行ができる見通しがあるのかについて、お尋ねいたします。また、下請清掃業者に働く労働者の賃金は、一日幾らくらい現在支払われているかについても、ご答弁をお願いしたいと思います。

次に、し尿料金の徴収についてであります。収集者が直接代金を徴収しているようなら私は思っているわけですが、これは清掃法に違反するものと考えられるのですが、この点の見解をお聞きしたいと思います。

次は、水洗化の問題であります。処理区域内の住民は、水洗化につとめるようにしなければならないとの規定がありますが、市が命令で改造させることができるのは、し尿のくみ取り作業を著しく困難にし、または環境衛生上著しい支障を生ずるおそれがあると認められた場合であります。市として水洗化についてどのような方針と手段で取り組むのか、奨励金の増額の問題や、あるいは低利息の貸付金等を考えているのか、そういったような問題を含めまして、水洗化の問題について、市のお考え方を明らかにさせていただきます。

第五点は、排水の問題であります。

新都市計画法による市街化区域は、今後は届け出だけで農地転用ができるわけですが、いままでの建築基準法に基づく届け出は届け出、実施は実施ということで、排水の問題がトラブルの一つになっている事例を耳にするわけです。いままでは一応農業委員会等が排水のチェックをするというようになっていました。これからはそれもできなくなり、隣地あるいは道路に汚水をたれ流すと、こういったような問題が相当出てくると思われるわけです。建築基準法による取り締まりは、県の仕事になることと思いますが、市としての責任も当然

あるわけでございます。市は、公共下水道、都市下水道、さらにそれらにつながる小排水路の整備をしていくということが大切であります。今日までそういったような問題もたいへんにおくれてきております。住民も環境衛生上ある程度の排水設備をすることは、私は一つの常識的な義務だと思います。環境の整備に必要な、最小限度の排水設備を、土地造成あるいは建築の際にさせるために、新都市計画法が具体的に実施されるこの機会に、建築基準法の趣旨を体した市独自の排水条例をつくり、汚水のたれ流しを防止させる。こういったようなことが必要であると思っておりますが、このような条例をつくる必要がないか、そういったような点について、ご答弁をお願いいたします。

第一回の質問、以上で終わります。

○議長（山中忠一君） 市長

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

まず第一点の、じんかい処理についてでございますが、産業廃棄物の処理の問題は、四日市のみならず全国的にもこれが非常に大きな問題となつて、全国的にも総排出ごみ量の七二％が産業廃棄物であるというようにいわれています。ご指摘のような万古焼の廃棄物というような、たとえば石こうとかというようなご指摘のものは、従来泊山に捨てておいたわけでございますが、泊山が年限が切れまして、いよいよ大蔵省に返すというようになりまして、これを閉鎖したわけでございますが、従来このような恵まれた、恵まれたと申しますと大蔵省から不服が出るかもわかりませんが、このような非常に恵まれた場所がございましたので、従来ここに投棄して、土壌の被覆をしてきたわけでございますけれども、これを返還いたしましたならば、その近くの約二千坪ばかりの民有地を、九人ばかりの有志でございますけれども、この二千坪ばかりの土地を借り受けまして、ここに捨てさせておるような次第でございます。

でございます。

建築廃材であるとか、いろいろのコンクリートのかたまりだとか、そういうようなものもただいま捨てさせていただいておりますが、これにかわるものとして、垂坂処理場を準備させていただいております次第で、こういうようなことで、市の責任というものを一応とおるといふような考え方をしております。

産業廃棄物につきましては、これは現在四日市では、日量八百トンが出ておるといふように衛生部のほうで積算されておりますけれども、やはり産業廃棄物等につきましては、企業責任が当然あるものと、さように考えます。最近のように、大量生産時代を迎えますと、その排出されるごみの量も、非常にばく大なものでございますので、これは当然企業責任において処理すべきものであると、さような考え方をしておりますけれども、ただいま市では、三重県企業庁とお話をいたしまして、工業用水路が企業庁のほうで行なわれておりますが、当然この企業庁で行なわれるところの工業排水の排水、廃棄物として出てくるものが多分ありますので、三重県企業庁で企業負担をかけることによつて、企業庁事業として工業用水と同じような形でやるべきではないかというようにことを申し出ております。そのようなわけで、企業庁もただいま調査をしておる段階でございます。このようにことにつきましても、今後垂坂処理場をこしらえると、そういうことを考えておるわけでございますが、産業廃棄物につきましても、やはり今後企業と密接に連絡をとつて、用地のあっせんをするとか、いろいろそういう面で努力をしなければならぬものであると、さように考えております。

ことに、この垂坂につきましても、四十六年から四十七年にかけてこれを整備いたしましたので、日量大体百八十トンの焼却炉を二機増設したいと、さように考えております。もちろんこれは処理場の建設のみならず、作業の合理化等につきましても考えなければなりません。今後末永処理場をどう考えていくか、あるいはまた中央処理場という

ようなものをどこに設けるといふような問題も、今後検討を要する問題であると、さように考えております。

これは、市の総合計画において十分配慮をさしていたらと、さように考えております。

雑草の問題でございますが、やはり鈴鹿市のご指摘がございましたが、環境整備の問題からも、防災からの問題を考えましても、当然処理しなければならぬ問題でございますが、やはりこれは地主、所有主の責任の問題でございますので、地主、所有主に連絡をとって処理をするような体制をとっていきたいというように考えておりますが、雑草条例等につきましては、今後十分検討をしていきたい、さように考えております。

煙霧消毒等につきましては、担当部からお答えをさしていただきます。

し尿の収集でございますが、最近津市等で、値上げ等で下請業者のストライキというような問題が起こっております。このし尿とごみの問題は、都市行政におきましても年々比重を高めてまいっております。土木と並ぶ重大な市の行政の一端であると思われるも認識をいたしておりますが、最近の労働事情を反映いたしまして、くみ取り人であるとか清掃人夫というようなものの供給事情が非常に悪くなってきておりますのは、ご承知のとおりでございます。これは労働条件等が悪いのではないかとというご指摘でございますが、何と申しましても、いま臨時職二千三百円を出して雇っておりますが、臨時職に対して、常勤職員の作業員が非常に不当に安いのではないかとというご指摘でございますけれども、臨時職員と常勤職員の賃金を日当的に比べるということは、やはり無理でございます。しかしながらこの年末の手当であるとか残業手当等を比較いたしますと、やはりそう私は見劣りはしないものであると、さように考えております。また臨時職員の年齢と常勤職員の年齢との給料状況を比べましても、そう誤差はないものとさうに考えております。現在清掃職員が大体八人欠員がございしますが、一応これは臨時職員で充当してあるというような状況でございますが、ご指摘のような、適正な労働条件の整備ということにつきましては、今後十分これを考えて

いかなければならないと、さように考えております。

市独自の排水条例等につきましては、今後検討しなければならぬ問題だと思いますが、下請業者の賃金、その他今後の見直し等につきましては、担当部からお答えをさせていただきます。

し尿料金の徴収の問題につきましても、担当部からお答えをさせていただきます。

水洗化の推進でございますが、これはご承知のように、現在水洗、公共下水道の処理によって水洗化しておりますのが大体八千四百人くらいしかない状況でございますので、現在まで約四十一億円も投下されております。公共下水道地域において、なおくみ取り作業が行なわれて、労働条件が非常に逼迫してあるところの清掃職員を、そういう地域にも使わなければならないということで非常に矛盾をしております。今回改正された建築基準法等によりましても公共下水道地域にも新設される住宅につきましては、必ず水洗便所をつくらなければならないということで、条文で制定もされておる次第でございますので、水洗化を促進するために、ぜひこの三年間以内には、くみ取りを廃止するというようなことを考えております。それにつきましては、従来から低利息の金六万円、奨励金五千円を交付して水洗化をはかっておりますが、なおこれがかばかしくないかということ、くみ取りの作業を継続してあるということにつきまして、非常に大きな原因があるのではないかとというように考えますので、このような奨励金制度等の普及、宣伝、あるいは業者の適正な指導というようなものに重点を置きまして、PRを重ねて水洗化を進めていきたいさように考えております。

市街化区域内の排水の問題でございますが、ご承知のように市街化、今度の新法の市街化区域内におきましては、千平米以下の宅地、市街地については、開発行為の許可が要らなくなっておりますので、このような地域については非常に無秩序にスプロール化が進むのではないかとというように心配されております。ことに、このような三百坪以下

の土地につきましては、農業委員会等の許可も要りませんし、今後はそういうような地域がたれ流し状況というよりなことも、目に見えてはつきりするわけでございますが、これが管理は、やはり県の土木事務所が管理いたしておりますので、土木事務所等につきましては、当方からも十分そういう話し合いをいたしておりますけれども、何ぶん土木事務所も人手が足りないということで、土木事務所が人をふやさない限り、このような状況は防ぎ得ないというのが現段階の状況でございます。市としての責任は、直接はないわけでございますけれども、何と申し申しても、市街化区域のスプロール化ということは、市としても非常に大きな問題でもございますので、四日市市といたしましても県と協力をいたしまして、このようなたれ流し状況というものを、状態のないように努力をいたしたいと、さように考えております。開発行為の許可が必要な地域については、それだけチェックする余裕がございますが、三百坪以下につきましては、こういうような廃棄というよりなことにつきましても、格段のそういう努力をしなければ、野放しの状況だとおそれるべきことが現出するのではないかと、さように考えます。

その他、答弁不足、不十分の点につきましては、担当部からこれを補足させていただきます。

○議長（山中忠一君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 市長の説明の補足をいたします。

まず、誤解があるといけませんので、市長の説明されたりち、二点ばかりについて訂正的なことを申し上げたいと思います。第一点は、垂坂山に予定しておる焼却炉の建設を四十六年、七年というふうに考えておる。その能力についてでございますが、百八十トンというふうに表現されたわけですが、これは一時間五十トン能力と、こういうふうに相なるわけでございますので、こういうふうにご理解願いたす。一時間五十トン能力、こういうことでござい

す。

それから、もう一点は、産業廃棄物に関して、企業庁が負担というふうに聞こえると、はっきり聞こえるような言い方をされたと思いますが、そういう点もありますけれども、まだそこまでいかずに、現在は産業廃棄物は企業責任であり、そしてこれを、できればそれを、終末処理を企業ベースにおいて行なうことが望ましいというのが政府の一致した考え方で、負担が企業庁ということにはまだまきまっております。で、これは企業ベースという意味は、企業が出資をするとか、あるいは、という方法もありますし、それからもう一つの方法としては、広域行政で、これはいま国会、中央で問題になっておりますが、広域行政として、大きな制度ということでいく線の考えもあります。いずれも終末処理においては、産業廃棄物については、企業責任ということで、必要があればその処理も公社方式なり専門処理業者というものでやりたい。それを含めたものを検討すると、こういうふうにご理解願いたいと思います。それら、以上二点ばかり、少しことばが足りませんので補足させていただきます。

それから、市長の答弁に漏れた点を以下申し上げたいと思います。

いまの、じんかい処理の基本的理念において、清掃法七十八条の特定汚物、あるいは市長の命令権があるという指摘はそのとおりでございますが、その前に清掃法のたてまえとしては、みずから善良な管理者において、みずから処理して管理しなければいけないというの、清掃法のたてまえになっております。それで、市の責任は、これらについて、その範疇が問題になります。燃えがら、じんかい、それから死んだ犬、ネコという定義になっておりますが、これは大正時代の定義で、今後これは明確にすべき問題がありますが、いわゆる通俗概念におけるごみ、じんかいというものについての市の責任は、これを計画して、収集する計画を立て、またそれを実行して、それを終末処理するという包括的な責任があるわけでございます。この点は明確でございます。で、そのご指摘になりました市長の

ここへ捨てるというのは特殊汚物あるいは多量の汚物、こういったものについて、市長は命令権が清掃法上あるということでございます。それで、ご指摘になりましたように、定義になりましたように、その捨てる場所の指定はできますが、その前提として、場所の確保も必要でございますけれども、その処理方法、捨てる前処理の問題についても、これはやはり指示しなければならぬというふうにわれわれは考えます。

それで、現実の問題として、特に泊山国有地の使用閉鎖後、市長が申し上げたように、一時しのぎとして垂坂山のすぐ下に民有地二千坪を借り上げて、一部は清掃という形で、急場しのぎでやっていることも事実でございますが、その形態は決して、急場しのぎでございますして、長くないということに考えております。それで、見通しといたしましては、いま市長が申し上げたような垂坂山の北部清掃場開発団地ということの開始でございますが、いまの時点で考えていますことは、大体十月中旬、進入道路はすでに完成しております。側溝も一部前年度工事が終わりました。本年度工事に入っております。水路につきましては、いま設計中でございますが、水それから井戸、それから土壁につきましては、近く着工の段取りになっておりますので、それが着工いたし次第、用地の中にブルを入れて、そこを使いたい。大体十月中旬ないし下旬というふうに目標を持っています。

ただし、この運搬方法につきましては、部外者は許さないとか、あるいは区別した分類投棄ということを考えておりました、泊山の二の舞いは踏まないという考えであることを申し上げておきます。

次に、煙霧消毒の問題でございますが、この環境衛生問題で、市の衛生課に現場職員六名を配置しております。実績といたしましては、四十四年度で利用者、これは散髪屋とか、あるいは劇場というような有料の環境整備衛生事業所といったものでございますが、年間、一年統計で見ますと三百三十件。それから希望消毒、これは大体屋内消毒を主としております。屋内消毒で年間いま大体六百件。それから、そのほかに環境消毒と申しまして、屋内につきま

しては有料であり、地区をまとめてもらって申し込みを受けて、そして出勤するという体制になっております。

それから環境消毒につきましては、側溝消毒、屋外の排水の悪いところ、それからどろり上げたあとの整備といったところを、年間七百件でございます。それからついでに、薬剤の配分量といいますと、一万六千リッターというものを使用しておりますが、現在の段階では、側溝の、公共的に使うところの側溝については、原則として市が責任を持つてこれを遂行する義務があるというふうに考えております。これはむろん土木面の工事の状況もあります。人家が集中してハエが発生するとか、あるいはハエがわくという面につきましては、環境衛生上、公共の側溝につきましては、またはみぞにつきましては、市がやはり一時的にも遂行すべきであるというふうに考えております。ただここでお尋ねの自治会の責任だという範囲が明確でございせんが、おそらく自治会で住民の方がここを消毒してくれというよりな要請については、これは市で自主的であるのか自治会の要請を待ってやるのかということかと思いますが、これにつきましては、私どものほうで一応年次計画をきめ、気のついたところはその計画でいきますが、気のつかぬあるいは環境の変化というようなことがあった場合には、自治会でまとめていただければ、その実態を考えて、ケース・バイ・ケースによって、あるいは薬剤を配付して地元の方でやっていただくとか、あるいはうちの消毒器を使うとか、あるいは大きくなれば、排水路の土木に連絡するというふうに処理していく必要がある。責任の問題につきましては、原則的にはいま申し上げたような状態でございますけれども、個々のケースによって考えさせていただきますというふうに考えます。

それから下請、し尿の関係でございますが、下請業者の料金が幾らかということでございますが、いま用語として下請ということ言われたわけでございますが、私の考え方では、清掃法に基づきまして、許可業者ということ

いま二社を半年更新で契約をしております。そのことを下請と云われたんだと思いますが、これは、料金は市条例上十八リッター十五円、十五リッター十円というふうに、市直営の料金と同じ条件で契約を結んでいます。問題は、それが実質量において、多いのか少ないのか。むしろ少ない。多いと、料金が高いというような非難があり、一応注意しておりますが、私卒直に申し上げまして、まだ不徹底な部分があるということを私は卒直に認めますが、これが改善方策として、現行法令上の厚生省の指導方針に基づき業者が直接徴収することについては、法律に違反するのではなにかという意見がございましたが、これにつきましては、法令上は違反であります。これははっきりしておりませんが、大半の都市なり、これは民営か直営かということで、この法改正以降半分くらいしか、いまだともかもやっではないという状態で、権威なき法律というよりな形になっていることも事実でございます。そこで市は、いま清掃管理課を主体としてこれを調査しておりますが、アンケートなどを設けて、業者地区を洗い出すという方法を夏から八月から始めておりますが、そのねらいは、できれば来年度からはそういう特殊制度をやめて、明らかに市が行なうべき責任を、くみ取りだけを委託するんであるというふうに、はっきり法律でも違反しないような形で、また住民からも直営のものと同直営でない許可業者の部分との料金の差がないような、格差をやめたいと、こういう方法で切符制度にするか、あるいはほかの企画で徴収するか、いずれにしても、合理化するについては、業者地区の人が業者に直接お金を払わなくてもいいような方法、手段も二三考えております。そういうことによって、法律違反の事実、それから合理化、適正化ということをいま詰めておる最中でございます。

以上、補足説明いたしましたと思います。

○議長（山中忠一君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 大体のご答弁をいただいたわけですが、若干ははっきりしない点もありますので、その点も含めまして、再度質問したいと思います。

先ほど、市長並びに衛生部長は、じんかいの処理につきまして、捨てる場所は泊山の民有地二千坪を使っているのだと、こういったようなお話であったわけですが、民間の人が泊山に行くと、ここに捨ててはいけないういふふうに言われております。捨てているのは市の車だけであって、民間のものはそこに入っていないというのが実情じゃないかと思うわけです。で、そういうことではなくって、泊山に、たとえば万古の業者が捨てに行っても問題はないのだと、そういうことなのかどうかについて、再度明確なご答弁をお願いしたいわけでございます。

それから次に、産業廃棄物そのものの処理の責任は企業にあるのだと、そういうことは一応ごまともなことだと私も思います。それから、しかしながら、市として当然警告であるとか指導であるとか、そういうたようなことは、市がリードをとって積極的にそういったようなことをすべきだと私は思うわけですが、そういったような考え方があのか、企業のほうから言ってきたら初めて市が動くということではなくて、市はどこでどういう廃棄物が出て、それをどういふ形で処理をすれば一番適切なのかということをご存じだと思いますので、そういったような積極的な姿勢が必要であると思うわけですが、こういったような考え方に立って今後いくのかどうか、そういったような点について、二番目に質問いたします。

三番目には、産業廃棄物といいますが、大きな企業もあり小さな企業もあるわけでございます。先ほどそういったようなものについては、すべて企業の責任で処理すべきだと、そういったようにみても一つにしていっていったような気がするわけですが、産業部長にもお尋ねしたいわけですが、中小企業の育成ということで、万古焼のような零細な企業にも、そういった形の押しつけをすることが適当なのかどうか、そういったような点について産業部長の考え、

さらに衛生部長は、垂坂ができて山山のようなことはしないんだと、そうしたようなことになりますと、これから中小の業者は、製品をつくることと同じような考え方に立って、廃棄物の処理場を自分で見つけるか、あるいは市に頼んで見つけてもらうような、そういう形をとらなければいけないと思います。私は、自分の能力でそういったような設備あるいは土地を確保することができる業種は別にいたしまして、せめて万古焼程度の業界については、市の土地を利用して、そこに投棄をさせてやるのが市としての最小限度の市民に対するサービスではないかと私は思うわけでございますが、そういったような点について、さらにご答弁をお願いしたいと思います。

第二点の雑草の問題につきましては、今後十分検討したいという、前と変わらないような答弁であったわけですが具体的に現在雑草がおい茂り、そして苦情も出てきておると思っています。その連絡口は一体どこなのか。衛生部に言えばいいのか。あるいは鈴鹿のように消防に言って、消防のほうから注意していただければいいのか、そういったような点と、今度は消防長にお聞きしたいわけですが、火災予防のような見地から、消防はそういったような市街地の中で雑草がはえているようなところに、積極的に刈れというような勧告をしたことがあるのか、さらには今後自分たちの勢力の範囲内で、具体的に雑草を刈り、それを所有者に要求してでも環境の整備をはかっていくような、そういったような考え方があるのかについてお聞きしたいと思います。

第三点の煙霧消毒については、市の義務でもあるようでもあり、あるいは住民の個人的な自己防衛のための仕事でもあるような、はっきりしなかったわけでございますが、いずれにいたしましても、こういったような消毒は、環境衛生上どうしてもやらなければならぬ問題であると私は思います。そこで、さらにお聞きしたいわけですが、一応六名の人員で、希望により料金を取って各所の消毒をやっており、その中には、市が当然行なわなければいけないものと、それから料金を取ってやっておるものがあるようでございますが、こういったような消毒によって、環境もよ

くなり、あるいは病気が少なくなる。こういったような利点を考えてみますと、市としても少し本格的に力を入れて、予防接種をやるように、計画的に市の業務として行なうことも必要であると私は思うわけでございます。それで経費のすべてについて、市費でこういったようなものを負担する考え方はないのか。それからもう一つは、パーセンテージは出ませんでしたけれども、この消毒が誠実に行なわれるために、現在の社会の情勢では、共かせぎの家庭がたいへんふえてきておるわけでございます。そういう家庭は、なかなかこういった消毒も実際にやりたくてもできないわけでございますが、たとえば、日曜日を利用して人を頼んで消毒をする。こういったようなことをすることによって、消毒を受ける戸数の数は相当上がってくると思うわけでございます。そういったようなことも含めまして、市が市財をもってやる意思がないのかという、そういったような点についてご質問をしたいと思います。

第四点のし尿の問題で、私が聞いたのは、下請の、業者の下請というのは取り消しますが、許可業者の中で働いておる方々の労働条件をお聞きしたわけで、金額は許可業者であろうと市であろうと同額であるというところは当然であります。もしそういったような労働者の労働条件が異常に悪いとするならば、ことによると人は全然集まらなくなつて、出したものがそのまままっておりますと、こういったような状態にもなりかねないわけでございます。そういったような点で、一応お聞きしたわけでございますが、市長のほうから、そういったようなことも十分配慮をして、労働条件の整備については考えていきたいというご答弁がありました。そこで、この問題については、できるだけそういった人たちが定着をするような労働条件を何とかつくってやっていただき、市民が困らないようなし尿処理をやっていただきたいということを、これは要望だけにとどめておきます。

それから、次にし尿料金の徴収についてであります。よくこういったことを聞くわけでございます。これも先ほどの労働条件と関連してることだと思えますが、代金を払う場合に、おつりを取ろうとするといやな顔をされた。

こういったようなことを私は聞いたことがあります。おつりはおそらく清掃業者の方々にも入っていきませんかと思ひます。そういったようなことを考えると、やはり労働条件をよくしなければ、こういうことも当然できてくるわけでございます。衛生部長は、そういったようなことも十分考えて、今後はそういったような問題について改善をすると言っておりますが、片方だけ締めてもなかなか問題は解決いたしませんので、めっちゃくちゃに多くの金額を出せということは私はいませんが、少なくともそういうことをしなくても、生活が維持できるような賞金はぜひあげてやっていただきたいと私は思ひわけでございます。そういったようなことをつけ加えまして、この問題については質問をいたしません。

第五番目の、たれ流しの問題につきましては、非常にむずかしい問題だということは市長も十分理解しておるようでございますが、むずかしい問題だから、やはりこれは県の土木事務所の仕事ということではなくて、市でそういったような問題を解決できるような条例をつくり、その条例に基づいて、環境衛生の確立をはかっていくことが私はよいと思ひわけですが、その条例をつくるかどうかという問題については、ただむずかしいということだけで、ご答弁がなかったわけですが、そういったような問題について、再度どういってお考えなのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君）

重ねてのご質問にお答えいたします。

借りあげた泊山の二千坪に中小企業のを捨てていいのかと、はっきりせいということですが、これはいろいろ経過がございますが、私どもの命令なり指示、あるいは計画ということ、現実に七月の時点、八月の時点にきまっておりますが、いまの時点では、市の直営のごみをあそこへ一応積み重ねるということが優先ということにつきましては変わりがございません。ついで、面積が限られ、それから転送も考えておりますので、その作業の実態に基づいて連絡を受けた場合、一応原則としては土材というふうな、無臭無害といったものについては、許せる範囲について、作業課のほうで一人職員も立っておりますので、その指示に従ってこれを有効利用していくという、こういう考え方でございます。何もかもみそくそ一緒に捨てていくという態度ではございません。そういう態度でございます。

それから、第二点の産業廃棄物に対する問題について、市がリードすべきであるということにつきましては同感でございます。現実には私といたしましては、公害問題と裏表でございますので、すでに二回程度、石油コンビナート関係の総務系統、それから技術系統の方の両面をお呼びいただいて、公害問題についてこれとらばらにあるので、再び廃棄物を、場所を変えて一次公害を起こさないための配慮についても、またこれは生産の終末点であるので、質を変えるとか、中和をするとか、あるいは水分を抜くとかというようなことを、前処理のことも考えるべきじゃないか、そうすれば、一応市の車で持っていきけるものは持っていく用意がある。しかし、何もしないで廃油なりあるいは悪臭するものを持ち込むということは、一切拒否すると、こういう態度をはっきりいたします。要すれば、助言の方法といたしましても、独立事業なりあるいは地域の企業が同種類のような物体であれば、同一処理も、前処理の方法もできる、運搬系統も考えられるはずだということで、相当こまかいところまでして、市のほうも相談に乗るから、あんたらのほうの企業自体でも考えるべき問題ではないか。ぼくは相手に求められて考えてほしいと言いません。

考えるべきであるというふうなことを言っています。で、現実ここで卒直に申し上げますと、ここ二・三年来産業廃棄物が問題になっておりますが、私どもの経験で、いま市長が冒頭に、一応四日市においては約八百トンの廃棄物があるというふうに申し上げましたが、この八百トンを出すについても、いろいろ苦労したわけでございますが、卒直に言いまして、表の企業のもので、いままでは廃油なりそれからそれ以外のものがどれだけあるかということ、はっきり言いまして、いままで向こうからの提示というものがなかったということが私ははっきりいえると思います。一部だんだん泊山をきびしく規制するなり閉鎖して、初めて実はこうだということが、これがはっきり言って実態でございます。

それから、中小企業の問題にいたしましても、産業部長にお尋ねがあったようでございますが、そういう趣旨のことは、私どもとしては、産業育成という面からも考えてほしいということにつきましては、実は八月の時点で、清掃がどういふ問題があるということ、両助役の前で産業部、土木部、公室長といった関係の、あるいは建設部というふうな関係のありそうなところで、現状と問題点の指摘をいたしました。いい知恵を出すような要請をしたわけでございます。そういったことで、一つの方向としては、全部が衛生部長が指揮するということは問題がありますので、問題を両助役に上げて、そして各部門における産業指導なり、あるいは建設であれば、そういう担当所管の助役を通して、地域行政として、その間接の部門はむしろ衛生部でやります。拒否はいたしません、そういう間接の部門、横の部門も団結してやってもらいたい。そうすべきでなければ、これからの清掃問題は解決し得ないというふうな、内部的な結束なり討議も行ないました。そういうことがございましたので、将来もこれは積極的に進めていきたい。こういうふうな考えております。

産業廃棄物の問題につきましては、市や町内の問題と、それから対外的な企業との問題が、二つ同一歩調をとらなけ

れば解決しないというふうに私は考えております。それから、その次に、したがってご指摘の、例を万古焼にとられました、一部ご相談があつて、私がたいた例がございますが、やはり理屈は、原則はいま申し上げたようなことでございますが、自分とここで装置し、また防汚設備ができて、前処理ができるような大企業と、実質上、幾ら理屈はそうであっても、実質上力なり数なり量なりにおいてできない中小企業については、やはりおのずから考え、またそれに相応するような前処理の同一扱いはできないということも認識しております。

それから、もう一つ、これは消防長にお尋ねがあったわけでございますが、雑草のことにつきまして連絡口はどこかということでございますが、私のほうの衛生部に関しましては、蚊がわくとかハエがわくとか悪臭がするといったむしろ人体に直接または間接に予防なりあと始末を要する問題につきましては、大体いままでのケースで私どものほうへ来ています。衛生課のほうの問題に入るときもあり、消防のほうの問題、公害のほうの問題もありませんがこれは私のほうへ来て、たとえばこれを焼く場合には、現実には消防のほうへ連絡して焼く方法がいいのか、それからポンプを配置してくれといったことも要請したことがございます。消防自体の処理につきましては、消防長のほうからご説明願いたいと思います。

それから、消毒についても計画的に、全面的に経費を市が負担して全面的にやる気がないかということ、また原則的に市の費用というのを言われましたが、約六万戸ある世帯を、屋内消毒と、これをやるということは、非常に困難であり、私は不可能と考えます。したがって、この実態も、大体冬場はよくて、四月ごろから大体九月一ぱいというふうなこの環境消毒の問題は要請が深まってきました。これは例年のとおりでございます。それで私も、この六名で十分ということは言えませんが、年間を通して見るならば、市の清掃のほうのバランスを見てもほぼ適当の人員ではないか。ただその忙しいときひまなときをなるべく調整できないかということいろいろやっておりますが、事実上

はいま申し上げた季節に集まりますので、年間平均はできないと。それで、実は七月から八月にかけては、幸い学生アルバイトが相当希望がこれについてはありますので、学生アルバイトを、大体十五人ないし二十人を臨時職員として動員いたしました、ご要請にこたえておると。こういう季節的な配慮をしておるといのが現状でございます。て、屋内消毒まで現在の段階で市が全面的にやるという段階は、いまのところ不可能というふうにご返事申し上げます。よりしかたがないと思えます。

以上でございます。

○議 長（山中忠一君） 消防長。

〔消防長（富山光三君）登壇〕

○消防長（富山光三君） 雑草の問題につきまして、消防の立場からお答えをさせていただきます。

先ほど市長のご答弁にありましたように、雑草の問題は、原則といたしまして所有者、管理者の責任でございますので、消防の立場からこれを一般的にかつ部分的にすべて消防の責任において行なうかということにつきましては、そういう考え方は現在のところ持っておりません。しかしながら、個々の問題につきましては、たとえば火災予防という見地から、どうしてもそれが必要があるという場合、ないしははなはだしく付近住民に迷惑を及ぼしまして、どうしても火をつけて焼いてしまうというようなことが、措置としてきわめて適切であるというように認められた場合には十分地元の住民の協力を得まして、消防のほうで実施してもいいというふうに考えております。いずれにいたしましても、先ほどちょっと問題がございましたが、まあ雑草の処理ということにつきましては、環境行政というような関係もございまして、どこの所管かということにつきましても、今後十分検討いたしまして、横の連絡をとりまして対処いたしていきたい、かように思っております。

結論といたしまして、火災を予防する見地から、必要があるものについては、そういう場合には、地元のご要望があらうかと思えますので、そういう個々の問題につきまして、ケース・バイ・ケースでご期待に沿えるように、急場をしのいでいくような方法で考えたい、かように思います。

以上でございます。

○議 長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 排水条例の考え方につきまして、お答えを申し上げます。

開発行為等につきましては、建築基準法あるいは下水道法あるいは都市計画法等によって、いろいろ法律的に規制をされておるわけでございまして、排水条例というような、この条例を必ずしもきめるといような場合には、このような法律、あるいは命令等に違反しない程度においてこれが実施できるといことでございまして、現行の法体系のもとにおいては、市独自の排水条例ということ、非常に相当むずかしいんじゃないかというふうに考えますが、実質的にこのような排水を規制していくといういろいろな方法につきましては、法律等で十分そういう効果のあらわれるような努力をいたしたいと、さように考えております。

○議 長（山中忠一君） 暫時、休憩をいたします。

午前十一時十分休憩

○議 長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前十一時二十八分再開

六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 私は、生活環境整備を中心に行いました。見方によっては非常にこまかい問題を取り上げたわけですが、考え方によっては、たいへん重要な問題ばかりであったと、私は信じております。

いろいろと理事者の答弁があったわけですが、私たちの住んでおる町を少しでも住みよいものにした。そのための施策については、いろいろとあるわけですが、時間もたいぶたちましたので、最後に二つばかり要請をして質問を終わりたいと思います。

一つは、ごみの問題であります。産業廃棄物といいますが、中小企業から出ますものは、一般のごみと同じだと私は思います。業者は車を持って一応どこかにそれを捨てに行くわけですが、聞くところによると、十月の半ばには垂坂の使用も開始されるということであり、現在でも二次公害を起ささないものについては、泊山に捨てることも許されるといふことを確認いたしましたので、そういったような線に沿って、今後とも処理をしていただきますと思います。

次に、雑草の問題ですが、一がい雑草といいますが、四日市には相当あちらこちらにございます。消防長は、危険だと思った場合には、積極的にそういったようなものを処分するというのをこの席で明言されました。さらに地元から言ってきたらやるんだというよりなこともつけ加えたわけですが、市の責任において、やはり消防の方々がバトロールをしていただき、そして各所に危険な雑草がおい茂っておりますので、そういったようなものは条例がなくとも消防法の規定、あるいは市の消防の業務の一環として、ぜひそういったようなものの始末についてもぜひ予防という観点から実施していただきたいと思っております。

そのほかの問題につきましては、不満な点もありましたけれども、一応理事者の答弁を了解いたしました。以上の二点につきまして、最後に要望いたしました。私の質問を終わりたいと思っております。

○議長 長（山中忠一君） 大谷君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 質問の通告順序に従って、三問をお尋ねいたします。

まず第一問。社会福祉協議会と市の行政の関係についてであります。

社会福祉協議会の事務局長が、二、三カ月ほど前に辞任されたその直後から、後任者の人選問題についていろいろの話題を聞いていたのでありますが、ごく最近において、一部の人で局長選任が強力で進められて、その決定を見たとかということをお聞きしております。その結果についての、関係者間ではいろいろと批判が強まり、これがために最近の社協組織の事業その他が麻痺状態となって、厚生部内でも、議会内におきましても、さまざまな話題を投げかけております。その話題が単に人のうわさとか、あるいは出所不明の憶測を含めたような流言であれば、私もあえてこの本会議でことさら一般質問をいたしませんのであります。責任ある地位、立場の人々や、特に議会内におきましては、議長・副議長はもちろんのこと、担当常任委員長もいろいろとご苦労をされたとかということをお聞き受け、この問題について何か割り切れない感じを抱くのであります。

そうした意味から質問いたしますと、該当者と思われず新局長との間におきましては、長年にわたるじつこんな関係でもありますために、何の感情もなく、私心もなく、しごく自然な立場からお尋ねをすることについてを特に申し添えておきます。

四日市の社会福祉協議会は、昭和四十二年度に社会福祉法人となって、予算的にも市費の繰り入れを中心に相当に

大型化し、昭和四十一年度では二百五十三万円の決算額であったのが、四十二年度の決算額が六百二十万となり、四十三年度の決算額では六百三十八万円、四十四年度の決算額においては一躍九百九十万となり、さらに本年四十五年の予算額においては一千四百四十万円が計上されているのであります。このように年次的に増加して、四年前に比べますと実に四倍強という驚異的な財政力を持つようになって、おのずから事業内容も積極的に遂行されて、一般市民各層から社協の性格を認識し、理解を深めて、今後さらに飛躍されようとする期待される期に至ったことは、まことに同慶でもあり、関係者のご努力に対して敬意を表するものであります。ところが、こうしたような大事な期においてボランティア精神によって美しい、最も美しい組織、機関の場であるべき社協が、一部の人で、しかも割り切れないような動きの中で人選をされたということが真相だったとすれば、その事実を多くの市民が知ったとき、特に社協に對してどんな反響があるのかのご見解を承りたく、お尋ねいたします。

次に、一部の人の声として、従来の社協事務局長は公務員の経験者であって、全くの民間人でなかったことはご承知のとおりであります。今回は、どうしても過去の因襲を破って、社協の場から公務員のおいを打ち消したいと、こういった強い意見のもとに、このようなことがあったと聞き及んでおりますが、その事実があったのかないのか。あったとすれば、どのようにこれを受けとめておられるのかをお尋ねいたします。

次に、昭和四十五年度の社協予算、総額一千四百萬円中、公害の占める割合は四七・六％、共同募金の配分額が二七・九％、民間費の財源が一四・八％、その他九・七％でなっており、公害の占める四七・六％の額は五百四十一万余円で、その中に百五十万の委託事業費が含まれているのであります。このような予算規模内容を分析して思われることは、これが執行には行政職の経験者がその任に当たる必要がありはしないかと考えられるのであります。その点についてのご見解もあわせてお承りいたしたい。

以上、三点にわたる、心配をする者の一人として質問をしますのでありますけれども、幸いにして、そのいずれもが私の心配のみであったというようにご見解であれば、さらに私は、次の意見を加えてご見解のほどを承りたいのであります。

すなわち、社協の人事機構は、でき得る限り民間のみで構成、運営されることを希望するもの、二つには、市の行政の中で、当然に行なうべき事業はもろろのこと、市が社協に委託している事業は、全面的に削除をすること。社協運営費として当然必要と認められる財政助成は、でき得る限り増額して、社協本来の事業に積極的な指導・助成を行なうこと。以上であります。

前段の三問と、後段の意見三点についての区分をしたご回答を希望いたします。

次に、四日市で産業博覧会を開く意思があるかないかをお尋ねいたします。

四日市市では、昭和十一年に港付近を中心にして博覧会が開かれ、この博覧会の目的は、産業の振興という目的があったということを知っております。さらに昭和二十七年には、市の中心部で開催されております博覧会が、講和を記念した全日本の農器具大博覧会であったという目的も聞いております。いずれの場合も、その時期に適した目的をもって効果のあったことであることを信じておりますが、私の推測では、第一回の場合におきまして、港を広く紹介して、あわせて本市の工業開発への発展に大きく寄与したというふうに評価され、第二回目の昭和二十七年の博覧会は、戦災後間もない本市の復興意欲の向上と農産物の振興対策のゆえんともいわれ、あるいは産業振興の動機を与えるというよりなことなど、そのいずれもがそれぞれの時期に合った目的と十分に察し得られるものでございます。さて、そこで私がこの時期に産業博覧会の開催をする意思があるかないかをお尋ねいたします理由は、数年前から本市が石油化学を中心とした産業こそはたくましい飛躍しておりますけれども、反面公害をおもに、住民

と企業との間に割り切れない感情的な問題が日々増加して、さらに四日市公害が広く全国に宣伝されたりして、中小企業はもろろんのこと、大企業といえども人手を多く要するところはことごとく雇用対策に苦しみ抜いて、今日の産業振興に大きな不安をかけておられることはご高承のとおりであります。こうした意味から、ややもいたしますと沈みがちになろうとする人心をはじめ、あらゆる情勢を活気に満ちあふれた四日市に取り戻す一つの策として、産業博等を開催して、全国各地の人々に正しく四日市を見聞される機会をつくる必要がありはせぬかと思っております。

以下、さらに二 三の実例を申し述べ、私の質問に肉づけの一端といたしたいと思います。

雇用対策の一つの手段として、本市の関係者の方々が、あるいは東北にあるいは九州にと、国内はもろろんのこと遠く沖繩にまで足を伸ばして、そうして雇用対策についての努力がなされており、あるいは全国組織の会合を本市に誘致されて、いろいろと努力のあとを見受けるのでありますけれども、どうもすっきりした結果を見受けることができません。一昨十五日と記憶いたしますが、朝の七時三十五分から始まりますNHKの「一〇二」の番組に、仲秋名月が紹介されており、確かに三カ所の満月写真が画面にあらわれて、そのうちの二カ所が四日市であったことは、私一人だけでなく皆さん方もごらんになった方がたくさんいらっしゃると思います。アナウンスの紹介のことばの中に「公害の町四日市では、こんなお月さんしか見られないです」と、こういうような説明が加えられておりました。これを聞き見た国民の多く、特に四日市に在住する者の人々が、どのようにその印象を受けたか。画面の月はほやけて、かすんで、さもお月さんまでが公害のためにぼろぼろ涙を出して、年がら年じゅう苦しんでいるような印象を受けたのであります。幾ら四日市だって、毎日毎日が雲ってばかりいる空ではなくて、やはり晴れた美しい空の日もあり、またすばらしくさえた月夜だってあるはずでございます。それをあのように紹介されますと、四日市は一年中まるっきり美しい月を見ることのできないイメージを与えます。

さらに、いま一つの実例を申し上げます。これも十五日の夜の話であります。たまたま私も新風クラブの会派が、市政報告会を橋北地内で開きました際に、帰るまぎわの懇談の席上でこんな話題が出たのであります。その話題の主は、午起町に在住される実在者であります。四日市の理事者の方々や議会の人々が、公害防止のためにいろいろと骨折りで努力されていても、ほかの地域からながめたり、見たり、聞いたりする評価は、その努力を全く無視するよりの事例があると、こういうようなことが言い出しの表現でありました。愛知県や静岡県、その他各地から南の伊勢志摩方面とか、あるいは京都、大阪方面へ行く観光バスが名四国道を南下して、霞ヶ浦を通過し、さらに海蔵川を越えると間もなく、車を徐行して、そしてバスの中の美しいガイドさんが、「皆さん、ここが日本で有名な公害の町であります。どうぞ、公害のにおいをかぎたいご希望の方は、窓をあけて自由におかきください」と、こういうようなガイドをされるその説明があるや、一斉に窓が開かれて鼻をくんくんさせるのだそうであります。私どもは、まさかと思ってしまうと深く尋ね込んでみますと、報告をされました人の親戚の方が、その観光バスに乗って、伊勢志摩方面へ観光に行かれたその帰り道に、ご親戚であるために、途中でバスから単身おりて、そしてその夜その親戚の家で一泊されたときの物語の一端であります。これは事実でございます。私は、その問題をお聞きしましたときに、観光バス会社でも、いろいろとそのガイドの養成、教育という場があることと思えますが、多分にその観光バス会社でそうしたガイドの方法についての教育指導がなされておるから、そのような声が出たのだと解釈いたします。したがって、念のために私どもは、その方を通じてこのバス会社であったというバスの会社名を調べていただくように依頼しておきましたことを、念のために申し添えておきます。そういうことであるとすれば、たまたまその日に通ったバス一台だけでなくて、少なくともその会社には何台か何十台か知りませんけれども、多数のバスが同じ経路を通ったとすれば、同じような案内をなされていることを当然想像できるのであります。

どうです、市長さん、こういう実話を聞き取って、どんなふうに感じとられるか。雇用対策で少数の人々が足にまめをつくってはるばる遠隔の地に出かけていただくのもけっこうであり、パンフレットやフィルムで宣伝されるのもこれまた必要でもありません。ところが、先ほど申し上げたように、電波を通じて、しかも全国放送の場であるといると、間違つたとまでは申しませんが、真相におおよそほど遠いことが宣伝されてみたり、あるいは交通機関の場で、多数の乗客に全くわれわれの想像することもできないような宣伝をなされている事実があることに對して、これは一考せざるを得ないのではないかと考えるのであります。

以上のような理由から、私は思い切った対策の一例として、産業博というようなことばでもってこの事実を開催して、本市の公害の悪名を返上すると同時に、本市の姿を正しく全国に認識をしていただき、さらに産業の進化をも紹介して、大小を問わず、本市の産業振興と合わせて、雇用対策も円滑に進められるような一つの方法論ではなからうということをつけ加えて申し上げ、市長の所信を承りたいのであります。

第三問目、橋北地区の諸問題についてであります。

そのうちの第一点、元東洋紡あと地についてお尋ねいたします。

この東洋紡あと地が、戦後二十五年を経ましたきょうもなおそのままの状態で放置されて、はからずも今回の補正予算案でようやくこの土地に対する解決の糸口を示されたとは申せ、長期間にわたり雑草から発生する毒ガに悩まされた地域住民、あるいはその事件処理にとり人命を失ったこと、環境不良によって青少年の不健全交遊の場で長く悩まされたこと、ただいまの六平議員の発言にもございましたとおり、雑草枯れる冬の季節には、子供たちの火遊びから火災発生の危険にさらされて、住民に心胆を寒からしめたこと、そういったこと等々を思うときに、百害あって一利なしの土地で、機会あるたびごとにその対策の必要を強調し続けてまいったのであります。さらに昨年にお

きましたは、私は議会の運営委員会にお願いいたしまして、緊急質問として認められました輸入木材置き場についても、防火・防災衛生問題に関連して、その諸点の安全対策についての善処方を強く要望してあります。

特に、最近集積されている木材の大多数が、巨大な皮のついた原木で、運搬経路等はこの付着した皮が道路に落ち散乱して、交通にも多大の障害を与えているというような現状でございます。

そこで、質問の第一点。この原木の皮下に、皮の下にサンリ・コブラのような毒性の幼虫または卵のようなものが付着して輸入されたときに、成長繁殖するような危険はないかどうか。最近他都市においてそうした事例が数多く新聞で報道され、大きな社会問題となっていることはよくご承知のとおりであろうと思ひます。そのことについてのどの程度調査、研究されましたのか、その結果についてお教えをいただきたい。

質問の第二点につきましては、先ほども少し触れましたが、今回の補正予算案で若干の予算を計上されておりますので、その議案質疑の場ではいろいろとお尋ねをするほうが適當かと考えられますので、特にここで議長はじめ議員の各位にあらかじめお含みおきたいだいて、質問の内容が若干議案質疑の域を越えて一般質問的な要旨になるやもはかりしませんので、本日の時間を省略すると同時に、その場における皆さん方のご寛容をお願いしたいと思います。

第二点、公共下水道と都市排水路についてであります。

この問題は、単に橋北のみでなく、全市的に大きな問題であり、巨額の費用と長日月を要することは、いまさら私が申し述べる必要もございません。特に、公共下水道事業においては、国の補助なくしては得ないし、しかも都市計画事業をはじめとする地理的な条件など、いろいろな要素が整わなければ、その遂行については困難であることは言をまたないところであります。また都市排水問題については、毎年毎年問題を起こして、議会におきましてもいつも議論がかわされておるのでありますが、なぜそのようなことが年中行事のように繰り返されているのかと。

の理由についてはきわめて簡単であります。すなわち、本市の都市化がドーナツ現象ともいうべき傾向で、従来の都心部から西部あるいは北部へとその丘陵地に人口移動が多くなって、しかもそれがために区域が拡大されて、その拡大されていく速度に行政がついていけないということに私は尽きると思います。内容的には機構の問題、あるいは人員の多い少ないの問題、またそれに伴う財源措置の不十分とか、農業用排水路と都市排水路との関係等々、幾つもの隘路が山積しておることともいえない事実でございますが、私はただ居住いたします橋北の一つを取り上げて、関係者の再考と同時に、きょうからにでも残されている諸点の執行決意のほどをお尋ねいたしたいのであります。

まず公共下水道事業についてであります。質問の理由、要旨につきましては、時間を考慮して省略いたしますが、間もなく休憩をされるのであります。その時間中に、昭和三十七年の十二月定例会で私が質問をし答弁をされております会議録九七ページから一〇九ページにわたってお目通しをしておいていただきたい。さらに、昭和四十三年十二月定例会の会議録三七〇ページから三八二ページの質疑答弁内容も、これまたあわせてお読み願っておきたい。その内容をごらん願えば、あえて私が質問の理由をちょうちょうと申し上げる必要はございません。そこで、昭和三十七年からは約八カ年、昭和四十三年からでも二カ年半を経過しております。答弁されます内容が、まさか八年前も二年半前も同じであろうとは私は考えられません。昭和四十二年度から新五カ年計画の中に入っている事業は、第四年度目に当たる本年度の半ばも過ぎて今日でさえ、この事業に着手されないというようなことは、いかなる理由がありましようとも許しがたい私は怠慢といわざるを得ないと思います。戦災復興事業によって二十年近くも前に完全な都市計画が完成し、街路もりっぱにでき上がり、あらゆる諸条件の整っている地域だけに、なぜ実施させないのか。関係地域の住民に対して、りっぱに説明のできる理由についてのご答弁を求めますのであります。次に、都市排水路についてであります。

橋北地区の歴史は、いままさら私が説明せなくても十分おわかりのように、昔の浜一色村の農業地帯が都市化して、地形的には西が高く東が低く、その高低差も数メートル以上にも及ぶものと考えられます。土地の高い西橋北地域から、陶器地場産業を中心として、商業あるいは住宅地等として、その家並みも密集し、その地域から発する汚水、雨水は昔ながら、昔ということは何年前をさすかは別にしまして、いずれにしても明治時代と言って大きな間違いはなからうと思えますが、その時代からの農業用水路を経て、低い地帯の東橋北の午起方面に流されて集まってくるのであります。集まってくるまでの水路過程では、数多い問題点あるいは排水処理でのいろんな小言等は、一々その実例を示すにはあまりにも時間を要しますので省略いたしますが、私は次の二点にしばってお尋ねするものであります。すなわち、その第一点。三千数百戸にも及ぶ橋北の地区の汚水、排水が昔ながらの細い農業用水路で万全であるのか、これが第一点。

第二点。最近十カ年ぐらいに汚水、雨水の対策費に、どれほどの事業費を橋北地区内に投入されておるか。

第三点には、公共下水道以外の都市排水事業を、今後、どのように抜本的な対策をいままでに立案されているのかその内容をご答弁願いたい。

最後に、橋北地区内の都市計画事業についてであります。

この事業につきましては、公共下水道事業ともきわめて関係が深く、さらに橋北の中学校の工事とも関連し、その実施促進については、非常に意義を深く、役割りを持っているのであります。さらに防火的にも、交通事情の緩和対策にも、経済効果のうえからも、その果たす役割りを思うときに、実に大なるものがあることを信じます。今日の都心部であるような姿で許されるかどうか。ことしの一月の市長選挙の際に、この地形、道路状況等を回られた九鬼市長の感想談に、「まさか、私が橋北で、このように狭隘であるということは再認識をした」と、こういうことばを

私は記憶いたしております。

なお、その他の理由については、公共下水道並びに都市排水問題で前申し述べたとおり、昭和三十七年の十二月定例議会の会議録を十分に読んでいただければ、重複する理由を私は省略したいと思えます。橋北の非戦災地域における都市区画整理事業が、何年度に着工される調査をなされようとするのか、その調査時期を明確にご説明いただきたい以上であります。

○議 長（山中忠一君） 暫時、休憩をいたします。

午後零時六分休憩

午後一時二分再開

○副議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

私の答えられませんが、助役あるいは担当部長からお答えをさせていただきたいと思えます。何ぶん問題が古い問題もございますので、その点につきましては、ご了承賜わるようお願いいたします。

まず第一点の社会福祉協議会と、市行政との関連についての問題でございますが、ご承知のように、社会福祉協議会は、市内の二十三団体が加盟をいたしておりますところのボランティアの団体でございます。したがって、われわれといたしましても、市の行政の非常に重要な部面を補完していただく働きのある組織団体でございますし、

また、ボランティアの精神をいかに生かしていくかということに、やはりこの協議会の本旨があるのではないかと考えております。すでに事務局長も選任された段階でございますので、ご指摘のように、財源構成等につきましても、四十五年度につきましては、約五〇〇万近い五百四十一万という金が市費から出されておるようなわけでございますので、市の行政との一体化、表裏一体となったような運営をしていくように、今後とも積極的に指導し、また相談に乗っていきたいと、さように考えておる次第でございます。

次に、産業博覧会を開催する意思があるかどうかということでございますが、ご指摘のように、昭和十一年、あるいは昭和二十七年に産業博覧会を開催いたしておりますが、これらはいずれも産業振興、あるいは港の宣伝というような意向があったのであると思えますが、その後この非常に文化的あるいは文明的にもスケールというものが大きく発展をいたしております。特に経済的な生産あるいは消費の伸びというようなことを考えますと、以前のような小さなものやっておりますかということについても疑義があるところでございますし、また東京と大阪におきましては一年交代で国際見本市というようなものが現在行なわれておりますし、また先日終わりましたところの万国博というより大きな博覧会もあったあとでございますので、四日市で産業博覧会というものをやるべきであるかどうかということについては、いろいろ疑点があると思えます。四日市の真相を、多くの人に見てもらいためにこういうものをして、大ぜいの人が寄ってきてもらうのはいいのではないかとすることも考えられますが、やはり産業博覧会ということになれば、そういう公害というようなことを離れて一応やっぱり考えていくべきじゃないかというように考えております。ちょうど昭和四十八年には伊勢神宮の遷宮もございまして、また全日本高校総合体育が四十八年に行なわれることになっております。当市はその会場になっておりますが、また五十年には、国民体育大会というものが大体招致されるというように決定するやに伺っております。

そういう機会でございますので、そういうときに何か便乗するとか、歩調を合わすというようなことも考えられな
いわけでもございませんが、ちょうど東京オリンピックが行なわれ、大阪、京阪神を中心として万国博が行なわれた。
今度は中部圏において何かそれにかかわるところの国際的な行事をしようということが、佐藤首相等から言われており
ますが、そういう主旨で愛知県が、アジア博というものを、名古屋を中心としたところの伊勢湾あるいは三河湾沿岸
を会場として、アジア博の構想があるというようにきょうの新聞にも載っておりますが、そういうような次第でござ
いますので、何らそういうものの関連において考えれば考えることができるのではないかと以前より考えます。

それから、産業博が雇用対策としても、もちろんその効果もあると思えますが、公害の解明と産業博とを結びつけて
考えるということもどうかと思いますが、現実には、ご指摘のような名月が四日市ではこんな状態であったということ
でございますが、あの晩は全国ほとんどの地域で大体曇天あるいは雨天であって、ときたま雨雲の間から名月がのぞ
いたということ、四日市でもはっきりとした月が出ておったわけでございます。また観光バスが通過するときに、
そういうような四日市の公害等について過大に報道されておるといふことにつきましては、私も二年前に三重交通に
すでにそういう抗議を申し入れたことがございます。それは地理学会か何かの大会がございましたときに、その一行
が四日市を通過するときにわざわざそういう紹介をしたと、しかもその日は秋晴れの非常によい日であったというに
もかわらず、実に悪い報道をしておったということで、そういうことを申し入れたことがありますが、これにつきま
しては、皆さんがご承知のように、報道、評論等の限界について新聞倫理綱領というものがございます。それにより
ますと、報道の原則は、事件の真相を忠実、正確に伝えなければなりません。また、報道には記者個人の意見を差し
さんではなりません。ニュースが何者かの宣伝に利用されてはならない。また、故意に真実から離れた評論をしては
けないというような報道評論の限界について新聞倫理綱領が規定されております。

そういう面から見ますと、このように過大に報道されるということは、たとえば龍角散に宣伝されたような四日市
の非常に悪い宣伝であるとか、また、ただいまご指摘のようなバスによって、その誤った報道が利用されるとい
うことにもなるのではないかと、そういうような観点から、新聞記者の皆さんには、常々この新聞倫理綱領のつて恥
ずかしくないかどろかというのを私は指摘を申し上げます。そうして、ある新聞には、四日市の公害の虚
像と実像という記事が載ったことがございますが、たえず運動会がありますと、石油タンクの影に運動会、ユッカの
花が咲きますと、公害の空の下にユッカが満開、春になりますと公害の町に桜の花が満開だと。したがって、そうい
うような公害というよりな誤った一つのイメージをもった形容詞をつけなければ、皆さんは、遠足なり、運動会なり、
桜の花が咲いた、あるいは、季節の推移についても報道ができないのかということ、私は指摘したこともございま
す。かならずこの市役所のロータリーのところのユッカの花につきましましては、最近四年間毎年変わりばんこに、その
花が咲くごとに、公害の町にユッカの花が咲くという記事が変わりばんこに掲載されたことがございます。それらに
つきましても、やはり私は、厳密に言えば新聞倫理綱領にそむいたものであると、さように考えております。商品
宣伝に利用されるとか、あるいはバスの観光宣伝に利用されるというようなことも、結局この誤った新聞報道等に
よるところの、ゆがんだ虚像によるところが非常に大きいのではないかと以前より考えまして、私も、それらの点に
つきましましては、かねがね注意をいたしておりますし、今後ともそういうことのないように十分注意していきたいと、
さように考えております。したがって、産業博覧会の問題とは別個に、四日市公害の真相等の解明等につきましましては、
今後とも積極的に考えていきたいと、さように考えておる次第でございます。

次に、橋北地区内の諸問題についてでございますが、東洋紡あと地の問題につきましましては、雑草がはえ繁っておる
と、そしてまた、雑草刈る、焼却するために先年市の職員が死亡するというような痛ましい事件もございました。

また、ただいまご指摘のような材木置場になっておるといふようなことがございますが、ご指摘のサンリだとかコブラというような危険につきましては、あの場所に置かれておりますものは、原木ではなくて、製品になっておる角材あるいは板等でございます。その板や柱の中に腐りがあった、その中にあるいはサンリがもぐり込んでおるといふような危険はあるということは考えられますが、またそういう点につきましては、動植物検疫所等からそういう指摘も受けておりませんし、われわれはそういう危険があるということは、かねがねコブラ事件以後考えておりますが、サンリ等というような問題に関連いたしまして、今後動物検疫所等につきましても、衛生部のほうから十分接触をいたしまして、事故の少ないように配慮をさせていただきたいと、さように考えております。

第二点の公共下水道都市排水並びに、都市計画事業等につきまして、過去の昭和三十七年度十二月の議会の議事録あるいは昭和四十二年十二月議会の議事録をいっぺん読んでいこうというので、私も昼の休みに読ませていただきました。昭和三十七年度におきましては、平田市長は大谷議員の質問にお答えをいたしました。かねがね自分もそういうことについては心配をしておるんだと。しかしながら、財源的に考え起債を受けるにいたしても、市の財政事情との見返り額、いろいろ相対的な事業から考えて、これに踏み切ることができないのはまことに申しわけないという記述になっております。また、昭和四十二年十二月の記事につきましては、私が、午起住宅等の関連あるいは都市計画事業等につきまして述べておりますが、その間すでに数年を経過して、何らそこに進歩が見られないじゃないかというご指摘でございます。橋北地域のこの都市計画事業並びに公共下水道、都市排水等につきまして、その後格段の進歩発展が何らなされておらないということにつきましては、まことに申しわけないと思っておりますが、着手されない理由ということにつきましては、ご承知のとおりでございますが、これが戦災地であったと、しかも、当初戦災復興地域に組み入れられたが、その後地域を縮小するために戦災復興からはずされたとい

うことで、都市計画事業との関連の面が非常におくれたということがございますが、被戦災地であるだけに住宅が立て込んでおると、そのままの状態であって非常に困難が予想されると。しかも、この住宅の移転につきましては、ご承知のような平和町あるいは雨池町というような、あるいは塩浜の都市改造事業を比較していただいても、非常に困難な問題がたくさんあるわけでございまして、それだけにこの延引の理由につきましては、財政的な理由あるいは一般事業とのバランスの問題から着手がおくれておるといふことも思いますけれども、非戦災地であるだけに、この事業の計画が非常にむずかしかつたということがいえるのではないかと、さように考えております。したがって、公共下水道につきましては、まず公共下水道をしなければ蒲の川であるとか、浜一色の用水であるとか、あるいは高浜町の用水というような、農業用水とかね合ひのような、何ら進歩しない都市排水という問題が解決しないわけでございますが、先般も滝川町一帯に浸水いたしました、たいへんご迷惑をおかけいたしておりますけれども、これらすべて、蒲の川の改修、もとよりそれは公共下水道によって解決されなければならぬ問題でございますが、この公共下水道問題につきましては、橋北公共下水道といたしまして、四十五年度内に約三千坪の用地買収をやりたいと、さように考えております。したがって、四十六年度からは幹線工事を一手にかかって、大体五十年くらいをめどにこの橋北の下水道の工事を完成さしていきたいと、さように考えております。

都市計画事業につきましては、ただいま申し上げましたような非戦災地区であって、都市改造事業が非常におくれておると、また、加うるに金場新正線あるいは羽津山線等の接続地に至るところの道路の整備拡張につきましても、なかなかこの区画整理事業はむずかしい状況でございますが、なおまだそれがいつできるかということにつきましては、ただいまこの席で明確にすることができませんことは申しわけありませんが、これらの狭い地域あるいは密集した地域につきましても、このままほっておいてよい問題ではないと考えますので、今後そういう問題の解決のために

努力をさしていただきたいと、さように考えております。

また、午起住宅の問題も、昭和四十二年の十二月にお答えをさしていただいておりますとあり、都市改造事業の実施というものが非常に困難なことでございますので、市営住宅がだんだん老朽化しつつあると。したがって、漸次そういう老朽化した住宅があいたところは、これまでも公園緑地あるいは広場等にして、地域の環境をよくするため進めてまいってきておりますが、将来は中高層市営住宅に切りかえて、よい場所にあるところの、たとえば何と申しますか、この久保田というんですか、堀木のほうの市営住宅群が老朽化してきておりますので、そういうところを中高層に切り変えて、そういうところに漸次移っていただくというようにすることも考えられるわけでございますけれどもご承知のように、現在の午起住宅は、非常に低家賃の魅力というものがありません。一がいにこれをやはり除却するとか、あるいはこわすというよりなわけにもいかないのではないかと考えております。自分が生存してあるうちに、橋北の諸問題が少しでも解決するのかわりということでございますが、ぜひそういうことのないように、橋北下水路はじめ道路問題等につきましても努力をしていきたいと、さように考えておる次第でございます。

○副議長（前川辰男君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 市長の説明に若干補足さしていただきます。

社会福祉協議会の今回の局長の後任の問題につきましても、市議会の皆さまに非常にご心労わずらわしましたことにつきましても、深くおわびいたします。

問題は、社協の性格あるいは機能、またはその協議会の構成、あるいは組織、財源の構成、並びにその比率、そういったものにつきましても認識の度合いが、理事の間で異常に高い方と気楽な方というふうにあるのではないかと、

こういうふう感じ取っております。特に今回の場合は、基本要項に基づく住民主体というものが表に出ましたけれども、その住民主体ということが、一体社協でどういうふう位置づけられて活動していくんだという内容についてのご研究が、足らなかったんじゃないかというふうにも考えられます。したがって、そういうことから、先ほど市長も触れました財政的な問題にとりましても、基本要項の中では、社協の構成のメンバーなり、あるいは財政の構成の比率なりというもののおおまかな推移は、出ておりますけれども、その都市の人口並びに面積等の公共の構成によりまして、財政の比率も大抵対応性を帯びております。ところがこれが市になり大都市になつていくにつれて、若干公の持ち出しが増えておるのが現状でございますが、比率の大体のきめ方としては構成員の拠出金、これがまず占められております。それから共同募金の配分金、それから公の負担金と助成金となりますが、この三者の比率が大体三分の一ずつであるほうが望ましいというふうに大体基本要項では流れておりますけれども、いま言いましたように、いろいろな問題から多種多様にわたっております。ただしその構成のメンバーにつきましても、どこの市でも基本要項に基づく構成メンバーのとおりに広く諸団体をかかえております。こういった点でも、市議会の皆さんの中からご推挙いただいております常任正副委員長のお二人が、評議員または理事としてご参加いただいておりますが、その参加していることに疑問を持って非常にやりとりをされたという一面が、私を感じて非常に残念に思いました。こういうことから見ても、社協の構成というものは、こういうものであるという認識の度合いが足りなかったのではないかと、さういふふうに考えております。そういう中で、先ほど申しました住民主体というものが表に出ましたけれども、深く突っ込んだ勉強が私も含めて不十分ではなかったのではないだろうか。特に私の立場は、指導的な立場でございますので、そういうことから非常に説得力が足らなかったということについては、非常に私としては今後反省をせねばならないというふうに踏まえておるわけでございます。いずれにいたしましても、

先ほどご指摘のありましたような、特殊な方の勢力に押し切られたんではなかるんかというご懸念もあつたんですが、社協の前向きな発展を願って局長の問題が審議されたことだと信じておりますが、そういうことで今後はどうしていきたいと思えますし、きまつたからにはそういうものをどういうふうに指導していくかということについても、私どもに課せられた大きな問題であろうかと、こういうふうに考えております。ただ住民主体、主体と申ししても、全国的に現況では事務局長の座というものは、ご案内のようにやはり行政職の経験のあつた者もしくは校長先生の経験のあつた者が全国で大多数を占めております。これらもご案内ありましたように、非常に財政の規模が伸びてまいりますし、行政と表裏一体の性格をなすもんでございますし、一部では国費をちょうだいしている。あるいは公費のほとんどがつき込まれているという現況から、事務の一つ一つが地方自治体の事務の流れと変わらない要素を持っているわけでございます。ですから、ある団体の会計をあずかっているというふうな考え方は、局長は相立っていかなぬわけでございますので、万が一そういう形で出るとするならば、指導の面でカバーしていきたいと、こういうふうに考えております。したがって、事務局長というのは、ある反面、教人でございますが、本市の場合は局長以下四名でございますけれども、そのほかの三名のを使っていくという管理職の立場にもあるわけでございますので、その管理職の立場の者が、住民主体の原則に従って、理事会の場はものの言える場に運営していかなければならぬわけでございますが、そういうことも踏まえて計画立案をするという大きな任務もあるわけでございますので、十分にこの点を私のほうで指導していきたいと、こういうふうに考えております。後段と前段にわかれましたご指摘がございましたけれども、いまの言い方でそれぞれのご回答にかえたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。ただし原則的には、私どもも住民主体の原則でございますから事務局長もそういうような、前向きな形で審議をし、ガラス張りの中で審議をされた事務局長ならば、どなたにきまる

うとも市民の皆さんはご納得いただけるんではなかるうかと、そういう点についてややも誤解のあつた点がなきにしもあらずでございますけれども、先ほど申しました行政上携わっておる私どもの指導力の問題もございまして、深く反省をしておるわけでございますが、そういうようなことから、今後十分に運営の面で指導していきたいと、こういうふうに考えております。以上でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（前川辰男君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 橋北地区への投資額でございますが、まことに残念ながら、私のほうの経理が地区別に出してございませんので、時間的に非常にかかりまして、まだ出ておりませんから、これにかわりまして、いま市長からお答えがありました公共下水道について、本年度約九百万円くらいのをこれに投入しております。と申しますことは、設計の認可と、それから実施設計、ポンプ場、実施調査、測量、こういうものについての投資をいたしております。

なお、まことにできておりました、これは全市的に、橋北地区だけではございません。全市的に下水排水の問題は、おこなわれておりました、まことに申しわけないと思っておりますが、特にこの橋北地区の問題につきましては、ご承知の東洋紡のあとの用地のほうを買収についていろいろと問題がございまして、現在までおこなわれておたわけでございます。幸いにして、先般東洋紡のほうから一応買収には応ずるといふ書面を市長あてに社長名でいただいております。なお単価等については、追って協議をしていただきたいと思います。こういうことでございます。その中に約三千坪の、三千坪でございますから、平米にいたしますと五千九百平米、約三千坪、この用地の買収を公園とともに一括して購入したいと、このように思つておるわけでございますが、公園約二万坪がございまして、その財源措置等について、

本年度は単年度でわずかしか予算計上いたしておりませんが、政府の特殊な融資を受けまして、それでやる予定で、現在まで総務部のほうで自治省のほうと交渉していただいておったわけでございますが、だいぶ有望になってまいりましたので、これが決定次第東洋紡績のほうと単価交渉に入りたいと、このように考えておるような次第でございます。したがって、約三千坪でございますから、本年度これが用地買収をいたしますと、一万円といたしまして、も三千万円、一万五千万円で四千五百万というふうな投資になってまいりまして、来年度からは管その他のポンプ場、ご承知のように七百ミリの二台と、汚水といたしまして七百ミリの二台、千二百ミリ二台、それから汚水の圧送を四百を二台、これだけのポンプを投入してまいりますので、来年度からは相当多額な公共下水道としてのこれに対する投資がされていくと、こういうふうになってまいります。そのような観点で、都市下水のほうも一応公共下水を重点に考えておりますので、現状維持でこれより能力を下げない、多少でも上げるように努力したいという方向で現在まで進んできております。したがって、その点の事情をよくご承知と思っておりますので、ご理解いただきまして今後の公共下水の事業推進に格別のご協力をいただきますよう特別にお願いをいたします。

○副議長（前川辰男君） 大谷君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 私、質問に対しまして、もっとも簡明で要領を得たご答弁を願いたい意味のもとにわかりやすくお尋ねしたわけですが、お答えの内容が全部ピンボケでちょっと遺憾に考えます。したがって、一回切りの質問でやめようと思っていた腹がまえも、理事者各位のご答弁の内容そのものにちょっと不満がありますので、再度お尋ねをし、さらに要望事項をつけ加えたいと思います。

第一問の社会福祉の問題につきましては、こと人事の問題と非常に関連が深いように思いますが、ただ市長のご答

弁のことを要約いたしますと、行政と民間とが表裏一体となって、円滑な社協運営に努力していきたいと、こういう答弁がなされております。もっともそうあるべきだと思います。私が質問いたしておりますのは、そういう希望であるけれども、それがなされていないからどうするんだ、こういうことをお尋ねしとるんです。ね、そのとおりで、市長がお答えになったとおりであれば、質問の必要はないわけです。そうでないからお尋ねしたんです。その辺の食い違いをもうちょっと整理してもらわぬと非常に困ります。部長の答弁は非常に要領よくというのか、ことなかれというのか、もうちょっと極言すれば、心にもないご説明じゃないかと、こう思うんです。心にもないことばで表現されておりませぬかと、こう思うんです。まあ、それ以上はもうしません、正副議長はじめ担当の常任委員長並びに多くの議員は、非常にそのことの成り行きをいままで高い関心を示しておったのです。まあ、私はどういう宿命かわかりませんが、新しく選任されました局長さんの同じ地域に住む自分としては、先ほどの質問でも申し上げましたとおり、まことにその点については心苦しく考えるのですが、質問の考え方、意思が決してそういう感情的なところに端を発せずして、私は私なりに広く二十万有余の市民の前に立って、恥ずかしくない心境のもとにお尋ねしておりますので、この辺の見解を十二分に整理していただきたいと思っております。もう少し具体的なお考え方、あるいは私の質問に答えていただきたいのでありますけれども、これはいま市長がお答えになったとおりで、今後そういうことが行政の中と民間との間に食い違いがあったり、またいまの部長のご答弁でも言われたように、社協そのものの機構についての認識が欠けていたということもことばに出ておりましたが、そういう問題を、もう少し行政のうえで十分にひとつ皆さん方にご理解を深めていただいて、今後このようなあまりおもしろくないことが世の話題にならないように、格別のご検討とご指導をお願いしたいと希望いたします。

さて、第二問の産業博の問題についてであります。

もちろん私は、四日市に万国博覧会を誘致せよとか、あるいは東京、大阪をしのぐような国際見本市を開催せよとかそういうような意図はございませんし、またあったとしてもできようはずがないと思いますが、私の質問に対する市長の受けとめ方は、公害対策の一環としてそのような機会をつくったかどうかというふうの受けとめ方をしているように思いますが、これは市長さんそうじゃないんですよ、私が申し上げたことは。もちろん根本的な動機はそういうことに起因するともいえるかわかりませんが、そういうような四日市になってきておるので、人心が非常にゆがんで消極的になり、それがやがては雇用対策のうえにもあらわれ、あらゆる角度から産業の振興をはかり、あるいは雇用対策の解決の糸口にもなり、ひいては四日市市の姿というものをもう少し私は正確に広く日本全国に知っていただくためには、雇用対策等の方法であちこち回って歩くぐらいでは眠けのするようなことではないかと、こう考えるからです。必ずしも公害が、四日市には世間で騒がれるような大きさではない、ひどさではないということもPRするために博覧会を持ったかどうかと、こういうことではないんです。この辺の誤解をしていただけかというようにひとつお願いをしたいと思いますが、その他マスコミ等がいろんな場において報道される中にも、ややもすると勇み足的なお話もあり、あるいは事実を多少でも大きく過大に評価されたようなことがあることを私も認めます。また、私より以上に市長も詳しく承知をなされているようないまお答えを聞いたのでありますが、少なくとも、先ほど一例として四十八年度の総合体育の場であるとか、あるいは五十年の国体を機会にしようかというような腹案中の腹案のようなお話も言われましたが、そういうようなことをより一そう深く研究していただいて、まじめに四日市市の姿が、あるいは産業振興のうえからも、すべてを総合的に判断されてご検討願いたいと思います。きょう質問申し上げて、その私の小さい意見が必ずしも間違いないりっぱであるとは私自身も考えておりませんが、そういう一策もあるのではないかと、それで市長のお考え方を聞いたわけですので、これは今後ご検討していただきたいということをお

願いしておきます。

第三番目の橋北地区内における問題について、東洋紡あと地の問題、公共下水道並びに都市排水路の問題、あるいは都市計画事業の調査時期の見直し等について、三つお尋ねしたわけですが、そのうちの第一問であります東洋紡あと地における輸入木材の集積で、市長の勉強不足にはいささか私も驚きました。ただいま市長のおことばでは、製材をした木材が多く積まれておると、こういうふうのお答えがあったんです。なるほど製材木材はたくさんありますが私も質問の中で申し上げましたように、巨大な皮のついた原木が運び込まれて、これが輸送経路には皮が道路に散乱をして交通に障害を起こすと、こういうふうには私は申し述べた記憶があります。できましたらいまこの場で、だれか現地へすぐ派遣していただきたいことを希望するんです。私はあの地域に住んでるんですよ。製材しただけの木材であるかないかということは、いまからすぐ見に行っちゃい。そういうものであるのに皮のついたという表現をする必要もありませんし、誇大に私は説明する理由もないと思うんです。事実なんですよ、私は毎日住んでいるんだから。確かに以前においては市長のお話のとおりであつたんですが、これはもう以前の話です。ところが昨今における情勢をごらんになってごらんください。もう少し勉強をしていただいで、質問者の意味に沿うような答弁をなさる必要があるはずかと、私はご忠告申し上げます。動物検疫とかなんとかかんとかおっしゃいますが、私が質問したのは、調査研究をされたことがありますかと、こういう表現でお尋ねしておるわけでございます。ですから調査研究は残念ながらそういういたしませんというふうにお答えになるか、研究したけれどもその心配はありませんとかありますとかということばでいいんです。もう一べんご答弁願いたい。

その次に、公共下水の問題については、先ほど土木部長が用地買収が云々であるとか、あるいは公園用地としてと

でもない私は錯覚だと思います。昭和四十三年の当初予算の市長説明の中で、橋北の下水道を含めて予算総額二十九億をもって新五カ年計画として進めていくんだと、こういう説明をされております。ただし新五カ年計画といえ、昭和四十二年に始まって、昭和四十七年度が終結の年度なんです、若干国の立場もありますからおくれることもあると、こういうことは付言されておりますが、公園用地と公共下水道に必要なポンプ場用地と一括してということ、私はきょうが初めて聞き知ったのであります。もちろん個人的には、そのような解釈もしておりました。しておりませんが、公園用地の買収がおくれたから、公共下水道のポンプ場敷地の買収もそれに従っておくれたとか、着手がおくれたという理由は私は聞き入れない。そうすれば昭和四十三年度の当初予算の説明に、市長の言葉をきょうこの場で修正してもらわなくては困る。そういうことは一つの詭弁であって、私の望む気持ちはどういう理由がありましようとも、関係理事者の怠慢という少々酷な評価かわかりませんが、それはあまりにもその場当たり式など説明の無理な表現だというふうに受けとめております。しかし、過ぎ去った過去について、とやかくいまさら申し上げても戻るわけにはいかないと思いますが、この問題については、特にここで強い希望をいたしますことは、少なくとも私から判断すると一年はおくれております。その一年のおくれをいまの表現ですと、昭和五十年までに完成さしたいという市長のおことばでありましたが、ここでその一年のおくれを繰り返り上げて、昭和四十九年度完成に必ずや一つ努力してもらうことを銘記していただきたい。やほなことを申し上げておりましたも果てしがありませんので、そういうような受けとめ方を、今後の努力に期待をいたします。

また、お尋ねしないのに市長から、わざわざご丁寧、午起高浜方面の公営住宅をはじめとする問題のご答弁がありましたので、余分なことを思いつかしたのですが、転居されたあと地の問題については、だんだんと環境も整備し緑地化していきたいと、こういうお話は、きょうのみならずいままでもしばしば承っておりますが、私は環境を整備

し、緑地化させるといふことは、少なくとも取りこわしたあとの家をきれいにして、そして植木を植え、雑草を刈りだれが見ても以前よりも環境がよくなったということが、その姿ではないかというふうにいままでも解釈をし、いままでもそう信じております。ところが、これも先ほどの木材と同じように、現地研究不十分のお答えだと思えます。いまままでの環境よりも悪くこそなれ、よくなったといふことは、どなたがごらんになっても言えることではありません。取りこわしたあとの土台の基礎は残り、申しわけ的に五十円か六十円くらいの小さな苗木をちょぼちょぼと植えて、そいでその植えた植木がおい茂った雑草の中に隠れて、虫や毒ガの発生の場になるだけであって、あれが環境をよくするといふ姿なのかどうか。これも同時にひとつ、どうせ橋北に行くんだったらいまから見えてきてください。こういうようなことが本会議における質問者のお答えだということについては、今後四日市の市政もなかなか遠いふりの感を強く私は感じ取ったのです。ですから、もうちょっとことばはへたでも、実のある質問者の意に沿うようなお答えを願いたいと思えます。

なお、都市計画の問題とか、あるいは都市排水路の問題については、土木部長のことばであらわれない心痛の面持ちがうかがい知れますので、私はあえて無理なお尋ねをいたしません、十分に午前中質問申し上げましたその理由と、昭和三十七年あるいは昭和四十三年の定例会において、会議録を通じてごらんしていただければ、何回も同じことを繰り返しません、この辺の見解を十分にさせていただきたい。

なお、調査時期、都市計画をするための調査時期をいつごろのめどに持つかと、何月幾日ということまで言えなくとも、たとえば四十六年度じゅうに行なうとか、あるいは昭和百年まで待ってくれとかというくらいのは、ひととせひとときじょうとばとしてお聞きをしたいと思えます。

以上であります。

○副議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）〕登壇

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

原木搬入につきましては、その原木につきましては、コブラあるいはサンリ等につきまして調査したことはありません。なお、そういう危険が考えられますので、こういう物体につきましては、今後検討をし調査してみたいと、さより考えております。

○副議長（前川辰男君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君）

都市改造的要素をもつ橋北並びに海蔵地区一体の区画整理の調査の時期でございますが、われわれといたしましては、現在浜田を本年度から始めております。ちょっとこれ、お聞きいただきたいんですが、われわれの苦衷もひとつお聞きいただきまして、ご了解いただきたい。それから西浦をやっております。なお、それ以外のところでも、新都市計画法の関係で、組合施行の問題が盛り上がってきておりますので、この橋北、末永、特に海蔵地区につきましては、議会でもこの陳情をご採択いただいております。したがって、われわれは橋北と末永百七十一ヘクタールくらいになりますが、この全域について一応考えてみたいと思っておりますので、これの実施時期その他いろいろ考えてまいりますと、調査の時期はいまここで明言できませんが、来年度くらいからこの調査の準備に入っていきたいと、そういうふうな形で徐々に進めてまいりますと、人員の問題あるいはその他国からの補助の問題、いろいろ問題がふくそうしておりますので、その辺のところを私たちといたしましても、十二分に検討し、地区のご要望も承り

ながら、そういう形で進めていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○副議長（前川辰男君） 坪井君。

〔坪井妙子君登壇〕

○（坪井妙子君） ご通知申し上げました諸点につきまして、順を追ってお尋ねを申し上げます。

毎度繰り返しているようなうらみもございしますが、私どもの会派での共通の課題といたしまして、何處でも申し上げますが、誠意あるご回答をお願い申し上げます。

第一点、老人福祉についてでございます。ただいまちょうど敬老週間で、各所で敬老会が開催され、市から満七十七歳以上の老人に茶菓子料を百五十円ずつご助成承り、ために全市にわたって敬老行事が行なわれ、とかく世代の断絶とか、核家庭化の風潮の中で、疎外されがちな老人に対し、敬老思想の確認と老人福祉について、皆で考える日であるとすれば、意義深い行事として感謝も申し上げるわけでございます。しかし、九月十五日のお年寄りの日、一日の祝日としてお祭りで終わらせてはならないと痛感いたしました。市長は、老人福祉問題をどのようにお考えになっているのか、お伺いをしたいと思います。

さきの議会でお願いをいたしました敬老祝い金につきましても、決して積極的なお答えはいただけなかったにもかかわらず、実現していただきましたことは、まことに喜びに存じているわけでございます。社会福祉政策として、一歩前進であると思いますが、せっかくのお祝い金が、お年寄りの日に老人の手に渡らないのは、仏つくって魂入れずの例のごとく、せっかくの温情も形式的に流れるのではないかと、たいへん残念に思うわけでございます。来年はどうぞ敬老祝い金は、敬老の日までに渡りますように、なお、いささかでも増額と年令を下げてお考えいただけますよ

うに、お願いを申し上げたいと存じます。

次に、特別養護老人ホームについてお伺いいたします。

最近の新聞紙上にも、病弱を苦に自殺したご老人の例が一日に数件も報ぜられておりました。日本の六十歳以上の老人の自殺が年に四千件以上あり、一日十人以上が悲しい手段で死を選ぶとも報じていたのでございます。なお、老人女性の自殺者は世界第一位であるとも伺いました。老人夫婦が病死して、十日間もだれにも知られずに過ぎた話などは、数々の角度から考えてみなければならぬ問題であるうかと存じます。

老人核世帯の孤独、医療費の不足、生活難に対する不安、病苦などなど、扶養者のない病弱な老人世帯に対し、ホームヘルパーの手においては救い切れるものではございません。本市においては五百三十人の寝たきり老人がございすそう、佐世保市や、弘前市の例を見ましても、現在もっとも必要であり、救いであると確信いたしてまいりました。老人病の半身不随などのリハビリテーションの施設を持つ特別養護老人ホームを、早急に設立賜わりますようお願いを込めてご意見を伺い申し上げます。

なお、若く働ける間は健康保険で守られているのでございますが、老人になって医療費が最も必要なときに、たとえ国民健康保険にしても、医療費の負担はたいへん大きいので、公的負担になるのが理想であると思っておりますが、ご所見を承りたいと存じます。

次に、経費老人ホームについてお伺い申し上げます。

身寄りのないさびしい老人の一人住いとか、子供たちに顧みられない老人夫婦世帯などに、ごく安価な費用で、普通一万四、五千円ぐらいと伺いますが、住いを提供し、社会的な連携と孤独の苦しみを解消し、集団管理による保護をする一方、老人工場のような働く場を考えてみたらどうか。手工芸とか、単純作業を共同で行なうなど、働くこと

の生きがいの感じられる設備と授産場形式でも併設できましたら、老人住宅問題もともに解決できるのではないかと。老人人口の増加する今日、ただ老人の無為に生きることのむなしさからの救いは、社会的な役割りという働きを持つことではなからうかと考えられるのでございます。お考えをお伺い申し上げます。

なお、本市における低家賃住宅の中の老人世帯がどのくらいありますか、あるいはまた、今後どのようにお取り扱いになるお考えか、お伺い申し上げます。

次は、老人福祉社会館でございます。

これにつきまして、老人の憩いの家の性格からいたしましても、さきの特別養護老人ホームのような切迫感はないにいたしましたも、その養護する老人の数において大きいものでございます。総合福祉社会館のようなものをお考えいただくことはなかったか、公民館の片すみや個人住宅の部屋借りぐらいて、老人の憩いの家の問題はお済まされるおつもりでございすのか、それとも必要性は認めるが、いまま少し待てとお考えなのか、市民はひとしく市長のあたたい福祉行政の方向づけを期待いたしているわけでございます。わけても老人福祉問題について、市長のビジョンをお示し賜わりますよう、現在の不都合をかこちながらも、お心を伺えば安心することとございませう。よろしくお願いを申し上げます。

第二点は、心身障害者対策についてお尋ねいたします。

かねてより、みはと学園の卒園者並びに特殊学級の卒業者の社会復帰のための職業訓練所をお造りいただくようのご説明を伺いましてから、数年を経過いたしております。地主の協力も求めて土地を確保いたしましたから、何らの計画もお聞きいたしておりません。さきの教育民生委員会の視察にあたり、北九州市立春ヶ丘学園を私どもの理想を実現した形で開設いたしておりますのを拝見いたして参りました。定員五十名でIQ三〇より六五くらいで、十五

歳から二十九歳までの生徒を収容いたしております。食費一日七十一円、交通費自弁での通園施設ですが、男子には木工、塗装、コンクリート工、女子には縫製、紙箱、簡単な組み立て等の職種で、たいへん楽しげに作業をいたしております。

建坪八百三十三平方メートルで、給食室もあり、やる気になればやれるのだという見本のように拝見いたして参りました。本市においては、どのような計画をお持ちなのか、承りたいと存じます。

なお、身障児療育センターも労働会館への移転のご意向のように伺っておりますが、訓練士や保母の配置、また学齢期に達した子供もありますために、教師の派遣もご配慮承るべきであると存じますが、ご意向をお伺い申し上げます。

第三点、消費者行政についてお伺い申します。

高度経済成長の陰に、売らんかなの商品がはんらんし、物価高の中にあつて消費者は王様などおだてられつつも裸の王様で、右往左往しているのが現実のようでございます。

本市においては、消費者協会にいささかのご助力を賜つてはおりますものの、商工課に一人の計量係がはかりの正確を保全させていただいているのみでございます。

昨年は赤いはかりを三カ所ほど設置されましたが、これも本年からは廃止され、主婦たちの中できめんにお肉などの量目が不足してまいったことを訴えております。県におきましても、苦情相談の窓口を設置する意味において相談員を本市に派遣されましたが、商工課に配置されて苦情の舞い込むのを待つのみではいかにもったいないと考えられるのでございます。消費者教育も兼ねて、社会会館あたりに消費者コーナーでもつくり、展示品や実物により呼びかける必要はないか。本市としての消費者行政をいかに考えになっておりますか、お伺いいたします。

第四点 霞ヶ浦海浜公園についてお伺い申します。

第三コンビナートの出現に際して、むしろ旗でも立てられそうな市民感情の中で、進出企業と市民が融合できる接点として期待されている公園でございます。企業は一部操業いたしておりますのにこちらは何もなされず、青写真も示されていない中に、突然オーストラリア館が来るのだとの報告で、手順といたしましてはいささかハプニングがございましたが、ちょうだいできるものであるとすれば、まことにけっこうなこと、公園の中心的建物になることは確かでございます。そして四季を通じての利用等考えられますので、ありがたいのでございます。しかし、その他の計画にいたしましても、全体計画の中の位置づけをはっきりしていただきたいと存じます。何年計画で何を第一にというふうなご説明はあつてもよろしいのではないかと思っております。そして、第一に進入道路の問題でございますが、羽津山線から競輪場へ立体進入路を早急にお考えいただきたいと念願いたしております。と申しますのは、羽津地区における競輪開催時の混雑は、もう麻痺状態であると申ししても過言ではございません。

霞ヶ浦駅からの競輪道路は、車を避けるために歩行者はたんに飛び込んで命ちからがらというようなのは、毎度のことでございます。コンテナ基地の埋め立ても考えられます段階で、人道の確保とともに、海水浴場の進入路とか設定していただき、回遊路等に配置いただきます建造物のご予定を早急にお示し賜わりたいと存じます。

なお、交通公園につきましては、西浦のほうに一カ所ご予定かと伺っておりますが、霞ヶ浦海浜公園こそ四季を通じて交通公園としてふさわしいと信じております。ご一考賜わりたいと要望いたしておきます。

第五点、町の美化についてでございます。

少々悪口のように恐縮でございますが、私たちの町を愛する意味において申し上げます。

市長は、この町を公害という名を別にしても、美しい町であるとお考えになつていられるのでしょいか。町を美しく

たしましゅうと呼びかけている清掃車は、市民の出したごみを集めきれず積み残しております。市の表玄関である駅前のごみと吸いながら散乱し、側溝は吸いがらとどろで埋まっております。植え込みや植木の下は雑草とごみの捨て場になっており、並み木は手入れされずに醜い姿になっております。歩道の敷石はでこぼこで水たまりができております。商店は道路を店の延長のように張り出しており、物置き場にして平気です。立て看板は道路の中央に置いておったりもいたします。歩道橋の上はむかむかするようなよごれようです。このたび婦人会でもこのような恥ずかしい状態を何とかしたいと思ひ、自分の家の前は自分でという呼びかけを一軒一軒商店にもお願いして回りましたが、たいした効果も望めません。市民運動の盛り上がり期待您的しておりますが、市長として積極的な美化についてのお考えをお持ちになっているのか、お伺いをいたしたいと存じます。

なお、道路管理者としての責任と、美化運動の統一的窓口はどなたがおとりいただくのか、お伺いいたします。まことに多方面にわたりますが、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（前川辰男君） 暫時、休憩いたします。

午後二時十分休憩

午後二時二十六分再開

○副議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

まず、老人福祉についての問題でございますが、老人福祉について、どう考えるかということでございます。ご指摘のように、ただいま日本では、また世界的にも老人の比重がふえておりますが、日本といたしましても、たいへん老人がふえてきております。ご承知のように、六十五歳以上の老人が、現在七割くらいの国民総数の中に占める比率でございますが、昭和五十年ごろには大体一三割近くになると。しかも最近の日本におきましては、先進国中一番出生率が低いということでございますので、生まれてくる若い人が非常に少なくなる反面、老人がふえるということで、実数的には世界で一番老人の多い国になるであろうということがいわれております。それだけに今後の老人に対する福祉問題、あるいは老人対策ということは、非常に重大な問題になってくるということもわれわれは十分覚悟もいたしておりますし、承知もいたしております。そういう観点から、老人福祉については、十分今後施策を講じていかなければならないというように考えておるわけでございます。

敬老年金の件でございますが、なぜ敬老年金をせめても老人の日に渡すことができなかつたかということでございますが、これは名簿が整備ができなかつたためでございます。今後この九月十五日までに、名簿に整備された人にお渡しすることになりますので、九月十五日に名簿にあげられた人を、老人週間中にお渡しすることになろうかと思ひます。何ぶん老人のことでございますので、九月十四日、あるいは十五日以後になくなるという方もあるわけでございますので、来年度からにつきましては、老人週間中にお渡しできるように名簿の整備をいたしたいとさように考えております。

特別養護老人ホーム、経費老人ホーム等の点でございますが、ことに特養老人ホームにつきましては、寝たきり老人といふものが現在非常にじめな状態にあると、また新聞で最近報道されておりますように、なくなつてから一週間、あるいは十日もわからないで死んでいたというような記事がございますが、そういうような情勢は、今後もち

ます増加することでございますので、特養老人ホーム等につきましては、十分県と打ち合わせをさせていただきまして、そういうような準備体制を整えていきたいと、さように考えております。

老人世帯の数につきましては、追って厚生部長から報告をさせていただきたいと思っております。

老人会館等の問題でございますが、何と申しまして、冒頭に申し上げましたように、老人の数というものが飛躍的に大きくなると、将来二〇〇〇くらいの人が老人になるというようなことは、はっきりしておるのでございます。老人の福祉を含めたところの社会福祉会館というよりな形で、老人あるいは身体障害者等、広い意味における社会福祉の面で、社会福祉会館というよりなものをこしらえて問題を解決していったらいいのではないかと、さように考えておるわけでございます。

身障者の職業訓練でございますが、ご指摘のように労働会館が、労働会館建設後あきますので、県の建物ではございますが、これを社会福祉に使えということならば、また引き継いで借用できるのではないかと、さように考えております。そういうところで、みほと学園等の授産施設というものを、ここで身障者を含めて考えていけばいいのではないかと、さように考えておりますが、現在、中央緑地等におきましても、六人ばかりの心身障害者の採用をお願いをいたしております。ただご指摘のように、四日市のみはどの場合は、IQが平均三二というように非常に重症者が多いと、ご指摘の何は三〇から六〇くらいまでの軽度の人が多いということでございますが、四日市の場合は重症者が多いだけに、それだけ授産事業も困難であるということが考えられると思っておりますが、この労働会館の活用並びに中部西小学校にあるところの肢体不自由児の身障者の教室等につきましても、今後このままでは、ほっておくことができないと、さように考えております。

ただいま申し上げました労働会館、古い労働会館に、現在の労働会館につきましては、建物は市のものでございまして、土地は県有地でございますが、ちょっと訂正をさせていただきます。

消費者行政でございますけれども、消費者行政と申しますものは、たいへん実態のとらえにくい問題でございます。大体計量行政と保健衛生行政とに分けて考えることができると思っております。市でやっておりますのは、ただいま計量行政でございます。添加剤であるとか、あるいは衛生関係というよりな問題につきましては、保健衛生行政として、県の保健所が所管してやっておることにつきましてはご承知のとおりであります。最近チクロをはじめ、添加剤、色素等いろいろ問題がございます。そういう観点から、市といたしましては、市の商工課、農林課、社会教育課衛生課、市民課。県の機関といたしましては、保健所、県の企画課、四日市の警察署、商工会議所の、この団体が昭和四十四年度から連絡会議を開いて、いろいろ意見を交換をいたしまして、消費行政の実のあがるようにしておるわけでございます。また消費コンサルタントの配置を受けまして、商工課に配置しておるわけでございますが、また県は、県立の生活科学センターを津市に建設されて、消費者行政を一元的にやりたいというように考えておりますので、今後この消費者行政等につきましても、ただいま申し上げました各機関の協調のもとに努力をいたしたいと考えております。

町の美化につきましては、婦人会の皆さんにおかれましては、近鉄の駅前等いろいろご支援を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございますが、なおご指摘のように、雑草がはえるとか、あるいはたばこの吸いながら散らばるとか、ごみが散乱するというよりな情勢でございます。四日市の町が美しいかきたないかはいろいろ判断の何があると思っておりますけれども、現在市といたしましては、緑化とか、あるいはこの七十メートル道路等の街路灯の整備というよりなことに努力をいたしておりますが、何ぶんこの植樹あるいは芝生等につきましては、都市計画課であるとか、街路の清掃等につきましては、土木課あるいは清掃の作業課等の、いろいろの道路のご

みというものにつきましては、清掃作業課の関連する部門もあると思いますので、統一的窓口と申し上げますと非常に困難でございますが、ただいま申し上げましたような作業課、清掃課の作業課、あるいは都市計画課、土木課等の協調によって実をあげていかなければならないと思っております。またそのほか、看板であるとか、ごみ箱、たばこの吸いながら等いろいろ問題がございますが、たばこの吸いからの箱を設置したらどうかという意見もございますけれども、なかなかこれらも設置してみても利用されないというのが現状でございますので、今後こういう問題につきましても、美化のために努力をいたしたいと、さように考えております。

霞ヶ浦臨海公園につきましては、ヘドロ埋め立てのために土量計算に相違がございまして、非常に完成の時期がおくれておりますが、大体十月末、本年の十月末で埋め立てが一応完成をすることになっておりまして、四十五年度といたしましたは、すでに国から一千万円の補助金をいただいで、本年の十二月から公害防止事業団の緑地事業が開始をされることになっておりまして、約四億数千円の事業でございますが、四十七年ごろに完成の見込みでございますので、でき得る限り早い機会に、皆さまにご利用願えるようにさせていただきたいと思っております。

競輪道路等につきましては、用地買収がなかなかかどらず、特定の地主のためにただいま難航いたしておりますので、こういう面につきましても、もしもご支援を賜わるものならば非常にありがたいと、さように思っております。以上でございます。

○副議長（前川辰男君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 低家賃住宅中の老人世帯の数でございますが、約六十世帯おります。この中、さらにこまかく申し上げますと、その原因は最初子供さんと一緒に入居しておったのでございますけれども、子供さんのほう

が成人され、あるいは就職をされて、分離していった老人のみの世帯になったというのと、私のほうで取り扱っている保護世帯並びに低所得者でございますが、これを建設のほうとよく連絡をいたしまして、お願いして入れている分と二つございますが、全部で六十世帯でございます。

以上でございます。

○副議長（前川辰男君） 坪井君。

〔坪井妙子君登壇〕

○坪井妙子君 ただいま、私のたいへん広範なお願いに對しまして、市長から淡々としたご説明を承りました、市長はお若いから、老人に對してはこのくらいの情熱しかお持ちにならないのかと、私何となくがっかりいたしました。しかし、おことばの中で、特養老人ホームのニードに對しましては、十分に考えてみたいという一節がございましたことに對しまして、いちずの希望を持ち、期待をいたすわけでございます。どうぞ、すぐ予算がつく問題でもないかもしれませんけれども、市長の老人に對するあたたかいお気持ちがお取り組みいただきますことを、切にお願いをいたしたいと思います。

高齢者の世帯調査によりますと、二十四万円以下の世帯が八四・五%を占め、年金受給者は五〇%を占めていると本にございますのを、私控えておりますのでございますが、このように老人世帯がたいへん低所得になっております現在、ただいまでは、家族制度の中で老人は尊敬され、いたわれ、楽しい雰囲気を持つことが許されたのでございますが、戦後の風潮の中では、老人はほんとうに、家族制度の崩壊とともにさびしい思いをいたしておりますことは先ほどの自殺などの例によりまして、十分推測できることとございまして、この悲劇を繰り返さないためにも、せめて四日市市に特養老人ホームをはじめ、経費老人ホーム、あるいは老人の授産場等、お考えいただきますように

重ねてお願いを申し上げておきたいと存じます。

なお、身障児センターにつきまして、先ほど労働会館の中に考えてみたいということでしたが、現在その人員において、はたして訓練士とか、保母とか、教師とか派遣されておりますかどうか、移転した既でなければ考えられないものでもございませんかと思ひます。どうぞ、施設が悪くても、内容は濃度の濃いものであるという受け取り方ができますようなご配慮を賜りたいと存じます。

次に、消費者行政でございますが、これも私どものように、暮らして追われているものではございませんので、市長はどんなふうにお考えになつてゐるのか、何かたいへんこれも冷たいおことはであつたように思ひます。私たち消費者が、たゞいま市場のいろいろな有害食品とか、あるいは誇大表示とか、また二重価格などに対して、いろいろな困り果てる問題の中で、どこに訴えたらいいのかわからないこと、たいへん困惑いたしておりますが、まず賢い消費者を目指して勉強もいたしておるわけでございます。これに対して計量係があるからいいというより問題を解決してございませぬので、今後社会教育なども十分なご連携を賜りまして、賢い消費者になるための勉強、あるいはそれに対する予算なども十分お考えを賜りたいと存じます。

次に、臨海公園についてでございますが、これも市民として大きく期待いたしておりますのでございませぬので、どうぞ悔いのないご計画を、そして市民も喜ぶことのできるようなご配慮を賜りますようお願いをいたしたいと存じます。

町の美化についてでございますが、これも私は、市長が先頭になつて窓口になつてやるといつていただけののではないかと、かすかに期待いたしておりましたが、都市計画課だとか、土木課だとか、あるいは清掃課だとか、また社会教育課の国土美化だとか、窓口が方々に確かでございますが、右往左往するだけで、どこがはつきりとした企画を

持つものでもございません。たとえばこの吸いから入れ一つ、ちり箱一つお願いするにいたしましても、土木部のほうにいたしますと、道路にいらぬものを配置することの心配をされます。また清掃課のほうに申しますと、これ以上集収をする範囲を広めることに對して不安を申されます。また国土美化のほうに申しますと、これは県からの予算云々を申されます。一体こういう状態で、ほんとうに前向きに解決することができるかどうか、市民の善意にのみたよつていて、これは解決する問題では決してないと思ひるのでございます。町の美化はもちろんごみだけの問題ではございません。適当な場所に適当な器物を配置すると同時に、植樹とか、あるいは照明とか、さまざまの問題もございませぬし、あるいは商業地区におきましては、商業活動を円滑にする条件なども勘案しなければならぬと思ひます。こういうものに対して、市長はいま一度お考えを賜りまして、私たちの町を、先頭に立つて市長の手で美しくしていただきますように、お願いを申し上げます。またそのことに対して市民は喜んで協力をし、またその喜びをともにすることができないのではないかと、かように考えます。

さま一度ご答弁を賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

町の美化ということは、非常に簡単に言えますけれども、これは一べん美化したからそれでよいというものではありません。結局、やはり永続的に町の美化ということはやらなければならぬものでございまして、たとえば車が昼間駐車しておるところは、車の陰になつてわかりませんが、夜、車がのいたあとを見ますと、たばこの吸いからだけであるというふうな状態になつておるのが、七十メートルの側道の状態でございます。これらも、いずれも車に

乗ってきた人がそこへわざわざ掃除をして捨てていくというのが普通であります。したがって、やはり市民の協力を得なければなりませんとともに、市長といたしましても、今後緑化、美化、あるいは看板等の除却その他については、ご指摘に従った努力をしていきたいと、さように考えております。

○副議長（前川辰男君） 松島君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 一般質問は、各派代表質問という形式をとられてきたのでございますが、このたびも各議員の個々の発言がなされるようになりました。このことは民主的で非常によいことであると思っております。しかし、三日間という日程の中において、これを終わらなければならぬのでございますし、それで質問の内容はできるだけ簡単にして、通告の二点について質問申し上げたいと思っております。再度の質問は避け、当局のお答えに対しては各委員会で細部にわたり質問をしていきたいと思えますゆえ、要点に対し、でき得る限り具体的に答弁をお願いいたします。

第一に、中学問題についてでございますが、三鈴中学と水沢中学の合併の問題で、どのように考えておられるのかをお尋ねしたいのであります。合併はするのだという線があるならば、具体的に説明していただきたい。それから、土地購入の計画等もあるように聞いておりますが、その場所等もわかっておりますらお伺いしたいのです。それで私は、合併は非常にむずかしいのではないかと思うのですが、現在の水沢中学の建設当時のことを考えて、また当時建設された人々がおられますし、その人のいろいろな意見を承っておりますも、非常に感情問題とがからんできてこれはむずかしいのではないかとも思うのでございます。次に、三鈴中学の場合でも、合併すれば非常に遠くなることというので、すでに、学生が鈴鹿市の中学へ入学したと聞いております。このような問題は、行政上におきま

ても、重大な問題でありますので、これは深く考えなければならぬと思います。また、ここで、このまま三年も放置することになりますと、いろいろの問題が起こってきます。体育館の問題とか、プールとか、防火の問題、あるいは人事の問題と、あらゆる問題が起こってくると思うのでございますが、そのほかでも、水沢中学の現在の状態では最悪の状態でございます。この合併のことにつきまして、三重県の中にもっと悪条件のところがあります。それでも合併に踏み切れず、設備をしているところもありません。で、水沢、三鈴地区にしても、将来人員増ということも考えられます。そこで、現在のままの学校の設備を、完全まではいかなくなっても、ある程度市が力を入れて、そうして設備をしてやっってはどうかと思うのです。そのような点の意向も入れられてのご回答をお願いいたします。

次に、道路問題でございますが、これは土木部長にお伺いしたいのです。官妻峡の林道を市道に格上げしてはどうかと思うのでございます。また、それに対してどのようにして考えておられるのか、この点もお伺いしたいと思います。

最近、官妻峡の入り口の一部を舗装していただきまして、住民は非常に喜んでおります。また、これは次の点ですが、聞くところによりますと、業者が無償で林道のあの道幅を広げようという話がありますが、具体的にそれはどのようなことなのか、これもお伺いしたいのでございます。この際、無償で広くしてくれるということになれば、願ったりかなったりではないかと思うのですが、何とか広うしていただきたいという住民の要望も強いわけでございます。この広うするということについて、先回かその前の議会で、当局の答弁に、あの道は狭い道のほうがいいんだと、歩いて行くところに意味があるんだといわれる答弁がありました。現在では、自動車で来る人が相当ふえております。多いときには三百台ぐらいはあそこに並ぶということも聞いております。それゆえ、この際にあの道を広げておいた

らと思われのですが、その点の説明をお願いいたします。

次に、道路の問題ですが、水沢の、茶屋町から孤野に至る巡見道路、この中間に橋があります。その橋の手前から西山に至る道路、これは市道になっておりますが、この道を何とか県道に格上げしてもらえないか。もし県道に格上げできないようだったら、市として、道幅を広げて、何とか舗装をしていただきたい。これは住民の強い要望でもあります。それから巡見道路までは、県が桜の団地から広がりできております。この道を県道にするというのは、桜のインターチェンジに出るには一番近道にもなって、また宮妻峽に行く一番最短の道路になるわけですが、何とかしてこれを県の力で整備ができるように強く要望するものです。昔からこの道は、重要道路として使用されてきたのでございますが、現在は放置されているような状態で、この点の、当局の考えておられることをお聞きしたいのでございます。その二点について、よろしくご答弁をお願いいたします。

以上です。

○副議長（前川辰男君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） ただいまのご質問に、お答えを申し上げます。

三鈴中学校と水沢中学校とを合併いたしましたので、そのほかにも多少学区の変更をいたしましたので、新しい中学校を建てたいというのは、私どもの念願いたしておるところでありまして、計画もだいぶ進めておるような次第であります。で、どういうわけで、この二つの中学校を合併するかと申しますと、中学校の教科課程におきまして、クラブ活動というものが非常に重視をされております。で、一つの学校といたしまして、クラブ活動を十分にやっていくためには、どうしても適正な生徒数を得なければならぬのであります。現在三鈴中学校におきましては、クラブはたしか

二つであると思っております。こういうような少ないクラブで子供の個性を伸ばしていくということは、非常に子供にとってはかわいそうでありますし、全市的に見まして、一般的に子供の教育効果をあげていくためには、どうしても適正規模の中学校に収容してやらなければならぬと、こう思っています。この合併に踏み切ったわけでありまして、なお、お話のうちに、三鈴から鈴鹿のほうへ転校していく者があるというようなお話でありましたが、元来、三鈴は出発したときには組合立の学校でありまして、現在でも鈴鹿市から委託を受けて、あそこで教育をしておる子供たちもございまして、そういうふうな、鈴鹿市の子供が一部帰っていくというふうなこともあるかと思っております。で、ただいま委員会のほうで具体化しております状況につきましては、また事務局からお話を申し上げます。思いますが、大体踏み切りました私どもの趣旨は、以上述べましたとおりであります。

○副議長（前川辰男君） 教育委員長。

〔教育委員長（西川棟悟君）登壇〕

○教育委員長（西川棟悟君） いまの、教育委員長から申し上げたことを、少し補足させていただきます。中学校を適正規模にしなければならぬということについて、さらにお話を申し上げたいと思っております。

中学校は、ご存じのように教科担任制でございます。そうしますと、一人の教員で、小さな学校ですと、教科を教えんならぬということになります。そうなりますと、教育内容の質が落ちてまいります。一人の先生が何でも教えるというふうなことは、中学校で何とかいっていきえないことだと、こう申し上げることは、何となく私に存するのであります。先生としては、いぶん努力をしておるわけでございますけれども、その努力のわりに実際の質の低下ということは免れないと、こう考えておるんでございます。ご承知のように、教育職員免許法というものがございまして、教育の免許は二教科以内となっております。一人で二教科以内しか教えることはならぬというのが、教育職員免

許法の精神でございます。それが、こういう小さな学校では、三教科、四教科と教えておる。もうつきはぎだらけの授業をしておる。そうしたやり方では、それは私は、生徒の不幸は、これはもう目の前に見て明かなことだと、こう考えております。だから、いま申しましたように、適正規模の生徒数にするということは、一応私たちの根本的な考え方として申し上げなければならぬかと思いますが、いまの中には、やはり地域の住民の感情を尊重して、やはり学校統合というよりなことは、十分気をつけていたさなければならぬということも考えております。それについては、教育次長がいろいろと地域のの人たちと話し合いを続けておりますので、具体的な内容については、教育次長からもまたお話を申し上げます。

なお、水沢中学校については、そういう状態でございますから、英語の教員を一人この四月には余分に配当してございます。それはいま申し上げましたように、一人の教員が、何教科も受け持つというよりなことは、中学校の教育では避けたいことであるというところでございますが、そういう根本的なものがございますから、なるべく統合、適正規模に統合、適正規模ってどれぐらいかと、これはまあいろいろ言い方がありますけれども、私たちが考えるのは、八百人程度が適正規模と、六百人、八百人、まあ人によって千人という人もございます。まあ、それはいろいろと、これはこうでなければならぬという数字ではございませんけれども、その辺が適正規模でございます。そういう点からひとついまのお話に対するお返事と、お受け取りいただきたいと私は考えております。

○副議長（前川辰男君） 教育次長。

〔教育次長（滝 伝之助君）登壇〕

○教育次長（滝 伝之助君） 水沢中学校と三鈴中学校の合併につきましての考え方は、いま教育委員長並びに教育長から申し上げましたんでございますが、現在それがどういいう状況にあるかと申しますと、昨年度は、三鈴中学のほ

うから反対の声が一部ございました。本年度は、水沢のほうから一部反対の声が出てきておるわけでございます。そういうわけで、自治会長あるいはPTAの会長さんのかわるごとに意見の統一が違っていますので、私のほうはそれらの人に対して詳しく内容を説明してもってあがるためには、位置あるいは生徒数、そういうものを具体性をもっていきたいと思っております。水沢のほうの自治会からの昨年度の要望については、あの県道沿いについて、交通の便利であれば少々遠くなくてもかまわないんだ。かまわないから建設してくれ。こういうご要望が非常にあったわけでございます。それで、今度は小山田、三鈴のほうから申しますと、四日市の地区にありますほうの方は、案外に賛成を多くいただきますけれども、鈴鹿のほうからお預かりしておる子供の親御さんにつきましては、遠くなるのもっと近いとこへ持ってこいと、こういうご要望があったわけでございます。これにつきましては、具体案ができるまで、まだ地区に申し上げようはございません。で、私のほうは、大体の土地の位置と、それから坪数の計画は持っておりますけれども、はたしてその土地が地主さんのご承諾を得て売っていただけるものか、まずそれもしんしゃくいたしましたして、原案ができたなら両学校のPTAにお話し申し上げに行くと、こういうことでございます。このときに問題になってまいりますのは、鈴鹿のほうから四日市のほうへお預かりしておる子供が、三鈴の中に半数ございす。この人たちのご意見の中では、まあそういうふうにかざるを得ぬのだったら、鈴鹿のほうに変えるというよりなお気持ちがありまして、鈴鹿の教育長のほうへ話しに出かけられました。で、まあ鈴鹿の教育長と私のほうとの間では、そういう時点が来ればまたお話し申し上げますけれども、全体の学校が引越すような時点には、まだ一、兩年の間はあるんでなからうかと、それで、いまはその問題に触れなくて、しばらくお待ち願いたいと、こういうふうな話し合いのうえでやっておるのが現在の状況でございます。

○副議長（前川辰男君）

土木部長。

〔土木部長(三輪喜代司君)登壇〕

○土木部長(三輪喜代司君) 官妻のヒュッテへ参ります道路につきましては、産業部長のほうから答弁いたしますので、私、後段の市道を県道へ昇格する問題に関連いたしました。これを答弁させていただきます。

この、いまおっしゃいました市道につきましては、県道への昇格は非常にむずかしいものと考えます。と申しますことは、北に県道平尾茶屋町線あり、南に日永官妻線あり、そのまん中にはさまれておりますので、県道の規格として、県道への昇格は、いま申し上げましたように非常にむずかしいと。しかしながら、これを市道として維持していくうえにおきましては、ご承知のように非常に道路状況も悪いので、われわれといたしましては、今後の改良計画の中へ入れて、これを改良をしていきたい。このように思っておりますので、よろしく願います。

○副議長(前川辰男君) 産業部長。

〔産業部長(阿南輝彦君)登壇〕

○産業部長(阿南輝彦君) 道路行政の中の官妻関係につきまして、私からお答えを申し上げたいと思います。

林道の市道格上げということが出ておりましたが、あの官妻ヒュッテを中心としました上、下につきましては、上のほうは、林野庁の關係の道路になっておりましたが、ヒュッテまでの間は市有林の中の道路として、事実上市道になっておるわけでございます。先ほどご質問の中でも、あの道路を整備することについての意見が、以前にもこの議会で出ておりましたことが指摘がございましたが、私も目下本年度策定中の総合計画の中で、この官妻開発をどういふふうに持つていくかというのを立案をいたしております。目下調整中でございます。その間、先月、議会のほうにも来られたようにございますが、地元の観光協会あるいは連合自治会の代表者が要望書を持って、市長のところに来られております。その内容によりますと、お話がありましたように、特にことしの夏あたり、異常な車が官妻

峽に入っております。八月の七日には転落の事故もあつたようにございます。この機会に、無償で土をほしい業者が道路を広げるからそれを許可してやってもらいたいという要望になっているわけでございますが、総合計画の中におけるこの道路の活用、考え方いかん等を調整いたしました。この要望者の内容を検討したいと思います。一応土木技術的に見て、この地元の要望がどのようなことになるか、土木部のほうで検討をしております。総務部の管財課、土木部土木課、並びに私も産業部商工課、三部三課で本件を連絡調整をいたしております。

以上でございます。

○副議長(前川辰男君) 吉垣議員。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 通告いたしました順に従って、質問を行ないます。的確な答弁をお願いいたします。なお重複する点もあるかと思いますが、その点よろしく願います。

第一問は、公害問題についてでございますが、四日市港の汚染についてお伺いいたします。

先日十日に、わが公明党は、四日市港周辺の水質調査を行ないました。水とヘドロと工場排水の採集を行なったのでございますが、私は、海は青いものだと思っておりますが、四日市港の海は、青く澄んだ海はなく、一面が茶褐色に濁り切っており、鼻に酸性のきつい悪臭がとんと突き刺さり、目をまともにあけておられない状態でございます。久しぶりに海のおいを胸一ぱい吸ってと内心喜んでおりましたが、全く予想以上に海は濁り、あまりのすさまじさに一瞬、昔子供のころ、泳いだりあるいは見たりした青いきれいな澄んだ海がこの海だったのかと、ぼう然とせずにはおられません。わずかの間にこのように変わってしまったのかと思えば、こんな海にしたのはだれなのかと、憤りを押えずにはおられません。潜水夫がもぐってヘドロの調査をしたところ、三メートル二十の

ところや、多いところでは三メートル七十というところもあり、潜水夫を三人がかりで引っ張り上げないと上がらないぐらゐのヘドロでありました。新聞を水中で見ただけでしたが、字なんか全然読めない。視界はゼロであり、潜水服の中までつんと悪臭が漂ってくるようになっておりました。四日市港は三分の一はヘドロで埋まっているのであります。全く四日市港の海は、工場廃液の肥えだめであったと、私は痛感せずにはおられません。また、鳥羽港で走りながらくんで来たという海水と四日市の海水を比べてみましたところ、鳥羽港の海水は透き通るようにきれいであり、四日市港の海水は魚が見られないほど濁っており、全く天地雲泥の差があったのでございます。また、生体実験を行なってみました。鳥羽湾から生きのいいハギ、ベラ、カマス、漁港からエビ、アナゴ、カレイ、シャコの海水魚、またフナ、金魚の淡水魚で実験を行なってみました。その結果、港内の二カ所から取った海水にハギ、ベラ、エビ、シャコを入れてみますと、三分から四分で白い腹を見せ出し、六分から十分でいずれも死んでおります。全くおそろしい気がいたしました。また某工場の廃液をコップ一ぱい入れてみますと、カレイが入れたとたんにつっくり返り、動かないのであります。びっくりいたしまして、もう一匹元気のいいびちびちしたカレイを入れてみましたところ、同じようにそっくり返り、かちんかちんになって即死でありました。わずか秒でいえば一、二秒でありました。四日市の海は、魚も住めない毒物が一ぱいであり、四日市は大気汚染だけではなく、海までも完全に汚濁され、住民はどこに安住の場を求めればよいのでしょうか。私は、この生命をむしばむ公害を、断固として絶滅しない限りやがては人類が公害で絶滅するであろうと訴えたいのでございます。

そこでまず第一点は、四日市港を中心とする周辺の海の汚染は、市民の健康に被害を及ぼし、魚介類を死滅させております。この四日市港周辺の汚染を、市長はどう対処していくのか、お聞きいたします。

第二点は、各企業から相当数の廃液を流しているのをごさいます。ただけ排出されているのか、どういふものが廃液の中に含まれているのか、あるいは基準は守られているのか、市当局は実地に調査をされたことがあるのかなのか、お聞きいたします。

第三点は、死の海になっている伊勢湾、ここに生活をかけなくてはならない漁師の人たちに、市として何らかの補償が必要ではないかと思ひますが、市長はどのようにお考えか、お聞きいたします。

第四点は、これまでに濁っている四日市港でありますので、四日市港内の水質基準を市単独で、独自の立場でつくるべきであると思ひますが、この点について市長はどうお考えか、よろしくお聞きいたします。

第五点は、重金属物質使用工場についてその実態を調査し、特に問題となる有機水銀、カドミウム、亜鉛、銅、シアン、硫化水素等が排出されているかどうか、市が直接調査する必要があると考えるわけですが、その点どのようにお考えか、お聞きいたします。

第六点、これだけ海が汚染されているのはっきりした以上は、大気汚染のもとでもある既存の工場に、霞ヶ浦地先に誘致した各工場にとり行なった協定書を、既存の工場と結ぶべきである。また市長は、各企業の工場と市民の代表としても、むしろ積極的に話し合ひるのが当然であるのではないかと考える次第でございますが、この点明確なる答弁をお願ひいたします。

第二問は、福祉問題についてお聞きいたします。第一点は、児童手当についてでございますが、この児童手当については、二年前から公明党が叫び続けてまいりましたが、市長は「十分研究いたしたいと思ひます」と言っておられますが、どうも市長のことばを聞いておりますと、やる気がおありのように思われますが、しかし、一向に実行されないものであります。議会においても、四十三年十二月に国へ意見書を提出しております。当然国がちゅうちよしておれば、市で行なえばよいのではないかと考えるわけでございます。ある市長は、この児童手当制度についてこう言っ

ておられました。「地方自治体がたとえささやかであっても、促進になるように、市が推進をしていくのだ。」と、私は、これでこそ議会あげて国へ意見書を提出している市としての態度であると思っております。たとえ三市からでもまず実行して、地方自治体はこのようにまでやっているのではないかという姿勢が必要であるかと考える次第でございます。

第二点は、遺児手当についてでございますが、交通事故であるいは不慮の災害等で親をなくし、しかも働き手の父親を失った子供さんが多くおります。働き手を失ったために、貧困家庭に転落している。こういった不幸な子供さんのために、遺児手当が必要であると考えます。この点についてのご答弁をお願いいたします。

第三点についてでございますが、この第三点は、交通公園についてお伺いいたします。この交通公園については、公明党は最初から手がけてまいったものでございますが、この交通公園が西浦の水道局の裏あたりにできるやに何っておりますが、まことにけっこうだと喜んでおります。しかし、一カ所では足りないのは必至であります。そこで東洋紡のあと地、あるいは海浜公園を利用するなり、また三滝川等の河川を利用して、少なくとも五千坪以上の大交通公園を一カ所つくり、その他は地域ごとに小交通公園をつくったらと考えるものでございます。大交通公園にはゴーカート、自転車、そして指導員を置き、正しい自転車の乗り方、正しい横断のしかた等を遊びながら覚えられ、指導していくという交通公園が必要であると思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

第三問、土木問題について、お伺いいたします。

第一点は、公共下水道についてでございますが、四日市市内に公共下水道の年次計画、最終年月はいつごろにでき年ごとにはどのような計画がなされているのか、その点よろしくお伺いいたします。橋北方面の公共下水道については先ほど市長の答弁がありましたので、省略させていただきます。過日、集中豪雨がありました。そのときに相当の床

上浸水、床下浸水があったのでございますが、もう少し早く手を打っておけば、そんなに被害を受けずに済んだのではないかといたところも多々あります。そこで午起の北の端に排水ポンプ場がございますが、橋北方面の水は大半がこの排水に行くのでございます。公共下水道が完成するまでにはだいぶ日もあります。年月もあります。私は、ここでもう一台、百馬力ないし二百馬力の排水ポンプを据えつけたらどうかと思っております。現在の使われていない十五馬力のところへ据えつければ、費用もあまりかからずじにできると思っています。そうすれば、少しの集中豪雨では浸水しないように水ははけるし、また二台の排水ポンプであれば、床上浸水、床下浸水というのも考えられないのでございます。それともう一点は、農業用水が委託で清掃されております。できれば、市が直営でこの清掃をしたらどうかと思っております。なぜかならば、先月、集中豪雨でそのどぶ川を見ました。ところが万古の土だらけで、一ばいり埋まっております。そのわずかの間を水が流れているのでございますが、この点について、下水のほうへ清掃をお願いしたところが、これは委託してあるんだから、きちっとできているはずだと、このようなお答えを願ったわけでありませけれども、委託されているならされているように、清掃がどのようにきちんとされているか監視もし、報告も受け、また現場を实地の調査が必要であると思っております。そういった点について、八幡町の前のどぶ川は、全然清掃がされていないと、このように私は思いました。その点について、今後よろしくお考え願いたいと思っております。

第三点は、坂部団地の排水路についてでございますが、坂部団地ができたために、いままです以上多くの雨水、汚水が流され、地元住民は水が出るたびに心配しております。場所は、東坂部一四三番地のところで部田川でございますが、地元の人は、坂部団地ができるときに、市のほうに頼んだのだといっておりますが、調査すら行っていない様子でございました。最近、少し雨が降ると、北側の土手を取り越えて、水かさ五メートルぐらになり、両側の、砂地であるがゆえに両側の土がどんと取れていき、非常に危険でございます。早急に側溝をしていただき

たい。このようにお願いいたす次第でございますが、その点よろしくお願いいたします。

第四点は、バス停の新設であります。この四月に内部保育園ができて、地元の人たちはたいへん喜ばれて入園いたしました。しかし、バスで通園する園児は、内部小学校前でおいて県道約八百メートル歩かなければなりません。非常に危険な道路であり、ダンブが何台も通り、事故でも起きたらたいへんでございます。そこで、内部農協前にバス停をつくっていただきたいとお願した次第でございますが、あとはどがだけの問題になっておりますが、その後のようになっているのか、日にちがだいふたちましたので、土木部長にお伺いいたします。

第四問、清掃問題についてでございますが、まず第一点はくみ取りの問題でございます。過日集中豪雨のときにくみ取りが非常におくれて、床下浸水したところは一週間も待たされ、外に汚物のはみ出す状態でございます。平日のときですら、何回も電話をしても取ってもらえないと、市民より苦情を幾つか聞いております。聞くところによりますと、車は余っているが、人手が足りないんだと、このように聞きましたが、もし人手が足りないのであるならばどうして職員の増員をしないのか、その点お伺いしたいと思います。

第二点は、富田、富洲原の尿処理は許可業者にくみ取りしていただいておりますが、ことしはおるか去年から領収書が大多数出されていないのであります。このことは市長はご存じでございますでしょうか。われわれが市からくるときはきちんと領収書をいただいております。また出してもらっておりますが、どうして富田、富洲原の委託した業者は、領収書を黙っていたら出さない。当然ああいうきたないものでありますので、あまり市民は受け取ろうとしない。そういう盲点があるが、領収書がいつの間にか出さなくなったのではないかと判断しておる次第でございますが、その点市当局はどのようにお考えか、お尋ねします。

以上。

○副議長（前川辰男君） 暫時、休憩します。

午後三時二十八分休憩

午後三時四十五分再開

○副議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問に、お答えをさせていただきます。

まず、公害問題に関連いたしました四日市港の汚染についてであります。四日市港が非常に悪いというご指摘を賜っておりますが、四日市港は確かに悪いということは事実でございますけれども、昨日発表されております名古屋管理組合の調査によるところの名古屋港の汚濁は、四日市港の十倍悪いということが発表されております。これはけさのラジオにも報道されております。十倍ぐらい悪いということですから、まあ私は、四日市港の水が決してよいとは申し上げませんが、この四月以来かなりよくなってきておるということは事実であります。したがって、水質管理というものは、従来から河川、港湾を含めまして放任行政に行なわれてきた。しかもこの水の管理につきましては、従来から慣行的にたれ流し式のやり方が公認されてきたというのが、現在の日本の実情でありまして、特に水の管理につきましては、四十四年度の四月から、三重県知事に対して、各知事に対して、その権限が委譲されておるわけでございますが、まだ県といたしましても、その水質管理について十全の処理をとるだけの体制ができておらないのではないかとというように考えますが、大気汚染の問題が一応目鼻がついた今日、やはり河川並びに海域の海

水の汚濁の防止ということが、非常に重大な問題になってきておるといことは、ご指摘のとおりであると思います。汚水、排水時につきましては、ご指摘のように化学工場から出るもの、あるいは羊毛工場から出るもの、並びに都市排水などから出るものこの三つが考えることができると思いますが、一応、従来まで大量に出てきたものは、やはり化学工場等の工場排水であったと思います。これらにつきましては、十月一日から廃酸処理施設、あるいは廃酸濃縮施設等が完了いたしますので、十月当初から、一応九月末でそういう設備が完了いたしましたして、十月の当初からそういうような処理ができるようになりますので、私は工場排水については、いまよりもさらに進むのではないかと、いのように考えます。企業からの、この排水のトン数でございますが、これは工場に配られておるところの、現在五十二万五千トンという工業用水がございしますが、一応この工業用水は、全部一応排水となって出るものだというように考えることができると思います。もちろんそのほかに、井戸によってくみ上げる水等がございすし、あるいは海水を利用しておる工場もございすので、これよりかなり大きくなるというように考えることができると思います。今後このような化学工場の排水の整備と、それから羊毛工場等を含めたところの、繊維工場等から出る場所の排水の処理、並びに四社が共同で、市も加わって共同的に処理しておりますところの、公害防止事業団の排水処理場のスラッジの処理等につきましても、一応焼却施設が完備いたしますので、フル運転することができると、さように考えております。したがって、四日市港内の水と申しますものは、色あい、色、並びにベーハーという点につきましても、よくなるものであるというように考えますが、またその時点におきましては、数字的にご説明がさしていただくことができると思います。

漁業補償につきましては、防波堤内の四日市港につきましては、すでに漁業補償済みの問題でございます。漁業補償という問題は、この四日市港内については、問題はないのではないかといように考えます。

重金属等の調査につきましては、市ではございませんが、県の公害センターが鉛、亜鉛、カドミウム、水質等につきまして、水銀等につきまして、検査をいたしました。すでに新聞等でも報道されましたとおり、人間にとって危険な状態ではないという発表がございましたが、聞き及びますと、きよう新聞記者会見をして、この水質等について発表してある由でございます。そういうことにつきましては、当市の衛生部等にも連絡して、いろいろ相談にあずかっておる次第でございます。

在来の企業に対して、霞ヶ浦進出企業と取りかわしたような公害防止協定を結ぶことについてはどうだという指摘でございますが、従来霞ヶ浦進出企業に対しては、公害防止協定を結び、また新規に出てくる工場につきましては公害防止協定を結んで処理をしてきておるわけでございますけれども、従来ある工場が拡大あるいは設備改善等をする場合には、確認書というよりな形をとって、同じ公害防止協定の実をあげるよりなことをやっておりますが、このように生産が大きくなり、かつ水質の問題を含めて大きな公害対策を講ずるためには、従来から在来しておるところの企業につきましても、やはり公害防止等の確認書をとって公害防止の実をあげたいと、さように考えておる次第であります。

次に、福祉問題についてでございますが、児童手当等につきましては、私は過去の議会におきましては、これは非常に各論的な問題であって、福祉行政全般の問題から見れば、もっと先にやらなければならぬ問題があるのではないかというよりなお答えのしかたをしてまいりました。国の、ただいま児童手当審議会等で考えられている問題を振り返り見ましても、この児童手当が、何のために行なわれるのかというよりな、目的というものがきわめて不明瞭であるというよりな指摘もされておりますし、事実不明瞭であると思えます。産業界の企業負担を八〇％もやるというよりな手当審議会の答申に見ても明らかのように、企業負担をかけるということは、やはり、労務対策のための人口

対策の観点から、非常にそういうことが唱道されるといことが明らかでありますし、また教育、あるいは民生的に児童手当をやるというような、民生行政的な考え方もあるわけで、こういう点が現在の段階では非常に不明瞭であります。しかしながら、きよりの新聞にも報道されておりますように、大体四十六年度から踏み切りたいというような方針でございますので、国のやり方を見て、今後考えていってよいのではないかと考えておる次第でございます。

なお、このやり方にいたしましたも、大体三百億円ぐらいが国の負担であって、その他企業主、あるいは自治体等の負担につきましても、いろいろそれぞれの異論がございます。今後なお問題は難航するのではないかと、いろいろに考えられますが、一応国が四十六年度から厚生省案として実施をしたいということが、ほぼ確定的に考えられるようになってきた段階でございますので、しばらくその推移をながめてみたいと考えておる次第であります。

遺児手当につきましては、従来交通遺児の問題として取り上げられてまいっておりますが、交通遺児のみならず、両親がなくなったとかいうような、産業災害等の遺児も多数ある段階でございますので、遺児全体の問題として考えるのが正当ではないかというような答弁をしてきたわけでございますけれども、遺児手当等につきましても、なお今後検討を要する問題が多数にあるのではないかと、いろいろに考えております。

交通公園につきましては、教育委員会からお答えをさしていただきたいと思っております。

次に、土木問題の公共下水道問題でございますが、現在第一次、第二次の計画中でございまして、すでに納屋排水区、阿瀬地排水区につきましては、ご承知のように公共下水道が完成いたしました。現在常磐排水区、千歳排水区、港のほりを含めた千歳排水区を含めたところの、常磐排水区が現在工事中でありまして、引き続き、橋北の排水区を着手したいということを、先ほどお答えしたとおりでございますが、現在建設省等におきましては、新五カ年計画

を策定中でございます。総予算二兆七千億円で、新五カ年計画を実施をしようというような案を国会に要請することになっておりますが、またこの新五カ年計画が通る段階におきましては、四日市の常磐排水区、あるいは橋北排水区の年次計画等につきましても変化がある。変動があるんじゃないかというように考えられますが、一応現在ただいま申し上げました排水区について、年次計画的に公共下水道事業を進めていきたいと、さように考えております。

坂部団地の排水路の部田川の排水でございますが、これはご指摘のように、坂部団地等に集中豪雨が来たときは、この部田川がおそらくは危険な状態になるのではないかと、さように考えられます。これは、この事業を実施いたしましたところの、四日市開発公社等の責任も非常に大きい問題でございますので、四日市開発公社、四日市土木等と十分検討いたしまして部田川等の改修、あるいは補修等については今後努力いたしたいと思います。今後でございますところの、市営を問わず、各団地につきましては、この周辺の河川につきましては、土地の販売代金にその土地の河川の改修費を織り込んだ形で用地造成をして売っていくべきではないかというように考えております。単価的には、そう大きなね返りはないと考えられますので、その団地並びにその周辺から流れるところの河川の改修につきましては、そのような形で危険のないように、今後努力をいたしていきたいというように考えております。

バス停、清掃問題については、担当者からお答えをさしていただきますが、清掃問題につきましては、過般の集中豪雨が引き続きまして、相続きましたために、清掃職員等も非常に疲労こんぱいをいたしました。ところによっては、おくれた地域があったかもしれませんが、そういう点につきましては、おわび申し上げますとともに、今後そういうことがないように努力をいたしたいと思います。担当者からお答えをさしていただきたいと思っております。

○副議長（前川辰男君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） 交通公園について、お答えをいたします。

いろいろとことばはいろいろでございます。交通安全教育センターとか、児童交通公園とか、交通公園とかいろいろと呼ぶようでございますが、まあ今度の予算、皆さん方のご審議を得て、一カ所、西浦のところへつくっていただくことになったわけでございますが、これ一つでは足りませんので、まあさっき吉垣議員さんのおっしゃるように、構想としては、やはり数ブロックにそういうものができるということが望ましいことであり、東橋北小学校にございますように、ああいう、まあちやちでございませうけれども、ああいうものもまた効果もあるし、まあ関連で申し上げまして相済みませんけれども、交通読本というよりも出して、そして生徒の交通事故、そういうもの、また交通道德、そういうものについての関心を高めたい。そんなふうに考えておる次第でございます。まあおかげで多少交通事故についても減ってきたような傾向が、こうだといはつきりしたものはございませんけれども、減ってきたような傾向がございますので、喜んでおる次第でございます。

○副議長（前川辰男君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 市長の答弁に補足いたします。

午起のポンプ場の増設の件でございますが、これはいまのところ考えておりません。現在八百ミリ一台と三百ミリ一台、二台で運転をいたしております。われわれが問題といたしておりますのは、先ほどの大谷議員のご質問の中にもありましたように、これに通ずるところの排水路の管理がもっと大きな問題だと思ひまして、これのしゅんせつ並びに局部改良等を実施しておるのでございます。したがって、将来の、と申しましても、もう近い将来の公共下水道区域にもなりますので、このポンプ場は、現状のままでおきたいというふうに考えております。

それから次に、いわゆる排水路の清掃を直管でしたらどうかと、こういうことでございますが、ご承知のように、これにつきましても、労務者の問題もございまして、いわゆる工事請負契約によりまして、業者へ請け負いに出して維持管理をしていきたい。このように思っております。なかなかいまのような社会では、どぶ川の掃除をやる人が集まりかねるといふのが実態でございます。したがって、これはやはり業者へ委託をして、委託という、工事請負契約で、業者のほうでやるようにいたしたいと思っております。またご指摘のような点は、一応、重々われわれ今後監督に重点を置きまして、市民各位から非難をいただかないような方向に持っていくように努力をいたしますのでよろしく願ひいたします。

次に、バス停の問題でございますが、ご承知のように、この道路は県道でございますので、私どもといたしましては、県当局、県の当局に対しまして、強くこれを要請するとともに、地元の自治会長さんあたりのご協力も得て、今後とも前向きな姿勢で、この用地の確保に努力をいたしたいと思ひますので、よろしく願ひをいたしたいと思ひます。

それから、もう一つでございますが、ちょっと訂正、市長の中でちょっと訂正さしていただきましたんですが、二兆七千億は、現在大蔵省に対して、建設省が要望をいたしておりますので、査定でこれがどのように変わってくるか、まだ結論が出ておりません。査定が終わっておりませんので。そういう中でございますので、四十六年度以降につきましては、計画がいまのところ立てがたいと、こういうことでございます。しかしながら、全体的に申しますと、額はふえておりますから、やはり本年度を下回らない工事はできると、このように確信をいたしております。

以上でございます。

○副議長（前川辰男君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 市長の説明に補足して申し上げます。

まず第一の、四日市港に関する汚染の問題でござりますが、ご質問で基準はどれだけで守られてあるか、あるいは実地調査をしたかというようなことをまず申し上げたいと思います。基準という表現でございしますので、まあこれは排出基準、出すほうの基準と環境基準が二つあるというところは、ご承知のとおりでございしますが、排出基準につきましては、この四日市海域は四十一年の十月一日から暫定基準でございすけれども、施行されております。ただしこれはCOD、あるいはSSというものが基準され、その量が規制されておるわけでございすますが、これは一日の通常の排水量が四百立方メートル以上のものと業種がきめられております。そのほかに、石油関係、石油精製と、石油化学工業につきましても同じ水量で、これは石油の油分が一つということになっておりますが、一つにつきましては暫定基準で四ということになっておるものが、各工場から出るころの基準でございす。ここで大きく排出基準で問題になりますのが、あとで触れますけれどもペーハー値でございす。これが過般問題になったところでございすますが、海域については、河川域についてはございすけれども、海域については規制がなかった。それが、この十月一日から規制されるということが要素に入っております。それからメッキ工場につきましても、今度はそのメッキ工場につきましては、一日の通常の排水量が五十立方メートル以上というものが対象になっておりましたけれども、これはその量いかにかわらず、一リットルから適応を受けるといふようなことが最近改正をされたおもな点でございす。それで、お尋ねの要点は、そういう排出基準と並んで、水質環境基準がどうであるかというふうなこともお尋ねの中に入っておりますので、これもあわせて簡単に申し上げておきます。排出基準は、法律によるころの絶対厳守限度でございす。しかし水質汚濁に関する環境基準につきましては、人の健康を保護し、生活環境を保全する

と、維持することが望ましい基準であるということ、これは強制力ございせんけれども、行政上の目標数値でございす。ただし、これの実行といたしましては、当地域においては、この基準を目ざして公害防止計画の設定基準とすることによって、これが具体的にこの地区では生きてくるということがいえるわけでございす。

それで、この水質環境基準につきましては、人の健康のほうに関する環境基準と、生活環境の保全に関する環境基準と二つあることはご承知のとおりでございすますが、ここで問題になるのは、先ほど排出基準は、先ほど申し上げましたように、教項目しからございせんけれども、この環境基準につきましては、シアンとか、メチル水銀、有機燐カドミウム、鉛、クロム、砒素といった項目につきましてきめられ、また生活環境の基準では、水素イオンとか化学BOD、SS、CODというものにつきましても、きびしいランクを設けまして、きびしい数値が環境基準として設定されておるわけでございす。それで、これも最近の傾向でございすますが、九月一日の閣議決定で、いままでも海域につきましては、環境基準を適用しないということになっておりましたが、これが九月一日の閣議決定で、当地域は直ちにその環境基準に達するようにと定めるべきであると、これは、直ちに設定すべきという、いさというランクと、それから五年以内にやるべきであると、それから五年後にやるべきであるという目標が示されておるわけでございす。この九月一日の閣議決定によって、四日市の注いでおるおもな河川とともに、海域は、この環境基準について、これはあてはめていくというふうな状態になっております。

そういう一般情勢を背景として、現実問題を少し申し上げます。それで従来は、実地調査をしたことがあるかというところでございすけれども、これも議会について、ご報告申し上げておりますように、県の衛生研究所に大体四三年以降、継続的に地先海面、北は富洲原から、南は石原海域の六定点について、定点変化の測定をしておりますのが市自体の調査でございす。そのほかには、苦情処理、たとえば塩酸を流したとかどうかという苦情処理を受けて

立って、二次的に、断片的に調査をしてゐるのが、市の状態でございます。これらの、あるいは中央クリークをはかったというようなことも、議会にご報告申し上げたとおりでございます。それで経年的に、定点的に実施してゐるのは、また先ほど市長が申し上げましたように、法的の義務というものは、この大体四月以降県知事のほうへ権限が参つてきております、下がってきております。それまでは通産省、農林省というふうに非常に分かれておりました、それ以降、現段階では公益ということから県でまとめるということにしておりますが、はっきり申し上げまして、県の批判をすることは許されませんが、はっきりものごとをするために、あえて申し上げますと、まだ十分でございませぬ。はかる測量の機械にしても、人員にしても十分でございませぬ。それでただ、いま現在存在するデータとしては経済企画庁、水の水质の所管主務省である経済企画庁において、県に委託されたデータが、ある程度まとめられてきておるわけでございます。そういう形で、特にそういうデータがございしますが、この傾向につきましては、さらに強化すべきであるということ、具体的方策は、公害防止計画の中にいま盛られつつありますが、その詳細は省略いたしました、特にご質問の中で重金属、市が直接調査すべきであるというようなご質問もございましたので、これにお答えいたしますが、断片的には問題があり、苦情があった。事故があり、苦情があった時点については、断片的には、市はいまのところ重金属の分析器機を持っていません。できる範囲のものは公害課の分室でやっておりますが川崎の日本環境衛生センターというような、委託で調査したこともございますが、これもきよたぶん県が発表しておりますと思ひますけれども、経済企画庁の重金属汚染、四十四年度の実績を一応まとめたので、県が発表しておりますが、市長は先ほどそうたいして、いまのところたいしたことはないという表現を用いましたが、こういうことがとるといふことで、工場の排水口とかいうようなことが実施されて、最近行なわれておるといふ事実だけをご報告申し上げます。

それからその次の問題は、清掃関係の問題でございますが、三回に及ぶところの浸水につきまして、おかれておるといふことは、これは事実でございます。が、しかし浸水時点において、消毒、まず衛生の消毒班によって消毒してその後にくみ取るというようなことをやって、一週間も来なかったという事は、私いま初耳でございますが、私の報告によりますと、大体当日、二日というようなことで、この三回にわたるくみ取りは完了しておるといふふうに聞いております。あとその残ったという点については、後刻また別にお伺ひいたします。

それからもう一つ、富田、富洲原地区の、業者地区の許可業者が領収書が出されていないという問題でございますが、これについて、市はどう考えるかということでございますが、市の直営の場合では、これを出せということに、それで問題はあまり私は聞いてませんが、業者地区にはそれがあるという指摘も直接二、三件聞きました。まあいろいろ調べた結果、きたないものは要らぬという家庭もあるというふうなことも聞きました。あくまで市の指導方針としては、要らぬなら片すみでも置いとけというふうに、領収書は出すべきであるという指導をいたしております。まだ不徹底な面があるということ、事実だというふうに考えてます。

以上、お答えいたします。

○副議長(前川辰男君) 吉垣君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 市長の答弁を聞いておりますと、四日市港の海は、青いという気がしてならないのであります。まず名古屋港は、四日市港より十倍も悪いというふうなお話がありましたけれども、私たちが聞き及んでいるのは、大阪湾より、水が四日市は赤く濁っていると、赤いというのは、黒いのより悪いんだと、このようにも聞いておるわけがあります。また市長は、廃液の排出が五十二万五千トンだからという話がありましたけれども、私たちが調べ

ているのは、約三百トン、六倍であります。こういうような実態から見て、市長はこの四日市港の汚染に関する、公害に関する事については、まだ勉強不足であるし、研究不足であると私は思うのであります。

そこで、もう一、二点質問していきたいと思えます。水質汚濁にきわめて強度の高い工場排水及び家庭排水についても、河川と排水口の接点の排水基準をきびしくチェックすべきである。この体制を市ははかるべきであると思えます。

また第二点としては、水質汚濁監視センターをつくり、調査データの早期公開と警報体制を整備する。またこれらに必要な公害検査官の設置、及び専門技術者の育成が必要であると、このように考える次第であります。四日市はヘドロが三メートル七十もあり、そのヘドロの清掃を市は実施すべきであると考えられるわけがあります。また横浜においては、独自でヘドロの環境、汚染基準というものをつくっているわけでありませうけれども、四日市市においても、当然独自でヘドロの汚染基準をつくっていくべきであると思えます。

福祉問題についてでございますが、児童手当でございます。この点については、四十六年から国がやると、もし四十六年に国がやらなかった場合は、市でやるのか、その点市長にお伺いします。

清掃問題で、先ほどの富田、富洲原の領収書の問題ですが、衛生部長は非常に簡単にいっておられますけれども、そんな簡単なことではないのでしょうか。私たちは、領収書がないということは大きな問題であると、このように思っている次第でございますが、この点についても、もう一步突っ込んでご答弁を願いたいと思えます。

もう一つは、市内全域にゴミの収集の完全化をいつごろまでに計画されているのか、その点お伺いします。また、尿尿処理場も現在のところはいいとしても、将来においてはもう一カ所も二カ所も必要かと、このように考えるわけがあります。尿尿処理場の増設の必要性を訴えるものであります。

以上。

○副議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

五十二万五千トンと申し上げました工場排水につきましては、工業排水のみの数字でございます。そのほかに、井戸水のくみ上げと、電力会社あるいは化学工場等におけるところの海水の排水があるということを申し上げたわけでございます。したがって、またそれらの水質汚濁について排水地点における検査というご指摘がございますが、やはり今後こういう問題は、市も積極的に協力をして、県の行政にタッチをしていかなければならない問題であると、さように考えております。

汚水検査センター等につきましては、ただいまのところそういう構想を持っておりませんが、公害対策課でそういう問題は協力していきたい。さように考えております。

児童手当につきましては、国がやらなかった場合ににつきまして、市がやるかどうかということでございますけれども、現在では市でやるという計画は持っておりません。

○副議長（前川辰男君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） ゴミの完全収集はいつかということでございますが、この完全の程度でございますが、一応現時点におきましては、パーセンテージでいきますと、世帯数で約九五〇程度のもが入っております。ただそのうちで山の上だとか、車が入らないというところは抜けると、したがって、本年度で大体全市域にわたるゴミ

の収集、定期収集のものは行き渡ると、こういふふうにご理解願いたい。ただ、回数が問題でございますが、回数は短く、理想案に近づけるといふ努力を続けていくということでございます。

それから、領収書の問題をごく簡単に片づけたということでございますが、現行制度においては、いまのところ数回許可業者の責任者、または現場において、注意的な勧告を処理しておりますが、向こうから、苦情のほうからいわせれば、受け取らぬのやという押し問答がこれ現状でございますが、私はむしろ出ししぶつとるといふようなことが出ししぶつとるムードがあると、困ると、いやがらせをやるというムードを除くと、こういうことを私は見ておるんで、そういうようなムードをつくれというような指導、あるいは激励というようなことをしておるといふのが実態でございます。

それから、尿処理場の増設の問題でございますが、いま朝明衛生処理場は十万人分の処理でございますが、理想論といたしましては、大体二十五、六万の、五年先程度に二十五、六万の四日市市を想定いたしますと、海洋投棄を全部、少なくとも五十年程度までには引っ込めるといふ計算でいきますと、あと十万人分程度のものが要るんじゃないかというふうに目標を立てております。したがって、地理的には、いろいろ用地難がございますけれども、南部にもう一カ所要るといふ計算を立てております。これにつきましては、水洗化の努力ということと、その規模は大体五十から百の程度に押えて、時期、能力につきましては、水洗便所化の趨勢とにらみ合わせたい。大体の方向は以上でございます。

○副議長（前川辰男君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 公害問題につきましては、今期に入って過去三年半、おそらくこの壇上で質問された議員は、一回ぐらひはみなやっておみえになると私は思っております。けれども私は、何ごとをしゃべっても公害問題だけは絶対にしゃべらまいと、今日までまいったものでございますけれども、その理由とするところは、ことわざにもありますように、「わが身をつねって人の痛さを知れ」ということを始終私は自分と思っております。理由は、私も小さいながらも事業をやっております。その事業も、いまの公害問題と同じような立場におかれまして、非常に責められております。そういう見地から、できるだけ人の公害にはしゃべらまいと思っておりましたけれども、皆さまもご承知のように、最近地元のほうで、非常に霞ヶ浦の工場問題が再燃いたしましたして、町々にはポスターまで張られる始末になりますと、地元の議員といたしまして一言言わなければ、どうしても立ち行かない立場に追い込まれてしまった次第でございます。もとより、防止協定を提携するときには、私も市会議員の一人といたしまして、承認を与えておる関係上、この議会においてとかくいうことは、まことに筋道が通っておらぬことは重々私も考えておる次第でございます。それをあえて私がここに言わんとするところを、皆さんもひとつお疲れのところを聞いていただきたいと思えます。

一番原因は何かと申しますと、地区民が市長に対して不信の念を持っておるといふのが一番起因するところと、私は考えておる次第でございます。と申しますのは、防止協定を結ぶ以前、霞ヶ浦の工場の誘致の、政府の許可を取らんなんのために、埋め立ての事業の許可を取らんなんのために、数次にわたって市長が北勢の地区に説明会に回られたものでございます。そのときに、私は議席を持っておらぬ関係上たびたび出席して、その間の空気はよく察知しておるのでございます。いつ説明会に出ましても、市長の言われることは、PRMがどうたら、ナフサがどうたらと何にも公害ないで皆さんこれを承認願いたいと、いつもかも言われたものでございます。それにもかかわらず、その、いまの状態はいかがかと、私は市長にお尋ねしたいのでございます。

員としては、なすべきことは何かというので、私は苦慮してあるのでございます。このままほり出ししておいては、ものか、だれが聞いても、地区は地区で協定書を結べ、市は市で結べ、これはいか悪いかといえ、一目でわかっております。悪いです。悪いけれども、こういう事態に持ち込んだという点において、私は市長にお尋ねしてあるのでございます。また最近には、市のほうから助役が出勤かれて、この点に承認を得られたように聞きますが、うそかほんとうかわかりませんが、一部の報道を聞きますと、助役が、業者と協定を結んでもというよりなことを漏らしたと聞き及んでおりますが、私は即座にそんなばかなことをいうよりな理事者はおるか、私は打ち消したものでございますが、その点にも一応ひとつここでお聞かせ願いたいと思います。

以上。

○副議長（前川辰男君） 暫時、休憩します。

午後四時三十七分休憩

午後五時再開

○副議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの富田地区の公害紛争の件につきまして、お答えを申し上げます。

ともかく、ただいまご指摘のように、開発事業団によりますところの埋め立て工事の経緯につきましては、いろいろございました。その経緯につきましては、あらためてもう一度理由を説明しろということでございますので、説明

は申し上げますが、現在富田地域の方々から、いろいろの行政不信の形で、私のほうに抗議が申し込まれておる状態になっておるといふことにつきまして、地区に非常にご迷惑をかけておるといふことに対して、まず第一におわびを申し上げたいと思いますが、この埋め立て地の問題につきましては、昭和四十一年の四月一日に四日市港開発事業団が発足いたしましたして、埋め立てをすることになりました。私は約六カ月間にわたって、この埋め立てにつきまして、地区にお伺いいたしまして、埋め立てをしなければならない理由等について、いろいろ説明を申し上げてきたわけでございます。これにつきましては、議員の皆さん等におかれましては、全員協議会等たびたび開いていただきまして、商工会議所の三階等におきましては、この会議をもつていただいた次第でございますが、そのときにも繰り返し申し上げたのとおなじことでございますが、四日市市が一応石油化学コンビナートとして発展形態をとってまいってきたことはご承知のとおりでありまして、従来のものにつきましては、ガラスであるとか、肥料であるとか、紡績関連の工場だけしかなかったわけでございますけれども、戦後の海軍燃料廠の活用に伴いまして、飛躍的に石油化学工業形態をとってコンビナートを形成してきたのはご承知のとおりであります。この段階におきましては、このコンビナートと申しますものは、非常に小規模的な、実験プラント的なものが多かったわけでありました。したがって、それが国際的に見て、あるいはまた技術開発的に見て、それを存立し得たかどうかという問題は、いまから見ればそれが全く問題にならないぐらい小型のものであったということ、ご承知のとおりであります。現在の大体大型の工業と申しますものは、重化学工業、造船所、鉄工所、石油、石油精製等、大かたの機械工業等を除きまして、大体のものが原料の輸入あるいは海外からの大型船の接岸というようなことで、臨海型の形をとっておりますが、特にこの四日市の石油化学コンビナート等は、臨海型の典型的なものであります。これが非常に技術開発的に、いろいろの技術が開発されて大型化してきたということも、ご承知のとおりでありまして、通産省のナフサの分解施設が二十

万トン基のものであったのが、三十万トンに、最低三十万トン以上でなければ誘導品のメーカーを寄せるところのセクターとしては採用しないんだというような水準のアップがあったことも、ご承知のとおりであります。

したがって、この塩浜等におきましては、まだ工業用地もございまして、実験プラントが四十万トン、八万トン、あるいは十万トンになり、二十万トンになるというような拡張の予定があったわけでございますが、その塩浜のコンビナートにいたしましたしても、すでに二十万トンが限度であって、茨城県等で新しい工業開発をしなければ、業界としては立っていくことができないというような情勢になってきたわけでございます。

ことに午起のコンビナートにおきましては、きわめて小型のものであって、このままの状態であっては、もう存立もむずかしいし、しかも現在の水準では公害の防除も非常にむずかしいと、しかも新潟のような大型の地震というものを想定いたしましたときに、単なる公害の防除のみならず、災害の点から見ましても、住民に対する被害はもとより、工場同士の被害というものも非常に大きくなるということが考えられるわけでありまして、

したがって、四日市市がコンビナートの一つの典型的な発展的な工業都市形態をとるためには、従来のような農地を安易に埋め立てて拡張していくということも、すでに限度がまいりました。その農地もございませぬし、つまるところは、海域の埋め立てによって、公害のいずれの面からも、それに対して対抗力のあるような出島方式というような形に持っていかなければならないのではないかと、やはり考え方から、私はこの午起コンビナートの埋め立てをお願いをし、それに対して努力をしてきたわけでございまして、りっぱな工業都市として整備したいという考え方から、これに踏み切ったということにつきましては、これまでもやかましく申し上げてきたとおりでございます。

したがって、そのためには、この埋め立て地には電力会社の火力発電所を設置をしない、また、石油精製工場は誘置をしないということをお願いしてきてきたわけでございますが、地区の方々は、現在九工場が立地しますところに、現在協和油化という会社がすでに一応工場のブチアルデヒド並びに酢酸等の工場が完成をいたしました段階で、八月の十日前後から本運転に入ったわけでございまして、これまでの試運転の段階でいろいろ悪臭を流してきたということで、地区民から非常に不満の要望がございました。市が防止協定を結んだにもかかわらずにおいがるではないかと、そしてまた発電所を設置しないという約束にもかかわらず、工場は自家発電の設備をこしらえておるではないか、こういうことは埋め立てのときに約束した点と非常に違っていると、そういうようなことでは市長の言っておるところの防止協定は信用ができないと、そういうのがこれまでの住民の方々の言い分でございます。

私は、もとよりそれに対しては、まことに申しわけないことだとは思っておりますが、発電所等につきましては、現在の自家発電というものは、ご承知のようにデパートあるいは市役所等でも自家発電は当然持っておるわけでございまして、いずれの工場も、紡績を問わずみな自家発電が一応あるわけでございまして、まあこのコンビナートの自家発電が大きいではないかと言われればそれまででございますが、一応私は火力発電所の、中部電力の延長によるところの火力発電を設置をしないというのを申し上げてきたわけでございまして、自家発電というものは、いかなる工場においても最近では当然のこととして自家発電はされております。

それから、石油精製工場は、現在そういう計画もありませんし、もとよりそういう約束でございますので、立地をさせる気はございませんが、ただ悪臭がするということにつきましては、たびたび工場長、あるいは常務、また社長等にも来ていただきましたが、これらの点について強い要望をし、四日市市の屠場において、警察のほうに悪臭が流れるということ、これの再燃焼装置というものをつけまして、この問題の解決をはかったわけでございますが、現在衛生部長がやかましく申しまして、この悪臭の出る装置について六百度、八百度、千度というように徐々に温度を上

げた形で漏れるガス、あるいは排ガス等の再燃焼装置を推薦するという予防的な工事のほかに、そういうような温度を上げることによって、再燃焼装置をいまやっておるわけでございまして、六百度より八百度になると非常に油がなくなると、ことに千度になるとほとんどにはなくなるといふような、ただいま実験中でございます。大体旧来からあるところの霞ヶ浦の、従来からあるところの午起の工場については、依然としてブチルアルデヒド等のおいが若干いたしておりますが、現在の霞ヶ浦の新しい工場については、大体なくなってきたというようにまあ判断いたしておりますが、今後とも、どういふ事故があったり、またガス漏れがあるかわかりませんので、これらの点については、十分努力をいたしたいと、さように考えております。

そういうことで、地区の方々には、市がそれだけ言っておっても悪臭はするんだから、地区民として防止協定を結びたいと、そういう言い分でございます。現在住民が直接防止協定を結んでおるといふ段階は、福島県のいわき市の小名浜日本水素工場、それからごく最近では大垣市にそういう例がございますが、これらはいずれも市が直接企業と防止協定を結んでおらないために、市が中に仲介をして住民と企業が防止協定を結んでおるといふ状況でございます。われわれのほうは、相当嚴重なる防止協定を結んでおりますので、この防止協定を十分に活用したならば、私は重ねて住民と企業が同じような内容の防止協定を結ばなくてもやっていけるのではないかと判断のもとに、地域住民が企業と防止協定を結ぶことは望ましくないと、市が防止協定を結んでおらないのなら、住民が防止協定を結ぶことはやむを得ないかもわからないけれども、市が防止協定を結んでおる以上、それを十分に發揮してやれば十分ではないかというような考え方をいたしております。また、たとえ公害が起こった場合におきましても、地区住民からも適当な数の代表者が出ていただいて、その地区協議会によって、この公害の問題について対処するというような考え方を持っておるわけでございまして、したがって、現在各地域から、そのための住民代表の、各地域三人ずつのご選任

をしていただいております。甲に答申するというようなご質問でございましたが、これは甲に対して協議会を具申するということになっております。したがって、この協議会の運営によって、その問題を個々に解決していくべきじゃないかというように考えております。

助役の発言が、若干この間の事情を混乱させるような発言があったのではないかとという趣旨でございますが、これらはいずれも協議会を通じて住民が幾らでも発言すればいいのではないかと内容であります。したがって、ご指摘のようにそのような発言の内容はなかったのでございます。

したがって、われわれといたしましては、この埋め立ての理由等に申し上げますとあり、りっぱな臨海工業的な工業都市づくりをしたいと。しかも、それには、従来からやかましくいわれてきておったところの公害防止というものについて、十全の対策を講じて善処したいという考え方であります。

おかげさまで、従来からいわれておるところの、たとえば亜硫酸ガスの濃度等につきましても、また四日市市におきましては、二地区において、年間の一時間値の平均値が若干高いところがございしますが、これらにつきましまして、その後いろいろ煙突の高煙突化もはかれておりますし、瞬間的な高い濃度というものは出ることはございますけれども、しかしながら、年平均値で見ましたら、ニューヨークの現在の〇・一一PPMから見れば、大体半分以下であるということが言うことができるのではないかとというように考えます。それから、四日市市で公害の苦情の原因となっておりまして悪臭であります。大体現在の段階では、悪臭はある一定地点、現在の測定では午起の地点だけが恒常的においがしておるといふような状況でございますので、今後ともこの公害防止協定に従って、私は公害防止のために努力をしたいと、さように考えております。

それからまた、年度当初に申し上げましたところの、住民の所得の向上に関連いたしましたとしても、最近の農業情勢を

見ました場合に、やはりこの農業ではもう食っていけないんだと、現在までやってきた形の農業では食っていけないんだということにつきましては、たびたび申し上げておりますし、単なる構造改善事業だとか米作だけのやり方ではもう食っていけないと。そのために臨海型のみならず、丘陵地の開発を進めて、現在市の平均的な農業の所得が大体四日市市で百二十万円の所得であると。それが農業によっては平均の四十万円、農業外所得が八十万円だと、いかに農業外所得に依存しなければ農家が食っていけないかと、そこにやはり現在の日本の、またしかも四日市市の農業の経営のあり方があるわけでございますので、こういうような丘陵地を含めたところの工業的な開発を進めることによつて、こういうような所得水準の向上をはかっていく努力をしてきたわけでございますが、最近のような労働事情というものを考えますと、これ以上工場誘置というものを積極的に考えておる段階は、もうすでに過ぎ去つておるといふように私も判断をいたしております。やはり人間が自然と共存していく動物である以上、自然を破壊しては人間の幸福も達成せられないのでありますので、自然の状況と共存するよりな形で、これは農業、工業のみならず、いろいろの排水規制、あるいは農業の規制というような問題もひっくりかえり、自然と共存していくよりなやり方で進むというのが、すなわち、住民の健康、あるいは住民の幸福とつながるものであると、さように考えておるわけでございます。

○副議長（前川辰男君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 先ほどから市長の答弁を聞いておりますと、大体私が推量しておつた、ほほ当たつております。いまの答弁を聞いておりますと、市長は企業の代弁者でございます。石油基地が拡張せなければ石油基地が成り立つていかぬ、これは企業者が言うことばです。けれども、昭和石油や三重火力発電所、三菱油化、そういう工場は四日市

が頭を低くして頼みに行つたものでございます。けれども、公害は出ておかまわぬとは私は申しません。頭を低くして、頼むに来てくださいと毎日のように東京へ誘致運動に行つたものでございまして、その点は私は一言半句申すことはできませんけれども、既存の工場でございます。四日市市が石油基地となろうとならまいと、何が大事か、人命です。人命を犠牲にしても石油基地が成り立たなならぬと市長はおっしゃるんですか。それは、確かに企業者側としては、出島方式で拡張させなければ立ち行かぬというのは当然でございます。私の言つたのはそこでございましてあなたがおっしゃるのは、企業者の代弁者です、それは、立ち行かぬで何とかせよという、これは企業者の言うことです。市の言うことは、市民の代表が市長です。市民がいやということやなげ無理に押し切つたというのが私が言わんとするところでございます。市民あつての四日市です。いっくらあすの日でも自治体が金がなくてやっつけいけぬとでもいま断つておるような時代でございます。

もう一つお尋ねいたしますが、あの提携当時に、北西の地区で富田、富洲原、ここには患者は軽疾者が一名出ておつたと思ひますが、ただいま市長の説明によると、わずかとおっしゃりますけれど、まだほんの序の口でございます。八社のうちに一社が進出して、まだそれも全部の操業と違ひます。まだまだこれは序の口でございます。序の口でもって、これで完成したようなおことばをさっきから聞いておりますが、よろしいですか、患者が一名でございます。その患者が十名でも、二十名でも発生したときに、市長は何としておわびをいたしますか。現金で人命は買えません。その点をいま一度ご答弁を願ひたいと思ひます。

○副議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

私は、別に企業の代弁者をつとめておるわけではございませんので、もとより人命の尊重につきましても、その重要性はよくわかっております。ただ四日市市の過去から育ってきたところの工業都市としてのあり方を、どのようにrippな工業都市化していけばよいかと。しかも、それが、rippな工業都市というのは、単に企業のための工業都市というのではなくて、生活環境の整備をしたところ、あるいは港湾のrippな整備をしたところの生活環境、あるいは都市環境のよい町づくりを心がけたいという考え方から、埋め立てもやり、そういう努力をしてきたわけでございます。これはいろいろ担当者、あるいは皆さん方からのいろいろなご注意もあって、公害防止につとめた結果まあたとえば、地区的にはガスの濃度というものにつきましても、所によっては三分の一、あるいは四分一以下になっておるところもあるというような事実についても、私はご承認を願えるのではないかと、いろいろ考えます。

富田、富洲原に患者が発生したという話でございますが、それは、ご承知のように、この気管支ぜんそくというのは、先日産研の所長といろいろ話しておいたわけでございますけれども、決定的にこれが公害によるところの気管支性疾患であるということは、断定するということは非常にむずかしい問題でございます。東京都におけるぜんそくの原因を見ましても、二〇％はブタクサの花粉によるところのぜんそくだということが、いろいろアレルギー疾患から見るとはっきり断定できるということが証明されておりますように、非常にこのアレルギーのあり方によっては微妙な問題であると。ことに富田、富洲原は、昭和四十年年度の三重県四日市保健所の検査を見ましても、四日市市では最も大ぜいの気管支性疾患の出る地域であります。富洲原、富田につきましては、年間に受診しておるぜんそく性疾患、あるいは気管支性疾患の人は非常に多いと、従来から非常にその危険性があると、そういうようなアレルギー疾患を持った人が非常に多いということでありまして、これはやはり海に近いか、そういうような特殊な条件があったのではないかと、いろいろ考えられますが、それだけに、やはり今後のコンビナートの進出につきましても、

努力をしていかなければならない問題であると、さように考えておるわけでございます。コンビナートは、九社のうち約二社がただいまほぼ完成した状態でありまして、また今後、建設は今後でありまして、私はコンビナートを完成したとは決して申し上げておりません。したがって、今後の進出等につきましては、それだけ危険性のある、大ぜいの、保健所等によって知られておるところの患者があるわけでございますので、それだけがやはり十全の対策を講じていかなければならないと、そういう考え方を持っておるわけでございます。私は企業の代弁をしておるわけでは決してありません。つまるところ、rippな町づくりをしたいと、しかも、それが生活環境、都市環境の十全なものに考えたいということで努力をいたしておるわけでございますので、その点につきましては、十分ご理解を賜わりたいと考える次第でございます。

○副議長（前川辰男君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 あまりやりますと、皆さんが、また山口はくどいとおことばをいただきますので、もうやめたいと思えますけれども、先ほどの市長の答弁は、ちょっと私の言った主意がはずれておると思えますので、重ねて申し上げたいと思えますのは、富田地区は昔からぜんそくの地区だと申されましたが、私の言っておるのは違います。締結公害防止協定を結んだときにおいて、市の調査資料が富田の地区で軽症なぜんそく疾患が一名でしたと私は申し上げておるのです。けれども、今後公害によって現在一名のものが十名になり、二十名になったときには、市長は、地区民に対して何とあなたがたをお呼びを申し上げますかということを探ねておるのです。

けれども、市長さん、決してあなたを責めておるのと違いますぞ。これは地区民の代表で、あなたに迫っておると、こう聞いていただかんとことは、わしゃあなたにうらまれどおしやで、えらい歩が悪いのや。（笑声）けれども、こ

これはね、市議員になりやこそ、こうして壇上から、「市長」と言うてやっておるけれども、市議員でないものがこんなことを言うたらしかっ倒される。それだけはこれは議員の余得やと思ひまして、（笑声）地区民を代表して、こうしゃべっておるといふりに市長は考えていただかんことには、歩が悪んでございますで、よくその点をご了承のほどを願ひたいと思ひます。

もう一べん、先ほど私言いましたね、ね。いまの現時点においては、これは市のほうから回ったもんでございますこれはうそでございます。あの時点において、私らのあの資料をもらったときに、富田、富洲原で一名の軽症者が出ておりました、公害のために。これは南から風が吹いてくると北は当然出るのも当然でございます。けれども、今後において、これが十名になり、二十名になったときに、市長はどうして地区民に絶対に公害はでないといふふうに勧誘した手前、どうして皆さんにおわびをしなるといふ点をお尋ねするのと、（笑声）もう一つは、みんなが笑っておるのぢよと言ひにくいわ。（笑声）

もう一つは、まるっきり後方の山手方面に、農業者が所得が減ってどんどんこれが利益を受けるといふのは、こゝろいり会社が来たでというふうなことをお漏らしになりましたが、いまの時世に石油会社ばかりが会社と違ひます。幾らでも進出したい会社は山のようにございます。あなたはまるっきりこの石油会社が来んだときには四日市市はさびれてしまふといふふうなおことはございました。けれども、そう言われると、ますますあなたは石油会社の代弁者かと言ひたあなってるのはそこでございます。

まあ一つ、いま尋ねました、今後患者が出たときに、市民に対してどうしておわびをしなざる点だけでけっこりでございますで、ひとつお答えを願ひたいと思ひます。いまは一名でございます。今後二名になり、三名になり、四名になり、五名になりで十名になったときには、人命は金で買えませんぞ。一億出しても買えませんぞ、ね。あなた

はそれは補償するとおっしゃるかもしれませんが、補償では追いつきませんぞ。その点だけをひとつお答えを願ひたいのです。それを地区民の手みやげにしたいと思います。どうぞ。

○副議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。

別に山口議員の一個の見解であると思つて私はお答えをしておるわけではございませんので、当地域は、富田地域はもとより、全市民に対してそういう責任があるわけでございますので、私はそういう観点からお答えを申し上げておるわけでございますので、決してうらみにも思つておりませんし、別にこれといふような強い何は持つておりませんが、患者一人が認定、出ておるといふことは、塩浜の化学工場に通つておる、富田から通つておる人が公害患者として認定されておるといふことであります。そういうことでございますので、別にいま一人しかおらないんだということではございません。富田から化学工場に通つておる、塩浜へ通つておる人が一人認定されておるといふことでございまして、今後それでは出てきたらどうするんかといふことでございますが、今後の問題につきましては、大気汚染、あるいは悪臭等の問題を踏んまえて、そういう大気汚染の被害がなくなるように努力するほかしかないと、それしかないといふように考えております。

ただいま患者、認定されておる方は、衛生部長からの付言によりますと、漁師でございます。

それから、住民がみな利益を受けるといふような言ひ方はおかしいんじゃないかといふことを申し上げましたが、これは、私は何もその石油化学工場ばかりを申し上げておるわけではございませんので、丘陵地開発と申し上げておりました点も、その点でございまして、Y R R の誘致もそのような半面でございますし、また富田には鑄造工場等も

ございます。そういう工場もあることでございますので、何も別に私は石油化学工場だけが工場だというように申し上げた覚えもありませんし、総体的な発展を遂げていく、やはりあり方が望ましいというように考えておるわけでございますので、ご了解を賜りたいと思います。

○副議長（前川辰男君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 鑄造工場とおっしゃいましたが、始まりから私は、それがために公害問題は一言半句も言わなんだ原因がこれでありまして、初めから断わっております。いまさらになって市長から指摘を受ける必要はございません。

もう一つ、先ほどから私はくどくど言っておりますね。いま一人出ておるのが塩浜地区とおっしゃれと、それは言っておりません。いま一人やぞと、今後続々出たときには、いかにあなたが地区民に対してね、おわびを申しなさると聞いておりますんです。いまの現時点は一人、それが二人になっても私は申しはしません。これが二人が三人になり、四人になり、五人になり、十名出たときに、私はみとめます。そのときに市長は、絶対に出来ませんと言っているが、そのときはいかにして地区民におわびをなさるかという点だけを。ただ一名は出ておるということをお初めから私と言っておりますのや。ですから、これから先が、出たときにどうしなさるなど、それだけを尋ねておるんです。金では買えませんぞと、人命とは尊いものですぞと、そのときはいかにして私は皆さんをだましましたとおっしゃるか。その点のお尋ねをしておりますのでね。余分なことだけはしゃべらんといってください。鑄造工場は持ち出さんでもよろしい。（笑声）

もう一べんだけです。けれども、はっきりしてくれんな何べんでも出ますぞ。頼みます。



○副議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。

患者が一人認定されておるとい点でございますが、当地域は公害認定地域外であります。従来、ここにあるせんそく患者の方は、たとえせんそくであっても認定はされない地域でありまして、しかしながら、その方が、その認定地域の化学工場に通っておるといことで、認定されておるわけでありまして、この認定地域である地域外だということに、やはりその数字の一応の少ないという根拠は考えることができると思いますが、今後出てきたらどうするかということでございますが、これはやはり、公害を出さないように最大の努力をすると、そういうふうにお約束するしか私は申し上げようがないと、さように考えております。

別に鑄造会社と申し上げましたのは、公害の問題を申し上げておるわけでございます。雇用の問題を申し上げたわけでございます。雇用する場合には、何も別に石油化学だけが雇用先ではないと、いろいろの雇用先があるという意味合いで申し上げたのであります。この地域が認定されておるかどうかちゆうことによって、患者の発生数というものは非常に違いがあると、さように思いますので、一言この点につきましては、付加をさせていただきたい次第であります。

○副議長（前川辰男君） 山口君。

○山口信生君 議席からで、よろしいですね。あんまりめんどうくさいから。

〔私語する者あり〕

いや、のれんに腕おしだ。何べん言ったって始まらぬわ。（笑声）

もうこの辺でとめますが、よろしいか、とめまするが、こういう事態になったら、山口は開き直るといふことだけはひとつ頭に入れておいてもらいたい。以上申しまして、これで終わります。

○副議長（前川辰男君） 本日はこの程度にとどめ、あの方方は明日にお願いすることにいたします。

明日は、午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時三十六分散会

昭和四十五年九月十八日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和四十五年九月十八日(金)午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

昭和四十五年九月十八日 第三号

○出席議員(四十一名)

味岡	天春	荒木	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	岩田	大島
一	文	武	金	泰	太	信	久	雄	武
郎	雄	治	一	一	郎	一	雄	君	君
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員(三名)

藤谷	吉山	山安	六宮	松增	前日	日日	早服	長
井口	垣本	中垣	平田	山山	川比	沖川	部川	川
泰專	照	忠	豊	良英	辰義	武正	昌	鐸
治九	男勝	一勇	司勇	一	一男	平男	夫弘	元
君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君

野生	豊坪	辻高	志坂	後小	小訓	北喜	川加	笠大
崎川	田井	橋積	上藤	林林	霸	野村	藤田	谷
貞平	妙	誠力	政長	藤喜	哲也	与霸	定七	喜
芳蔵	稔子	二三	一郎	太郎	夫夫	男市	等潔	男衛
君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君	君君

午前十時三分開議

○議長（山中忠一君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十三名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

議事説明者中、水道次長は欠席いたしますからご了承願います。

日程第一 一般質問

○議長（山中忠一君） それでは、日程第一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。日沖君。

〔日沖武男君登壇〕

○日沖武男君 かねて通告申し上げました順に従いまして、質問をさせていただきますと思います。

まず第一の農政問題でございますが、昨日も山口議員さんへのご答弁に、最後のほうで、農業の問題にいろいろと市長さんからお話がありました。

第一の農政問題についてお願いしたいと思うんですが、非常に近年高度成長を続ける経済社会の中で、農業は、生産の選択的拡大と生産性の向上など、発展の途上をたどりつつあるもの、ご承知の米の生産調整など、農業をめぐる情勢は、まことにきびしい局面を迎えておるのでございます。一九七〇年代のこの社会は、技術の発展と経済成長の成果を国民生活の幸福と進歩に調和させねばならぬ時代であり、かかる情勢に対応した総合的かつ計画的なあらゆる

る施策が国において推進されようとしておるのでございます。市においても、農業の立地を十分ご認識いただき、農業の近代化を促進し、農業経営の安定と健全な発展をはかられますようお願いするものであります。

まずその第一は、今後の農業振興対策についてでございます。

ご承知の都市計画法の区域区分の決定と相まって、市街化調整区域内に対して、長期的な展望のうえに立って、農業の振興をはかるべき区域を明確にし、今後振興のあらゆる政策の柱となる農業振興地域整備法に基づく重点的な農業振興策の推進をはかれるよう、強く要望するのでございます。

その第一といたしまして、土地基盤整備事業の推進でございます。

農業労働力の減少と大型機械化の進展に対応して、農業生産の飛躍的な向上と農業の近代化を推進するには、生産基盤が最も重要でないかと思うのでございます。圃場整備事業並びに基幹農道及び用排水路の整備、既設農道の整備等土地基盤の整備事業について、積極的な促進施策をお願いいたしたいのでございます。

第二番といたしまして、主産地育成事業の推進でございます。

最近、食料消費の向上等質的な増大に対応して生産流通をはかるには、産地の大型化と共販体制の確立にあるかと思っております。主産地の助長、育成について、積極的な施策の促進をはかられたいのでございます。

なお、生産流通の合理化をはかる施策として、農産物の価格の安定をはかることは、主産地形成の推進上きわめて重要でないかと思っております。同時に、生産農家の所得安定にもつながるので、価格安定事業のより充実した措置をお願いいたしたいのでございます。

三番といたしまして、自立農家の育成と農業後継者対策でございます。

近代的な農業経営をはかるためには、自立農家の育成と企業的な農業のない手となる意欲的な農業後継者の確保

と育成でございます。

今回、農地法並びに農協法の一部改正、あるいは新しき制定されようとする農業者年金法等々にも、その方法が打ち出されておりますように、自立農家並びに生産組織の育成強化について、特に農村青少年グループ活動とともに、この研究制度の充実をはかられたい。

この三点に対しまして、いろいろ市におかれましても、助成あるいは推進をしていただいておりますが、ほんとうに昨日も市長が申されましたように、このきびしい米の生産調整、減反、こういった時代に、いかにして農業をやっていくかといううえにおいては、この三点が私は一番重要かと思っておりますので、いろいろこういった面において、産業界長あるいは市長におかれましても、今後の農業施策の問題について、いろいろご心配していただいております。

次に、農政問題についてでございますが、農業会館の建設でございます。

このことに対しましては、各種、各団体がいろいろと福祉会館あるいは婦人センター、いろいろと要望もございしますが、われわれ農業団体といたしましても、かねてから過去四、五年間の間農業会館の建設を強く要望もし、陳情をしましてまいっておったのでございます。しかるところ幸いにして、今般農業協同組合が、近鉄の駅前に対しまして、農業会館の建設に踏み切って着々と工事を進めていただいております。

そういった中におきまして、われわれ農業者がほんとうに農民の研修の場、あるいは憩いの場、あるいは指導の面そういった場として要望してございました農業会館を、この農業協同組合の会館にあわせて併設していただいて、あらゆる諸情勢からしても、最も適当かと思っておりますので、この問題についていろいろとご心配していただいておりますが、目下十二月十七日の落成を期して着々と工事を進めていただいておりますが、この件に対しましては、議

あるいは市の市長はじめ陳情書も出ておりますので、この際、約一万に近い農業者の今後の農民の研修の場、きびしい情勢の中で、農業協同組合に手を握って、市の農業開発、あるいは農民の農政の上に十分と進めていただくならば幸いですので、よろしく要望いたしまして、いろいろとご心配なることと思っておりますが、ぜひともよろしくお願いたしまして要望にとどめておきたいと思っております。幸いにして、あたたかい市の議会の皆さん、あるいは理事者のお気持ちがございますならば、大きな目をあいてやっていただきたい。これだけ強く要望しておきたいと思

す。

次に、生鮮食品の卸売市場の問題でございます。

近年における生鮮食品の価格の高騰は、消費者物価の上昇の原因の一つでもあらうかと思われませんが、日常生活の安定という面からゆるがせにできない問題であらうかと思うのでございます。生鮮食品の価格を安定させるには、まず需要に即応した生産が基本的に必要であり、同時に生産物が消費者に円滑に供給されるための流通体制の整備が必要かと思っております。

ご承知の米の自給緩和に即応して、今後の農業所得向上には、園芸、農畜産物を主体とした生鮮食品の生産に期待するところきわめて大なるのでございます。かねてからそういった問題について、市におかれましてもいろいろと農政審議会、あるいはそういったグループの、業者のグループの方たちといろいろご研究していただいておりますように聞いておりますが、ぜひともこういった三十万都市の四日市にもなり、米の需要が、米の事情がこういった中に立って近郊野菜あるいは園芸、畜産物、こういったものの卸売市場、なおそれについては、かねてからの問題もございします水産物もあわせてやっていただくならば非常にけっこうかと思うのでございます。この問題について、いろいろと市長はじめ理事者の皆さんにはご心配していただいておりますので、ご見解のほどを承りたいのでございます。

なお、三番といたしまして、野犬の始末でございますが、六月議会におきまして、うちの小林議員から質問もございまして、その席上、衛生部長から毒まんじゅう作戦とか、麻酔銃作戦といったことで答弁がございましたので、深くは追求いたしません、非常に近郊農村にたむろする野犬の群れがふえるばかりでございます。やれ鶏をかみ殺すとか、あるいはまだ人体には、人には危害をかけたという例はございませんが、先日も豊橋市におきまして、野犬が人体に危害をかけたというので、市が積極的に野犬狩りをしたという新聞記事も出ておりました。

この春におきまして、私、衛生課のほうに電話いたしまして、野犬狩りを要望したんでございますが、その後何の連絡もなく非常に困っておる始末でございます。この問題について、くどいようでございますが、積極的な野犬狩りの始末、対策についてお伺いいたしたいのでございます。

農政問題は以上でとめまして、次に、通告の都市計画でございます。

市街化区域、調整区域の線引きも終わりました、四日市市におきましては、西浦をはじめ浜田都市計画事業が着々と進められております。しかしながら、こういった市街化区域に、線引きに入れていただいた地域に対しまする施策が今後いかなる方法で進めていくべきか。一挙に市街化区域に、線引きに入ったところが、一べんにとは申しませんが、せめて年次計画的に、昨日からいろいろと都市下水、あるいは道路面においても要望もございました。そういった市街化区域に対しまする今後の施策についてお尋ねをいたしたいのでございます。

なお、二番目といたしまして、市街化区域におきます対策の一つとして、新聞紙上でいろいろとにぎわしております。まず市街化区域に対しまする固定資産の税金の問題でございます。

先般の閣議によりまして、市街区域に線引きにおける固定資産は、宅地並みに課税するという新聞の発表で、各県各農業団体、各地域非常なごうごうとした反対の声があがっておるさなかでございます。市街化区域に線引きに入る

ときには、こういった固定資産においてはまだわからない、上げないというようなことであつたかのように思いますが、入ったとたんに宅地並みに課税される場合、市街化区域に入つたものの農地として、農道四メートルの、二メートル半の農道、農業水路、下水、そういったままでのままで、固定資産だけ課税されたんではもったんではなからうかと思つてございます。こういった問題について、税務部長あるいは市長のお考えをちょうだいしたいと思つてございます。

なお、都市計画につきまして、一番重要な問題と思つておりますのは、重要幹線道路対策でございます。

かねてから名四国道、あるいは東名阪国道、四教国道、いろいろ四日市市におきまして都市計画路線が示され、計画し、あるいは陳情、要望してございます。しかしながら、こういった大きな主要幹線道路については、県が主になって県営事業であるというふう聞いております。しかしながら、迷惑をこうむるのは、要望の声の高いのが四日市市民の皆さんでございます。こういった面において、議会は言うに及ばず、非常に陳情もし、要望もしておりますが、県のほうに対する、市長はじめ土木部長はいろいろと折衝もしていただいておりますが、いま一段と強い姿勢で、もって国、県に当たっていただきたい。強く要望しておきたいと思つております。

なお、関連いたしますが、この名四国道につきましては、霞ヶ浦付近のあの交通渋滞、富田山城線の問題、北部インターの問題、全部関連性がございます。一日も早くあの霞ヶ浦付近の交通渋滞を、道路を立体化して、ぜひとも一日も早く推進して取り組んでいただきたい。強く要望いたしておきます。

なお、四教でございますが、非常に四日市市内におきます四教、三重県内の四教が岐阜県に比べて非常におくれております。特に末永の焼却場、あそこから明治橋、あの路線について、右岸といいますが、下から上りますと左岸のほうは川底を道路にしていたら非常に喜んでおるものがございますが、右岸について、非常に朝夕のラッシュ

時には困っております。私も昨年の議会において海蔵川、三滝川の河川改修を強く要望してまいりましたのでございますが、いまだにその措置が講ぜられておらない。地元末永は言うに及ばず、あの四敦の四日市市に入る人口があのままでは、みな声がごうごうと高いのでございます。近鉄高架がされるまで待ってくれというふうに聞いてもおりますが、ぜひとも左岸のように何とか緩和策を講じていただきたい。強く要望して、この問題について土木部長、市長のご見解を承りたいのでございます。

以上で、第一問を終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

まず、農業問題に関連しての問題でございますが、ご指摘のとおり、非常な経済の高度成長の中において、農業がとり残されておるといふことは、ご指摘のとおり事情で、私からよく申し上げるまでもないことでございますが結局、農業と申しますものは、一般的なその他の経済事象と申しますか、現象と引き比べますと、その行程の周期といえますか、周期あるいは回転の度数、あるいはその速度というようなサイクルというものが、農業というものは一般の経済事象とは非常に異なった動きをしております。したがって、経済事象的に非常に一般経済が発展する中において、工業的な動きをする、あるいは商業的な動きをする中において、農業というものはきわめて異なったサイクルを抽いてきたわけで、歴代きわめていろいろの農政が積み重ねてきておりますが、現在のごとく農業というものがこんとんたる状態の、破綻に近いような状態になっておることは、まことに残念に思われるわけでございます。

ご指摘の農業振興政策として、いろいろご指摘を賜っておりますが、土地基盤整備事業、もちろんこれは農地、

農道、農業用水路等を含めて、土地基盤整備事業等につきましても、当市におきましてはいろいろな力を注いでおるわけでございまして、ただいまも数カ所においてそういう大きな基盤整備事業が行なわれております。

また、主産地育成事業につきましても、当市の農業施策の三大柱の一つとしてこれを取り上げ、温室あるいはそういう方面の努力をいたしておりますが、ご指摘のようにこれは、流通政策と価格政策をかみ合わせることもなくしては、やはり主産地というものも結果的には育たないという悩みがございます。

また、自立農家の育成、後継者育成というような問題も、当市の三大柱の一つとして、これまでも取り上げ企業の農業の育成というものの中に主産地、あるいは後継者というものがなくてはならないのですから、企業の農業は当然こういうことを前提として成り立ってくるものであります。したがって、このほかに酪農振興、あるいは請負い耕作というようなことをやはり補完剤として農業振興政策を今後とも続けていかなければならないという状況であります。しかし、根本的に申し上げますと、現在の農地法の基礎に立って、現在の農地の経営規模をそのままにおいては、幾ら土地基盤整備事業をやってみても、また主産地育成事業をしてみても、私はもう日本の農業というものは成り立たないと、そのように思います。また、そして米作を何に切りかえるかということも非常に大きな問題であります。

九月の十六日に東海農政局が、昭和四十四年度の東海愛知、岐阜、三重三県の農業所得というものを発表いたしました。それを見ますと、私は四十二、三年の数字を四日市市においては百二十万と申し上げましたが、四十四年度におきましては、農家一戸当たり東海三県の平均で百四十七万五千円という数字が出ておりました。全国平均は百二十万七千円でございますが、百四十七万五千円、そのうち農業所得は四十三万円、会社勤務等によるところの農業外所得が百四万円であります。結局七〇・七％が専業農家といえますか、まあそういういわゆる農家において七〇・七％というものが農業外所得に依存せざるを得ない、したがって農家所得の農業依存度は二九・三％しかないという

ことが言えます。こういうような数字を拝見いたしますと、いかにいろいろの農業振興施策を講じてみましても、も
り現在の農家の保有地をそのままにしての経営規模においてはもうこれは問題にならない問題じゃないか、さように
判断をいたします。しかも、これまで農家の大きな柱であったところの米というものがこういう状態になっている
態では、米依存の農業所得は今後不可能であると、しかも最近国際収支というものが非常に安定してきております。
この八月の発表をみましても、八月だけでも一億八千万ドルの国際収支がプラスになっておるといような国際収支
が安定してまいりますと、食糧は幾ら輸入しても差しつかえないといような状況になってまいります。食糧を輸入
しても、全部輸入してもこれが国際収支を不安にしないと、しかもこの戦後長い二十五年間という平和が続いてきた
情勢下において、食糧をはたして自給しなければならぬものであるかどうかという問題がやはり大きな問題である
と。戦争というものが予想される状態においては、食糧の自給ということを考えなければならぬと思っておりますが、こ
のような状況においては食糧自給をする必要もないのではないかと、いような最近強い論が農業専門家の中にあるわ
けてございます。そういうことを踏んまえてみますと、農業問題、農政問題というものは、現在非常にむずかしい
段階にきておると。農地法も撤廃して、この農業の経営規模というものを根本的に変えていかなければ、農業とい
ものは立ち直ることができないと。しかもこの米作偏重を何に切りかえていくかということも非常に大きな問題であ
ろうかと思っております。したがって、そういう中から、やはり酪農の振興といような問題もゆるがせにすることができ
ない問題であろうかと、さように判断をいたしておるわけでございますが、これから農振法の適用の受けられるよう
な地域を十分選択をいたしまして、農振法の効果を十分發揮し得られるような施策を講じまして、ご指摘の三点につ
きましては特に留意をいたして農業の振興のために努力をいたしたいと、さように考えております。

農業会館につきましては、ご指摘のように十分考えさせていただきたいと、さように思っております。

生鮮食品の卸売市場の問題でございますが、これは最近小さい市場があちこちにあつてしかもそういう市場では
駐車場も十分確保できないという観点から、最近特にこの生鮮食品市場を統合して大きな市場団地のようなもの
をつくりたいという動きがございます。これはさきほどご指摘の価格の安定の問題、あるいは流通の合理化の問題か
らやはりゆるがせにできない問題ではあります。加藤助役をトップとするところのいろいろこの卸売団地とい
うものの研究が行なわれておりますが、たとえば、皆さんの一部の方にもごらんいただきましたところの長野市の市場
といふものを加藤助役等から拝聴いたしますと、長野市の市場のときには、四十三年、一年間に十一万二千トンの生
鮮食品の扱いがあった。ところが四日市の五つの市場の合計しておる年間の取り扱い量が四十三年度においては二
万九千トンしかない、十一万二千トンと二万九千トンでは市場団地をつくるスケールにおいても、またその熱意に
おいても、また効率においても非常に差があるのではないかと、いのように考えられます。四日市市には近くに名古屋
といふような大きな、いわば大きな超特大の市場があるといふような観点からいたしますと、やはり相当研究を要す
る問題であろうかと思ひますが、これにつきましては、また加藤助役からお答えをさせていただきたいと思ひます。
野犬の始末につきましては、ご指摘のとおり、いろいろと保健所に要望いたしまして、この一月、二月につつまし
ては約四十四匹近い野犬を捕えたわけでございますが、その後も保健所に引き取りを強化してもらうようお願いをい
たしたいと思ひます。秋の種のまくころにはいつも野犬に荒らされるといふようなことも十分考慮いたしまして、努
力をいたしたいと、さように思ひます。

都市計画の問題でございますが、線引き内の区内におけるところの諸施策につきましては、まあこの開発行為の規
制というものが八月三十一日から行なわれております。行なわれるようになったばかりでございますし、また建築基
準法の適用というものは、来年の一月一日から行なわれるといふことございまして、まだ確たるこれといふ施策は

ありませんが、ご指摘のようにこの農業市街化区域においては三百坪以下では規制がないというような点から考えまして、いろいろこの問題を生じてくることも昨日お答えしましたとおりでございますので、こういうすべての情勢を踏んまえて十分努力をさせていただきたいと、さように思います。

市街化区域内における固定資産税につきましては、担当部長からお答えをさせていただきますが、これは税制の調査会、あるいは税法の改正等も当然予想されることでありますし、何もこれは四日市のみの問題ではなく、全国やは一律に考えなければならぬ問題であると、さように判断をいたしております。

重要幹線道路等の対策につきましては、土木部長からお答えをいたしますが、ご指摘の点につきましては、県あるいは国に対する強い働きかけはもとより、現在国道といろいろの接点になっておるところの渋滞の解決のためには、やはりこの円滑なる交通量のさばき方を考えなければならぬ点でございますので、努力をいたしたいと、さように思っております。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 生鮮食料品の卸売市場の点についてお答え申し上げます。

卸売市場は普通、いわゆる中央卸売市場と地方卸売市場とがあるわけでございますが、この中央卸売市場法というのは、大正十二年に制定をされております。これに従って中央卸売市場ができるわけでございますけれども、この法律を近代化するために、去る三月の議会で新しく卸売市場法案というものを農林省の方から提案を国会にいたしました、それが継続審議になっておりますので、たぶんこの年末の国会で通過するのではないかとさうふうに考えております。そこで、この新しく市場法が改正されますと、中央卸売市場あるいは地方卸売市場等に対して、一定の国

の補助があるわけでございます。しかしながら、先ほど市長がご説明申し上げましたように、四日市におきます五つの市場の取り扱い高というものを調べてみますと、年間にいたしまして約二万九千トンから三万トン、それが他の長野、岐阜、あるいは金沢等と比較をいたしますと、かなり大きな相違がございます。長野市は人口二十八万でございますけれども、その中に四つの市場がございます、その取り扱い量が十一万二千トン、あるいは岐阜は人口三十五万三千でございますが、岐阜の卸売市場の取り扱い量、青果物において十万七千トンというような非常に大きな取り扱い量になっております。しかしながら、四日市にあります五つの市場が、南青果市場から北部の富田の市場までばらばらに散在をいたしておりますし、それぞれの市場が保有をしております敷地というものが、最近の交通事情からいって非常に無理が生じてきつ々ある。さらに、それぞれの市場の形態が小さすぎるために思うように荷がひけないというような問題がございます。

そこで、四日市のこういったような段階では、かりに卸売市場法が改正をされたからといって、直ちに中央卸売市場に取り組んでいくのは若干無理があるのではないかとさうふうに考えておるわけでございます。長野においては、この中央卸売市場を建設ということが始まったわけでございますが、約一年半かかって出ました。結論は、やはり中央卸売市場でなくて、市場団地でいこうということで、各市内にありました四つの市場が集まって一つの団地を形成をしたというふうないきさつがございます。こういったような点を参考をいたしました、今後四日市においてこの市場の合理化についてどう取り組んでいくかということに、先般来、先月末この五つの市場の業者の方、あるいは日沖議員さんからご指摘のありました水産関係の市場の方も加わっていたございまして、市場の形態の合理化、あるいは位置の問題等についてお話し合いを進めている段階でございます。

したがって、これらはただ市場だけと話し合いをするということでは、もう少し広い範囲に話し合いの場

を広げていって、衆知を集めていい団地をつくっていったらばどうだろうかというふうに考えておるわけでございます。

なお、結論が出ますまでには、経済行為のこともありますので、そう簡単に一月や二月で出るものというふうには考えておりません。十分討論をしたらうえて、悔いのない団地の形成をはかっていきたい、かように考えておる次第でございます。以上。

○議長（山中忠一君） 税務部長。

〔税務部長（伊藤涼一君）登壇〕

○税務部長（伊藤涼一君） 市街化区域内の農地につきまして、固定資産税の関係につきまして説明を申し上げたと思えます。

市街化区域内の農地等に対する課税につきましては、最近の土地の値上がりによります個人住宅の建設、あるいは公共施設の整備、これらの面に非常に深刻な影響が出てまいりました。こういうような情勢にかんがみまして、その対策をいたしまして、土地周辺の農地の宅地化を促進するために、市街化区域内の農地との課税強化が検討される情勢になったわけでございます。

この問題につきましては、昭和四十三年の税制調査会におきまして、長期税制答申というのが答申されたわけでございますが、その中で固定資産税の評価につきまして、次のように言っております。

市街化区域内で、市街地として土地施設が整備された地域における農地、山林等については、周辺各地と評価の均衡をはかることが必要であると、こういうような答申しておるわけでございます。その後国におきましても、いろいろこの問題の具体化につきまして検討されたわけでございますが、しからばこの都市施設が整備された地域という

のは、どういふふうにその区分をするのであるかと、まあこういうふうな点につきまして自治省でも非常に検討されたようでございますが、その後結論は出なかつたようでございます。その後この土地の値上がり、宅地の不足、そういうような問題が非常に社会問題化しまして、世論も非常に高まっておりますので、去る八月の十四日に地価対策閣僚協議会が開催されたわけでございますが、その会議におきまして、政府のこれに対する統一された方針が出たわけでございます。それによりますと、固定資産税と都市計画税につきまして次のようなことを言っておりますが、市街化区域の計画的整備のため都市計画税を増長すること、次に農地の宅地化の促進のため、市街化区域内の農地の固定資産税及び都市計画税については、農地と近傍宅地との課税の均衡を考慮して、土地保有課税の適性化をはかると、まあこういうふうな決定をいたしておるのでございます。

まあ以上の経過によりまして、この市街化区域内の農地に対する固定資産税、都市計画税というものは、現在の社会情勢から比しまして非常に超課されると、まあこういうことが明らかでございますが、しかしながらこの措置は、単に四日市だけの措置でございせん。全国統一的な取り扱いはなされるわけでございまして、今後の国の税制調査会の審議、それを経て地方税法の改正と、そういうような段階を経まして実施されるわけでございますが、現在、税制調査会の審議もまだ進行しておりませんので、どういふふうになるかという確定的なことは明らかではございませんが、およその方向といたしましては、そういうふうな方向にあるということを申し上げられるわけでございます。

この市街化区域がいろいろ審議された当時におきまして、私もこの審議会の委員としまして、いろいろとこれに対する意見を求められたわけでございますが、これは、そのときからしばしば申し上げたわけでございますが、非常に流動的なものでありまして、社会の情勢によりましていつもその方法が変化をすると、こういうふうなことを申し上げたわけでございますが、当時、私も係員を自治省に出張させまして、自治省の見解等を確かめたわけでござい

ますが、その段階におきましては、この税制調査会の長期答申によります都市施設の整備された地域の農地については、宅地との評価の均衡をはかるのであると、こういうようなことを自治省は申ししております。それ以上の意見は出なかつたわけでございますが、しかしながら、非常に大蔵省、建設省なんかの強い意見も新聞紙上に報道されておりました、この問題は、社会の情勢とともに非常に変化をするものであると、まあこういうようなことを申し上げたわけでございますが、そのとおりこの世論に押されまして、十四日の閣僚協議会の決定と、こういうふうなことになったことだと思えますが、宅地並みの評価をやりますということは、宅地並みの課税に引き上げると、まあこういうことを言うんであるうと思えますが、しかしながら、簡単に宅地並みの評価をやるというは、やはり方々いろいろの方法がございまして、現在市街化されている地域、ほんとうに市街化している地域と、それから市街化が進行しつつある地域、あるいは将来市街化されるであろう地域、まあこういうような地域が同じ市街化区域内でもございしますので、それらを同一に扱えるものかどうかと、それから、宅地並みの評価をかりにいたしましても、一挙にそのような高い税負担に引き上げることができるとかという点、それから、この宅地評価といいますが、これは市街化区域内の農地を全部評価がえをしなきゃならないわけでございまして、税制調査会、それから税法改正というのが例年三月ごろにあるわけでありますが、事務的にはたして翌年度から間に合いか、それでは翌年かさ来年かと、その次になるかと、こういうようないろいろの問題がございまして、まだその方法につきましては、現在方向はそういうふうに出ておりますが、確定したことは申し上げられる段階ではございません。

以上状況を説明申し上げます、答弁といたしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君） 登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 四教国道でございしますが、四日市関ヶ原、この問題につきまして説明いたします。

ご承知のように、ご指摘の末永の明治橋から上流、塵芥焼却場付近までは、非常に人家が両方に建っております、河川敷の中へ昔からの人家が建っております、非常に改修の、改良の困難な場所でもございます。私どもこれにつきまして、ご承知のように四教と申しますのは、四日市関ヶ原、あるいは国道三百六号、その他、国道三百六号というのは、ご承知のように巡見街道でございします。こういうものをちょうようにして最終的に敦賀まで延びるとい道路路でございしますので、現時点におきましては、四日市関ヶ原線の改良の早期実現と、こういうことで県のほうへ強い要望を出しておるのはご承知のとおりでございします。ただ、この県道のみならず、北部に通ずる県道はすべて申しても過言でないと思えますが、大半の県道そのものが、国道一号線に取りつけられて付近で非常に幅が狭くされてきております。そういう関係もございまして、いろいろその辺のところは県とも話し合はしておるわけでございしますが、特に一番困難なのは、この四日市関ヶ原線、いわゆる四教道路と予定されております近鉄の踏み切り、明治橋、この周辺でございします。で、県議会においても、この問題陳情が出されまして、ご審議をいただいております。うにお聞きもいたしておりますが、県といたしましても、われわれと力を合わせながらいろいろの絵をかくております。が、しかしいまだ残念ながらきめ手になるような絵がかけないわけでございます。

それで、というわけではございませんが、ご承知のように、四日市は東西の道路は一応ある程度従来からの県道、あるいは市道、新しくできました都市計画街路等で結ばれております。曲がりなりにも。ところが、南北の道路になりますと、国道一号線、それから名四国道、今度出来ました有料道路の東名阪道路、この三本、それからもう少し上へのほりまして、今回国道に昇格いたしました巡見道路、こういうもので結ばれておるわけでございます。したがって、その中にもう一本、いわゆる県道の海軍道路と申しております泊山から萱生に至る工業用水の用地と併用し

ておりますところの日永八郷線、これの整備にまあ力を注いでおるわけですが、本年度これがどうやらこのネックになっております三滝川の橋梁が予算のほうも見通しがつきまして、したがって九月予算で追加をお願いしておりますが、ここで百六十五メートルくらいの橋を、ちょうどくさいにおいのところがございしますが、伊倉の住宅の付近です、川の中に工場が建っておりますが、あの付近で南へ抜きます。そういたしました、四日市土山線、県道の湯の山街道へ結びまして、それから日永八郷線へ結んでいくと、幅員八メートルでございしますので、二車は完全にとれ、両側に歩道も一メートルないし一メートル五十の歩道はとれると、一メートルぐらゐの歩道をとる計画で進んでおるわけでございますが、これによりまして、この道路でとりあえずさばこうじゃないかと、それで、この日永八郷線はご承知のように、これを南のほうへまゐりますとまず稲葉町内部線、市民病院の前の、市立病院の前の道路でございまして、それからその南で大きな道路といたしましては、子西八王子線、あるいはその間に松本昌栄線とか、いろいろ道路がございしますが、南部のほうへ行く車は、これから南へ回すという考えを持っております。

ところが三滝川の左岸を通過して川原町周辺へ出る車が非常に混雑しておるわけがあります。これの問題が一つございしますが、まあ議会のほうからも陳情も出され、昨年度改良したわけでございしますが、三滝川の左岸の道路、これに五メートル五十に幅員を広げております。こういうところで解決しなければならぬ。と申しますことは、これこの前の議会でございしますか、その前の議会でございしますか、私答弁をさしていただきますけれども、明治橋があまりにも近鉄の踏み切りに近接して架橋されておると、したがってあの下を抜いた場合に明治橋の利用ができないという一つの大きな問題があるんです。それで県としましては、右岸につくりました応急仮設につくった河川敷の中の道路でございますが、こういうものを左岸にもう一つつくれというんですが、これは河川課との関連がございまして、

非常にまあ、ああいうもの自体が河川課との協議が非常にむずかしいんだという道路課の話でございしますが、それならばどうするかというと、北側へ抜けということになるわけでありまして。北側へ抜きますと、今度は明治橋との関連が出てくるわけです。

いろいろそういう点で検討いたしておりますが、何とかこれも皆さま方が非常にあそこで混雑しておりますし、しかも近鉄の踏み切りの遮断時間というものがだんだんとふえてくるというのは必須の状態でございます。したがって、いま申し上げたように、新三滝橋の、これあと三年くらい、本年度から三年計画でやっておりますが、三年間かかると思いますが、これと、それからそれ以外にもう一つは、抜本的な方法といたしましては、午起末永線、きのう大谷議員からご質問がございましたが、二十二メートルの午起から六間道路といておりますが、これを四日市関ヶ原線のちょうどあの新しく改良したところへくっつけるという考え方もあるわけでございます。で、これをやるうとすると、やはりきのう申し上げましたように、都市改造という大きな事業に取組まなければいけない。こういうことも合わせ考え、しかも近鉄の三滝、海蔵間の連続立体、こういうこともあわせ考えながら、私どもとしては総合的な判断に立って、いま現状の打開はそのような方法でいくといたしても、将来の考え方としては、将来の都市計画上の考え方といたしましては、そういう方向で進んでいきたい、こう思っております。(私語する者あり) そういうことでございますので、今後とも私どもの力の及ばないところを、ひとつ議員の皆さま方が叱正いただきますまして、ご鞭撻いただきしたいと思います。大きな事業でございしますので、いろいろな政治力、いろいろの力を結集しないとできないような事業でございしますから、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(山中忠一君) 日沖君。

○日沖武男君 農政問題につきましては、ご承知のように、市長の答弁のように、非常にきびしい時代に遭遇してきております。米麦だけでは依存して農業経営は成り立たない。非常に市長もそういった見解で、さすれば、いかにして進めていくのかということについては、非常にむずかしい問題で、米にかわるべき転作の作物をいかに取り入れて指導していくかというのについては、ほんとうに野菜をつくれれば、価格の変動があって安定してやっていけない。あるいは畜産物についても、養鶏にしても、養豚、肉牛にしても、世界的な経済戦争でございますので、輸入をすれば下がる。しかしながら、そうかというってそのまま農業者片っ端から荒らかして、工場誘致とか、あるいは売ってけというようなことではいけないというふうに思いますので、せめて調整区域におきます問題点につきましては、あの三本の柱をよりよく進めていただいて、やろうという意欲に燃えとる農家の後継者だけは、あたたかい手をもって差し伸べてやっていただきたい。さすれば自然と兼業農家が専業農家になっていくというふうに思われますので、よろしくお願いいたします。

次に、生鮮食品の売り場の問題でございますが、四日市に三カ所、富田に二カ所、非常に市場があるわけなんです。ございますが、市場自体の皆さんとよく話し合いを進めてもらったりえにおいて、ぜひとも実現方に邁進していただきたいと思っております。

なおあわせて、四日市には四、九の日とか、三、八の日とか、青空市場が各所にあるわけなんです。四日市の町の美化という面から、道路のまん中で店を出したり、ということが悪いとは申しませんが、望ましい姿ではないというふうに感じられますので、こういった青空市場の問題についても、どっか一カ所、二カ所、場所を選定してもらって、そして市場方式で各消費者の皆さんに喜ばれる市場団地センターとして考えてもらおう余地が、考え

ていただきたいというふうに痛切に感じますので、ひとつよろしく要望しておきます。

なお、農業会館の問題につきましては、ぜひともひとつよろしくお願いを申し上げます。

次に、都市計画の問題でございますが、先ほど土木部長の話では、明治橋から末永の焼却場までのあの狭い道路を県のほうにも、県議会にも地元から陳情が出ておる。しかしいかんともできないので、新三滝橋にはり込んで、それで一時しのぎをするんだと。これで四敦の入口でございます、というような都市計画の街路主要路線の問題は解決はできないというふうに思いますので、再度また委員会におきましてお願い申し上げますが、新三滝橋にはり込んでわざわざ迂回させてそれでいいというようなことでは、そんな姿勢で、四日市の主要幹線道路が、四敦道路の入口が、四日市の四敦のこれが入口でございますというふうに、大きな顔をして県にも言えないかというふうに感ずるので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、固定資産の市街化の区分に対しまする都市計画税、あるいは固定資産の問題でございますが、都市計画税は当初から私たちといたしましてもいたし方ないというふうに感じもし、市民の皆さんにも申し上げてきておりました。しかしながら、固定資産の評価については、先ほど税務部長のお話では、四十三年度に税制調査会において市街化区域内における固定資産は付近の宅地並みというふうに先ほど聞きとったのでございますが、そういった四十三年度にはっきりとした市街化区域に入ったならば固定資産は宅地並みになるということを、都市計画市街化区域の線引きのときに税務部長はお聞かせ願えなかったというふうに感じとっております。これに当たりまして、それは変化するという税務部長のことでございますが、一応変化はいたすものの、あの線引きのときに税務部長は、まだ固定資産についてはわかりませんと、国のほう、自治省、建設省、農林省、はっきりとした確固たる線が出ておりませんのでわかりませんということであったと思うんでございますが、先ほどお聞きするのに、四十三年度にそういったことが

はっきりとしたというふうに先ほど聞きとれたというふうに思いますので、ぜひともこの問題については、国の幾ら国がですね、基準を示してこようと、それはいたし方ないと思うんですが、しかしながら固定資産の評価については、市がどこどの区域はこれこれの評価ということは市でもってやれるわけだと思いますので、この面についてせめて市街化区域の線引きに入った区域内が、二メートル五十の農道が、用排水が、はっきりとした六メートル、八メートルの道路になって都市化した様相を示すまでは、絶対固定資産の評価については考慮してほしいと、強く要望いたしますのでございます。

再度、その四十三年にわかっておったということについて、再度ご答弁をお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 税務部長。

〔税務部長（伊藤涼一君）登壇〕

○税務部長（伊藤涼一君） ただいまの質問にお答えいたしますが、この市街化区域の審議のときには、出ておりましたのは、はっきりしておりましたのは、四十三年度の税制調査会の答申でございまして、その答申によりまして、ただいま申し上げたとおりでございまして、そのことは、この審議の際に何へんも申し上げまして、現在ではこういう状況に税制調査会の方針ではこうなっておるが、これは単にそれだけでなく、情勢の変化によっていつも変化する問題であるから、ということをお願い申し上げたはずでございまして、まあそのときには各省いろいろのその意見がございまして、いろいろの意見が新聞紙上に出ておりましたが、税制調査会としてはそういうような方針であると。自治省につきましては、当時資産税課長を自治省へやりました、自治省の意向を聞いたわけでございますが、そのときは、都市施設の整備ということはどういうことかと、一応考えられるのは下水であるとか、水道であるとか、側溝であるとか、そういうようなものを整備された地域を都市施設の整備といえるのではないかとというような意向でござい



ましたが、しからはそれをどういうふうに分するかと、なかなか線の引き方がないというので、それをいま検討中だと、こういうようなこととございまして、そのことも詳しく審議の席上で一回ならず申し上げたはずでございまして、十分そのことも審議のうえに検討いただいたと、こういうふうと考えております。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩をいたします。

午前十一時十三分休憩

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前十一時三十分再開

一般質問の順序について一部変更したい旨の申し出があり、これを認めましたのでご了承願います。笠田君登壇願います。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 非常にご無理を申しまして、質問順序の変更をお願い申し上げましたところ、さっそく聞き入れていただきまして、まことにありがたうございました。

昨日から引き続きいろいろと質問のあった中で、毎議会必ず出る問題は、公害ということばの出ない議会は一回もない。同時に新聞紙上等でも、日々の新聞で公害という文字の出ない日は一日もないと言いついても過言でないと、かように考えます。

私も議員といたしまして、市民の幸福のため、議場を通じて大いに活動するということばを公約申し上げて議場に、議会に出してもらっておるものでございます。また、市長も住みよの四日市をという公約のもとに市長に再

任されたんでございます。

しかし、それにはおのずと限界がございまして、私も日本人である限り、法に基づくことは守りたいと、かように考えております。そういう意味からいって、すでに制定されておる公害基本法というものを十分踏まえて、その上に立ってままでいろいろと関心を持ち続けてきたのでございしますが、きのう山口議員がおっしゃったように、私、議員になってからあまりこの問題で登壇をしておらないのでございしますが、従来の基本法からいきますと、「国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。」と、第一条の目的であります。しかし、「前項に規定する生活環境の保全については、経済の健全なる発展との調和が図られるようにするものとする。」というような基本法が定められておるのでございます。

さような意味からいって、われわれも、企業者の繁栄もこいねがわなきやならない、住民も繁栄しなきやならないという調和のもとに、いろいろと考えておったのでございますが、今回、政府でも新聞紙上によりますると、調和ということばはもう必要ない、それ以上人間の生命が大事である、というふうに最近報道なされておる。しかりと思います。であれば、われわれが今日まで考えておったことと、これから事に当たっていくことは、非常に考え直さなきやならない。かような意味からいきまして、昨日来の市長の答弁の中でも、市長は紳士でございしますので、私がいせん申し上げたような法をたてまえにとつていろいろと発言をなさつておるようには考えらる。であるから、名古屋のヘドロは十分の一だと、それでいいとおっしゃりはしませんが、わりあい軽く発言をなさつておる。さいせん申し上げたような理由からいって、もうすでにそれではいけないので、もし何回公害のことについて市のほうから申し入れても言うことを聞いてもらえないような会社に対しては、はなはだ僭越かと思ひますが、四日市からかわつていただくことが望ましいのではないかと、私は考えるものであります。

そういうような意味からいって、私は最近の新聞紙上、またいろいろと世相というものを考えあわせますると、いま世をあげて公害ということば、交通災害ということば、こういうようなことを旗じるしにやっておれば非常にかっこうがいい。そのかっこうのよさだけを売り物にして、実際それに当たろうという気魄に欠けておるんじゃないかとその勇氣に欠けておるんじゃないかと私は痛感するものであります。はなはだいいにくいこととございしますが、新聞紙上を見ますと、野党の、中央の野党の方々は連合して、この衝に当たるんだと、これをひっさげて臨時国会まで開くんだと、これを踏まえて政府を追及するんだと、非常にはでばでしく新聞紙上に載っております。そこで、私は一番疑問に感じるのは、社会党等の方々が一番選挙基盤として出ておられるのは事業所じゃないかと。また一番よく知っておられる、そういう方々が、真剣に公害をなくしようという勇氣があり、意欲にとんでおられるならば、議会で市長を責め、知事を責め、総理を責める以上の効果がありはしないかと私は痛感する一人でございします。

かような意味からいきまして、私はいさ少し市長の姿勢も十分反省していただかなきやならないが、事業所におられる方々も、さらに姿勢を考へてもらわなきやならないのじゃないかと、私はかように考えます。

その点、平素私は常々お聞きし、なるほどなというところを感じておつたのでございますが、当議会の中でも、若手という失礼でござりまするかしれませんが、非常に頭腦のええ方は、すでにこの問題をひっさげて絶えず市長に迫つておる。この勇氣やまことに私は賞賛するべきものがあるうかと私は考へるものでございます。ところが、いままでは、さいせん申し上げましたように、この基本法があるがために、私らも遠慮しておりましたが、調和という文字を抜いたなれば、ほんとうに人間の命が大事か企業が大事かという、はっきりした甲か乙か、白か黒かということがおのずといえるんじゃないかと私は考へるものです。であるから、さいせん申し上げたように、何ほ注意しても、お願いしても言うことを聞いてもらえないような企業者には、四日市から遠慮してもらいたたい。

一例をあげますと、すでに新聞紙上で発表のとおり、石原産業は空に公害を出しておられる。しかし、その公害が検察庁まで送られておるさなかに、それを改善しようともなさらないでまたぞろやっておる。横着にも私はほどがあるんじゃないかと、かように考えるのでございます。

少なくとも企業者というものは、何々を生産するんだというときには、すでにこういう公害が発生するのではないかと、こういう公害があるんだということは、われわれはしろりとでございますが、少なくとも科学者の一人として、それがわからないということは絶対言わせない。また、先般公害審議会のおり、名ある学者の諸公も、そういうことは生産しようとする当初からわかっている、これがわからぬようなことは絶対ございませんということを言い切っておる。いわんや、われわれはいままでは、石油コンビナートとの関係の工場だけが公害を出している、その他の工場はあまりあっても問題にするほどではないんじゃないかと、しろりとながら考えておった。ところが、先般北川教授という方が、このチタンから出る硫酸ミストというものは、石油等の何PPMか知りませんが、これの百何倍とかかわいんだと、殺人的要因を持っておるといふことを言っておられる。まあそれにまた一方の学者は、必ずこのチタンだけの原因で四日市公害というものはあるんじゃない、他のいろいろなものがあるにまざっておるんだといふふうに言っておられる。かような意味で、目下公害の訴訟等もあります。これがさらに複雑化していったように私は思います。

それはさておきまして、とにかくこういうような不誠意な、自分の利益のために人がどれだけ苦しもうと、大きく言うならば、少しオーバーか知りませんが、高等殺人罪を犯しても利益の追求のためには辞さないというようなお気持ちではないと思えますが、やっておられる。市長は、こういうような工場に対して、どういふふうな処置をお考えになっておるか、どういふふうになさるうと、お願いしようというふうに考えておられるのか。いままでいろいろ

ろお聞きしておる範囲では、遮断緑地を造成するときの寄付金等をお願いしたとき等でも、うちの工場は絶対公害を出しておらないからというふうな、どれだけご寄付なさったのか知りませんが、それも公表していいものなれば発表を願いたい。他の工場と比較して、どれだけぐらいいただいたのか発表をお願い申し上げたい。

いまわれわれは、さいぜん申し上げましたように、国道二十三号線沿いの、いわゆる目に見えた石油化学工場だけの公害だと思っておったところが、案にして現況はその奥にある、その奥座敷にあった。私は知りませんが、新聞紙上でもこういうような文書でもはっきり言っている。ところが、ああいうところは、出島じゃないが町の端くれであり、あまりみんなの関心が薄い。であるから、会社等も、地形を私は十分把握しませんが、石原の北の方には、自分が自分とここで勝手にコンクリートしてあって、そこへじゃんぱんと流しておる。前の川、南に面した川、こういうようなところでは、石積みやっしてしまって、自分とこの一角だから人にはあまりわからない。この前の川も従来は十分活動をやっしたのでございますが、最近濁ったとは言わないが非常に石垣で積まれてもうた関係上、大した活動をなさらないように思われる。

まあ、いろいろな面で、私は少なくとも、あのコンビナート関係が共同責任体制をとる、いわゆる公害防止協定というものを市長は身命を賭してでも結ぶ決意があるのか、それとも既設の工場には手が出ないんだというふうにお考えになっておるのか。いろいろ申し上げたいことがございますが、私は時間の都合上要点の二点だけのご答弁を承りたい。以上であります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長九鬼喜久男君〕登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

公害基本法に規定されておるところの経済の発展と国民生活の調和という点について、経済の発展というものを除くという趣旨が最近表明されており、これにつきましては、やはり経済の発展が来るころまで来たということに帰するのではないかと思います。

経済の発展が国民生活の向上、進歩につながり、これを支えてきたという事実には間違いのないことであります。しかしながら、この経済の発展というものは、池田内閣当時、所得倍増ということがいわれて、十カ年計画の設備増設ということがはかられたが、それが一年半ばかりにしてすでに十年の実績を達成したという異常な経済発展ぶりを見ましても、この経済発展ということが、いかに大きな動力であったかということは申し上げるまでもないことであります。したがって、それだけに経済の発展ということは大きな弊害を生じてきたと。その結果が現在の情勢であるということにつきましては、ご承知のとおりであります。

一例をまあ経済の発展ということがどのような形になってきたかということ、水について申し上げますと、まあ経済発展、工場拡張のためには、工業用水の非常な過剰使用が必要になってまいります。工業用水をほとんど使用いたしますと、どういたしても一般用水もかれてくる。そうして一般用水は、上水道にも影響するわけでございますが、しかもそれが地盤沈下も起こすというふうなことも起こってくる。しかもその工業用水の過剰使用ということはとりもなおさずそれが工場廃水となって河川あるいは海の汚濁につながるといふようなことを見ましても明らかのように、この経済の発展ということの大きさというものは、一が二になり、二が四になったという段階ではなしに一がすでもう十六にもなり、十八にもなってきたという段階においては、そのような大きなあと始末ということが問題になってきたわけでありまして、ここにおいて国民生活と経済の発展を調和させるということが、もうすでに破綻を来たしておるといふことは明らかでありまして、これは四日市はもとよりのことであります。日本至るところ

ろにおいてそういう事象が出てきておる。

最近、カドミウムということがやかましくいわれておりますが、カドミウムの汚染だけでも全国で三十三カ所です。でにそういう問題がある。しかもこれは、日本のみならずアメリカにおいてもわかりです。ソ連においてもわかりであります。

昨日、四日市港の水と名古屋港との水の比較を申し上げましたが、私は、これは四日市港の水がよいということ、申し上げたのではなくて、昨日の引例されたところの四日市港の水のひどさが、非常に鼻も曲がるほど悪いんだという例を聞かされたので、名古屋管理組合の名古屋港の水の検査は、四日市港より十倍悪いということ、を申し上げたまでで、私は名古屋港が悪いから、四日市港の水がいいというように申し上げておりません。四日市港の水も非常に悪くて、すでに大ぜいの方々からその指摘をされてまいったわけでございまして、したがってこの四日市港の、それでは水をどうすればいいのかと、しかもこれがアエロジルにおいて事件を起こし、また石原産業等において、廃酸のペーパーが非常に高かったというふうなことに、海上保安庁からも指摘をされて問題になってきたのは、ただいまご指摘のとおりであります。これはとりもなおさず、生産の異常な拡大の結果、こういうような事象が起きてきたわけでございまして、これは産業公害のみならず、交通公害をもひっくるめて、ともかく人間を苦しめておるといふのが現在の結果ではないかと思っております。

万国博にいたしましても、人類の進歩と調和ということが大きなその命題ではありましたが、この人類の進歩と調和ということが、いかにむずかしいかということは、この異常な拡大の結果であろうと、そのように考えられます。したがって、ご指摘のような、一例としてとられましたところの、石原産業の例であります。石原産業におかれましては、現在、酸化チタンと燐安奇性肥料というふうなものが主となってつくられております。酸化チタンの工場か

らは、スモッグが非常に出ておりまして、またここからミストが出ておるといことも指摘をされておる。しかもこの酸化チタンの製造工程においては、イルミナイトから出るところの非常な酸化鉄が海水の汚濁、あるいはペーハーの酸性イオンが非常に高いというような結果も出てきております。また燐安奇性肥料工場等からは、酸性物質が飛散をいたしました、これも確かにスモッグの原因となっております。酸化チタンにそのスモッグの解決につきましては、去る四十二年、工場の施設改善の結果、一応スモッグはまああれで九九多くなったというように、それは考えられることはできると思えますが、その後ミストが飛んでおるといような問題があるわけでございまして、その処置についてどのように考えておるのかということでございますが、これを、その大体の処置を申し上げますと、汚水対策等につきましては、過般芒硝工場が完成することによって海に流すことが少なくなっております。またチタン、硫酸等から出るところの酸性の強い廃水につきましては、十月一日よりこれを中和して流すという設備が八億六千万円かけて大体九月の二十日ごろ完了することになっております。そしてこれが十月一日ごろからその成果が見られるのではないかとというように考えられております。また排酸の濃縮というものが八月末に完成をいたしました、この排水についての検査というようなことの現在段階になってきております。

大気汚染につきましては、燐安工場、あるいは硫酸工場からのガス処理ということが問題になってきておりますがこれは何ぶん硫酸工場というものは、設備がすぐいたみますので、絶えず修復あるいは補修をしなければならぬわけでございますが、この解決のためには、これは設備の改善はもとよりであります。百四十メートルの煙突を建てることによって、この解決をはかろうとされておるわけであります。

硫酸ミストの問題につきましては、従来の酸化チタンの製造方法をかえた塩素法の採用することによって、今後の解決をしようというふうなことになっておりまして、過日、衛生部長がこの排水対策、廃酸濃縮設備、大気汚染状

・・・・・・・・・・・・・・・・

態等の検査に伺いまして、いろいろ設備を見せていただきましたが、工場の設備がどんどこ進められておるといのが事実でありまして、われわれはその成果を期待しておるわけであります。

すでに、公害防止協定等につきましては、霞ヶ浦の工場以外の工場については、たとえば、設備が大型に設置されると、既存の工場でもそういう場合には、たとえば塩浜地域においては、昭和石油等においては公害防止協定を結んでおります。新規に出てきたところの工場についても公害防止協定を結んでおりますが、昨日お答えをいたしましたように、現在既存の工場につきましても、公害防止協定と同じ内容の、確認書という形において、公害防止のための協定を進めたいと。さように考えておるわけでございまして、その方途等につきましては検討中であります。

中央緑地等の寄付金につきましては、一応承諾をさせていただいた金額に、さらに上積みをした金額で会社からいただいております。たまたま総体的なこの過大発展の結果の公害防止につきまして、国民生活とはとても調和するものではないと、市民生活とはとても調和するものではないという段階であることにつきましては、私もそれは認識は同じくしております。ただ過去におけるこの経済発展が、現在の国民生活の向上をささえてきたという事実は間違いないことでありまして、ただこの生活の発展と経済の発展とのバランスがとれなくなると、ここにおいてやはり心を新たにしまして、私も私もこの経済発展の結果をどのように公害防止の面において受けとめるかということが、これからの公害防止の仕事であると、さように考えておるわけであります。

さらにこの石原工場の現在進められておる過程につきましては、担当者の中山部長からお答えをさせていただいたと、さように存じます。

○議長（山中忠一君） 笠田君。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 衛生部長、ご答弁あずかるそうでございますが、お断り申しました。ということは、まあ衛生部長に聞いたって何PPMとか、どうか、調査しましたとか、こうとかいうのはきまっておるので、言うことは。(笑) そんなことはもうすでに公害があると、現在病氣なんだということにははっきりしておるんですよ。心臓が悪いか肝臓が悪いかだけで、病人ということにははっきりしとんのか。それを科学的に調べたらどうかこうとか、そんなことわれわれ聞いてもわからんですよ。あるということ踏まえてそうしてやらんけりゃね。いつまでたっても、あんたら試験だけするんだったらね、何も必要ないよ。

まあ余分なことを申し上げましたが、市長の答弁につきまして、公害防止協定をやる、努力すると言っておられますが、私が尋ねたのは、公害防止協定ぐらひは当然過ぎるくらい当然であって、いまさらなにを言っているのかと言いたい。私が申し上げるのは、何かこういうにおいがする、こういうガスが出るからあんたんとこと違いますかといったときに、お互いがかすけ合いをして、責任をとってくれるという工場が一工場もない。であるからそういうことを言わさないように共同責任の協定を結びなされるかということをお申し上げておるので、その点をはっきりとご答弁にあずかりたいのと、われわれはこういう科学的なことはあまり何にも知りませんが、石原産業も、百四十メートルの煙突を建ててというよりな、さいせんご答弁がございました。われわれはその煙突が煙を出すだけの煙突だと思っておったところが、ただ火の引きをよくするためのああいり東洋一のりっぱな煙突を建てたんかなと感心しておったところが、今日になってくると、われわれあまり頭の回転が悪いので、やはりあれは悪いやつを遠くへ拡散して、一般をごまかすという語弊がありますけれども、関心をそらしておったように私は考える。ところが当時でさえも百八十メートル、二百メートルという煙突を建てたのに、今回百四十メートルの煙突を建てて、それに善処しますとか十月一日をめどに、われわれがそういうことを聞いてもわからんが、水のほうも処理するとかなんとかいつて、いつ

も市長は非常に人間がええので、相手さんがおっしゃるとそのままのみにして、へえそうですかと帰ってくる。いわんや最近どうかで、石原が社長さんがかわられたとかなんとかで招待があったそうですが、そういうようなときはあはあ、はあはあ聞いてきておるから、(笑声) ほんとうに。であるからへえそうですか聞いてくれる。こういうような時点で、そういうようなとこへあまり出席は、私は好ましくないことだと思ふ。いわんや石原なんかは、住宅等をほとんど最近鈴鹿のほうへ、これは会社の都合、いろいろあるでしょう。公害があるから越させたとはいえません。石原ばっかりじゃない。大きな工場は、ほとんど幹部さんは、空気のええ、環境のええとこへ行ってる。ほんとうに公害で塗炭の苦しみをやっているのは、土着の何百年前から住んでいる方々ばかりじゃ。そういうような方に思いをいたすなれば、市長が十月一日からよくなる、煙突が高くなるから間違いないとさせていただきます、市長の言うことを私は一応了とし、信用もいたしましょう。しかしもしそれができないというような場合には、現在石原から納めてもらっている市税、いわゆる市民税から固定資産税から償却資産税から電気ガス税から、いろいろな切を含めて、中央へや県へどれだけ持つていってとる知りませんが、四日市では一億二千七百八拾円しか入っていない。わずかこの一億二千七百八十円ですか八百円ですか、これだけもらわん気なら、堂々とかわってくださいというのをより言わんのか、市長は、よそへ行ってくださいと。まあ行く行かんは向こうのことですからね、これは一がいには言えませんが、強行にそれを話し合うという意思があるのかないのか。もし十月一日に市長が言うことを了としてなくなればけっこう、なくならない場合は、そういうような覚悟があたりであるかないのか。もう一べんご答弁願います。

○議長(山中忠一君) 市長。

(市長(九鬼喜久男君)登壇)

ちに、私は立ちかえってもらいたい。でない、工場、非常に失礼ですが、工場というよりなものは、四日市で先月ですか、二十一日からですかね、公害と戦う全国行動が開かれたということが載っております。事前の宣伝がききすぎて、水も漏らさぬ嚴重なる警備体制がしかれ、ほか公害闘争が政治的に悪用されるのをおそれたのか、彼らの公害源の実力撤去まで住民とともに戦い続けようというアピールも空虚に感じられるほど地区民は冷静に受けとめた。

最終日、二十三日のデモユースのコンビナート各社では、労使協調の自警団が組織され、かえって各社従業員の企業防衛と意識をかきたてただけであるというようなことがここに載っている。私の解釈が違うのか知らぬけど、幾ら市が言おうと、おいらが自警団をつくってでも、守ってでもやるんだと。こういうような不遜な会社を相手にして、あなたのような常識的なことを言っておいたらね、いつまでたっても四日市はよくなりませんよ。

こういうような意味からいっても、私はいろいろ申し上げたことについて、自分の政治生命をかけてでも努力をするのか。やむを得ないとお感じになっているのか。どんなことをやっても私はこれに取り組みますと、これ一本でもいきますというふうに、私はご答弁を期待しております。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

経済の発展と市民生活のバランスがこわれた今日においては、私は市長として、公害防止のために最大の努力をすると、先ほどから申し上げておるとおりでございます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩をいたします。

午後零時十五分休憩

午後一時三十三分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 公害問題につきましては、一昨日から今日にかけて非常に激しい応答になり、あるいはきびしいことばが飛んでおりましたけれども、私は公害問題に触れてまいりますけれども、あれほどのきびしいことばやそういった感情は持っておりませんので、ゆっくりとひとつ聞いていただきたいと思います。

ご通告申し上げましたように、きょうの問題を簡単に申し上げますと、最初の地元業者の育成ということにつきましては、どうしたら地元業者の育成ができるかという具体的な問題をお教えいただきました。二つ目の問題は、皆さんもご承知のように、富田の連合自治会が公害防止協定をめぐって行なっている住民運動を、市長はこれをどう受けとめておるか。また、その問題に対してどう対処していくかと、このことでございます。

最初に要点だけ申し上げておきますと、ご説明を申し上げたいと思います。

六月の議会で園浦建設部長は、私の質問いたしました山手中学校校舎建築の事故繰越にこたえられました答弁されましたその答弁の中に、地元業者育成という、こういうことばが使われておったように記憶をいたしております。あした内容の答弁の中に、地元業者の育成というような大義名分を振り回されましては、それにこたえることのできないような私は立場に追い込まれたような感じがいたします。いわゆる、これを殺し文句ということばでございますが、しかし、その後そのことばが頭から離れておりませんので、あちらの部やこちらの課へまいりまして、一体地元業者育成ということはどういうことかと、どういう具体的な問題があるかというのを尋ねたり、聞いたりしてまい

ったのですが、しかし、地元業者育成というこのことばだけを取り出してみますと、非常に先ほども申しましたように大事な問題でございます。しかし、それが具体的にどうするかということになりますと、非常にむずかしい問題であろうかと思えます。

昨日の新聞に、上野の市会で、地元業者の育成という大義名分を振り回して、市の幹部が処分されたということが出ております。富士電機やあるいは東芝のような企業であれば、下請会社に融資の保証をしたり、あるいは資材や機械の貸し出しということはでき得ることでありましょが、しかし市の行政の中で、これはできないことであります。しかし、市の行政の中でも、産業部長なら、こういう問題を持ち出すと、商工振興費九千百万、その内容はどううと、あるいは地元産業振興のためにこれの予算が計上されていますと、即座に答弁ができるのであります。しかし、園浦部長の関係する建設関係では、たいへんこれはむずかしい問題であろうと私は考えております。しかし、むずかしい問題であるけれども、市の政治の問題としても私は大切な問題であろうと思えます。あえてこの問題を持ち出したのでございます。この問題について、さきに発言された園浦部長と地元業者に直接関係の多い調達契約関係から、地元業者育成とはどうすることかということについてお教えをいただいで、できることならこの問題を少しでも明らかにしておきたいと、こう考えるのでございます。よろしくご教示をお願いいたします。

次に、昨日は霞ヶ浦コンピナート誘致と今後生じるであろう公害の問題をめぐって、山口議員と市長との間に相当きびしいやりとりのあったことは皆さんもご承知のとおりでございます。昨日のこのやりとりから、富田連合自治会の、企業と直接公害防止協定を結ぶという住民運動に対して、市長は、市はすでに企業と、企業側と協定書を交換しているから、それ以外に協定書を結ぶことは行政を複雑するだけであると、こういうふうに考えておられるようでございます。市長としては正しい考えであろうと思えますし、また企業側にいたしましても、このほうがきわめて都合

がよいのでございます。しかし富田の住民の側から見ますと、市との協定がありながら悪臭を出すような企業では信用はできない。信用できないからわれわれ住民が直接企業と協定を結ぶんだと、こういう考えでございます。これもまた私は正しいと思えます。これは、それぞれ立場が違うからでございます。市にとっては、まだ建設途上の実験段階で一度や二度の事故や悪臭が流れたとって、というようない分があるかも知れません。しかし市民の側からいえますと、塩浜の問題が発生して以来、国、県、市のとってきた施策をその目、その耳で聞いてきた住民が、安心して市や県にまかせておけるかどうかということでございます。

しかし、四日市は公害問題の発端地であるだけに、為政者やあるいは関係者は、苦難の道を歩きながら公害基本法の成立までこぎつけたのでございます。また、国ですらやらなかった公害認定患者の医療給付も、市独自で実施してきました。この努力は無視もできませんが、市長はきのうも、公害も少しずつよくなってきたという、こういう説明がございました。非常にけっこうでございます。しかしながら、四日市の港にはまだ青空も返っておりませんし、きのう吉垣議員が言われたように、青い澄んだ海も返ってきておりません。

いま朝日新聞に掲載されております「公害への挑戦」、その中に「何が生んだのか」というのがございます。それに、「失った大気、四日市公害」のその最後にこういうことが書いてあります。「この春東京で開かれた環境破壊に関する国際シンポジウムに出席した外国の学者たちは、四日市を視察して、これは環境の問題ではない、犯罪だところう言った」と、あるいは「四日市は、原爆広島のように石油が人間の健康を破壊する姿を克明に伝える実験場になっているようだ」と、あるいは「ぜんそく患者が多発し始めた三十五年以降、七人の死者と二人の自殺者を出し、汚染はいまも緩慢的に進行している。四日市の大気はすでに失われている。八月末の認定患者五百三十三名」そして、その最後にこう言うことが書かれています。「ここには、十年の無策の現実がある。」「こう結んでございます。十年

の無策の現実があると、これはきびしい表現でございますけれども、この十年の現実が富田の住民運動の背景となっていることを私たちは知らねばならぬと思っております。

こう考えてまいりましたときに、市長の行政を複雑化するだけだということだけでこの問題を割り切っていないだろうかと。もちろん市市という立場での考え方ならばそれも通用しましょう。しかし、この十年間をその目、その耳でこの公害の現実を見てきた市民の立場からすれば、それは市長の一方的な考えだと思われてもいたし方ない、私はそう思うんでございます。

いま富田の住民は、市とは関係なくこの運動を推し進めているようにございます。この運動も、漸次幅と深さを持ってぐんぐん浸透していくように感じるのでございます。町々には、「富田の青空はわれわれの手で、住民一丸となって霞ヶ浦コンビナート九社と公害防止協定を結ぼう、富田地区連合自治会」、そしてその横に赤字で「政党内は一切関係ありません」、こういう注がしてあります。そういう新聞紙大のビラが町じゅうに張り出されております。また、コンビナートへの工業用水用の、埋管用の用地買収が始まっておりますけれども、この協定書が結ばれるまでは応じられないという空気が、茂福の関係者に漸次濃くなっているようにございます。これらの空気が敏感に富洲原地区へも響いてきておるのでございます。

富洲原の連合自治会長が、こう言っております。「八月の五日にこの問題についての準備委員会を開いて、そして住民代表一名というのを三名にきめて、そして八月二十一日に富洲、富田、羽津の三地区の代表者が集まるという約束があるにかかわらず、いまだにそれが実現されていない。富田の代表者がきまらないという話であると聞いておるけれども、富田の広瀬連合自治会長は三名の役員を決定したと、こういうふうに言っております。これは市のほうが怠慢やと。こちらのほうも相当突き上げられているし、一部ではすでに火の手も上っています。ぐずぐずしていると

富田と同調ということになるかもわからない。富洲原としては、この三地区の話し合いによって富田の問題も解消できたらと考えているけれども、市が気乗りしないのならいたし方がない」と、こういうふうに言っております。市長は市長としていろいろ考えはあるだろうが、この富田の運動をこのままじっと見ていては、取り返しのつかない結果が生じるのではないかと私は心配するのでございます。その心配は静観している私たちの地区に燃え上がるということでございます。理屈は理屈、理屈だけでは問題は解決できないと思っております。

議長も、この問題についてはよく考えていただきたいと思うんでございます。同時に、直接関係のある市長も、この問題を具体的にどう対処していくか、そのことについてここで伺いをいたしたい。

なお、三地区の問題については、部長からお答えをいただきたい。

一応この答弁を聞いたりえで、さらに続けてご質問を申し上げます。以上です。

○議長（山中忠一君） 建設部長。

〔建設部長（園浦和己君）登壇〕

○建設部長（園浦和己君） お答え申し上げます。

ただいまご発言がありましたように、六月の議会におきまして、山手中学の工事が遅延いたしましたして、事故繰越の議案を審議していただきます過程におきまして、請負業者が経営不振のため工期をおくられたのだと考えるが、前年度に赤字決算をしたような業者を、どうして指名をされたのかというご質問に対しまして、ご承知のように、常々建設業界からは地元業者の育成という強い要望があります事情等もございまして、単年度の赤字決算、その企業が単年度だけの赤字である場合は、いままでの私たちの態度としては指名に入れておったのでございますというふうなお答えを申し上げたわけでございます。そのあと市長からも答弁がございまして、地元からの、地元業者の育成という

ことは非常に強い要望がありまして、というふうな意味の答弁をいたしました。

そこで、地元業者の育成とは何ぞやというご質問でございますが、私たち自体といたしましても、この問題は非常に具体的にはむずかしい問題であるというふうに常々考えておるわけでございますが、業界の皆さんとは、毎年いろいろと当該年度の仕事を協力していただきますについて意見を交換する機会がございますし、また議会の建設委員会皆さん方もいろいろと懇談をされております状況でございますが、その席上で必ず業界から言われることは、地元業者の育成という、非常にこう抽象論でございます。ただいまお話がありましたように、業界から役所に向かって言われることは、まさに殺し文句かというふうに受けとるわけでございますが、私たち市の工場で、仕事を、議決をいただきました予算の範囲内において、それぞれの所管部局からの要望にこたえて、当該年度で仕事を完成していきべき任務を持つ建設部といたしましては、業界の言うなれば協力がなければ成り立っていかない問題でございますが、桑名市のように、貴重な市税を使った、税金を使って仕事をやるんだから、なるべく予算に見合ったりっばなのをつくるためには、すべて大手業者で仕事をやるんだというふうに、市長の行政ポリシーとして割り切ってしまうばそれまででございますが、市内には土木、建築業者を合わせまして、市内業者だけでも百軒近くございますし、また四日市市内に営業所なりあるいは出張所なりを持つ大手業者も数多くございまして、四日市市にいわゆる指名願いを出しております業者というのは、土木、建築、水道局あるいは耕地事業等のそれぞれの業種によって業種が入りますけれども、二百何十軒かございまして、これらを一応地元業者と、四日市市に言うなれば税金を納めている業者を広義の地元業者というべきだろうと思っておりますけれども、ただいまご質問がありました地元業者というのは、いわゆる地元の大手業者を除いた地元業者というふうに考えられるわけでございます。

これらの業者は、年間、いわゆる年商といいますが、一年間の施工実績を十五、六億以上消化しております企業か
ら、業者から、一億にも満たない施工実績しか持たない業者に至るまでいろいろございますので、
「「部長、質問したことは、具体的に言っていたきたい」と呼ぶ者あり」
は。

幾つかのいわゆる業種には力が、われわれの立場から見まして会社の規模、施工能力、その他幾つかの段階がございますので、いちがいに申し上げられづらい問題がございますが、そういった実態のうえで地元業者をどう育成していくかということを常々考えているわけでございますが、建設部の担当する建築工事だけをとって考えてみますとも、役所が設計をいたしました、それに伴う仕様書をつくりまして、現場説明をいたしました、一週間ないし十日間期間を与えまして入札にかけるわけでございますが、私の申し上げたいのは、申し上げている意味は、その間における地元業者の、いわゆるその設計書を、設計図並びに設計仕様書を十分に理解をし、自分の会社の能力に応じた見積りを出してきて入札に臨むという、いわゆる能力といえますか、そういうものが非常に欠ける業者も多くございまして、いわゆる地元業者の育成の問題点といえますか、項目としてはそういうことから出発していかなければいけない問題があるわけでございます。そういった問題を理解し、迅速にそういう能力を持ち、仕事を引き受けることになり仕事をやります場合に、今度は現場における管理、監督、施工の能力等もなかなか十分でない、これらも育成をしていかなければならない大きな項目ではないだろうかと。結局、そういったことを実力をつけていくのは、仕事を下さい。そしてもうけさせて下さい。これが端的にいう業界の皆さん方の地元業者の育成という内容でございますけれども、結局は、いま申し上げましたような、仕事を消化していく能力をつけるのは、身につけるのは、勉強や講習会や研修会に行つてではなくて、その会社が、その事業所が一つの仕事を實際にやる過程で覚えてくるんだから、なるべく役所の仕事をたくさん下さいというのが、かれらの、業者の主張といえますが、要望でございます。

ところで、市では、いま申し上げましたように、予算の範囲内でそれぞれの所管の部局から付託を受けました工事をりっぱにやりあげなければならぬのが本来の使命でございますので、そういった使命と業界の要望とをどう調和していくかということに、常々心がけるわけでございます。

その具体的な方法として、四日市市では、落札をして契約を結ばれた業者に対しては、支払い条件を非常によくしておりまして、ご承知のように前金払い制度というのもございますし、金額によって二回ないし六回の出来高払いという制度もございまして、非常に資金の苦勞をしていたりだかなくても工事がやれるような制度がとられております。それからまた、だんだんと物価が高くなってまいりまして、十二教室の一つの学校をつくりますのに、増築をいたしますのに、二、三年前までは大体三千万ないし四千万でできたものが、このごろは五千万ないし七千万もかかるようになってまいりました。そういったしますと、一番最初に申し上げましたように、地元業者の中に力がある人と、だんだんと幾つかの段階に分類することができるとは思いますが、だんだんと市の発注する工事金額が多くなってまいりまして、地元業者に指名をして引き受けていただきます工事金額をだんだんと上げてまいりまして、最近では八千万円までの通常の工事は地元業者の方にお引き受け願って、特別な工事は別で、特別に技術的なあるいは特別な用途に供するために特別な仕上げをしなければならぬというふうな工事は、大手業者をお願いをしておるといふふうな状況でございまして、申し上げておりますことは、地元業者にお引き受け願う工事の金額、一件金額も八千万円まで引き上げてまいりました。

それから、大体建設業界といえますのは、民間工事といわず、四月の新年度でそれぞれの予算が確定いたしました。それが内部的な事務処理を終わりました設計にかかり、工事に発注できるようにするのが、国や県の例を見ていただきましてもおわかりのように、大体九月、早くも九月ごろでございます。ところが、したがって……。

○伊藤信一君 議長、議長。

あんまり抽象的な説明ではですね、わかりかねるから、具体的に答弁してくれと言いたんですけれども、なかなかむずかしそうでございますので、一応降壇願って、私から具体的な問題を出してご答弁をいただくと、こう思いますから、一応中止をさせていただきたいと思えます。

○建設部長（園浦和己君） それでは中止をいたしますが、要するに早期発注に心がけるといふふうなこと、こんなのが全体の地元業者育成のために建設部としてとれる方法ではないだろうかというふうに考えております。

○議長（山中忠一君） 岩野助役。
〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 契約調達の面から見ました場合には、技術、材料、価格等が、こういったものが同じであるならば、地元の業者を優先的に契約の対象とすると、この非常に理論的ではございますけれども、納税者のことを考えますならば、こういったことを原則としていかなければいかたがなと思っております。

なお、一般的な行政面におきましては、技術面の向上を援助するとか、あるいは資金面を強化するように援助するとか、労務対策の援助をするとか、こういった一般的な行政面は考えられるのでございますけれども、契約という面に関する限りは、こうした、少なくとも同一条件であればこれを優先するといふ程度でなければいかたがないと、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えする前に、私の笠田議員に対する答弁の中に訂正を要すると要

求のあった個所がございますので、それについて訂正をさせていただきます。

別に、その訂正の個所につきましてテープリーダーで私は確認をしたわけではございませんが、私が笠田議員の質問に対してお答えした中で、鼻がひん曲がるという表現を吉垣議員が使ったという言い方で申し上げましたが、吉垣議員のおことばでは、鼻がつんつんするというものであったということでございますので（笑声）、さよう訂正をさせていただきます。

公害防止協定と富田の住民運動の関連の問題でございますが、まず第一点の質問点でございますところの、住民運動をどう受けとめておられるのかということでございますが、これにつきましては、まあ公害行政への不信の表明であるということにつきまして、私は深く反省をいたしております。したがって、この反省に基づいて公害行政というもの、もちろん再検討はもとより強化ということについて考えておるわけでございます。

それから、受けとめ方の第二点といたしまして、住民運動というような形の運動は、昨日も申し上げましたように公共団体で公害防止協定を結んでおらなければ、そういう動きがあってもしかたはありませんが、県、市が入って公害防止協定を結んでおる以上、しかもおんなし内容の協定を結んでおる、結ばんとしておる場合には、市の協定一本で協力にこれを進めるべきであると。行政の、公害行政の混乱があると申し上げましたのはそういう意味でございます。市の協定書一本でこれを協力に進めるべきであると。しかも住民の意向を聞いて、さらにこれを運営をしなければよいというような受けとめ方を私はいたしております。

第二点でございますが、それではこのような住民運動に対して、どのように対処していくのかということでございますが、何といたしましても発生源の確認ということであろうかと思いますが、この発生源が確認できたならば、その改善等について強力に指導もし命令もしていかなければならないと。しかも協議会というものをこしらえて、協議

会の運営を通じて公害防止の実をあげると。また損害賠償のような問題のときには、その損害賠償の要求をするというところでございまして、当初富田の地区からは、住民代表のご選定が賜わらなただけでございますが、三人の選定をしていただきましたので、近い機会に協議会の第二回の準備会を今月の下旬に開催することになっております。

〔「早うやらないかぬよ」と呼ぶ者あり〕

この協議会の構成メンバーにつきましても、当初各地区一名ということでございましたが、富田の地区から三名は必要だということございましたので、三名に増加をさせていただいたわけでございまして、こういうような努力を重ねて工業用水というような問題につきましてもご協力をお願い申し上げたいと、さように考えております。

それから、先ほど公害の問題に関連をいたしました、十年無策の現実だというようなおことばがございました。もとより、先般シンポジウムで来日された外国学者の結論につきましては、われわれはこれは傾聴に値するものであるというように考えております。これらの先進国におきましては、こういうような工業の発展と自然のバランスというもの、以前から注意をされてきておる国の学者の結論であって、それがそのまま日本の現実に当てはまるかどうかということは、これはちょっと無理なのではないかと、さように考えます。これは日本の工業の発展のしかたのやり方というものが、外国のよりなやり方とは違ってきたと。非常に富国政策、富国強兵というような高い主張を掲げて強力に産業国家を目ざしてきた国でございますので、外国の学者の結論はそのまま該当しないと。しかしながら、これは今後の施策として大いに検討し、取り入れるものは取り入れていくべきだと。さように考えておるわけでございまして、それならばなぜ十年無策の現実と論じた新聞等、あるいは情報機関が、たとえば田子の浦の港が船が入らなくなるまでなぜ論ずることもなくほうっておいたかと。また、なおおそるべきこと、驚くべきことは、田子の浦の水質よりもまだ悪い水質が最近発見された。それは名古屋港の日本ハードボードの全面海域の水質のよければ、田子の浦

の港よりさらに悪いという結論が出されて、NHKのニュースで流されておるといふことを見ましても、それではこのような現実が、なぜ情報等においてもごく最近まで論ぜられることなく推移してきたのかと。これこそ十年無策の報道のあり方ではないかというように、もう論断できると私は思います。

もとより、十年無策の現実と論ぜられる底には、われわれといたしましても反省すべき面がたくさんあると思いますが、これは「くたばれ、GNP」という論説がございまして、もちろんGNPについての取り上げ方につきましては、くたばれと言われてもしかたのないぐらいGNPを鼻高々に世界に誇るといふような面もなきにしもあらずでありまして、そういう面ではそういうことも言われると思いますが、くたばれGNP式に、十年無策の現実と四日市の公害の成果という、あるいは公害防止等の効果について断定していいものであるかどうかということは、十年ほっておかれたところの田子の浦の現実が、どのようにそれでは解明されてきたということと比較しても私はいいのではないかとこのようにも考えております。まあ、このようないろいろの新聞、あるいはそういう論調は、そのような結論を出すためにこのような決定的なことを使いますが、それにつきましては、やはり数字的に見ましても、また現実的な効果を見ましても、やはり断定していかなければならぬと私には思っております。

二年ばかり前に、左翼系の学者の大内兵衛さんをトップとするところの地方行政調査委員会の一行が四日市にお見えになりました。そのとき私もいろいろのお話を伺いに行こうとたわわでございしますが、大内さんがほかの委員と話しておられるのを聞いておりました。四日市の公害はいろいろ聞いておったけれども、なかなかやっておるじゃないかというように(笑声)、確かに言われた。何も、そういうわれたから私は四日市の公害行政がいいということをし上げておるんじゃないやありません。まあ、そういう評価もあるわけです。大内さんにしてそういう評価をしておるわけです。ですから、一方向的ですね、十年無策の現実だと断定されて、私は黙っておることができないから申し上げてお

るわけでございます。今後ともそういうことが当然言われる、やはり現実の基盤がありますので、われわれはさらにこの公害防止のために努力をしなければならぬと、さように考えておるわけでございます。

地元業者の育成についてはどういふようにお考えになってみえるか知りませんが、地元業者の育成というのが殺し文句だと言われましたが、地元業者の生かし文句はよい仕事、親切な仕事をしてくれるということに尽きると私は考えております。

○議長(山中忠一君) 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 最初に、建設部長の答弁に対して、私からもう一度具体的に問題を出しまして、地元業者の育成とは何ぞやということを少しでも明らかにしたい。

市長は、先ほども地元業者の育成ということはいい仕事をする事だと。もちろんいい仕事をするのはきまっておりますけれども、やはりものには順序がございしますので、具体的にこれを解明していきたいと、こう思います。

まずこの問題につきましては、このあとで小林議員がもういまま少し具体的に質問なされると思いますが、私は地元業者の育成ということ、これは理論でない、一つの私は政治であろうというふうに考えております。しかしながら同時に、一歩誤ればこれは汚職につながることでございます。たとえば、いまの建設関係で、大手何社と地元が一番大きい会社を比較してみた場合、地元業者ではあらゆる点でこれらの業者と伍して競争できないことは当然でございます。しかし、地元業者を少しでも育成してやるという、こういう意思があれば、大手五社に伍しても落ちも私は可能性が見出されるのではないかと、こういふふうに思うんでございます。これを地元業者はこういふことを言っております。

「地元業者なるがゆえに大手業者にまじって指名はされた、しかしチャンスのない指名では指名にならぬ」、こう言

っております。先ほど申しました地元業者を育成するという意思があったならば、チャンスも与えてやったらどうやと。一步誤ればこれは汚職につながってくる。

六月の議会におきましても、私の質問したその内容に続いて部長は、「今年度からは前年度の経営が赤字決算であるというところには、一切指名を停止するという処置を、本件を契機といたしまして改め」云々、「公共事業を発注する市の態度として、一段ときびしい姿勢で臨んでいこうと考えております。」と。しかし、さすが次の答弁は市長だけあって、「弱小業者というものは非常に弱くござります。が、私は地元の業者育成のためには、多少の赤字があっても、その業者が非常に健全に育成され、運営されておるといふ状態ならば、少々の赤字を私は心配する必要はないのではないかと判断いたしております」。やはり部長よりも市長のほうが政治性がござります。

次に、四日市の業者はこういうことを言っております。「私たちは、力以上のことを望んでいるのでございませぬ。ただ、地元業者を軽視しないで、すなおに私たちの力を把握してほしい。たとえば公団や政府機関では指名を受けているのに、市には指名していただけない」と、こういうことを。私わがりませぬけれどもですね、県では何か一億五千万円まで、まあたとえば地元業者が指名を認めてもらってある、ところが市では一億円までだと、こういうことであらうと思っておりますが、その額はどうかと地元業者の力をすなおに見ているということは、地元業者育成の一つの道であると思っております。この地元業者の声を、部長はいろいろとらえておるか、これについても答弁をいただきたい。

それから、こういう問題は私はもう非常に苦手でござりますので、何を言い出すかわかりませんが、これはお教をいただくので、初めからお教をいただきたいと、こう言っとるんでござりますから、よろしく願います。

工事請負費では、諸経費の計算が利益に直接関係するので、この計算のやり方は、純工事費に現場経費をかけ、その積に一般管理費をかけて計算するのが当然でありながら、市は現場経費と一般管理費を別々に計上している、こういう話も聞いております。これは適正な諸経費の計算でなくって、これは押しつけやと、こういうふうに極論しておる人がござりますが、「建築請負工事諸経費算定基準」というものがござりますので、おそらくそれによってやっておられると思いますが、その本によりますと、現場経費大体八割、それから一般管理費七割と書かれておりますが、市の場合には大体それぞれ四、五割ではなからうかと言われておりますが、何かその計算においては、市の算定表は工事額によってやっておるといふことで、詳しいことは私わかりませんが、この点についてもお教をいただきたい。あえて私はこの問題につきまして、高く計算をせよというのでございませぬ。適正価格とは何ぞやと。適正価格であるためには、どこにその基準を求めるとか、その基準の求め方でござります。こういうことをお尋ねしたいんでござります。

次に、調達契約課の問題でござりますけれども、岩野助役からご答弁をいただきましたが、趣旨はよくわかりました。調達契約課では、いい品物を安く購入すると、こういうことを言うておりますが、逆にいえばですね、安ものにはあるんじゃないかと、こういうふうに思います。で、いまの地元業者の育成ということになりましても、非常にむずかしいんじゃないかと。まあできるだけ品物も値段も地元の、同じもんであれば地元のものを採用する。具体的にはそういうことやろうと思えます。それで私はけっこうでございますが、むしろ私はそうじゃなくて、購入物品の適正な価格というものを、どうしてもこれは見定めていかなければ、市の調達契約課の購入するものはほとんど安ものばかりだと、こういうようなことを言われております。安かったらいい、だから一つ、二つ例を出してみますと、ずっ

と前でございますけれども、日永小学校で図書館のいすを買ったと。そのあくる日私が行った。そうしたら、子供を入れたら、一べん入れたら二つ、三つこわれたと。とめがなかったと。そういうものを買って、形さえ整っていれば購入するということがございます。あるいはカーボンペーパーを買った、使えなかったと。あるいはものを考えないで買つために、この六月か七月か知らぬけれども、学校で輪転機を、学校でなく調達課で輪転機を三台買ったと。一台は学校が使った、二台はファックスにはまらぬから要らぬ。宙に浮いとる。こういうような問題がございました。それから、また、簡易プールは去年でした、二つ、三つこわれた。水の圧力も考えないで簡易プール買って、そしてプールが、ささえがこわれてしまった。そういうようなずさんなものの買ひ方ということは、安かったらいいということで出てくるんじゃないかと。やはりこれは非常にむずかしい問題でございまして、まあ地元業者育成とはたいぶ離れてきましたけれども、この購入のしかたにおいても適正価格をいかにして求めていくかということについて、十分ひとつ検討していきたいと。

それから、なお、ついででございますから調達契約課にも申し上げておきたいのは、アフターサービスのないものを買うなど。現在どこでも、アフターサービスのないため非常に困っている。たとえば修理を願う。違うものをたのんだら、自分の売ったものならただにしてくれる。ところが違う人になるとさいが、修理費に五万も六万もとられるというような結果がありますから、アフターサービスということは、どんな場合でも十分考えながら購入していただきたい。まあ地元業者育成という問題につきましては、非常にむずかしい問題だと。部長ですら、もう具体的にどうしても出てこぬような問題でございまして、これは質問するのが間違つたかわかりません。けれども、地元業者育成ということを投げかければですね、それに対する、やはりそれは地元業者を一体どうすることだと聞かんならぬ。聞かんならぬから尋ねただけです。そういうことをあんたが言わなけりゃですね、私はこういう問題を出さないんです。けれ

ど聞いてみると、やはり非常にむずかしい。もうこれ以上答弁要りません。もうそれで、わかりましたから。これはもうよろしい、市長もそう言うとりましたから。

ところがいまの富田の問題については、いまだし問題を持ってまいります。

まず富田の問題につきましては、今月末に協議会を開くと、こういうことでございますのでよくわかりました。でき得れば、この協議会に精力を注いでいただいて、そして問題が広がらないように、深まらないようにひとつお願いをいたしました。

その次に、十年無策の現実という、こういう問題で、市長は非常に腹を立てたものの言い方しておられますけれども、まあ表現は自由でございますし、やはり見る者の目によって非常に変わってまいりますから、これは幾ら腹を立ててみたところが無策だと言われや無策、おれはやったと言やったと。私もその中で、前の議員の方、あるいは市長さん、あるいは関係の方がですね、とにかく公害基本法をつくり上げるまで努力してもらったこと言うておりますし、また国のやらなかった医療給付の問題も市はやっているんじゃないか、そういう努力をしておるけどもですね、しかし、やはりそういうことを言う人がある。そう言われれば、やはり何もわからない人は、やはり十年無策だということ、これは受け取る人によって違うからいたし方ないんです。富田の住民にしてもですね、市長の言うようによくやってくれた、公害問題についてよくやってくれたと、こういう人もあるかも知れません。しかし中には、何市長がやってくれたと、何にもやっくらへんがやと、あれは企業つきやが。きのりの山口議員の話やないが、市長は企業の代弁者だと、こういうことを言う人もあるかわかりません。これは人それぞれの考えでございますから、まああんまり腹を立てないですね、それよりもむしろ私は、これから申し上げる問題についてですね、一応市長さんもよく聞いていただいて善処をお願いいたします。

それはですね、富田のこの問題が出まして、市民クラブではやはり現在の新大協和石油化学の工場がどうい内容であるかということがわからない。わからない以上、幾ら騒いでもしょうがないから、九月の十七日に市民クラブは全員が新大協和石油化学を訪問して、そして進出各社の各代表者から内容を聞き取ったのでございます。そこで、この視察から感じ取った三つの点について簡単に申し上げたいと思います。

まず第一番に、六万八千キロワットの発電所がつくられ、将来十三万キロワットにするというこの発電所の問題でございます。この発電所の問題を論ずる前に、五月六日に、塩浜の三菱油化にも六万八千キロワットの発電所がございますので、これを五月の六日に公害対策委員会で見察をいたしましたので、そのときに触れながらこの問題についてお話し申し上げたいと思います。

で、この六万八千キロワットの発電所に必要な燃料は、自家ガスとそれから重油の混合でございます。その混合した硫黄分は〇、七％、非常に低いでございますが、しかしこの重油は、重油そのものは二、七％の硫黄分を含んでそしてその絶対量が、大体年間十五万トン使っておるわけでございます。この十五万トンと申しますと、四日市の全企業の使っている重油の約一割に当たります。たとえこれが、全体燃料として〇、七％の云々と言われましても、しかしこの絶対量からみて問題にしないわけにはいきません。

それで私は説明者に、市長が各企業に対して低硫黄重油を使用していただくように願っておりますが、この重油につきましても、漸次低硫黄重油を使っていたらどうかという計画をたてただけぬかと、できるならば、ひとつ具体的な案を示してほしいと発言をしたんでございます。そうすると所長が、一年間に五億円かかる、よく考えておる、こういうことはございました。それで私は、二十三万市民の健康にかかわることだから、ぜひそうしてほしいとさらに申し上げたところが、私の前からの言い分がしゃくにさわったのか、あるいは市会議員がなまいきに何をぬかす

かと、この企業のきびしさをおまえら知らぬのかと思ったのかわかりません。それは別といたしましても、憤然として立ちあがって語調を荒げて、そうして「考えるということとはやることだ」と一口しゃべって、つーんとすわってました。はたの議員さんが、伊藤君一体どうするのやろいなあ、と顔をじろじろながめておりましたけれども、黙っておりましたら、辻議員が立って、そしてやわらかな口調でこの所長の態度を確かめるかのように話されたわけでございます。それでまあ、すみませんということになりましたが、私はこの所長のことばあるいは態度、その中に企業のほんとうの姿を私は見たような気がするのでございます。一言で議員をしっかりとつけるようなことばを吐く、その無礼さ、企業の独善、横行をひしひじと私は身に感じ取ったんでございます。

市内のおとなしい校長さんが、それをこう言っております。「資本には資本権力がある。いままでは資本力、資本力と言っておった。これからは資本権力という。資本には、権力が最近はできてきたから」、こういうようなことばで、おもしろい表現をしておりましたが、これは九月の十六日の、私は新聞を持ち出して、もう恐縮でございますけれども、朝日新聞の「公害への挑戦」の中に「挑戦」を読まれた方はすでにご承知と思っておりますけれども、「住民不在の基準、お役所が業界の圧力におそれての基準作成」。生活環境審議会総会が、四十三年七月十五日に開かれて、そこで硫黄酸化物環境基準の答申案をきめるとき、その記事が書いてありますけれども、そこに非常な企業の圧力を私は新聞面から感じ取っております。その点につきまして、富田の住民が、市や議会をたよるに足りずと、われわれの手でという気持ちは、この一つの例を見ても私はわかるんじゃないかと思っております。

まあ市長は先ほど申しましたように、低硫黄重油の使用を企業に要請していると言っておられますが、この要請にどれほど企業が応じてくれたか。これはひとこの場でお示しをいただきたい。

もとへ戻りまして、新大協和では、重油を時間当たり一・七％の硫黄分のあるものを二十九トンたくというこ

ございます。もちろんそれには脱硫装置もつけるし、自家ガスも使用すると言っておりますが、まだ詳しい点はわかりませんけれども、そこで絶対量約二十万トンの重油がたかれる。富田の住民が心配するのも、私はうべなるかなとこう思っております。

なおまた、百八十メートルの高煙突で排煙をすると、だから十二キロ先でもSO₂は〇・〇〇八九八、非常に低い。もう問題にならないような数を示しておりますけれども、はたしてその数字の示すとおりになるかどうか。私も疑問でございます。

いずれにしても、この発電所は、きのうのこの場でも、あるいは富洲原の二十日会の場合でも、市長は自家発電だということ、何か非常に軽いように考えて発言されておりますけれども、市役所の自家発電やオカダヤの自家発電や、そんなものとは私は比較ができないと思います。六万八千ワット、私はわかりませんが、そういう電気には非常に弱いからわかりません。けれども、六万八千ワットの電力といったら、相当なものであるかと私は思います。これを自家発電だということばで濁していかれる市長の態度についても、私は非常に疑問を感じます。今後一番大きな問題になるのは、やはりこの発電所だろうと私は考えておりますが、これも公災害防止協定によって十二分の監視がこれから必要だと、こういうふうに思っております。

次に、排水処理の問題でございますが、いま全国的に問題になっております。先ほども市長が、田子の浦以上のところがあるというふうに発言ございましたけれども、私はまだ田子の浦を見ておりませんが、この間テレビで田子の浦の情景を見て、やはりこの四日市の海にも、田子の浦の姿が浮かんでいるような感じを持ったのでございます。生物処理をして海洋に投棄する。こう説明しておりますけれども、四日市の合成ゴムでやってるあの仕事が、いま中止されておる。それを知っているか知っていないかわかりませんが、そういう説明をしておりました。まだこれ

は、具体的にどう処置するということも考えていないんじゃないかというふうに思います。

次に、問題の悪臭でございます。プラント建設中に、たびたび悪臭が出た。これが富田の住民に直接刺激を与えたのでありますが、説明を聞いておりますと、こちらから悪臭が出るからこちらを修理する。こちらを修理すると、またこちらから出る。だからこちらをとということ、そういう説明をいたしておりましたので、おかしいじゃないかとそれじゃ試行錯誤じゃないかと、完全なプラントがないんかと。完全なプラントはございますけれども、ドイツではこれをくさく感じません。日本人がくさく感じるんですと、こういう説明がございましたが、これはおいらの出るプラントだという説明をしたように私は感じるんでございます。それが悪臭であろうといっているところ、何であるらうと、においが出るものは完全なものじゃない。そんなプラントでは非常に困る。まあ建設過程の工場でございますから、いまとやかく言う筋合いではございませんけれども、いま富田の住民が問題にしているこの現場の工事が、内容がこれであっては、将来が非常に案ぜられると思っております。

いずれにしても、市民の安心して見ておられる工場が建設でき、またこれを建設するように、市としては公害防止協定の結んである以上、責任があるといわねばなりません。この建設途上の企業に対して、市はどういうふうにこの問題をチェックして監視していくのか。その点についてお伺いしたいんでございます。

なお、これは非常にとんだ話でございますけれども、まあ公害関係でひとつついでにお尋ねいたしたいんでございますけれども、三重医大の国立移転に伴って、塩浜の病院がそのまま存続されるかどうかということが非常に疑問になつておるということ、問題になつておるということをお伺いいたしておりますけれども、やはりこの公害関係と非常に密接な関係のございます病院でございますので、もし市のほうでそういう事情がわかっておたら、ついでにここでお願いしたいところ思っています。

以上について、再度ご答弁をお願いします。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩をいたします。

午後二時四十一分休憩

午後三時再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

理事者は、議員の質問の内容をよろしく整理していただきまして、要点のみ簡単に説明していただきたいと思ひます。

衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） ポイントだけを申し上げたいと思ひます。

きのう、きょう、また先ほどの伊藤さんの質問で、自家発電ということが錯綜して問題になっておりますので、ここで第二、第三コンビナートの自家発電の具体的な説明する前に、少し概念的にお話申し上げておいたほうがわかりがよいと思ひますので、一、二分お願いしたいと思います。

この石油コンビナート関係の自家発電という名前は、中部電力の発電所と異なりまして、蒸気とそれから保安電力ということ、自分とこの必要な電力は自分とこでまかなうと、こう三つが相錯している点が異なると思ひます。そういうことでございますので、ご理解願ひたいと思ひます。

まず、現有勢力といたしましては、工場数で八社自家発電を持っています。それで出力総合計は十七万五千という

のが現有勢力でございます。ちなみに火力発電所の四日市火力は六十六万、それから、三重火力は三十四万というのが現有勢力でございます。

さて、本題に入りまして、第三コンビナートの、霞ヶ浦の自家発電ということでございますが、いろいろクラブで工場に行つてご説明をされたということを私も耳にしております。その中で、誤解があるといけませんので、少し数字的に確認を申し上げたいと思ひます。

霞ヶ浦の立地する新大協和所管の自家発電の容量は、第一段階といたしまして六万八千と申されましたが、私どもが約束いたしましたのは六万五千ということでございます。三千違いますが、それから、将来のリミットの発電能力は十三万キロということでございますが、私どもが調整いたしましたのは十二万ということでございますので、現段階では市がチェックした数字がそりだということを申し上げておきます。

それから、燃料使用のボイラー一かんのC重油のエスコンテントは一・七％、これは同様でございます。それから最終時点の最大着地濃度〇・〇〇八九八PPMというのも、伊藤さんのお調べのあったのと同様でございます。その終着地点が十一キロ九百七十メートルということになっております。

そこで、先ほど市内の全体のボイラーということについて申し上げましたが、この霞ヶ浦に立地する発電、自家発電は、新大協和石油が電力、ガス、それからあそこは三十万トンエチレンのプラントになりますので電気、ガス、それから特に蒸気の供給源ということで、蒸気が必要とするためまえから、発電所と蒸気を供給するのが一緒になっているということにご理解をいただきたいと思ひます。

それから、高さにつきましても、四十二年に決定いたしました時点におきます協定は、百五十メートルということに協定いたしておりますが、先ほど申し上げたような、ばい煙の理論計算値からいたしまして、あるいは将来への規

制の強化をねらいまして、百八十メートルにしろということで、百八十メートルに現実に変わっているということもこの議会を通じて申し上げたとおりで、現在変わっておりません。現在百四十メートル程度のものができ上がっております。

そういうことでございますので、せんじ詰めて言えば、市内も先ほど申し上げたような工場がございますが、それに、ごたふんに漏れず、発電だけでなしに、蒸気が、あそこには一括供給して、ほかの九社進出いたしますが、各プラントにおいては蒸気は使わないと。ここ一本にするということになっていることをまずご了解願いたいと思いますそれから排水の問題でございますが、現在一部お話の中で共同排水処理場、これは合成ゴム場の敷地内にして、スラッジの問題で悩んでおると、あとがわからぬというご説明でございますが、合成ゴム内に立地しておる四社の共同排水処理場は、いま広い意味の試運転でございますが、現実には菌が出ない程度に運転を制しておるといのが実情でございます。その理由は、スラッジ大体一日三十トンないし五十トン出るわけでございますが、そのスラッジの陸上投棄がうまくいかない、あるいは海上投棄も漁師に了解がないということ、最終的に焼くと、あの工場内のごで焼くと。焼却にやるということを決心いたしましたので、もうじき着工すると思えますが、一億三千万程度で本年中に動くように焼却のプラントをつくるということになっております。そのほかに、現在できております活性汚泥法の処理は、現実には協和油化の午起工場一つできております。現在われわれが聞いておりますのは、合成ゴムが今度の事態にもこの汚泥を活性法で処理を近々着工するということ聞いています。そういう状態でございます。それから、これにつきまして、われわれが通産当局に、公害防止計画の関係で通産当局に連絡いたしました結果、大体この地区では十工場に活性汚泥法をするように指導しておるといことも証言を得ております。

それから、次の問題は、建設途上の監視体制はどうなっておるかという問題でございますが、この四十二年の九社と、それから市との協定書を結んだ以降、概括的な公害対策書を付則した、結んだ以降は、今度は各企業ごとの具体的な公害対策、苦しいと、あるいは能力、あるいは生産品目といったことを、事前に各社の公害対策書の、公害明細書と申しますか、提示を求めております。で、それを一々事前にチェックしております。

この五月一日までは、港開発事業団の土地の使用条件でありましたので、港開発事業団にまずそれを出して、それを公害対策の方へ合議に来て返事をしたというのが実情でございますが、港事業団解散後は、公害面につきましては公害対策課のほうへ直接協議をもらうようにしております。

現在の段階では、新大協和石油化学につきましては、ポイラーとそれからナフサに使用する燃料、それから硫酸化物の接地濃度の危険の計算値その他と、それから総合排水の工業用水海水取り入れ量というものの相対的なものだけをチェックしております。それで、したがって、いまきめたことは、煙突の高さ、それから第一次建設のいま申し上げた自家発電と、それから蒸気用の発電能力の一次分をチェックしたという段階でございます。

それから、具体的なプラントにつきましては、第一番着手いたしましたして、協和試運転に苦情が出たという協和油化、これはいちばんこちらのほうに、端に立地して、一番最初に、この四月以降試運転に入っておりますが、総体計画としては四プラントができる予定でございますが、現在われわれが現実の問題としてチェックしたのは、ブチアルデヒドのプラントと酢酸プラント、この二つにつきましては、能力その他についてチェックしてございます後発のプラントにつきましては、まだチェックしておりません。

それから、第二次といましては上野製薬、協和油化と関係がある上野製薬の高分子肥料のプラントにつきましては、チェックしております。

以上が、現実にチェックした問題でございますが、そのほかに、いま建設中の事業所につきましては、鉄興社それ

から東洋曹達というものについて一応明細の説明書あるいは計算書をつけてチェックしております。その他のあとの四つの残る事業所につきましては、敷地配置その他につきましては、図表でこの辺にプラントができるというふうに聞いておりますが、具体的な生産品目、能力、その他については、いま設計段階で、設計ができたら協議に行くところ、こういう段階でございますので、これを総体的に言えば、いま中途のチェック段階で、あのプラント全体についてはまだ途中であるというふうにご了承いただきたい。したがって、現実にはあの埋め立て事業そのものが、実質において当初の協定当時から見ますと一年おくらせています。地盤の悪かった、やり直しというよりなことがおくらせております。

それで、いま申し上げた、現実に細部のチェックを終わらせたのは二社でございますが、いまの段階で予定を聞きますと、大体四十七年の秋ごろ、ちょうどまる二年の秋ごろには大体各社のものがそろそろ計画建設予定になっておるといふような状況でございます。これもおいおい内容が明らかになれば、相対論の協定の内部につきましまして、さらにこまかい明細対策書が出されて、注文つけるものは注文をつけるというよりな形に順次なるという状態でございます。

それで、いま市長が、今月末に協議会を催す予定ということで、結論だけを市長が申し上げましたが、これについて少し事務担当者から補足させていただきます。

八月三日の日に、衛生部長の名前で三地区の自治会長さんを集まっていたいて、当初市としては、これが大体出そろった時分にあの協議会をつくりたいというふうに考えておったのが、わたしがいま申し上げたよりな事情で、出そろるのは四十七年、先のことだと。それまでに市を含めて、また住民の方にもどんなものがどういふスケジュールで出てくるかわからぬと。しかも、直接原因としては、試運転であろうと本運転であろうと、市の態度としては、悪臭の苦情は区別ないという態度であります。



したがって、ああいうものが出た以上は、早くやれ、はっきりすべきだということで、七月に一応腹をきめまして、あの公害協定に基づいて会社が連帯責任を負えと、これは先ほど市長の、塩浜の連帯責任と意味は違いますが、三十八万坪の立地する企業は連帯責任だということに初めから態度をきめております。それについて、企業側は、常務あるいは社長クラスをもって公害対策の連帯責任者の機構をつくれということで、東京においてはつくってございますが、さらに建設が進みまして、建設途中であろうと予定であろうと連帯責任であると。したがって、いまつくっておるとは、東京では手が届かぬということで、現地をつくれという要請をいたしました。七月の中ごろに現地における公害対策委員会というものを結成いたしました。この代表者は平等責任でございますが、共通責任でございますが、窓口の連絡としては新大協和の工場長がやるという意思決定をしまいつてきております。したがって、これは苦情の昼間処理あるいは夜間の当直処理もきめております。そういう現地における態度がきまりましたので、対策課の事務当局といたしましては、そういう協議会のみ準備を始めるということにいたして、八月三日にもったわけで、予定といたしましては、いま市長が申し上げたように、また伊藤議員が言われましたように第二回を八月二十一日にもつとということをお互いに申し合わせたわけでございます。

まあ、その時点において、特に、よくご存じのとおり、富田地区の自治会における自主的な住民運動の展開ということでございます。その時点では、いま協議会に三名出すということに代表としては一応腹つもりをきめたけれども、これは持ち帰って住民総意に聞かなければいかぬということがありまして、そして、これを総会と申しますか、組合総意による選出を待ってくれということ、申し出がございましたので、わたしのほうとしては、富田、富洲、羽津と同じようなペースで進みたいというふうに、関係三地区というふうに割り切って進みたいという念願がございましたので、欠席のまま準備を進めるといふことはいかがかと思いましたが、延ばしたということでございます。

その間に、一日、二日前に富田地区から市長に対して立会人の要請がございましたけれども、まあわたし、批判がましいんですが、わたしもその席に陪席しておたわけでございますけれども、市の言い分、また富田のほうの言い分も十分意を尽くさずに、もの別れというふうな、で、残った者には、市長は、行政の混乱を起こすから立会はしないという意思表示に終わったということでございます。

それで、その後私のほうといたしましては、そういう住民運動に対して、いろいろ勧告もご指導もいろいろいただきましたけれども、住民運動の方向なりやり方、手段、方法といったものを、右にせよとか上にせよとか、あるいはこうあるべきだというふうなことは、行政機関としてすべきでない。こういう考えで、これは住民の自主的な問題であるというふうな考えで、ビラ張ったらいかぬとかいいとかいうことは、まあ指導すべきであるという意見もありましたが、行政の立場でそれはそのまま静観したというのが実態でございます。そういうふうな経過で、結局、実は暑いで九月になったらもう一べん話し合おうということ、これらの連絡は住民の組織ということでございますので、第一回の準備会も、それから市の機関の出張所長を陪席しております。したがって、そういう会合の日取りにつきましても、出張所を通じて、頭から官制的に押えるようなやり方は避けたい運営をしたわけでございます。

現時点において、私どもの処理としては、議会前に第二回の、八月二十一日の予定の協議会、準備会を九月の八日にやりたいということで、実は上司の決裁も得たわけでございますが、その時点は富田地区の役員会で三名を出すということができますけれども、総会において三名の具体的な名前が出せないし、また住民運動の自主性から、十日以降にしてくれというふうな注文がございましたので、それならばしょうしょうということできて、議会がござりますので、議会終了後ということになりました。一応この月末にもちたいと、こういう経過でございますので、この経過につきましても、少し長くなりましたが、そういう経過を経ておるといふことについても、ここに報告申し上げます。

し上げておきます。

一応、要点だけは以上のとおりでございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 県立大病院の国立移管に伴うところの塩浜病院の問題について、お答えを申し上げます。県立大病院が国立大学に移管された場合には、二つの病院を国立に移管するということは非常にむずかしいという話でございます。その場合に塩浜が国立に移管されるということは非常にむずかしい情勢であるというように聞いております。それで、われわれといたしましては、地域の医療機関としてたいへん重要な役割りを果たしておるのでございますので、県立津病院等と同じような扱いで、県立塩浜病院として存続してもらいように、県にお話をしている最中でございます。まだそういうふうな確定的な交渉あるいは話がまだありません。ただそういう強い要望をいたしております。

〔議席発言あり〕〔聴取不能〕

○議長（山中忠一君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 既存の既設の工場の協定という問題でございますが、霞ヶ浦の第三コンビナートを除きまして、製油所の二つは、全部これは増設機械にして、確認行為ということで去年確認して、百ページにわたるところのこまかい附則書を添えて確認行為をいたしております。それで、そのほかにコンビナート関係では、たとえばPラバーという補足説明のときは、もうすでに新設として扱って、協定という形で済ましております。

そのほか、こまかい鉄工所その他は十数社協定というところでありますが、お尋ねのポイントとしては、石油関係のコンビナートの問題だと思っておりますので、その点の現況を少し申し上げます。

私どもの認識では、多少の不正確、正確さはあっても、どの工場においても将来を考えて増設を考えてない工場はないと、こういふふうに断定しております。したがって、一応の増設計画的なもの聞き取り、あるいは文書照会ということに去年の暮れからやっておりますが、正直申し上げまして、社内できまっていなかったか、あるいはいろいろなことがございまして、相当の不正確さ、バラつきがございます。

したがって、いま幸い、公害防止計画という点に關連いたしまして、県が大気汚染防止協議会に、風洞実験をやるといふ際に、通産省との協定に基づきまして、昭和五十年年度までに企業指導をするという作業が行なわれております。風洞実験も一次、二次というふうに終わって、また正式な委員会の最終報告はございませんが、中間情報としてわれわれは総括的に聞いております。その中で、実質はこの三月から、いまでも一部行なわれていると思っておりますが、主要工場、大体五十二工場におきましては、通産省から、直接公害防止計画の達成のための資料として膨大な生産計画、それから設備増強計画、燃料、その他の詳細な計画書が出されております。企業から通産省へ直接出されております。それによって通産省は、これはとても計画が達成できないと、あるいは達成できる、煙突を高くしろ、あるいは硫黄燃料が多いという指導を直接各工場ごとに行っております。そういうことがありましたので、各企業については、どの程度直す気があるのかどうかという非公式な調査をまだ続けております。

それで、現時点で、まあ大体固ったわけですが、はっきり、いままでも申し上げた企業でまだ考慮中というところがございますが、四社ばかりはこの公害防止、通産省が指導した内容のものについての数字が固まったから、これを基礎にしてまとめて、市が要請する協定に基づいて細部協定書をつなぎたいと、用意があるということについて、いま進行

中でございます。

余分でございますが、午前中あった石原産業の問題なんかも、ほとんど原稿はできておりました、それがためにも市長から申し上げましたが、私公害対策課長とともに九日の日でしたか、ああいうこと行つて、中間処理を一応チェックしたような状態で、またそれについての協議をしたということ、二、三社申し出がございまして。

で、一応のめどとしては、その通産の指導をしたものについてが漏れる部分については、市独自のものを、内容を要求する。また協議するといふふうにしたかと思つて、漏れないものについては、現行の法令なり、それから五十年度の予測といふものは、生産予想といふものは、通産のほうに適合でございますので、その数字に基づいて、あらためて企業側に確認してそれを処理したいというのが根本原則で、一応そういうところを持って折衝あるいは協定を順次推進したいと、こういふのが状態でございます。

それから、低硫黄の使用の問題については、まだ資料はまともではありませんが、現実には第二コンビナート方面のものが、これは一・七以下を使うというのが去年の四月以降のものでしたが、最近と申しまして二カ月前に中電の速度計を見ますと、一・五九という数字が出ていましたので、これがノーマルかどうかというようにことでチェックしましたが、一・五九は少ないんで、大体まあ一・六ぐらいまではいっているんだと、こういう報告がございまして、第二コンビナートのほうにつきましては、そういう実績を一部確認しております。で、この既設のものにつきましては、いま申し上げたような通産省の指令で、その転換をはかるような準備をいま計算で出したり、プラントの決定で非常にバラつきがあるように思いますが、これは現時点で用量はまだ確認しておりません。

以上が状態でございます。

○議長（山中忠一君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 先ほど来、富田の問題につきましてはいろいろ説明があり、なおかつ協議会の開催されるということでございますので、一応この問題が解決の糸口になるだろうということを念願もいたしますし、またその点についてご努力をお願いしたい。こういうふうに思っております。

なお、説明の中で、発電所の問題がございましたけれども、これは発電所の使用の内容でなくて、そこで使う燃料の絶対量の問題でございますので、部長のご答弁とわたしの考えている点の食い違いがございますけれども、まあ大きい問題はございませんけれども、しかし、将来これが問題を残す結果になると思っておりますので、十分ご検討をいただきます。

なおまた、現在の霞ヶ浦の企業については、初めての公災害防止協定が結ばれた地帯であるだけに、それだけに市にも十二分の責任がございますので、監視体制を十分立てて、過去に一、二の事故がございましたけれども、今後においても、実験段階といえども、やはりそういうことのないように十分監督していただきたいと、こう思うんでございます。

なおまた、わたしの発言中、あるいは昨日から、先ほど申しましたように、市長は企業の代弁者かと、あるいは笠田議員の、そういう公害を出す工場はどこか言ってしまうというようなことは、あるいは、わたしは、自分のことではなくても十年無策の現実と、こういうようなことが飛び出してきておるようなこの議場で、わたしたちはまあ反省していかねばならぬ点は、われわれは過去一世紀前には、人間の中から病氣と無知と貧困を退けたいと、それがわれわれの念願でございました。しかし、その問題も社会保障とか、あるいは公衆衛生とか、あるいは義務教育によって解決してきた問題でございます。現在はやはり人間の健康と、あるいは人間環境をめぐる快適、安全、自然、便宜、

この四つの問題が、重点になってきておりますので、やはり高いところに目を置いて、そしてこの人間の健康と人間環境をめぐるその四つの点について、四日市の町を明るくしていきたいと、こう思うのでございます。終わります。

○議長（山中忠一君） 小林喜夫君。

〔小林喜夫君登壇〕

○小林喜夫君 通告に従いまして、三点だけお尋ねをいたします。

第一問、食料品卸売り団地の建設についてであります。この問題につきましては、さきに日沖議員が質問をいたされ、市長及び加藤助役の説明がありました。したがって、わたしは要望だけにこの問題はとどめたいと思っております。なお、市長、助役の説明以外に、産業部長のさらに補足をしていただくことがありましたら、お願いをしたいと思います。

市長の説明の中には、四日市の人口は二十万に對し、青果物の入荷量は二万九千トンである。長野は、人口三十八万に對し十一万トン、岐阜は三十五万の人口に對し十一万トン、団地建設にはより研究をなし、悔いのない結論を出したいと、こういうようなご回答でありました。

四日市の人口二十三万に對し二万九千トンの青果物は非常に少ない、わたしもさように思います。これは十分なる設備を持ってなら比較対照もできるわけですが、現在はそういう設備も持っておらないので、これはお説のとおり非常に入荷が少ないのであります。もし団地を建設されるならば、おそらく八万や九万トンの入荷はあるんじゃないかと。市場人口も桑名市、鈴鹿市、遠くは名古屋、津を合わせまして四十万の市場人口になるんじゃないかとかように考えるのであります。

市長は、口癖のように豊かなる市民生活ということをよく言われますが、豊かなる市民生活は何ぞやといいますがこれはわたしの考えであります、衣食住の十分に満たされた住みよい都市と、こういうふうに解釈をさせていただきます。

食料品についても、正しい流通機構に乗せて、新鮮な高度のよい品物を、安くすみやかに供給することこそ、市民に対する豊かなる生活の一部分ではないかとわたしは考えるのであります。ことに魚市場においては、市場内が非常に狭隘であると、狭い、洗井戸の水も石油くさいと、早期移転を計画されておるように聞いておりますが、これが単独移転するならば、冷蔵庫だけでも一億円を要する由でありまして、単独移転後は団地参加は困難ではないかと思われるのであります。

食料品の団地というものは、あくまでも各種、各般の業種を一カ所に集約することが最大のことであります。先日も地元の卸売り業者、また青果物の市場の代表者の方々が長野の市場を見学されてこられました、団地をつくるにはすでに機は熟しており、いまが一番よい時期ではないかと私は考えるのであります。

魚市場の早期移転により脱落をされた団地は、その意味も半減し、画竜点睛と申しますか、その感を深くしましてはなほ意味の少ないような感じをしますのであります。市長は、かかる情勢をさらによく認識をされまして、早期に食料団地を建設され、豊かなる市民生活に寄与されることを願うものであります。

なお、長野の市場は一万八千六百坪でありまして、建設当時におかれましては、非常に理想的なもんだったというふうに入聞しておりますが、現在は非常に狭隘でありまして、初期の計画された市場活動は十分發揮できない、機能も麻痺し、まさにパンク寸前の状態であります。市の計画がもし実施されるならば、この点も十二分に含まれまして、もう少し広い、悔いのない百年の計を立てられた市場団地を建設されることを、特にお願いを申し上げる次第であります。

あります。

第二問、工事請負契約と地元業者の育成であります。

市の庁舎の建設に關しましては、さきの議会におきまして、戸田建設に決定を見ましたが、市民ホール、体育館、青少年ホーム、あるいは市の庁舎と、市の建設をされる大きな建物は全部戸田建設に落札をされているのであります。市の庁舎が戸田建設に、並びにこれが付帯工事、すなわち給排水工事、電気設備工事、空調工事、エレベーター工事とも近く請負業者の決定を見ることになっておりますが、これが決定を見るまでには、地元有力業者の入札の除名、あるいは談合、やみ取引、その他いろいろ紆余曲折をしまして決定を見たものと思われませんが、誤っておるならばおわびをいたします。

市民としては、一も戸田、二も戸田、三も戸田では、全くすっきりしないものがあり、市長のふところにはごっほり入ったんではないかと、こういうことを言う市民もおるかもしれません。私は、清廉潔白な市長でありますから、そういうことは絶対ないと思っております。

前議会におきまして、市長の答弁中に、李下に冠を正すということばを使っておられます。なぜ冠を正し、市民の疑惑を招くがごとし入札方法をあえて行なわれたのか。市民の疑惑をさける方法はいろいろあったんではないかと思っておりますが、この点につきまして市長のご意見があるならば承りたいと思っております。

次に、地元業者の育成であります。いま部長からいろいろのその地元業者の育成ということについての説明を聞きました。が、わかったようわからぬようなものであります。

しかし、地元業者の育成につきましては、市長は、日ごろよりいろいろと腐心をしていただくことにつきましては、深甚なる感謝の意を表する次第であります。

しかるに、このたびの市の庁舎にあたりましては、十六億五千万円という膨大な資金を投入されるのでありますが、その中には実績のある一部有力業者の作為的な入札の除外、また地元業者を潤したということは一向に聞いておりません。潤すということは、下請であるのが、三番目の請け負いであろうが、とにかくその業者に資金が流れるというふうに私は解釈をしておるのであります。これが事実であるならば、市長の地元業者の育成ということは二枚舌であり、市民に対し欺瞞政策ではなからうかと思っております。

幸いにいたしまして、私が間違っておるならば、ご訂正のうえ、件数、地元業者の育成に対する件数であります、件数あるいは数字のご説明をいただきたいと思っております。

三番目、久保田町の悪臭についてであります。

久保田町に、韓国人平山さんが経営する魚類の廃棄物処理場があります。そこより発生する悪臭は、久保田町、大井手町、尾平、生桑、及び遠くは東坂部にまで達しております。この悪臭たるや、言語に絶するものであり、市職員が調査に伺ったときも、悪臭のために吐きけを催すほどのひどいものであります。

なぜこのような悪臭を放つ企業があそこへ参りましたか、その遠因は、魚市場及び市内の魚屋さんから捨てられる魚の頭、内蔵等を、いままでは各人各様に海なり川に投棄せられたのであります。衛生的見地から、魚市場、保健所等が中心になりました。各所より排せつされる廃棄物を久保田町の一カ所に一括集約し、そこに処理場をつくったというふうに聞しております。

この処理場がなくば、各市内は魚類の腐敗した悪臭が漂い、ハエがブンブン飛ぶ、はなはだ不衛生きわまりなきものであります。市民がこの悪臭のために苦情を申し込むならば、それではいつでもやめましょ、やめれば困るのは四日市じゃありませんかと、こういふふうに関き直られる始末であります。

言いかえるならば、市内は平山水産があるがために救われるが、逆に現地は悪臭で悩まされ、全くジレンマすべく痛しかゆしであります。この久保田町の処理場は、市の公害対策課が調査し、設備改善資金としまして、さきに三百万円の貸し付けをいたしております。貸し付けにあたりましては、東北大学の教授の設計によれば、六割程度は脱臭ができることでありましたが、設備改善後も依然として地区民は悪臭に朝夕悩まされるのであります。

公害には、田子の浦のヘドロのごとき大きな公害もありますが、また小さい公害もあります。市長は、やりやすいところからやるという方針であります。この公害の発生源対策には、公害の中でも一番やりやすい公害ではなからうかと思えます。市が本腰を入れて、これを解決するにあたりましては、さほど困難ではないかと思えますが、この点市長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

工事請負契約と地元業者等の育成の問題でございますが、本庁の工事入札の結果戸田建設だど、しかも六十周年記念のときにこしらえられたところの市民ホールが戸田建設、七十周年記念、その後十年の七十周年記念につくられた体育館が戸田建設、青少年ホームも本庁もそりだということでございますが、これらはすべて公正なる公入札の結果によるものでございます。これは五大業者プラス六、七位の建設業者を入れたわけでございまして、五大業者ばかりですと非常に相場が高くなるということで、五大業者に続くところの六、七位の業者を入れた結果の公入札であるということでございます。

ただ、青少年ホームの場合は、金額が小そうございましたので、地元の業者で入札をいたしました。地元の業者

とが現時点の考えでございます。

成果を期待して待ちたいというような心境でございます。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） 食料品卸売り団地の問題につきましては、市場団地という形で、先ほど市長、助役より十分ご説明がございましたので、特にございませんが、せっかくのご指名でございますので、一、二点補足させていただきます。

人口の話がいまご質問の中に出ておりましたが、長野の場合、あるいは岐阜の場合、直接市の人口を助役が申し上げております。長野の場合でも、市場圏人口としては、長野県の県北といわれる約七十万くらい、松本付近を除きました県北の市場圏を擁して団地が形成されておる。また岐阜の場合、市の直接人口以外に、ほとんど岐阜県下の人口全体を市場圏と見て市場構成がなされておることから、先ほど小林議員が、名古屋というおことばまで出ておったようですが、相当広く見ても、なかなか本格的な中央卸市場、あるいは本格的な市場団地という形までの市場圏人口がないのが計画を困難にしている点でございますが、先ほどのお話のように、施設が悪いから取り扱い量が少なうという点については、確かに長野の場合におきましても現在まあ狭隘にはなっておりますが、団地を形成する以前と形成してからは、大幅に数量も伸びておりまして、施設を改善をしなければならぬという点は明らかであると思えますし、長野の例あるいは目下来年の春を目前に会場を予定しておる岐阜が、すでに契約の中で狭いという話も出ておりますので、業界と十分話し合いながら、十分な対策を考えていきたいというふうに思っております。

なお、業界の動向でございますが、先ほど加藤助役より、市場関係者より団地統合理化の動きがあるというふうに申し上げておりますが、一昨年来の話し合いの過程でも、またごく最近五つの青果、三つの水産関係者が集まりました段階でも、やはり中央卸市場を望むという声が非常に強いのでございます。

新潟におきましても、あるいは金沢におきましても、態本におきましても、中央卸市場をつくるにあたって、施設を、みずからは投資せずに、市が施設をしてもらって入るといふ点については、非常にまあ業界にとっていいのでございますが、やはり卸売人として、企業の合同がなされなきやならぬという点で、ほとんどネックになって、市場の入場者が漏れておる例などが幾つかあるわけでございますが、四日市の業界、やはり統合ということについては、いろいろ心配もありながら、何とか中央卸市場というかっこうをやってもらいたいという声も最近でもまだあるわけでございますが、先ほど加藤助役の説明されましたとおり、卸売り市場法の改正の動向並びに県との関係等、目下話し合いをいたしておりますので、それらの状況からいきまして、早急に中央卸売市場に踏み切るといふことは、なかなか県の考え方も明確になってまいりませんので、業界と、早急にまとめるとすれば、長野方式による団地化であるというところで、団地についていま焦点をしぼって進めておるといふ状況でございます。

以上、簡単でございますが、補足をさしていただきます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩をいたします。

午後三時五十八分休憩

午後四時十五分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大島君。

○大島武雄君 昨日に引き続いて質問を行なっているわけですが、私は二問を通告いたしております。

第一問の、小口金融対策につきましては、この議場におきましたたびたび質問をし、あるいは要望等も加えてまいったわけですが、なかなかその実現の運びがスムーズに進んでおりません。再度ここで質問を申し上げます。必ず実現できるように努力をしてもらいたいという考え方で質問を申し上げます。

この小口金融対策につきましては、経済の成長の反面、各家庭におきましては複雑な、いわゆる生活困窮者等も相当ふえてまいっております。あるいはまた、家庭の環境等も大幅に改善されて、いろんな電気器具あるいはその他の施設が、必要な条件が整うようになってまいりました。今日の日本の経済の成長に合わせて、やはり私たち国民が、ひとしくその恩恵をこうむれるような制度もつくられてまいっておりますが、さらにその中におきましても一歩二歩前進させるべき必要があるかと思ひまして、ここで質問を申し上げるわけでございます。

第一点につきましては、サラリーマン金融及び生活ポーターライン層の金融貸し付け制度の問題でございます。すてにご承知のように、各家庭の収入に合わせて税金も上がり、あるいは物価の上昇も見えておる今日でございますが、あるいはまた、交通機関の大幅な値上げもあり、非常に生活を営んでいくうえにおいては、困難な条件がそろってきておるわけでございます。こういう中で、たまたま不幸にして災害あるいはその他の問題によって必要な経費が生じる場合がたびたびあるわけでございますが、手持ちのない方も相当数いるように見受けられます。そういう場合に、せひ手近で、しかも急用が要する場合がございますので、三万円ないし五万円程度の貸し付け制度ができれば、最も好ましい姿であると、またそういうことが必要であると痛感しておるわけでございます。

ある家庭におきましては、夫婦ともに働きながら、なおかつ生活が苦しい。しかも、そのときに親の急病等もありまして、必要に迫られていく場合がございます。そういう場合、今日におきましては、以前の質屋を廃止いたしました現在の貸し付け制度ができておりますが、それは最高額五万円でありまして、大体普通三万円程度の貸し付けになっておるわけでございます。こういうことから、とうとう三万円ないし五万円ぐらいでは間に合わない。あるいはまた、その他の友人等から借りることができないという面も、たびたび私たちは相談を受けているのが実情でございます。

まあ、こういう場合に、やはり市が大きな一つの、市民の生活を営むうえの喜びの一つとしてこういう制度を設ける必要が今日あるのではないか、こういう考えでいるわけでございます。現在の制度の中に、まあ世帯更生資金というのもございます。こういう制度も利用できるわけでございますが、なかなか手続きの問題等も時間がかかりました。間に合うことが不可能な場合がたびたび生じているわけでございます。こういう点から、せひ事務的手続のスムーズにいく、しかも自治会長ないし、あるいは住民登録等の証明さえあれば貸し付けできるように、そういう制度が必要であろうと考えるわけでございます。

この点についての、市当局の考え方を答え願いたいと思ひます。

第二点目には、住宅建設資金の貸し付け制度の問題でございます。

ご承知のように、現在は国会におきまして、やはり国民感情をとらえての議会で発言されているものを聞きますと、一世帯一住宅という考え方が非常に強くなってまいりました。今日におきまして、アパートあるいは個人の住宅を借りて住まいが行なわれております。あるいは先回の住宅の申し込みにおきまして、相当緩和されたのが、申し込みの大半が当たるようなふうに進んできておりますけれども、何といひましても、やはり自分の家が、将来自分の子供あるいは孫の代までの一つの財産として残したいというのは、どこの家庭も同じであろうと考えるわけで

でございます。

こういうことから、非常に最近では企業あるいはその他の商店等、あるいはパート等の場合に、住宅の貸し付け制度をつくっておるわけでございますが、なかなか思うような額も、あるいはまた支払いにくいおきまして、給料等の関係もあってなかなか借りられないというようなこともしばしば耳にいたしております。こういうこともありまして、あるいはまた、国民金融公庫あるいは住宅金融公庫等もござりますが、手続上あるいはまたその他の問題において、非常に借りやすいという状態ではないわけでありまして、そこをこの市が先んじて、五十万円なりあるいは八十万円なり等の額を貸し付けることによって、その自分の住宅は建設できるというそういう四日市にはやはり在ることができるな、こういう制度が必要であろうと思っております。

この点についてのお考えをお尋ねしたいわけでございます。

第三点目には、結婚祝い金あるいは結婚資金貸し付け制度等についてでございます。

今日におきましても、やはりこういう制度も、企業あるいはその他のところにおきましても盛んに行なわれております。しかし、現在の給料では、とても自分の金をためたのでは結婚ができない。相当の費用がかかっているのが実情でございます。あるところでは、やはりその家風という封建制の思想の強いところ、あるいはこの市内の都心部のようなところ、種々ございます。こういう中でも、やはり一生に一度という記念あるこの式典が行なわれるわけでございますまして、これのときに、やはりできる限りのことをしたいという気持ちは全部あるわけでございますが、なかなか思うようにまいりません。したがって、この結婚の状況を見ましても、年間平均約二千二百件くらいになろうかと考えられますけれども、そういう方々に、やはり結婚の祝い金制度あるいは貸し付け金制度のことができておれば、やはり喜んで結婚もでき、あるいはまた、少し足りないところはそういう制度で補っていく、こういうことが

できるわけでございます。

今日、この結婚問題でいろいろ相談を受けているわけでございますが、この中でも、やはり、少し足りないけれどもぜひ貸してほしいという相談も何件か受けております。こういうことも制度が明確にされ、あるいはPR等もされておれば、もっともっと四日市に在する、そういうことができ得るのではないか。これは人口の増加の点から考えても、必要であろうと考えるわけでございます。

この点についてのお考えをお伺いしたい。

第四点目には、中小企業あるいは零細企業等、あるいは商店等における中小企業金融政策があるわけでございますが、その政策というのは、あるいは制度というのは、少なくとも一年間の事業の経過を報告しなければならぬという事になっております。したがって、そういう方々にはいいわけでございますが、これからそういう中小企業あるいは商店等の開店をしたいという場合に、なかなか貸してもらえない制度が少ないわけでございます。こういうことから、やはり中小企業育成の一つの対策として、こういう貸し付け制度を設ける必要があると、こういう考え方であります。

この点についてのお考えをお伺いしたいわけでございます。

次に、第二問目。乳幼児の健康管理対策についてでございます。

昨日の一般質問の中にも、老人福祉対策の問題が取り上げられておりました。そのときの市長の答弁の中に、今後は老人対策を真剣に考えねばならないというふうにお答えになっておられました。まことにそのことを聞いて、喜んで一人でございます。しかし、それに伴って、新生児の誕生が非常に少ないことは、また将来大きな問題となるであります。この問題は、政治力の貧困からの理由が最も大きいのではないかと考える一人でございます。もちろ

ん、社会の動向がそうさせているのでありましようが、国及び地方公共団体もっと福祉対策に全魂を傾注したならば、自然とその解決をし得る問題であると思うのでございます。したがって、私はこのような点を踏まえて、本市における乳児等の死亡率は全国平均よりも多いことから、もっと本市がその生命の尊厳あるいは健康管理等のための諸施策の不足から生じていると考えるものがあるわけでございます。その裏づけといたしましては、若干古い資料で残念でございますが、その資料を読み上げますので、そのうえに立って市当局の考え方をお伺いしたいわけでございます。

まず、昭和三十五年度におきまして、本市に出生児数が三千七百八十四名おります。一歳未満の死亡者が百二十三名、これは出生児数に対して三・二%に当たります。死産胎児数が四百二名、これは出生児数に対して一〇・六%に当たっております。三十六年度におきましては、出生児数が四千八名、一歳未満の死亡者が百八名で二・六%、死産胎児数が四百二十三名で一〇・五%、このようになってまいりまして、昭和四十四年度におきましては、五千三百六十六名の出生児で、一歳未満の死亡者が七十五名、一・四%、それから死産胎児数が四百六十一名で八・六%になっておるのが現状でございます。

この実態は、戸籍の届け出あるいは住民登録の中から在住する人の資料であるそうでございます。したがって、そのパーセントと死亡率を图表で一応示してみたのがこれでございます。この青い線は十分の一に一応したわけでございますが、この実態は全国平均から見ますと、昭和四十三年度におきましては、四日市が約一七%の死亡率を示しております。それから、全国平均が約一四・五%の乳児の死亡率を示しておりますのでございます。確かに全国的に死亡率が低下いたしましたが、なお四日市市の場合は非常に高率な死亡者を出しておるのが現状でございます。その中でも、昭和三十六年から四十年の間の合計を見ますと、全国平均が二三・二%、非常に高い率でございます。三重県が

二四%、四日市市が二五・四%という比率でございます。こういうことから考えまして、あるいはまた新生児の死亡率を見ましても、全国平均が昭和四十一年度で一二%、三重県が一三・一%、四日市市が一五%という数字が出ておるのでございます。こういう一例のことから考えまして、非常にこれは公害によって健康が阻害されているものであると、こういうような判断が私はしたわけでございます。

さらに、胎児の死亡率が非常に他の都市から比べて多いということも、これはやはり母体にいろいろな問題はあるでしょう、あるいは中絶の問題、あるいは死亡の問題、いろいろあると考えられますが、非常に全国平均より高い率を示しているということについて、私はこの公害に非常に関係があるという判断をいたしておるのでございます。なお、特にこの状況を見ますと、やはり最もひどい時期に、やはり多くの死亡者が出ておるのが実情でございます。こういうこのデータから見まして、この母体においても、あるいはまた乳幼児におきましても、健康を保つためにあらゆる努力と勇気が最も大切であると考えるわけでございます。

私は、この実態から考えられる問題として、親子の因果関係及び遺伝的な問題、種々考えられるのでございますがそこで第一点のお伺いしたいことは、先ほども申し上げましたように、何と云っても公害と密接な関係があると考え何とかして公害を撲滅する以外にこの解決の方法は見出せないものであると、このように考えているのでございます。しかし、この公害といっても、やはり今日におきます食品公害、あるいは薬品、農薬等、多種多様な公害があるわけでございますが、やはりそれは全国的にもあるわけでありまして、特に四日市がそういう高い率を示しているというところは、やはり最も大気汚染によるものが大であろうと、このように考えているのでございます。

この点についての市長のお考えをお伺いしたいのでございます。あるいは衛生部長、あるいは病院事務長のお考えをお伺いしたいわけでございます。

第二点目には、先ほど申し上げましたデータに基づいての資料の考えから、何とかして全国平均の以下の状態まで持っていくためには、どんな方針があるいは施策が必要であるか、そういう点についてのお考えをお伺いしたいのでございます。

以上。

○議長(山中忠一君) 市長。

〔市長(九鬼喜久男君)登壇〕

○市長(九鬼喜久男君) ただいまの質問にお答えをいたします。

小口金融の問題でございますが、昨年、質屋というものが非常に時代の金融形式といたしましては利用されない傾向にあるということから、これを廃止させていただきました。そのかわり、一般庶民金融といたしまして、小口金融というものをこしらえたわけでございますが、これは現在百五十五件、五十五万六千円の利用者がございます。この庶民金融というものの考え方によっていろいろ考えることができると思いますが、この地方自治体が直接金融するといふようなことは、非常にむずかしい問題であろうというように考えられます。したがって、いずれも銀行に預託するとか、あるいは諸団体におまかせするというような形になっておりますけれども、現在のこの高度成長下の社会にあっては、いずれも社会等におきまして共済組合というものがございまして、また生活扶助資金といたしましては、各種の小口金融というようなものがあるわけでございまして、ことに法によるところの世帯更生資金というようなものがありまして、生活資金、住宅資金等、いろいろの金融が行なわれとるわけでございます。したがって、この小口金融の問題を踏んまえて、これを分析いたしましたして、今後これの活用あるいは拡大等については検討させていただきますように考えております。

結婚祝い金、結婚貸し付け資金等の問題でございますが、やはりこれも小口金融対策として考えていくべきであると思っておりますし、そのほかに世帯更生資金、あるいはその他の共済組合等によるところのいろいろな機関がございまして、特にこういうものをつくらなければならぬかどうかにつきましましては、まだ疑問を持っております。したがって、こういう問題もやっぱり、小口金融の一般的な希望条件というようなものをやはり調査をいたしまして判断すべきであると、さように思います。

中小企業向けの金融制度でございますが、現在小規模事業資金というものがございまして、これは去る昭和四十四年に五十万円というワックを七十万円にアップいたしましたことについては、ご承知のとおりでございます。これは四十五年七月現在で、百八十七件、七千九百万円の利用状況でございますが、まだ余裕がございまして、

またそのほか、公害等を含めた環境改善資金というものが二千六百万円、これは四十五年八月の実績でございます。これらにつきましても、まだ余裕額が四千万円ぐらい残っておるといふような状況でございます。この小規模事業資金等につきましても、いろいろその制約がございまして、金というものはただでくれてやるということにはなかなかまいりませんので、やはりいろいろの制限がつくのはやむを得ないのではないかと、いふように考えますが、今後こういうような福祉金融行政というもののあり方というものにつきましましては十分研究をしていきたいと、さように考えております。

乳幼児の健康管理等につきましては、衛生部長からお答えをさしていただきたいと思っております。

ほか、小口金融で補足の点がありましたら、厚生部からお答えをさしていただきたいと思っております。

○議長(山中忠一君) 衛生部長。

〔衛生部長(中山英郎君)登壇〕

○衛生部長(中山英郎君) 乳幼児の健康管理という問題で、数的に少し資料が古いがという前置きで、いまコピー

いさしてもらいましたが、私の手元にある資料も、やはり保健所の保健婦長のデータがあるわけでございますが、私の手元にある資料も四十一年程度のもので、また医師会のほうの調べにつきましても、全国平均その他については、大体実質三年ぐらいのあとのものの統計でございますので、この統計の解説ということは、一応解説的なことはやめますが、概して申しまして、いままです確認されておることは、乳幼児の死亡率がだんだん低下しておるといふことは全国平均でも四日市でも当てはまることでございます。先ほどは三十五年程度を言われたわけでございますが、昭和少し十五年前を振り返りますと、統計では、四日市では千人について四十人の死亡率があったわけでございますが、四十一年程度では千人について二十一人というふうに半減しとると、これが四日市の現状でございます。また全国平均につきましても、三十年度が四十人程度が半分減ったと。実数で申しますと、三十九・八が十九・三というふうに減って、三重県はちょうど四日市と全国平均の、県全体では中間値だということは、十五年なり十年なりの長期展望に立つても、同じような線が現況にあらわれとるといふふうに考えます。

これらの原因につきましては、単なる疾病の問題でなしに、栄養、環境といろいろあると思いますが、特に当地の問題につきま点は、公害との関係がどうかということでございます。これにつきましても、保健婦のデータ、あるいは医師会における、窓口におけるデータというのが、大昭和二十二、三年度のものがございますけれども、いずれも数字は平均よりも少し高いというような表現であります。新生児に対してはさらに検討する事項が多いということで、断定的な結論が出されていないというような現状でございますが、いろいろ保健婦、私の調査、あるいは四日市保健所では公害患者の、認定患者の追跡調査も委託しておりますので、その懇談会、協議会の席上で断片的に話し合ひことは、乳児検診を強化すること、まあ栄養の問題もありますが、乳児検診を強化するというところで意見は一致してあります。で、現在は三歳児検診が四日市で、保健所で実施されてますが、大体九〇何%で、非常にこの検診率がよ

ろしいということ、これは喜ばしい傾向だと思ひます。

で、具体的にその健康保持のための問題について、いろいろ死亡率なりそれから病別の患者統計を見ても、非常に矛盾した点が非常に多いということで、行政の立場では、この場ではさらに検討すべきことが、公害との関係とその対策については検討すべきことが多いという返事だけしか申し上げられないことが非常に残念でございますが、乳幼児の問題は、社会世相なり環境ということでは全国的の問題でございますが、われわれといたしましては、この公害との関係、特に大気汚染、水はあまり心配しておりませんが、大気汚染との関係についても、さらに突っ込んだ疫学調査なり臨床的な検討を進めて、保健所の私の助言なり、または医師会、医療専門の機関のご指導を得てよりよい環境なりよりよい医療と、よりよい保健対策というものを打ち立てたいと、漸進的に考えたいということで終わりたいと思ひます。

○議長（山中忠一君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 補足をさせていただきます。

ご指摘のありました災害のときの資金でございますが、さきに市長からご説明申し上げました世帯更生資金の中で災害援護資金というのがございまして、これは限度額は十五万円までを一年以内の据え置きで六年以内に償還していただくということで設けてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、こういう制度につきまして、若干市民の皆さんにPRが不足しておるのではなからうかと思ひますので、そういうふうなことで、厚生部あるいは民生課、じきにお見えになってご相談いただくようにお伝え願えればと思ひます。

○議長（山中忠一君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 第一問の問題につきましては、あまりの熱意のない答弁でございました。特にやはり先ほど厚生部長が申されましたが、こちらへ来てくれればお伝えするというところでございますけれども、もう少しやはり、その私たちが、あるいはまた近くの民生委員等に相談に行くにも、非常に困難をきわめてるような方々もたびたび相談を受けるわけでございます。こういう面から、四日市の広報なりあるいはその他のチラシなどを配布して、こういう制度があるということをやはり認識しておく必要がある、このように私は思うわけでございます。そういう意味からPR等の話も出したわけでございますが、できればこういう一つの制度があるということをもパンフレット等に一冊に各担当があるいは部で掌握いたしましたして、そして各家庭へ配布できれば幸いであると考え次第でございます。

種々お答えいただきましたが、第四点目の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、現在営業等を行なっている方のための資金があるわけであります。これから新たにそういう営業あるいは商店等を開設する、開始する場合の人のための制度をつくってほしいということで質問したわけでございます。質問のしかたが悪いのか、あるいは答弁のほうがじゃうずだったのかわかりませんが、この点についても一度お伺いをいたしたいのでございます。

市長からは、先ほど申し上げましたデータを読み上げまして、公害に關係あるかないかということについてお伺いしたわけでございますが、明快な回答がございません。非常にこの健康を保っていくうえにおいては、何といってもやはりこの公害問題が四日市市の全体といたしましては大きな問題であるわけでございまして、ある中学校の二年生の女性の方が、このように「現代の子供」という本の中で書いております。それを若干読みますと、「ところで公害

は間接的だから、私自身の気持ちにも影響してきました。それは母の心からです。母は公害の強い日になると、よく頭が痛くなったり、からだがだるくなったりします。そうすると私に、肩をもんで、腰をもんでなどと頼みます。私も公害のにおいは好きではありません」こういう表現をいたしております。これは非常に健康を阻害しているという考え方から出ております。もう一人は、やはり小学校の五年生の女性の生徒でございますが、「東京の大学へ行っている兄が休日帰ると、一週間もたないうちにくしゃみを出し、のどが痛いという。そのうちにせきが出てくる。私は、きっとこれは公害のせいだと思ふ。母はいつものどが痛いと言っている。父は、いやなおいがないために、頭が痛いと言っている。私は公害マスクをするけれども、おとなは仕事にまぎれマスクをするひまがないためだからだをこわすのだ」、こういう作文を書いているのでございます。こういうこと、さらに私は、公害に非常に關係があるという考え方の裏づけといたしまして、先ほどのデータをも少し今度は具体的にしていきたいと思いますのでございます。

まず、新生児の死亡率のことから申し上げます。

先ほど申し上げました全国平均が、四十一年度におきましては一二％、県が一三・一％、四日市は一五・〇、塩浜地区及び日永地区におきましては一七・三％ということでございます。それから橋北あるいは海蔵等、共同地区、納屋、中央など含めて一八・三％という高率になっているのでございます。

さらには、新生児におきまして先天性奇形児というのがございますが、この資料を見ますと、昭和三十六年から四十年の資料でございますが、合計いたしました三重県が五・一、四日市が八・八％、さらに塩浜及び日永の地区におきましては一三・六％という数字が出ておるわけでございます。あるいは、先ほど申し上げました橋北あるいは納屋、港關係のところ、地区の關係が一・一・一％と、いずれも驚異的な数字が出ておるわけでございます。

なお、未熟児の栄養失調症におきましても、三重県では一・一、四日市市が一・六、それから塩浜及び日永地区が一・五、それから次の、先ほど申し上げた地区が二・五という比率になっておるわけでございます。

こういうことから考えまして、非常に公害と関係が深いということを、私は心からとれないのでございまして、さらに乳児と新生児のいわゆる死亡、これは特に先天性奇形児ということでございます。これは三重県が、昭和三十六年から四十年の合計でございますが、六・六、四日市市が平均が七・一、特に塩浜、日永の地区が一〇%、それからその他の地区が八・二という比率でございます。新生児の場合は、三重県が五・一、四日市市が八・八、塩浜、日永地区が一三・六、それからその、先ほど申し上げました第二の方面の地区が一・二という比率になっておるのでございます。これをさらに月別に申し上げますと、昭和三十六年におきましては、県の平均が四・七、四日市市が低くて三・四でございます。昭和三十七年におきましては、県の平均が四・九、四日市市が一・四と、非常に高率になってまいります。さらに三十八年におきましては、県の平均が六・四、四日市市が一二・七、約倍に近い数字になってまいります。三十九年度におきましては、県が六・二、市が一〇・〇と、このように四十年あたりからは低くなっておりますが、四十年度におきましては、県が三・四、市が四・八ということになっております。まあこういうこと、さらには未熟児におきましても、やはり四日市市の場合が非常に三重県の平均よりも多いわけでございます。それからさらに三重郡と四日市市の場合でございますが、これもいずれも三十六年から四十年の合計で申し上げます。それから未熟児が、三重郡が一六・〇、四日市市が一九・七という比率でございます。さらにその中で、塩浜及び日永地区が一九・六という高率を示しております。それから、原因不明の胎児死亡の場合が、三重郡の平均が一〇・六、四日市市が一三・五、さらに塩浜及び日永方面が一五・五という比率が出ておるわけでございます。

こういうことから考えまして、やはり何といたしてもこういう乳児あるいは幼児等におきますこの死亡率、これは非

常に、健康管理のうえで最も大事だと思っておりますので質問しておるわけでございますが、さらに新生児の固有の疾患、性質不明の未熟児が、三重県でいきますと三九・一、四日市市が三八・八になっております。さらに塩浜あるいは日永地区が四五・一という数字が出ておるわけであります。

こういう状況から判断いたしましたして、やはり公害によって、この大気汚染等によって、この健康がすぐれない、あるいはまた健康を保っていただくだけの力が出てこないというような感じを与えておるわけでございます。したがって、こういうデータから考え、さらに四日市市が出しました公害認定患者の資料、八月三十一日現在でございますが、何といたしましても塩浜地区が非常に多い、磯津を含めて。それから日永地区も非常に多いようになっております。

さらに、ゼロ歳から考えましても、非常に多いわけでございます。こういうことから考えまして、特に小学校の一年生あるいは二年生、三年生ごろまでは、非常に塩浜小学校、三浜小学校が多いパーセントになっております。こういうことから、どうしても健康を保っていくうえにおいて、それぞれの施設やあるいは政策が必要なのでございます。いまデータ申し上げましたが、このような実態からしても、公害にいわゆる関係がないと仰せなのかどうかをお伺いしたいわけでございます。

したがって、それらの解決の方法として考えられますことは、もちろん発生源の対策、あるいは栄養の問題、それからそれ以外の問題もあると思えますが、やはり何といたしても環境衛生の抜本的な対策が急務であろうと。あるいはこういう実態調査をやはり行なっていくために、しかも早くそういう対策を講じるうえにも、やはり保健婦等の大幅な増員が必要であると、あるいはそれにかかわるべく関係調査できる方々を採用し、この公害にあわせて、全国より乳児等の死亡率の多いという汚名までもとどろかせないためにも、ぜひ必要な処置であらうと思っております。

さらに三つ目には、健康増進のための諸施設及びそのための教育、栄養の教育なども考えられます。それから病院

の現況から考え、やはり医師の不足の点からこういうものは生じているかもしれない。したがって、この医師の確保についても、やはり市の市民病院といたしまして、こういう行政の中で、実際そういう死亡率、あるいは乳児の医師の不足から生じるものかどうかわかりませんが、何らかの形で医師の確保をして、一日も早くそういう対策ができれば、もっともっとその死亡率も下がるのではないかと考えるものでございます。

このようなことから、どうしても四日市の場合は、健康管理を特に増進するための、やはり市として、私は、四日市市が市の宣言としてですね、健康管理をしていくための都市宣言をすべきであり、あるいは公害撲滅のですね、都市宣言をすべきであると、こういうような考えも持っているわけでございます。

したがって、いま申し上げましたそれぞれの施設、政策、あるいはそういう関係調査の職員の増員等をどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） 新規開業資金の制度についての考え方を指摘ございましたので、若干金融関係につきまして申し上げまして、ご理解をいただきたいと思います。

戦後、地方自治制度というものはっきりしてまいりまして、住民からの地方自治体に対する要請その他もたいへん大きくなってまいり、戦後の特に社会経済の混乱の中で、地方自治体がいろんな金融制度をやってきておいたのは事実でございます。国として、特に大蔵省あたりから、国家的な金融体系をやはり整備確立するために、地方自治体が行なっているいろんな金融制度を、やはり整理統合すべきであるという考え方が出てまいりまして、現在市町村等で行なっているのは、最小限の形になっております。昨年あたりでしたか、この議会の決算委員会でも、金融につい

ては金融機関にまかせろというご意見もございました。国は、民間の金融機関以外に、国民の生活のため、あるいは企業のためにいろんな金融制度を用意しておいて、地方自治体が行なうことをできるだけ少なくするような行政指導は行なわれております。

したがって、ただいまの新規開業資金というふうなものについては、国民金融公庫がその制度を持っておりまして、市でございまして、市の金融手引きにも入れまして、国民金融公庫のそういうった利用については、商工課で用紙もそろえてあっせんをいたしております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいま、まことに詳細な数字をあげてご説明を伺ったわけでございますが、私といたしましては、そのような数字につきましては詳しい知識はございませんので、今後十分そういう数字のあとづけもしてその対策をやはり講じていかなきゃならない問題であると、さように考えております。

まず第一に、乳幼児の衛生管理のやっぱり強化ということが大切なことじゃないかというふうに思います。そのためには、市はもちろん、保健所、病院、医師会等のやはり共同的努力がなければならぬと、さように思っております。まあ四日市市立病院で乳幼児の検診を実施いたしておりますが、週一回でございますけれども、これは大体一日に六十人から百六十人の検診の受診者があります。こういうような機会にも、そういう努力をしていかなければならぬと思っております。

特に、このために、都市宣言をするという考えは持っておりません。やはり都市宣言を、まあ交通、よく交通都市

直言というよりなことをやっておりますが、実質、やはり仕事の内容ということが、やはり問題になるわけでございますので、それだけやはり、ただいまあげられたような数字の分析あるいはあとづけというようなことが必要なんじゃないかと思えます。もとより、こういうような数字を十分に分析した結果、諸対策を講じていくべきであると思えます。その結果、当然職員が増員される必要があるということならば、やはり増員していかなければならない問題であると思えますが、こういう数字の十分な検討をさせていただいたうえで、いろいろの対策を強化をしていきたいとさように考えております。

○議長（山中忠一君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 いま、お答えをいただきましたが、特にしほっておきたい問題がございます。

いま、市長からの説明では、乳幼児のための環境衛生を考えていく必要があると。できる限りこういう体制を整えそして抜本的な対策を進めてほしいと願うものでございます。

ただ、前回にもこの議場において伊藤信一議員が、この、やはり四日市市立幼稚園におきまして、公害ののために鼻血が出たということがここで、議場で話が出ました。さらにこの議場におきましては、先ほどもあるいは昨日からも毎回のように公害問題がここで取り上げられているわけでございますが、やはり何といたしまして、考えていく過程としましては、発生源の対策の強力にやること。それに合わせて、やはり行政としてできる限りの設備、あるいは行政上の指導等があるわけでございます。こういうこともあわせて、なるほど四日市がきれいな空になりこの前もテレビで月の話が出ておりましたが、そういうような表現が、いわゆる報道関係にもなくなるように、やはり全力をあげてこの公害対策に力を入れるべきであると考えております。

したがって、さらにもう一点だけお尋ねしておきたいことがございますが、たしか六月の議会だと記憶しておりますが、九月の議会ごろまでには福祉総合計画ができるというようになことを聞いております。こういう中で、やはりこの乳児、あるいはこういう健康管理等の問題が検討されているかどうかという点についてお伺いをしたいのでございます。

きのうも児童手当の問題、あるいは交通遺児の問題等も話が出ておりましたが、そういうものも含めて福祉総合計画を樹立したいんだということも聞いておりますので、その点の検討がどうであったかということをお伺いしておきたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） お答えをいたします。

九月の議会までに福祉総合計画ができるんだということのお聞き及びだそうですが、そんなことを言うた覚えはございません。ただ申し上げたのはですね、本市の総合計画というのを市長が三月議会に提唱しておりますので、それに基づき検討をなしておりますということを申し上げたことが記憶がございますので、よろしくご承知おき願いたいと思えます。

したがって、乳児の問題、こういった問題については、それぞれの所管のところでは、それぞれの所管するところの問題は、私のところで現在検討中であるということですが、

○議長（山中忠一君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 先ほども申し上げましたが、何といっても、やはりこういう死亡率の高い、あるいはその他の栄養失調の問題、未熟児の問題等がたくさん掲げられておるわけでございますが、この問題で、この四日市市立病院等におきましても、やはり医師が充足しているかどうか、こういう点が疑われるわけでございます。この病院ごとのデータがわかりませんので、ここで申し上げるわけにはまいりませんけれども、やはり病院なら病院として、市民に喜んでこたえられるような、そういう医師の確保も必要であり、またそういう専門の、乳児幼児等の専門ですね、医師も完全に充足していくという前向きな姿勢で、この、先ほど市長がお答えになりましたこの乳児幼児等の環境衛生の問題から、抜本的にこの健康管理という面からも考えて、公害の防止にも非常に関連があるということで私は質問したわけでございますが、まあ検討するということでございます。私も疫学的にもあるいは臨床的にも具体的にわかりませんが、非常にそういうデータから、公害地域にはいろんなことで死亡率もあるいは奇形児等も未熟児も多いということをお願いしてありますので、そういう点も踏まえて、今後の対策を強力に樹立していただきたい。これを要望いたしましたして終わります。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩をいたします。

午後五時十五分休憩

午後五時二十六分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂上君。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 本日のしんがりの質問に立ちまして、通告の順序に従いましてお尋ね申し上げたいと思います。

まず第一に、本市の財政上の推移についてをお尋ねいたします。

わが国の産業経済の高度の成長によりまして、本市の産業経済も大いに伸展し、その影響を受けて、本市の財政収入もだんだんと増加しつつあるのでございます。今回の補正予算の財源を拝見いたしますと、七億五千万円の財源に対して、その半分の三億七千万円余が繰越金をもって充当されておるのでございます。

そこで、三月議会の四十四年度の最終補正予算において、税収入は四十七億を計上しておったのでありますが、四十四年度の決算における市税の収入がどれくらいの金額に達しておるか、お伺いするわけでございます。

次に、本年度は、年度半ばでございしますが、四十四年度の市税の伸長率から類推いたしまして、本年度の最終の税収入をどれくらいに見積もっておられますか、ひとつご回答を願いたいのでございます。

次に、人件費関係についてお尋ねします。

本年度の公務員給与について、人事院勧告は一二・六七％というベースアップになっております。本市においても職員の給与ベースアップの補正予算が、後ほど編成されることと思いますが、ベースアップによる本年度の給与総額はどれくらいになるか、また人件費の本年度の総額がどれくらいになるかをお示し願いたいのでございます。

第二番。都市計画実施上の問題点について、その第一として市街化区域の開発についてお尋ねいたします。

この問題につきましては、昨日来、また今朝、日沖議員の質問とある程度重複する点もございしますが、観点をかえまして、視角を変えましていろいろとお尋ねをしたいと思っております。

昨年度から新都市計画の線引きにつきましては、市、県の審議会においてたびたび審議せられ、その答申案が今回建設大臣の認可を経て、去る八月三十一日をもって新都市計画の区域決定の告示があり、ついで九月四日には、用途

指定地域の区域決定の告示があったのでございます。この新都市計画法がいよいよ実施せられることになりましたれば本市の産業経済の発展上、あるいは都市対策あるいは農業政策等、面的的に多方面に影響するところがありまして、市民にとりましても、利害関係が相当深いものがあるのでございます。

そこで、以下順にいろいろとお尋ねをする次第でございませぬ。

まず第一点として、都市計画に關するいろいろの資料ができておると思ひます。特に都市計画課におきましてつくられました新都市計画法の概要なるパンフレットを、われわれ議員にも早く配布を願ひたいのでございませぬ。私どもの知る範囲の資料と申しますと、広報四日市の八月号に「新しい町づくりの線引き正式にきまる」と題し、九月号には「きびしくなる建築や農地転用の規制」と題して連載されておりますが、その表現の方法が簡単であるので、市民も十分理解することができないと思ひるのでございませぬから、ぜひただいま申しましたような資料のご提出を願ひたい。なお、用途指定の図面の配布も私はお願ひしたのでございませぬが、その印刷費が今回の補正予算に計上されておるのでございませぬから、いまずくと申すことは無理でございませぬが、この用途指定の図面の印刷を、一日も早く印刷されて、そしてわれわれ議員に配布されんことを切に希望しませぬ。

そこで、本日は、告示されました用途地域の図面に基ついて、六つの用途地域の概要についてご説明をお願いしたいのでございませぬ。

第二点。市街化区域内における区画整理事業の計画実施についてでございます。

この点、午前中にもちょっと触れられたのでございませぬが、その回答が十分でございませぬので、重ねてお尋ね申しませぬ。

新都市計画法の主要なる目的は、市街化のスプロールを防ぐためであります。この目的を達するためには、何と申

しましても区画整理の実施が先決でございませぬ。そこで、区画整理が市営あるいは組合の団体管によってその事業が行なわれるやに承っておりますが、今回の用途指定の住居地域、住居専用地域の区画整理をどのような方法、順序でやろうというご計画、具体策があるか、この点についてお示しを願ひたい。

第三点。市街化区域のスプロール化の防止についてお伺ひしませぬ。

さきにも申しませぬように、新都市計画法の主目的は、市街のスプロール化防止が主体でございませぬ。ところが、相当広範囲にあるところの住宅区域、住宅専用地域の区画整理が、一時には実施できないことは明瞭であります。そこで、区画整理のできない地域のスプロール化の防止を、どういふような対策をもつてやるか。皆さんご案内のように新都市計画法の市街化区域におきましては、開発行為並びに住宅建築申請は、従来の許可制から届け出制となっております。その結果、市民は安易に考えまして、開発行為あるいは住宅建設の申請を続々とやるのではないかと予想されるのでございませぬ。そういうときに、その申請書の取り扱いを誤りますと、かえって市街化区域のスプロール化を促進するおそれがあるのでございませぬ。こういう点につきまして、どんな方法をもつてやろうとおられるか、具体的な案があるならば、お示しを願ひたいのでございませぬ。

第四点。市街化区域における税制につきましては、午前中の日沖議員の質問並びに理事者側の答弁で、私はこれを省略いたします。

第五点。市街化区域内の公共事業並びに農政についてをお尋ねいたします。

市街化区域内には、相当広範囲の農地が存在するのであります。したがって、この区域内の市道、農道の拡幅、あるいは河川、水路の改修等の公共事業は、従来どおり土木課、耕地課で分担し、その事業を施行するようになっておるのか、あるいはまた都市計画課、区画整理課の担当に移るものであるか、これについて理事者側の計画を承りたい

また市街化区域内では、都市政策にウェイトを置く関係上、多くの農地に対する農政が後退するおそれがあるのであります。しかし、市街化区域内にも農業を企業的に、集約的に、多角経営的にやる意欲的な優秀農家も多々あることと存じます。これらの農家に対する農業指導を、今後どのように実施しようとしておられるか、お尋ねいたします。

第二。市街化調整区域内の農政に関する事項についてお尋ねいたします。

今回の都市計画法によって、市街化区域と市街化調整区域との区別が決定された結果、この両地域において土地開発の問題、税制の問題、あるいは土地売買、住居権の問題、あるいはこれが、ひいては土地価格のうえに相当な開きを持つてくるのであります。またこの両地域の境界線が、河川または道路にそって設定されておりますればまだしもですが、地域によっては、わずか六十センチ足らずのあぜをもって両地域の境界線としてある地区があるのであります。こういうときに、土地所有者の農家に与える影響は非常に大でありまして、今後いろいろの問題がふくそうすることと申うのでございます。こういう立場から、農家を中心として、以下二、三お尋ねをいたします。

第一点。市街化調整区域内の農地転用許可基準についてお伺いします。

昨年十月二十二日付の農林事務次官の通達によると、農地の立地条件、集約等を考えて、甲種農地と乙種農地に分け、乙種農地を一種、二種、三種と分類するようにされております。このことは、広報四日市の九月号にも記載されておりますが、あの説明の状態では、農家に十分理解することが困難であります。そこで、甲種農地、乙種農地次に乙種農地の一種、二種、三種の概要について、具体的に本市に実例をとってご説明が願えるならば、ぜひお示しを願いたいのでございます。

次、第二点。市街化調整区域内の開発行為についてお伺いします。

新都市計画法の制定によりまして、市街化区域と調整区域とは都市政策、農業政策の両面からするいろいろの施策の展開にあたって、文書のうえでは合理的のように取り扱われる感がありますが、実際土地所有者の農業者の立場になりますと、そう簡単には割り切れないものがあると存するのであります。そこでですね、都市計画課が出しているパンフレットの内容と、前述の農林事務次官の通達の内容とを比較、研究しますると、開発行為の許可について農林次官の通達のほうが多少弾力性があるように感じます。その一例をあげますと、次官通達の中にですね、既存集落において宅地の集団に接続して住宅等を建設する場合、カッコして、その住宅等の敷地面積が、おおむね五百平方メートルをこえないものに限ると、ここに非常に幅のある一項が出ておるのでございます。こういう点につきましては、調整区域内におけるところの開発許可行為につきましては、次官通達の内容にウェイトを置いて取り扱われるのか、この点についてお尋ねいたします。

なお、農地転用の許可申請書は、農林課の農業委員会に提出し、開発行為の許可申請は、都市計画課へ提出するようになつておりますが、この農林課と都市計画課とは、密接な関係が必要であるのでございますが、こういう点についてどのような連携、調整を行なおうとしておられますか。こういう開発行為、あるいは開発行為の許可申請のやる立場に立って、ひとつご説明を願いたいのでございます。

次に、第三点。調整区域における農政についてでございますが、これも午前中の日沖議員の質問並びに答弁にある程度要約されておりますけれども、重ねてお尋ねいたします。

市街化調整区域内は、市街化を抑制し、農業を振興すべき地域となつておるのでございます。したがって、今後調整区域内において総合農政を実施することが、ますます重要性を帯んでくるのでございます。そこで、調整区域は、農業施策として農業振興地域整備法による農業振興の対象となる地域でございますが、本市において、調整区域において将来この法案をどのように活用しようとしておられるのか。また農業経営者の立場から、都市近郊農業対策事業

としてどんな構想をもっておられるかについてお尋ねいたします。

第四点。調整区域内の公共事業についてお伺いいたします。

この点は、市街化区域内でお尋ねいたしました趣旨と同一でございます。すなわち、調整区域内においての市道、農道の拡幅事業、あるいは河川、水路の改修事業等を、従来のごとく土木課、耕地課とで分担して、なお事業の施行をしようとするお考えであるかないかをお伺いします。

今日の時世では、地域住民は、従来のごとく、市道、農道の区別の観念はほとんど持っておりません。この区別のあるのは、市役所内における仕事の関係上、一種の惰性であるごとく感ぜられます。したがって、ただいまでは、市道、農道と区別する必要は全然ないと考えます。そこで、新都市計画法がいよいよ実施せられるにあたりまして、調整区域内の道路行政を一本化して道路の整備をはかることが、調整区域内の総合農政を促進する一端であると考えるのでございます。どのような見解をもっておられますか、お尋ねいたします。

以上、いろいろとお尋ねいたしましたのですが、この市街化区域と市街化調整区域に関する問題については、担当の部長から明快なご答弁をお願いいたします。その後におきまして、また市長にもお尋ねしたいと思っております。

次に、第三。南部丘陵公園計画の問題についてお尋ねします。

南部丘陵の開発構想は、皆さんご案内のように、故平田市長の発想であります。その後、この丘陵の西半分は住宅公団が笹川団地として開発し、残り東半分は、昭和三十九年都市計画法に基づいて公園計画が樹立されております。このことに関しまして、議員の皆さんが、たびたび南部丘陵公園の開発について質問もされ、またその促進についてたびたび意見を述べられたのでございます。市長はこれに対して、将来森林公園に開発したいという意思があるが、南部丘陵地帯の地形が何ぶんにも財務局の管理の土地と私の所有の土地とがやつでの葉のごとくふくそうしておっ

なかなか実現が困難であるという答弁で現在になっておるのでございます。しかし、この南部丘陵の開発の必要性もこれまた私が申し上げるまでもなく、南部石油コンビナートのよいこの場となり、また笹川団地に住宅がおいおい進むにつれて丘陵公園として開発することは、地域住民の心から願うところでございます。

そこで南部丘陵公園計画を今後どのような方法で開発しようとしておられるか、その具体的案がお持ちならばお示しを願いたい。もし万一、近い将来においても、従来同様に公園として開発のできない場合は、そのできない原因の理由についてご説明をお願い申し上げます。

以上、第一回の質問を申し上げました。その答弁において、第二回もまたお尋ねさしてもらいたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 第一問にお答えいたします。

昭和四十四年度の市税の決算見込みは、四十九億七千二百九十九万八千円の予定であります。四十五年度の税収見込みは、現在の時点におきましては、五十七億一千八百万円を見込んでおります。これは、このたびの補正予算で、大体五十二億一千七百万円を見っておりますので、差といたしましては、五億一千万の余裕があると思っております。

ベースアップの所要金額は、五月から実施すると仮定いたしますと、大体二億四千万円が必要であろうかと考えております。

人件費の総額は、特別職の報酬、退職手当等を含めまして、二十五億九千九百万円、この程度ではないかと考えられます。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 部長から明確な答弁をということ、都市計画の問題についてご質問がありました。かなり質問の内容が詳細に分かれておりますので、総合的な点についてだけ私からお答え申し上げます。なお部長のほうから詳細に補足をもらうことにしたいと思います。

一番最初に、都市計画の問題で、新都市計画の概要の説明書の配布、あるいは用途指定の地域の図面等の配布のご要望がございましたが、これは議員の皆さんにお配りするのがおくれておりまして、たいへん申しわけないと思存じます。できるだけ早急に配布をいたしたいと思います。

さて、用途地域の指定の概要でございますが、これは過日の都市計画審議会、たしか五月の二日だったと思えますけれども、あるいは記憶が違っておるかもしれません。におきまして、用途地域を市街化区域と調整区域の区分ができた段階において、用途地域の指定について市の都市計画審議会におはかりをして、市の都市計画審議会ではご決定をいただいておりますが、そしてこれが、県の段階でも最終的には決定をされたということでございますけれども、その指定の概要は、従来の指定につけ加えまして、新たに市街化区域として編成をされた地域についておおむね住居地域でございますが、北のほうから申し上げますと、保々から八郷、保々から萱生の方面にかけてこの辺り、会社に売ります住宅団地が開発をされつつあるということから、この辺を住居地域に入れたわけでございます。なお、吉田工業が誘致をされる予定地域については、これは工業地域として指定をいたしております。それから、さらに東へ下がります、八郷、大矢知の方面の市街化区域を、住居地域に指定をいたしております。なお、その北のほうにありますいわゆる金属工業団地を、住居地域に指定をいたしておりますが、これは工業地域に指定をいた

ております。さらはその北側の台地でございますが、これは県の住宅団地あるいは大遠冷蔵関係の住宅がございますので、住居地域に指定をいたしております。なお、富洲原の一部に、若干新たに川越との境において住居地域に指定をいたしております。そのほか三重地区、あるいはこの生桑の西側になりますが、市の開発公社が開発をしようといたしております地域、さらには南へ下がります、桜の県の開発公社の開発中の地域、あるいは川島方面の不動産会社が開発をしようとしております山一帯、それから四郷の笹川団地の辺、そういったところを住居地域に編入をいたしております。そうして、さらに常磐地区、日永地区において、新たに市街化区域に編入をいたしたところは、全部住居地域にいたしております。特に南のほうでは河原田あるいは河原田町の西、二十三号線沿いの一帯、こういったところは、やはり工業地域として開発をすべきであるということで、工業地域として指定をいたしております。

したがって、このうち、いま申し上げましたうち、公社、県の開発公社あるいは市の開発公社、あ、県の住宅供給公社でございます。失礼しました。それから市の開発公社、あるいは民間のデイベロッパによります団地等の形成が予定をされております地域については、住居専用地域に指定をいたしております。それから、吉田工業を誘致をいたします予定地域については、工業専用地域として指定をいたしております。

まあ、おおむね新たに加わりました用途地域の指定の概要は、ただいまさっと申し上げたとおりでございますが、なお、この用途地域につきましましては、建築基準法の改正に伴いまして、四十六年一月から新たに八つの地域に区分をしないことになっております。なお、その区域区分は、四十六年一月を基準にいたしまして、三年以内にやれということになっております。なお、その区域区分は、四十六年一月を基準にいたしまして、三年以内にやれということになっておるわけでございますけれども、県のほうの、あるいは建設省のほうの指導は、できるだけ早くやってくれと、こういうようなことになっておるわけでございます。この点については、先ほど改正になったばかりでござ

いますので、これから検討をして、その態勢を整えていきたいというふうに考えております。

なお、市街化区域の整備についてでございますが、これは日沖議員さんのご質問にお答えして、市長からお答えを申し上げましたとおり、市街化区域において、現在まだかなり耕地が残っており、市街化区域に編入をされたところは、でき得る限り組合施行による区画整理事業をやっていくのが一番よろしいかというふうに思っています。各地域に対してはそういうような指導をもって臨んでおりますが、ただいま中川原地区、それから羽津、垂坂、小杉桜等においては、すでにそういう動きがあらわれつつあるわけでございます。なお、この組合によります区画整理事業に対しては、ある一定の基準を設けて、その基準に適合しているものについては、国のほうからの助成があることになっております。すなわち、二十ヘクタール以上、十二メートル以上の道路を含む地域で、しかもその地域内の公共用地の敷地面積が二十五%をこえる、そういうものに対しては、区画整理事業の補助基本額に對して国は一分の一を助成するということになっております。そこで、これは国が先ごろそういう方針を決定したわけでございますけれども、現在県のほうに對しまして、国のそういう決定もあつたことであるので、県のほうとしても何らかの処置をとってほしいというようになことを申し入れし、県の計画課のほうで検討をしてもらつておる段階でございます。

そういうように、この市街化区域の整備そのものについて、まだまだこれから取り上げ、解決をしていかなければならない問題が多くあるわけでございますけれども、方針といたしましては、できる限り組合施行の区画整理事業をやっていただくと、こういうような方針で進めようとしておるわけでございます。

なお、それをどのような順序でやるかというようにご質問がございましたけれども、まだどこからという順序でやっていくかということについては、具体的に結論を得ておりません。なるほど、いま時分そういうことではという

ようなおしかりもあろうかと思ひますけれども、この市街化区域と調整区域の線引きにつきましては、たいへん急がされたというように関係もありまして、若干そういった面がおかれておるのは申しわけないと思ひますが、できるだけ早く計画を立案するようになりたい、かように考えておるわけでございます。

さらに、スプロール化を防止するため区画整理のできない地域というご説明がありましたけれども、なるほど端のほうに残つたわずかばかりの面積だけで区画整理をやろうと思つても、できない場合があるかもしれないというふうに考えております。そういったところに対して、あらかじめどういふ指導をするかということでございますけれども、できれば絵をかくのがよろしいようにも考えます。しかしながら、そういう絵をかくという事は、いろんな意味で誤解を生ずるおそれもありますし、なおかつ、かりにそういう絵をかけたにしても、そういう区域におきます〇・一ヘクタール以下の面積における開発行為を規制する強制力は何ものもございません。したがつて、これは建設基準法の適用によつて考えていかざるを得ないということでございます。しかし、いま市としてもできる限りの努力は払つて、できるだけスプロール化をしないように努力をいたしたいと、かように考えておるわけでございます。それから、公共事業と農政との関係でございますが、この市街化区域内にあります農地に對する農業政策というのは、本来の意味からいけば、市街化区域内の農地は、やはり市街化をしていくというところでございますので、そこに重点的に農業投資を行なうわけにはまいらないかと思ひます。ただし、現状を維持していくための投資は、これはやはり耕地課のほうで考えていかざるを得ないのではないかというふうに考えております。

なお、市道、農道の拡幅ということでございますけれども、市街化区域内における農道の拡幅ということは、ただいま申し上げましたような意味において、これは取り上げていくのがかえつておかしいのではないかというふうに考えております。したがつて、できるだけ市道にし、土木課のほうで考えていくべきだというふうに考えるわけでござ

います。ただし、これを一挙に完全な姿に持っていくということは、現在の予算等から考えまして、とやうてい不可能であろうかというふうに思っています。そういう意味におきまして、区画整理事業の推進をできるだけ多く行なっていくと、かように考えておるわけでございます。

それから、これも同じことでございますけれども、市街化区域内において意欲的な農家に対する農業指導ということとはございましたが、やはりこれは、当然調整区域内における農業振興ということをはかっていくべきであるというふうに考えております。したがって、非常に冷たい言い方をすれば、市街化区域内にあって農業をやりたいというふうにお考えの方がもしいらっしゃれば、それはできるだけ調整区域内のほうにおいて農業をやっていたくようにお願いをせざるを得ないんじゃないかと、かように考えておるわけでございます。(笑い) しかし、そうかといってそれは簡単にできることでもございませんので、この点は個々に十分お話し合いをさせていただきたい、かように考えております。

〔「早いとこやれよ」と呼ぶ者あり〕

調整区域内の農転の許可基準等については、これは産業部長のほうからお答えをさしていただきます。あるいは農業振興等についても、産業部長としての考えがよろうかと思っておりますので、産業部長のほうからお答えを申し上げますと存じます。(笑い)

ただし、この農政ということは、日沖議員のご質問に対して市長がお答え申し上げましたとおり、わが国の農業全体の方向というものがこんとんといたしております。したがって、どういうふうに振興していくかということとは非常に問題があるわけでございますけれども、やはり、できれば農振法の対象地域になるように編入してもらいうように考えてやっていくべきではないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。

非常にたくさんご質問がありましたので、落ちた点があるかと思っておりますけれども、(笑い)落ちましたところは各部長のほうからお答えを申し上げたいと思います。

○議長(山中忠一君) 産業部長。

〔産業部長(阿南輝彦君)登壇〕

○産業部長(阿南輝彦君) ほとんどの問題、助役がご答弁をされましたので、農地転用の基準について具体的な本市の実例をあげて説明をせよというご指摘でございますが、従来、この次官通達以前、やはり一種、二種、三種という農地の区別がございまして、従来的一种が大体甲に、それから従来の二種、三種が乙の一、二、三というふうになって、いろいろまあ説明がございしますが、これは従来でもそれでございましたが、あらかじめ一種、二種、三種を、あるいはこのたびの、あらかじめ甲、乙、一、二、三を示せということについては、非常にまあ困難な問題でございます。やはり農地転用の事件が起きた場合に、それをどういうふうに判定していくかと。具体的にはその時点で判定をしていかざるを得ないと。まあ広報等におきまして、きびしくなるというふうに申し上げておるのは、調整区域内の農地全般についてでございますが、甲種農地あるいは乙に近いものは、国の公共投資、農業基盤整備のための公共投資が行なわれつつあるか、あるいは計画されているか、あるいは過去に行なわれて、まだ農林中金特の融資の返済がなされていないか。まあそういうものが甲ないし乙の一あたりになっておまして、二、三あたりは、集落に非常に近いと、あるいは駅その他の、たとえば官公庁その他に近いところ、そういうものが乙の三ということでああその中間的な分け方が大体的概念的になされますが、今後事件が起きてまいりました場合に、それらを判定をして処理をしていかなければならないと考えております。

それから、調整区域内の農業の振興について農振法の問題がご指摘あり、また、いま加藤助役も触れておられまし

たが、目下策定中の総合計画の中に、今後の四日市の農業、といいますがと当然調整区域内の問題になってくるわけでございますが、農振法の適用、あるいは第二次構造改善事業の導入というふうな点を踏まえての、総合計画を立案中でございまして、さらに全体の調整の中から明確になってくるものと思っております。

以上で、お答えにさせていただきます。(笑)

○議長(山中忠一君) 市長。

〔市長(九鬼喜久男君)登壇〕

○市長(九鬼喜久男君) 南部丘陵公園の実施計画についてお答えを申し上げます。

南部丘陵公園と申ししても、大体二つに分けて考えておりまして、泊山公園三万七千坪につきましては実施計画がなされておるわけでございまして、これは遊歩道を入れたところの普通公園といたしまして、忠霊塔から南、海の星幼稚園の西部地域一帯、大正池を含んだ地域を実施計画に入れて、ここへ桜の木を植えるとか、そういうような遊歩公園にしようという計画を、ただいま実施中でございます。

その他の地域の南部丘陵一帯の二十六万坪につきましては、まあ自然公園として開発をしたいということでございますが、まだ実施計画まではいっておりません。計画決定の段階でございまして、ご指摘のように、また私が過去にお答え申し上げましたように、私の土地と国有地の入りまじったところでございまして、二十六万坪というより広い地域でございまして、近い将来これが買収できる見込みは、いまのところ立っておりませんが、できたら借り上げをするというように形で整備をしたらよいのではないかと判断をいたしております。この地域につきましては、場所によりましてはごみを捨てさせていただいて、そこを土壌で被覆したというふうな状態になっておる土地でございまして、将来計画といたしましては、借り上げて整備ができたらよいというふうな考え方をただい

まいたしておりますが、徐々に解決をしていかなければ、なかなか短期間には解決できない問題であると、さように考えております。

この二つの地域について、分けて考えておるといふ点につきまして、ご了解を賜わりたいと思っております。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長(山中忠一君) 土木部長。

〔土木部長(三輪喜代司君)登壇〕

○土木部長(三輪喜代司君) 加藤助役のほうから大体答弁がございましたので、私の補足するところは、調整区域内の公共事業の関係が残っておったと思っております。

それでございますが、これはやはり、調整区域内に、市街化調整区域内における公共事業につきましては、私ども土木部としての考え方は、やはり、たとえば道路の問題を取り上げました場合、集落と集落とを結んでおる道路、あるいは幹線道路、あるいはその他、その新設、改良、維持等々につきましては、従来どおり土木のほうで担当しなければならぬのではないかと、現にやっておりますのと変わりません。それで、舗装等におきましては、やはり同じような考え方をしております。それから道路は、やはり道路法にいう道路でございまして、ただ都市計画街路等々のいわゆる都市機能、市街化調整区域内におけるいわゆる都市機能の、何といいますか、をよくするための道路とかまあこういうものにつきましては、これは市街化調整区域内においては私のほうでやろうといたしましたが、これは補助その他で相当問題が残るといふふうに考えております。

それから、それともう一つ、加藤助役のほうでの答弁の中で、聞いておりました考えましたことは、この用途地域の問題でございます。

現在の用途地域と新しい建築基準法による用途地域が変わってまいります。これが、来年の一月一日からたしか施行されるといふふうに私聞いておるんでございますが、これに有効なこともございますので、現在の用途地域そのものを、新法に沿った線によってある程度の改定はしていかなければならないと思います。たとえば、住居専用地域というのが現在ございますが、これが第一種住居専用地域、第二種住居専用地域というふうなもの、それから商業地域というのがございますが、これが近隣商業地域、商業地域と、こういうふうに分かれてまいります。そういう新しい建築基準法に基づくところの用途地域というふうになってまいりますと、再検討をして、現在の用途地域そのものをある程度改定はしなければならないと、このように思います。

それから、大体以上で、あ、それからもう一つ、開発行為の問題でございますが、これは、そう言うとまた逃げ口上のように言われますけれども、知事権限でなされております。で、現在私のほうと土木事務所側の開発行為は、ご承知のように八月三十一日より開発行為の規制は効力が発生いたします。それで開発許可につきましては、ご承知のとおりでございますが、これの事務の取り扱い、県の施行規則によりまして、県土木事務所を經由して知事に進達すると。こういうことになっておりますが、市の都市計画とも関連が密接でございますので、市を經由すると、經由した以上、われわれとしては意見を付けるということでございますが、県の土木事務所もいま、卒直に申し上げまして陣容が整っておりません。開発パーロールを配置するとか、その他いろいろなことが言われておりますが、先般県土木と話し合いをいたしましたわけでございますけれども、陣容整っておりませんが、私どももいたしましたは、先般一度関係の部課長会議を開催させていただきました、市の態度を、現在どのような形で、どのような方法で県に対して意見をつけていくかということと検討を加えておるような次第でございます。

したがって、結論が出ましたならば、その線に沿って開発行為の許可については事務を進めたいと思っております。ただご心配の、いわゆる私も実は心配しておりますが、市街化区域内における千平米以内の、九百九十九平米のこれは、自由といふとちょっとおかしいんですが、農地の転用も届け出だといふふうに聞いております。なっておりますので、これをどのようにして規制を、スプロール化を防ぐかと。建築基準法しか、いまの法律はございません。ところが、ご承知のような現状で、たびたびここで私、おしかりを受けて、そのつど県の土木事務所には申し入れておるわけなのでございますが、やはりこれは、私の考えますのは、建築許可あるいは建築確認というものは、権限行政だと思えます。指導行政ももちろんでございますが、権限行政、いわゆる行政処分を行なうわけでございますから、したがって、市に現在の権限は持っておりません。ただ、いわゆるわれわれのところを經由してきておるのは卒直に申し上げまして、用途地域の中にこういう工場を建てる。たとえば住居地域の中へこういうものをやる、あるいは工業地域の中へこういうものをやる、あるいは街路にかかっておるかどうかと、この程度でございます。しかも件数が年間三千件をこえておると、非常に大きな件数になっております。それで、県土木としても、非常にこれは、私のほう強い要請をしております、まあ極端な申し方といたしましては、まあ私も、これは市長の権限でもございませんし、知事の責任に行なりべきだと。であるならば、この書類はもう市を經由せず、県の責任においてやってくれというところまで申し入れもしておりますが、まあしよということでございます。ところが私のほうも、ただ人員一人でございます。とうてい手が回らないというのが現実の姿でございます。

で、今度建築基準法が改正になりますと、二十五万以上の都市は、いわゆる行政庁として建築指導主事を置くこと、置なければいけないという義務づけがなされるわけですが、残念ながらうちは二十三万で、まだ二万足りない。したがって、そういう考え方からして、たびたび申し上げますが、私も、またきょうこの問題がここで、議場でご指摘を受けておりますので、県に対しても強く要請いたします。また、過去においても要請いたしております。先週の土

曜日にも、土木事務所長の間でこの問題話し合いをしたわけですけども、やはり同じような回答しか得られないというのが事実でございます。

それで、先般県の土木常任委員あるいは管理課長、土木部長等へもこの問題強く要請をしておきましたので、市だけでこれが解決できる問題じゃございません。市ができるのは、いま加藤助役から答弁がございましたように、区画整理を強力に推進していく以外に方法がないというのが、私のいま現在考えておる、頭の中にある卒直な考え方でございまして、非常に趣旨に沿わないので残念に思いますが、以上のとおりでございます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩をいたします。

午後六時二十五分休憩

午後七時六分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂上君。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 第一回の質問に対して、いろいろと第二回の質問を続けていきたいと思っております。

第一の、本市の財政事情につきましては、大体了承いたします。ただ私は、本年度の税収入の見込みは、まだまだもう少しあるという楽しみを持っておることにしておきます。

次に、新都市計画法の問題について、多面的にお尋ねしたのでございます。それは質問の中でも申し上げましたように、今後の市民生活に非常に関係が深いと思っております。いろいろお尋ねしたのでございますが、告示になっ

てから日が浅いので、理事者側の思想統一が十分にできていないのか、将来の計画について何ら定見がないのか知りませんが、加藤助役、並びに両部長の答弁を伺っております。理解できないところが多い。いわんや、市民は相当戸惑いをするのではないかと、いろいろな感があるのであります。そこで、これ以上いろいろと議論を進めていきますると、さらにあちこちといきさつが起るんじゃないかと思っておりますから、私はもうこれ以上追及いたしません。ただ、ご要望を申し上げます。

まず第一番には、どういうことかと申しますと、線引きの際には、われわれにもいろいろとご相談があった。懇談会を開き全協を開いてもとった。ところが、その後の行き方については、あまり取り上げておられない。ことに用途指定の問題については、ほとんど説明がなかったのであります。

そこで、市街化区域の住民の方々、調整区域の方々も、相当この問題に対しては注目しておるのでございますから理事者においていさ少し、今後どうやるかということについての思想統一をして、平易な方法をもって市民にPRをしてもらいたい。これを強くお願い申すんでございます。

ことに、区画整理の問題につきましても、二十ヘクタール以上のところについての計画がいろいろとお話がありました。それが、それ以下の小地域の開発になりますと、ほとんどまだ思想が固まっていないようでございます。こういう点につきましても、ひとつ十分関係各課でご検討なさいまして、でき得るならば調整区域の、行政区域に応じて、地主を集めて説明会をし、土地の取り扱いに関する、あるいは区画整理の将来の方法について、十分な説明をしてもらいたい。私は、この新都市計画法の全協をお願いしたときに、なぜ市街化区域の方々に説明会を開かぬのかというのを申し上げたんでございますが、その私の心配しとったところが、きよりは的中したのでございますから、ぜひこの点をお願いしたいことを頼んどきます。

スプロール化の防止についても、何らご定見もないようであります。きょうの説明のようでありましたら、私はこの市街化区域において、スプロール化が促進すること疑いなしと思っておりますのでございます。あとになってほぞをかむようなことがあってはいかぬのでございますから、どうかひとつ重ねて申し上げますが、広い範囲についての研究、方針等を十分市民にPRしてもらいたいことをお願いいたします。

そこで、市長にお尋ねしたいのでございます。

まず第一番、市街化区域、調整区域の公共事業の問題につきましてですね、従来いろいろの慣例がありますが、この新都市計画の実施を機会にですね、機構改革なり業務担当の内容の検討をやりになりました。両地域に住む住民がよくわかるように、公共事業はどこにお願いしたらどうなるんかということのよくわかるように、ひとつお示し願うような方法がないか。もう少し私は具体的に申し上げますと、加藤助役の答弁で、市街化区域における公共事業は大体土木課においてやる、耕地課のはやらないという、これは私は進歩でございます。しかし、河川あるいは排水路などの改修になりますと、下水道課と土木課との関係というような問題が起ってくるのでございます。だから、こういうところの権限といいますか、事務分掌といいますか、ひとつ十分ご検討になって、市民が安心して公共事業の問題について、話し合いなり、仕事のできるような方向にお進めを願いたい。

次に、調整区域においては、これは従来どおり土木課と耕地課の二本立てのように三輪部長からの説明でわかったのでございますが、これもですね、ひとつ十分ご検討になって、私は、勇断を持って、調整区域の公共事業は耕地課において担当せしめるといふくらいですね、思い切った改革案が出ればですね、調整区域内の農民も安心して、われわれの公共上の問題は、耕地課の窓口へ行けばええんだと、農業指導の問題は農林課に行けばよいんだというように、はっきりするような方向に打ち出してもらうような検討ができないものかを、ひとつお伺いする次第でございます。

ます。

次に、建築基準法の問題において、三輪部長は、これは県の権限事項であって、どうも最後まで監督指導は十分にできないというようなお話があったのでございます。それができなかったらこれまた従来とおんなじような状態になります。三輪部長の説明の中に、建築基準法の改正によって、二十五万以上の都市においては、建築主事を置いて、今後の開発工事の申請書の、あるいは建築基準法の申請の書類の審査に当たらせるように説明があったのでございますが、私の調査したところによりますと、本市のような二十三万の都市においても、市長が建築主事を置いて建築基準の円滑にやる、スプロール化を防止するためには、新しい改正法に従うほうがよいというような決意をされますれば、知事の了解、許可を得て建築主事が置かれるようになっておるように聞いております。こういう点についても、ひとつです。十分ご検討の上、市民本位の政策を執行するように私はお願いをし、それを期待するものであります。市長のご見解いかがお尋ねする次第でございます。

なお、ちょっと前後しましたが、産業部長にも一つお願いしておきたいのであります。農林事務次官の通牒の中に、甲種、乙種の農地、並びに乙種のうちの第一種、第二種、第三種の農地の説明があるのであります。ただいまの部長の説明では、十分でないのであります。この甲、乙二種の農地、乙の一、二、三種の農地の性格をよくご検討くださいまして、土地所有者である農民が、よくわかるような解説もぜひしていただきたいことをお願いしておきます。

次に、第三点の南部丘陵の公園でございます。泊山公園についての説明は、私もよく了解するのでございます。残る二十六万坪については、五里霧中で何も目当てがないようなお話でありましたが、これは少し問題があるのではないかと思っております。

市長もご承知のように、ここには約一億の先行投資が行なわれておりまして、もう十年以上も経過しておりますのでございます。公園計画法ができてからも数年を経過しておりますのでございます。どうしても市においてこれができるというふうな、いろいろの事情であるならばですね、何も市が単独でやる必要はありません。何かよい方法があるならば、そのよい方法をうまく活用されて、この二十六万坪の開発をおやりになるご意思はないか。その一つにですね、農林省の林野庁において、来年度の新しい事業として、自然林造成事業という新規事業が生まれようとしております。この森林造成事業は、活用するならばですね、四日市のような公害都市において、都市森林の造成のパイロット事業として仕事ができるのでございます。しかしあこの土地の所有権の問題に、多少疑義はあるようでございます。そういうように一歩進めてですね、この南部丘陵の開発をやるご意図はないか。さらにもっと端的に申すならば、ある種の大きな企業にですね、あこの開発を委託する、こういう方法もあるんじゃないか。そうして、あの二十六万坪、そこに民有地がありますが、これをうまく整理統合して、これを活用していくということは非常に大事であると思うのでございますが、この点について、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問に、お答えを申し上げます。

市街化区域、並びに調整区域の公共事業に伴うところの市の担当課の窓口につきましては、ご期待に沿うように努力をいたします。

新建築基準法の問題でございますが、私も、明年一月一日から施行せられるこれにつきましては、二十五万人以上の市は、市で独自で、その他の市においては、県において法を執行するというように承知をいたしておりますので、

今後なお研究をいたします。

南部公園の開発構想につきまして、自然林造成事業等のご提案がございました。何ぶん土地が国有地でございますので、そういうところにそういうことができるかどうか、あるいは事業が委託できるかどうかというふうなことにつきましては、ご提案の趣旨を対しまして、今後十分農林省等にも伺って、検討をさせます。

○議長（山中忠一君） 坂上君。

○坂上長十郎君 自席からお願いいたします。

いま、市長の答弁で、大体了解したのでございますが、建築の新しい基準法による建築主事のことについてはですね、いまだ一度県とよく折衝して、ぜひ市単独で、何らかの方法でお進め願いたいことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 本日はこの程度にとどめ、あの方方は明日にお願いすることにいたします。

明日は、午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後七時二十二分散会

昭和四十五年九月十九日

四日市市議定会定例会會議錄（第四号）

四日市市議會

○議事日程 第四号

昭和四十五年九月十九日(土) 午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第八一号 昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業

決算認定について……………質疑・委員会付託

第三 議案第八二号 昭和四十四年度四日市市水道事業会計決算

認定について……………"・"・"

第四 議案第八三号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算

(第二号)……………"・"・"

第五 議案第八四号 昭和四十五年度四日市市基金特別会計補正

予算(第一号)……………"・"・"

第六 議案第八五号 昭和四十五年度四日市市公共下水道特別会

計補正予算(第一号)……………"・"・"

第七 議案第八六号 昭和四十五年度四日市市水道事業会計第一

回補正予算……………"・"・"

第八 議案第八七号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員

の公務災害補償に関する条例の一部改正につ

いて……………"・"・"

第九	議案第八八号	四日市市税条例の一部改正について……………	質疑・	委員会付託
第一〇	議案第八九号	四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正について……………	”	”
第一一	議案第九〇号	四日市市斎場条例の制定について……………	”	”
第一二	議案第九一号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	”	”
第一三	議案第九二号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する事務の受託に関する協議について……………	”	”
第一四	議案第九三号	町及び字の区域並びに名称の変更について……………	”	”
第一五	議案第九四号	町及び字の区域の変更について……………	”	”
第一六	議案第九五号	字の区域の変更について……………	”	”
第一七	議案第九六号	市道路線の認定について……………	”	”
第一八	議案第九七号	市道路線の廃止について……………	”	”
第一九	議案第九八号	市道路線の一部廃止について……………	”	”
第二〇	議案第九九号	工事請負契約の締結について……………	”	”
第二一	議案第一〇〇号	工事請負契約の締結について……………	”	”
第二二	議案第一〇一号	工事請負契約の締結について……………	”	”

第二三	議案第一〇二号	工事請負契約の締結について……………	質疑・	委員会付託
第二四	議案第一〇三号	工事請負契約の締結について……………	”	”
第二五	議案第一〇四号	工事請負契約の締結について……………	”	”
第二六	議案第一〇五号	工事請負契約の締結について……………	”	”
第二七	議案第一〇六号	工事請負契約の締結について……………	”	”
第二八	議案第一〇七号	工事請負契約の締結について……………	”	”
第二九	議案第一〇八号	工事請負契約の締結について……………	”	”
第三〇	議案第一〇九号	工事請負契約の締結について……………	”	”

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

日程第二 議案第八一号 昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業

決算認定について…………… 質疑・委員会付託

日程第三 議案第八二号 昭和四十四年度四日市市水道事業会計決算

認定について…………… ”

日程第四 議案第八三号 昭和四十五年四日市市一般会計補正予算

(第二号)…………… ”

日程第五 議案第八四号 昭和四十五年四日市市基金特別会計補正

予算(第一号).....質疑・委員会付託

日程第六 議案第八五号 昭和四十五年度四日市市公共下水道特別会

計補正予算(第一号)....." "

日程第七 議案第八六号 昭和四十五年度四日市市水道事業会計第一

回補正予算....." "

日程第八 議案第八七号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員

公務災害補償に関する条例の一部改正につ
して....." "

して....." "

日程第九 議案第八八号 四日市市税条例の一部改正につ

日程第一〇 議案第八九号 四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞

納処分に関する条例等の一部改正につ

日程第一一 議案第九〇号 四日市市斎場条例の制定につ

日程第一二 議案第九一号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一

部改正につ

日程第一三 議案第九二号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害

補償に関する事務の受託に関する協議につ

して....." "

日程第一四 議案第九三号 町及び字の区域並びに名称の変更につ

して....." "

日程第一五 議案第九四号 町及び字の区域の変更につ

して.....質疑・委員会付託

日程第一六 議案第九五号 字の区域の変更につ

して....." "

日程第一七 議案第九六号 市道路線の認定につ

して....." "

日程第一八 議案第九七号 市道路線の廃止につ

して....." "

日程第一九 議案第九八号 市道路線の一部廃止につ

して....." "

日程第二〇 議案第九九号 工事請負契約の締結につ

して....." "

日程第二一 議案第一〇〇号 工事請負契約の締結につ

して....." "

日程第二二 議案第一〇一号 工事請負契約の締結につ

して....." "

日程第二三 議案第一〇二号 工事請負契約の締結につ

して....." "

日程第二四 議案第一〇三号 工事請負契約の締結につ

して....." "

日程第二五 議案第一〇四号 工事請負契約の締結につ

して....." "

日程第二六 議案第一〇五号 工事請負契約の締結につ

して....." "

日程第二七 議案第一〇六号 工事請負契約の締結につ

して....." "

日程第二八 議案第一〇七号 工事請負契約の締結につ

して....." "

日程第二九 議案第一〇八号 工事請負契約の締結につ

して....." "

日程第三〇 議案第一〇九号 工事請負契約の締結につ

して....." "

○出席議員（三十九名）

小 後 坂 志 高 辻 坪 豊 生 野 長 服 日 日 前 增 松 宮
 林 藤 上 積 橋 井 田 川 崎 川 谷 部 沖 比 川 山 島 田
 喜 藤 長 政 力 誠 妙 平 貞 鐸 昌 武 義 辰 英 良
 夫 郎 十 郎 一 三 二 子 稔 蔵 芳 元 弘 平 男 男 一 一 勇
 君

味 天 荒 伊 伊 伊 伊 岩 大 大 笠 加 川 喜 北 訓 小
 岡 春 木 藤 藤 藤 藤 田 島 谷 田 藤 村 野 村 多 林
 一 文 武 金 泰 太 信 久 武 喜 七 定 与 哲 也
 郎 雄 治 一 一 郎 一 雄 正 衛 男 深 等 市 男 夫
 君

消 防 長 富 山 光 三 君
消 防 次 長 金 田 妙 弘 君

代 表 監 査 委 員 森 新 八 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	鷲 野 正 和 君
次 長	森 正 太 郎 君
議 事 係 長	小 坂 靖 君
書 記	柴 田 静 良 君
書 記	板 崎 大 之 丞 君

午前十時一分開議

○議長（山中忠一君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、二十八名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第四号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願い申し上げます。

日程第一 一般質問

○議長（山中忠一君） 日程第一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

安垣君。

〔安垣 勇君登壇〕

○安垣 勇君 通告いたしました二問について、ご質問いたします。

第一、名阪国道建設に伴う諸問題であります。東名阪国道もいよいよ工事が進んできまして、あと半年あまりで全部完成いたしますのであります。最初からいろいろ地元からの要望も申しておりますが、いよいよ完成してからはあと問題が残るのでありますから、理事者におかれましても、地元の要望をよくご理解くださいまして、その貫徹を期していただきたいのであります。

その第一は、排水路の問題でありまして、さきの臨時議会の節にも申しましたように、名阪国道の西側においては排水が悪いため、ちよつとの雨にも湿気状態になって、農作物に大きく影響があらわれてきたのであります。現にことしはナシの発育状況が悪くて、非常な減収を来たと訴えております。また、先ほどの集中豪雨で床上浸水を見ました桜地区では、名阪工事以来、少しの雨でも排水の悪いために、そのたびごとたいへん迷惑をこうむっております。そこで、この際完全な排水の方法を講ずべきで、現に道路に所々排水溝をあけてもらっておりますが、その排水溝の下が完全に排水のできるようになっていかなかったら、ないも同然であります。あることよって、かえってそこへ水が集まってくるので、はなはだ迷惑をこうむっております。先日も市長さんにお願ひし、市長さんは、ほかにも例があるから検討するとおっしゃったのですが、その後市のほうではどのように処置をいただいているかお伺ひいたします。

中でも、特に問題の多いのは大池中学の付近の排水でありまして、以前からこの地点については、県道の排水と市道の排水、付近住宅の下水問題、大池中学の排水などが一緒になっております。きわめて複雑な条件にあり、これまでにもたびたびお願いしてきましたが、いまだにどうにもならぬのが現状であります。そこへ今度大きく名阪の側溝の排水が加わり、一そう複雑化してきたのでありまして、この際解決を見ておかないと、将来どうにもならぬことになるのであります。

そこで、名阪側に交渉いたしましたところ、名阪のほうでは、完全な工事をすると、するから市のほうでも幾ぶんの負担をしていただかなければというのであります。市の関係方面に話しましたら、直接市道の排水でないから土木では関係がないと言われ、下水課では、私のほうではどうにもならぬと言われ、教育委員会では、学校の排水なら私のほうでやりやりますと言って、どこも真剣になっていただけないのであります。こういうことが、市政の大きな盲点でありまして、各担当部門は忠実に、真剣に実施しておりますが、各課にまたがった事業になると、責任の所在がきわめてあいまいであり、なお、県は県道の側溝はやるが、横道まではどうにもならぬと言っております。こうなると困るのは市民でありまして、現に排水溝となっているのは、隣の田の持ち主が自分の土地に便宜上溝を掘っているもので、このような事情になりますと、「もう埋めてしまおう」と、こう言い出したのであります。名阪側は、当然名阪の排水も入れさせてもらうので、この際名阪のほうで完全な側溝をつくらと言っておりますので、ぜひとも、この際に幾ぶんの市の持ち出しを願って、完全な側溝をさせていただきたいと、永年の問題を一挙に解決していただきたいと思うのであります。市長さんのお考えはどうかとお伺いいたします。

その次は、名阪と交差する道路の問題であります。県道については完全な舗装もできて問題はありませんが、市道農道におきましては、どれもこれも穴だらけで、また水たまりが池のようになっておって、通行に困難しております。

もちろん、工事中でいたし方ないことはよくわかるのであります。一日も早く整備するよう交渉をしてほしいのであります。なお、市道については、市の責任において、早急に完全に整備をしていただきたいと思っております。

次に、進入道路であります。耕地を大きく横切られたので、中には自分の畑へ入るのに側溝があつて入れない、入る道がないという畑地ができてきたのであります。聞くところによると、側溝は大きくて橋をかけなければならぬ年々払わなければならぬと聞きましたが、そのようなことがあるのかどうか。おわかりでしたらお伺いしたいと思います。地主に迷惑のかからないように、最初にこの問題は解決しておかなければならないと思っております。

最後に、事故防止の対策であります。名阪国道竣工の暁において、いろいろな交通事故の起こることをいまから心配するものであります。ついでには、防犯灯あるいはカーブミラーの取りつけについてもぜひ一考を願いたいです。ありますが、これについて話し合っているかどうかお伺いいたします。

第二問は、近鉄高架と道路の問題であります。近鉄高架の問題については、しばしばこの現場で取り上げられ、久しく市民の期待しているところでありまして、本年度ようやく調査費がつき、中央でも来年度は調査の完了したものに ついて、事業費が組まれるとか、その段階になったということ聞き及んでおります。そこで、先日も特別委員会近鉄の本社へ訪問して、近鉄の副社長以下幹部の方々と懇談をいたしましたのであります。近鉄側の説明によりまして、来たる十一月中には一応調査を完了して、来年度の実施設計に取り組みたいといっておられ、たいへんに熱意のあるお話を承って喜んで帰ったのであります。

さて、この際私どもの受けた印象は、三滝川以南一・七キロメートルが主であつて、海蔵川以南二・五キロメートルであるといふことは、はなはだあいまいであつたので、委員会としては、市の要望はどこまでも海蔵川以南であ

るということをはっきりいたしてきたのであります。そこで、いよいよ高架化の説明を伺ったところ、海蔵川以南であっても、三滝川の鉄橋はそのままであることを知り、まずすぐに頭に浮んだことは湯の山線、土山線は県が河川敷を使って地下道式の道路をつけたので、よほど緩和されたのであります。北側田光線は、市が堤防を拡張して幾ぶんはよくなったが、相かわらず麻痺状態であり、非常な混雑ぶりであって、連続高架になったら何とかなるものと考えていました。期待はずれでした。この点については、きのう日沖議員の質問によって、三輪部長から詳細な説明があり、一応了承したのであります。三輪部長が、新三滝橋の架橋によって解決されるやのお話に受け取ったのであります。これには同意できないのであります。何としても、田光線の解決のためには、部長も言っておられるように、橋北、末永地区の都市計画を実施せられて、せめてもお話のように六間道路を西へ延長して、四敦道路、すなわち四日市関ヶ原線と連絡をさせていただきたいと、この点につきましては、お話のように吉田工業誘置の問題もあり、四敦を国道一号線あるいは名四に結びつけ、さらには四日市港まで連絡させて奥地開発の要素とされたいのであります。市としてのご計画をいま一度お伺いしたいと思います。

第二点は、湯の山線の高架化であります。近鉄側の説明によりますと、近鉄四日市線から中川原駅前で平面にありてるのであります。ところが、中川原駅のすぐ西に泊船線という市道があり、将来重要路線を予想されるのであります。この際、できたらこの泊船線も立体化、立体交差で越えたほうが賢明ではないかと思えます。ちょうど近鉄高架を叫ばれる今日、前に路線変更の際に高架にしておくべきであったと気づくのと同時に、将来必ずしもったと悔いを残すことになりはせぬか心配するものであります。この点理事者のお考えはどうかと、お伺いいたします。第三点は、ちょっと時期も早いかと思えますが、高架下の利用の問題であります。近鉄側の話では、一割程度は公共事業的な面に利用し、九割は会社側が独自に使用するのであるが、地元発展に協力すると言われておりました。

市としてはどうお考えいらっしゃるのか、その点お聞かせ願いたいと思えます。

以上二問、よろしくお願ひします。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 市長に対するご質問でございましたが、東名阪道路の問題等々ごまかい問題でございましたが、失礼しました。ごまかいというところとあれでございますが、個所的な問題でございますので、総体的な問題でご質問でございませんと個所をご指摘になってご質問になっておりますので。（私語する者あり）はあ、名阪の問題それで私のほうから一応お答えいたします。

それで、まず第一番に排水の問題ですが、ご指摘の大池中学付近のところは、ただいま安垣議員がご質問の中でおっしゃいましたように、非常に入り組んでおりまして、いろいろと各課で、いわゆる守備範囲の中で、われわれの守備範囲の中でいろいろの問題があったんでございますが、先般土木課と道路公団といろいろ話し合いをしまして、道路公団のほうでいまの持ち分を二分の一にすると、こういうふうなことで、一応われわれの段階で話については、道すがすがしいです。今後これを、この排水問題を上のほうへ上げて、事業に入っていくように努力したいと、このように思っております。

特に、まあこの名阪の、当初からの、われわれの段階とそれから名阪の当事者とのいろいろを話し合いの中で一番大きな問題は、ご承知のように側道の問題が大きな問題で取り上げられました。その次に排水の問題でありまして、排水については、名阪といたしましては一切不便をかけないというふうなことも言っておりますので、今後とも、名阪まだ工事中でもありますから、名阪の四日市の事務所のほうとも話し合いをしていきたいと思えます。

それと、防犯灯の問題ですが、これは申し入れはいたしております。ということ、土盛りで道路をつくっておりますところは、ボックスで抜くトンネルの長さが五十メートルぐらいのところもあるわけなんです。でこれは、非常に中が、五十メートルありますと中が暗い、風間でも薄暗いというところ、こういう点については名阪のほうで中へ、防犯灯というよりもトンネルの中の街路照明、こういうことでつけるように話をしております。

それから、カーブミラーの問題ですが、カーブミラー等は、やはり必要のところへ交通安全の対策の施設として当然これはつけていくと。やはり市道であれば、当然市でつけなければならぬと思います。道路公団は上だけでございまして、それを通してあります市道、あるいは県道は県と、いわゆる道路管理者でこれはやらなければならぬ仕事でございますので、でき上がって道路交通が開始される時点においては、当然考えていかならぬと。

それと、工事で道路が荒らされておる問題は、これはやはり、ご承知のように、道路公団とも話をいたしました、私のほうと道路公団と話したうえで、これはやはり補修は当然やらなければならぬと思います。ただ工事中は、ご承知のように毎日本土砂を満載したりいろいろな工事用の車が相当通りますので、道路を荒らしまして、付近の方々に土地の買収その他いろいろな点でご迷惑をおかけしたりえに、なおかつまたご迷惑をかけておるといことは非常に申しわけないと思いますが、来年の八月ないし九月には工事も完了し開通することになっておりますので、いましばらくのごしんぼうをお願いしたいと思いますが、維持補修については遺憾のないようにしたいと思います。

それからもう一つ、占用料の問題ですが、公団の占用料の問題は、私きよう初めてお聞きいたしましたので、一度この点は十分調査をいたしたいと思います。

それから、近鉄高架とその午起末永線の問題でございますが、現在の都市計画街路は、ご承知のように、午起末永線は四日市関ヶ原線とは結んでおりません。焼却場のちよつと先のところで、焼却場の付近ですか、もう少し手前のところで、赤堀小杉線と交差してある、あそこで切れておるわけでございますが、きのう坂上議員のご質問の中に、新しい都市計画法の施行に伴いまして、線引きも終わり、用途地域、これから用途地域、それから街路網、こういう問題についての検討を進めてまいりますので、その時点において考えていくと同時に、一昨日の大谷議員のご質問の中で、私答弁いたしましたように、来年度から調査を橋北並びに海蔵地区の都市改造の調査を予備的な段階に入りたいと、こう思っておりますので、その時点において検討を加えていきたいと思っております。何ぶんにも地域的な非常に大きな区域を持っておりますし、それから金額的にも非常に大きな額が出ております。概算でいきますと、資料はちょっとありませんが、それと、これはやはり浜田あるいはいま私どもがこの九月から実施の段階に入っております第二浜田のように、都市改造的な要素を持ってまいりますので、やはり補助を、国のほうから国費の補助をいたさないというてい市費ではこれがまかない切れないようなことでもございますし、住民の方々のいろいろな問題等もありますので、来年度から予備調査の段階に入るようにいたしまして、浜田並びに西浦等の状況の推移を、これとの事業の関係等もあわせて考えていきたいと、こういうふうに思っております。これは大谷議員にお答えしたとおりでございます。

それから、近鉄の高架の泊鶴線、いわゆるいま日永八郷線と両方の路線名で言っておりますが、都市計画街路で言うと泊鶴線だと、ここであげるかあげないかということは、建設省の考え方といたしまして、極端なことを申し上げて失礼ですが、建設省としては制限勾配、たしか鉄道は千分の三と思えますが、〇・三%ですか、この制限勾配一ぱいのところでおろしたいというのが建設省の考え方でありまして、これでおろしますと、いまの赤堀小杉線、市立病院のところ、この高架はおろるわけでございます。と申しますことは、市街化の連続立体の事業費というものが、非常に大きな額になってまいりますので、これを何とか押えたいというのが向こうの考え方だと思いますが、しかし

ながら、いまご指摘のように赤堀小杉線、しかもそれと近鉄駅前と富洲原を結んでおりますところの七十メートル道路の交差部分、まあこの付近、それからいまおっしゃいました、でき得ればそれは中川原まで伸ばしたいのはわれわれといたしましてもやまやまでございますが、この辺のところの今後の建設省と私ども、県、近鉄、この辺のいわゆる財政負担の問題等々、いろいろ問題がございますので、先般名古屋へ、いや失礼しました、大阪へ行っていたございましたときのお話のように、どこで切るかということが一つ、問題になります。財政負担の問題ともあわせ考えながら、今後とも議会、特に安垣議員が委員長をしておつていただいておりますところの近鉄の連続立体の特別委員会のようにご相談をいろいろしながら線を出していきたいと、このように思っております。

これは事務的な問題、政治的には市長のほうからいろいろお考えがあるかもわかりませんが、現在の段階では、そういう点である程度のめどをつけてからでないかと私どもも市長のほうへ上げられませんので、そういう毎月第二金曜日、第四金曜日に県、近鉄、市と三者で会議をもっております。そういう中で調査の方法、その他もうだいぶ固まっておりますが、そういう中でひとつこの問題を取り上げながら、私どもで幾ら言いましたが、やはり県もありませんし近鉄もございませんので、ある程度の何らかの結論を得てまゝとめてまいりたいと思っております。しかもそれがまとまりましたならば、またご意見も拝聴したいと、このように思っておりますし、きょうのご意見、その会議に私ども出ておりますから、反映をさせていきたいと、このように思っております。

それから、三滝川以南の問題でございますが、四日市市としては当初から三滝川以南を一・七キロ、それから海蔵川以南一・五キロ、県並びに建設省、近鉄に要望しておるのは海蔵川以南でございます。今度の調査も海蔵川以南から調査をするということでありまして、したがって、これを今後建設省のほうではどのように取り上げるかということは、今後の市、県、近鉄、三者の動きに大きくかかっておりますので、また、ご足労でも委員の皆さま方には

県なり近鉄なりあるいは建設省のほうなりにご陳情に行つていただかなきゃならぬと、私そのように思っておりますし、また期成同盟会のほうでもこの問題でいろいろ陳情をしていただきたいと、このように思っております。

なお、高架化の下の問題ですが、先般の近鉄の話し合ひの場合には一割ということになっておりますが、いまご指摘のように、近鉄からの話がありましたように、われわれはまだ具体的にどうするかということまで持つていっておりません。と申しますことは、その高架化の下が、どのようなスペースをもつておるものかどうかということのはつきりしたまだ根拠は出てまいりません。したがって、その問題が出てまいります時期が、大体十月中旬から十一月ぐらいになるんじゃないかと思つていますが、その時期と並行しながら市長のほうへ上げて、市の態度もきめていただきたいと。それによつてほかの方々のご意見もお聞きし、また近鉄並びに県へも要望したい、こう思っております。

まあ問題が非常に大きな問題でございますから、詳細な、具体的な問題が、また三者で協議中でございますので、その結論を待ちまして、特に高架化の利用の問題につきましては、そのような考え方でありますし、それからもう一つ、この高架化の利用の問題で一つ問題になってまいりますのは、七十メートルを商工会議所と、いや失礼しました。四日市工業高校の前の西浦で抜いております七十メートルとの、これのどのような形で接続するかということ。それから内部線をどういうふうな形で駅を残すのかと。内部八王寺線でございますが、これとの問題で、七十メートルをどうするかということがまだ結論が出ていないわけです。そういったしますと、この七十メートルが現在の近鉄駅にどのように食い込んでいくかと。いわゆるネックになる部分ですね。一番主体になる部分がどこへ移されるかということも関連があります。いろいろこれには問題がありますし、それからもう一つは近鉄が独自で改良する部分、たとえばホームを延長するという問題が出てきておるわけでございます。これは、もちろん近鉄の自己財源でやって

県、市とは関係ございませんが、こういう関係、それと戦災復興の関係、いろいろ関連が出ておりますので、この辺のところも特別委員会等にはかりたいしまして、われわれの意見がまとまりましたら、ご意見も拝聴しながら今後の事業を推進していきたいと。何ぶんにも時期が非常に迫っておりますので、建設委員会あるいは特別委員会等々の方々には、いろいろまたご迷惑をおかけすると思えますけれども、大きな事業でもありますし、四日市百年の大計でもございますので、私たち担当者といましては、市民の方々のご要望をできる限り尊重しまして、これが入られるように最善の努力をしていきたいというのが、現在の時点の、現在の段階でございます。

でございますので、非常に答弁にはなりません、経過の報告のようでございますが、ただいまのご意見十分私たち尊重いたしまして、今後の会議に臨み、また、ご指摘のありました点については、できる限り要望しまして、ただ財源、あるいは国の、これはご承知のように都市計画事業でやるわけでございますので、都市計画事業で、県施行の都市計画事業でございますから、その辺のことも踏んまえて、できる限りのことはしていきたい。悔いを千載に残すようなことはできるだけ避けるといふうな考え方もあります。これは終始一貫昨年度から、いろいろこの問題が出てまいりました当時からの方でございまして、現在も将来も変えていかないといふうに担当部長としては考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 安垣君。

〔安垣 勇君登壇〕

○安垣 勇君 詳しいご答弁をいただきまして、よくわかったのでありますが、部長も申してましたように、名阪国道については、工事中であるからしてやかましく言うので、終わってからでは何ともならぬと、こう申すのであります。そこで、名阪に關係してありまして、名阪の排水の下、下を抜くことは、もちろん名阪にも責任があり、市のほう

にもこれは責任があると思うのですが、その辺、名阪から下の排水、これもひとつ確実に早急にやっていたきたいという事。それから大池中の長年のあの付近の排水については、いまのお話では土木部長が主になってやっていたくように受けとめたんですが、何とかひとつこれをこの際機会をのがさずに、ぜひ完全なものをやると言うてゐるんですからやらしていただきたいと、希望しておきます。

それから、近鉄高架の問題につきましては、何としてもこの調査費のついた現時点において近鉄高架の実現をしたと、させなければならぬと、こういふふうに考えまして、委員会でも真剣になっておりますので、どうぞひとつこの点機会あるごとに建設省に働かれました、建設省がやるやらぬということではなくして、こちらがやらすと、大いに建設省を動かすということに努力をされたい。建設省が言うところからと、建設省の言うことをそのままに受けるのではなくて、こちらからひとつ積極的に働いて、どうしてもこの際やらすと。中川原の問題にしまして、また近鉄の海蔵川以南の問題にしまして、どうぞひとつ積極的に、将来の市の繁栄のために予算云々でなくして、予算は多少要りまして、市の繁栄を将来の百年の計画を立てるために大いに努力願いたいと、こう思っております。どうも。

○議長（山中忠一君） 川村君。

〔川村 潔君登壇〕

○川村 潔君 通告しました順序に従って、質問したいと思えます。

まず最初に、予防接種の対策についてでございますが、これは皆さま方もよくご存じのように、最近新聞紙上に後遺症の問題が盛んに取り扱われておるわけでございます。特に現在取り上げられておりますのは、種痘のあとに起こる脳炎の問題でございます。市のほうも、この月末から種痘が始まるわけでございますが、これについていろいろ先

日來医師会で話があり、またわれわれ医者も講義を受けてきたわけでございます。市の対策としては、年齢の引き上げが行なわれておるわけでございますが、それだけでは十分なる対策はできないと、予防はできないというところはわかるわけでございます。四日市におきましては、いまだに脳炎とかそういう例はあまりございませんので、非常にわれわれは安心しておりますが、このように新聞紙上で騒がれますと、私たちが非常に神経を使いわけでございます。先日行なわれました三種混合の予防接種のときに、該当者の半数以下しか接種者がいないというところは、非常に考えさせられることだと、私は思ひわけでございます。今後このように予防接種が行なわれる場合に、だんだん接種者が減っていくというようになりなると、予防衛生上、これはゆゆしき問題が起ってくるのではないかと思ひますので、その点市はどういうふうなことにございませうかと、お尋ねしたいというのが第一点でございます。

次に、インフルエンザあるいは日本脳炎の公費負担によってやるということをお願ひしたいわけでございます。四十三年度から、法定伝染病における予防接種は全額公費負担ということになりまして、一般市民の方からも非常に喜ばれたわけでございます。ところが、一番高いインフルエンザ、日本脳炎の予防接種は、いまだに市民の負担によって行なわれておるわけでございます。もうじき行なわれますインフルエンザの例をとって申し上げますと、二十人分が原価で四千四百五十円と、そのうち一般市民から取られますのは一人二百円でございまして、それがちょうど二十人分でございますので、四千円と、現在でも二十人に対して四百五十円の市が公費の負担をしておるわけでございます。この際思い切つてあとの分もひとつやっていたらどうかというふうなことができないかということ、これは市長からひとつ答弁願ひたいと思ひます。全国的に見ましても、やはり予防接種はほとんど全部公費負担になっていく傾向になっておりますので、この点よろしくお考え願ひまして、来年度の予算には、ぜひとも公費負担にしていただきたいということをお願ひしたわけでございます。

次に、病院の看護婦対策でございますが、これは先般市長の英断によりまして六十名の増員ということになつたわけでございますが、現在の状態を見ておりますと、看護婦は一向にふえないと、かえつて減つていくのではないかと、いろいろに、私は見ておるわけでございます。特に優秀な看護婦がやめていくというところは、何か原因があるんじゃないかというふうに考えるわけでございます。結婚しますとどうしてもやめていくというのがほとんどでございます。家庭を持ってからも、やはり病院のほうに來ていただこうと思ひます、ある程度の病院におきましてその対策を考えるべきがほんとうではないかというふうに考えるわけでございます。

その一つとしまして、現在やっております准看学校は、希望者も少なく、また質も昔のことと比べますと非常に低下しております。そして、高等学校を卒業して入る高看に対しては、希望者がまだたくさんあつて入りきれないというほどの応募者があるわけでございますので、現在の准看をやめて高看に切りかえてくださいと、先般医師会の会長がお願いに行つたわけでございますが、市長は来年四月からやるというふうのご答弁がありました、病院のほうでもその対策をやっていると、思ひわけでございます。その高看はどのようなものであるか、その構想についてお尋ねしたいわけでございます。

その次に、先ほども申しました病院看護婦がやめていく原因で、私の思ひ当てる一、二についてお尋ねしたいと思ひます。

第一番に、先般総務衛生委員会が病院にまいりましたときに、仮眠室を見してくれというふうに言いましたところ、現在寝ているからだめだというので帰つてきたわけでございます。ところが、いまだにきちっとした仮眠室ができていないというのが、看護婦たちの間でこれは問題になつておるわけでございます。仮眠室は、やはりゆつくりと休むべきまがなければ、夜の六時ごろまでおつて、それからいろいろやつて休んで、夜の十二時半から朝の八時半まで勤務す

る者たちがおるわけでございますし、また夜の十二時半まで勤務して、朝の六時から勤務するという看護婦たちが寝る場所でございます。だから、いまの現在ののような状態の仮眠室ではゆっくりと休むことができないという事は、看護婦たちが盛んにこぼしておるわけでございますので、これもやるやると言われておってちつともできませんので、これも一つの原因じゃないかというふうに考えます。

その次に、託児所の問題でございますが、これも聞くところによりますと、八月ごろから、夏からやるとかというお話だったそうですが、いまだに何にもできないと。だから看護婦がどんどんやめていくというような状態になっているんじゃないかというふうに考えさせられるわけでございます。

それから次に、高看がかりにできません、現在の寄宿舎、あのような寄宿舎では、だれもあそこでは寝泊まりしないんじゃないかというふうに私は非常に心配するわけでございます。昔式の大きな部屋で、そして特に一階なんかは湿度が非常に高く、押し入れなんかすぐにカビがはえてくるというような、不衛生的な寄宿舎じゃないかというふうに考えるわけでございまして、この寄宿舎も改造をしなければ、せっかく今度高看を設立されて、看護婦を養成されて寄宿舎へ入れるにしましても、みんなきらわれてまたほかへ行かれるんじゃないかというような感じがするわけでございます。

話は前後しますが、先ほど准看学校の問題にも申しましたが、生徒のどこから来ているかということをお調べますと、まるで四日市市外の地区の医療機関の養成所のようになっております、市費を使って四日市市外の看護婦を養成しとるといのが、現在の准看学校の様相を示しておりますということも、われわれは納得ができないわけでございます。その点もどういふふうでそういうことになったかということも、一応お尋ねしたいと思います。

次に、病院の今後の運営対策でございますが、これは皆さまご存じのように、八月の一日から薬価基準がまた下がりました。特に、われわれ医師が一番よく使います薬がよく下がっております、あまり使わない薬が逆に上がっておりますというのもあるわけでございます。病院は、薬の購入についてはいろいろ先般来努力をしまして、安くある程度買うようになられたようでございますが、いまだに今度の決算書に出ておりますように、一億円以上の赤字が出ておるわけでございます。薬価基準が下がれば保険の点数も下がるわけでございますので、収入が相当減少するということは明らかでございます。それに加えて、人事院勧告によります給料のベースアップにより、看護婦はこちらの一般職員よりも高率の昇給をしなきゃならないというふうになってまいりますと、ますます赤字はふえる一方ではないかというふうに考えさせられるわけでございます。それに対しまして、病院はどのような手を打たれるのかということをお尋ねしたいと思います。

それから病院のほうのことでございますが、一病棟、二病棟はもう老朽化して、実にひどいものになっております。特に二病棟一階の詰め所なんかにおりますと、あそこの下にボイラーの暖房の線が通っておりますのか知りませんが、そのこの詰め所に行く医者は、みなあんなとこに長いことおると暑くて何ともならぬというくらい床が、下が暑くなつてくるというような場所もありますし、いろんな面におきまして、三病棟と一病棟、二病棟を比較したときに、非常に見劣りするというのが現在の状態だと思います。いろいろこそくの改良はされておりますが、いつまでもそのようなことをやっておりましたところで、これは追いつけないというふうに私は考える次第でございます。

それで病院が今後いどんな対策を講じていくうえにおきまして、現在の場所のままで、いま言いましたように、こそくの直し方によって、今後もやっていくのか、あるいはあそこに大改築をして病院を設立するのか、それともっと他の場所に持って行って、そしてりっぱな病院を建てるつもりなのか、その点を、これだけはひとつ市長の腹を聞きたいと思っております。

それから、皆さま方もご存じだろうと思いますが、一病棟一階の小児科病棟でございますが、あそこはずっと前からこの地区にないよりなりっぱな設備ができておるわけでございますが、いまだにその利用がされていないわけでございます。聞くところによりますと、十月からやるというふうなお話でございますが、先ほど看護婦対策のところでも申しましたように、看護婦が足りないのに強引にやると、すると看護婦はますますこれはみじめな思いをして、夜勤がますますふえると、そういうふうのことになってくるわけでございますが、その点どういふふうにして運営をされていくのか、その点もお尋ねしたいわけでございます。

私の考えるところによりますと、看護婦の配置のバランスが、相当現在矛盾したバランスに配はられておるんやないかというふうに考えるわけでございますので、その点病院のほうとしては、そういうことは絶対にないんだと言いつけるかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

やはり、病院は市民のりっぱな医療センターでございますので、今後とも市民のためになる病院にするには、いろんな施設をもっとしていただかなければならないと思います。前にも申しましたように、アイソトープの問題にしても、やったらどうかというふうに言いましたも、なかなか採算の合わぬものはやらないといわれておるわけでございますが、今度やられた脳外科なんかのように、思い切つてやれば、相当患者さんが来ておるわけでございますしアイソトープなんかもやっていただきたいと思えます。そういうふうなことも今後の市民のためになるりっぱな病院にするという意味におきまして、ご考慮を願いたいと思えますので、今後病院をどのように改革していくかということをお尋ねしたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 第一問の予防接種の質の低下の問題、及び後遺症の問題についてお答え申し上げます。

最近、川村先生言われましたように、特に種痘の問題で後遺症云々の問題がございまして、実は秋に、年二回やります。この秋に実施するかしないかということについて、迷い検討したのは事実でございます。幸いいままでの市の予防接種ではそういう事故はございません。がしかし、世論がこうでございまして、万全を期しまして、医師会のほうとご相談を申し上げまして、結果一応医師会のグループの方は、まあ県医師会というグループもございまして、この支部は結局予防、事前の措置について万全を期すということで実施をするというふうに踏み切ったわけでございます。それがために、ことしから、予防接種全体につきまして、医師会も予防接種における後遺症なり、あるいは疾病というにずいぶん医師の立場でご心配になりましたので、医師会と市長と協定を結びまして、新年度から、いままでだと会場へ来てもらって医師が注射をすると、看護婦が手伝うという体系でございましたが、注射針をひとり医師にするとかということを実施してまいりましたが、新年度からは、あらかじめ問診表といった形で、熱がどうか、それから、一々会場でお医者さんがこまかい質問をしなくてもいいように、このくらいの程度の問診表というものを、カードを事前に配りまして、それを持ってきてもらうこと。熱がこうあるとそれから過去においてこういう病気があった、こう言われた、というよりなことを記入してもらい問診表というものを持参していただいて、それを予防接種会場で医者が見て、それで問診はしますが、そういう手数を省いて、明確にするというよりな措置をいたしております。そういうことが事前にやっております。予防接種の率の問診表の実施による効果は、予防接種される医師としては安心感が持てる、責任の体制がはっきりするといふふうなことを一つわれわれは確認しております。

で、予防接種の具体例を種痘のことでお示しになった例につきまして、この秋ごろからの接種は確かに秋は減りました。これは新聞紙上その他で、あそこでこういう事故が起きた、ああいう事故が起きたということがありますが、

医学的な解明につきましては、いまのところ行政機関でございますので触れませんが、広報によって相当前から接種会場、それから問診表を配るのかというような、問診の時点の予防接種をなるべく早く住民の方に知らすという手続でやっています。これが安全であるとかないとかいう質問がございますが、これは、私も一応厚生省の見解とか、一応通達は来ますが、いまのところは事前に接種される医師団に協議を申し上げて、そして踏み切るといふような措置をやっております。そういうことで行政機関が絶対だいたいようぶだと、医学的な見地からそういうことはいま差し控えておりますが、そういう点で、事前にまあ純技術的に、医学的に見て、特に医師会の方と密接な連絡をとってこれをしていくと。そのことをやはり医者にお尋ねになる患者の方、あるいは医者に相談されますので、統一見解的なことを持ってお答え願うと、こういふふうな手続をやりたいと。これにつきましては、過去の例を見ますと、日本脳炎がやはりそうだと、ことはカゼがやはりそうだといふ報道に関係してずいぶん浮動性がございます。これも予想がつかませんが、まあ台風とはいきませんが、そういうふうな状況で、ゆれるという状況でございますが、われわれとしては住民不安をなくするというところに重点を置きたいと、こういふふうに考えております。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問の予防接種のうち、日本脳炎、インフルエンザの予防接種の問題について、お答えを申し上げます。

これを無料にする気はないかどうかということでございますが、衛生部長からの資料によりますと、現在日本脳炎とインフルエンザでは、約日本脳炎では四万一千六百三十七人の方が六百三十二万八千円、インフルエンザでは七万二千八百人、四百七十七万八千円合計して一千一百一十一万六千円が四十五年度において本人負担分として接種がなされ

ておるわけでございます。これは実費であります。もちろん生活扶助者等は無料にしておりますが、まあそういう数字でございます。いろいろの資料を見ますと、すでに二十種ばかりで何らかの形で無料にするというふうな措置が講ぜられておる。それを何もかも無料にするというのではなくて、たとえば、未就学児童ないし満六十歳以上の方は無料だとか、あるいは高校生は無料にするとか、十五歳以下を無料にするとか、学童が無料であるとか、また三歳から五歳までの人を無料にするとか、いろいろの考え方でやっておるようでございますので、今後の問題といたしまして、どのような形が実施できるかどうかということについて、十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 病院事務長。

〔病院事務長（村山 了君）登壇〕

○病院事務長（村山 了君） 高看の構想について説明せよというお話から説明させていただきます。

高看の制度が、時勢の波といますか、いまではなかなかその制度では生徒も集めにくい、また集めた生徒の質が低いという問題等ありまして、高看に踏み切りたいというふうなことで計画を進めております。

大体の構想といたしましては、定員十五名、三年間でございますので、四十五名と。科目は四十一科目、それから講師を六十七名動員する予定でございます。資格としては、高校卒を対象にいたします。これができるかと、十五名の三学年、四十五名の看護婦が病院に看護婦の卵としているわけで、毎年十五名ずつ卒業するということになれば、看護婦の獲得は非常に楽になるわけであります。しかも、先ほど川村議員のお話にありましたように、現在高看の志望者は最低三倍から多いところで七倍ぐらいの競争率がありまして、比較的開校しても獲得が容易であるというふうなことで、この養成所をつくることによって看護婦問題はかなり前進するのではないかとというふうに考えております。しかし、なにか高等学校を出て三年間の課程を終えるためには、かなり現在の養成所のレベルをアップいたしませ

んと追いつきません。高校を出て三年間の教育課程ですから、短大と四年制の総合大学の中間ぐらいでございましてかなり高い教養程度を必要としますので、先ほど申し上げたように、講師の獲得、設備の充実等にいろいろ問題があらって、今後その問題を解決しながら、来年四月開校の運びに持っていきたいということで、作業を進めております。

大体、まあ予定といたしましては、今月中に申請手続をとりまして、厚生省の、非常に最近厳しくなっておりますが、開所基準監査が十二月ごろにありまして、その認可がおりれば、まあ四月に開校となるわけですが、それまでにいろいろ問題がございしますので、それをつぶしていきたいと思いますと思っております。

それから看護婦問題でございますが、昨年二・八闘争が十月前後に起こりまして、皆さんにいろいろ迷惑をかけたわけですが、その当時看護婦は百二十名でございました。今日百五十七名おりまして、三十七名の増加になっております。まあいろいろご心配をおかけしましたが、三十七名増加いたしました。これは県下の各病院に比べますと、県立大付属病院等は若干の定員の増加を見ますが、あのとさいろいろお約束された病院等でも、そう簡単に看護婦を獲得できなくて、ゼロかあるいは逆に減っている病院もございしますが、幸いにも四日市病院は、いま申し上げたように三十七名の増加をみております。特に私たちとしては非常に喜んでおりますのは、本年度七名の高等看護病院長卒業者が来てくれたと、これは病院初めての大量の高卒の卒業生が来てくれた例でございしますが、非常にまあ四日市病院に対する、そういう新卒の高卒生が七名も大量に押し付けてくれたということは、病院の今後の運営に非常にプラスになったんじゃないかと、私たちはそういうふうに喜んでおります。

仮眠室の問題でございますが、確かにまあ看護婦の環境改善については、そのときもお約束しておりますし、できるだけ早くやりたいと思っておりますが、医局との話し合いだとか、いろいろな問題がございまして、最近そういった問題もつづれましたので、できるだけ早く着工したいと思っております。現在やっておりますのは寄宿舎の改築でござい

ますが、これはもう鋭意作業をいま進めております。仮眠室あるいは託児所の問題についても、建築課のほうにお願いして、できるだけ早い機会に着手していただくというふうに運んでいきたいと思っております。

それと、現在ある准看の養成所に市内の病院あるいは市外からも入っておるんじゃないかということでございしますが、私ども持っております現在の准看の養成所の中に、院内生として一年生で十名、二年生で七名でございしますので、かなり定員に余裕がございします。せっかくまあ設備もあり、講師もたとえ十名のあるいは十五名の生徒を教える、五十名の生徒を教える、経費そのものはあまり変わりませんので、まあ効率をよくするといえますか、そういうことで他の病院の生徒で希望するものはお預かりして教育をいたしております。

それから、運営の問題でございますが、昭和四十三年度において三千万、本年度において七千万、累積一億を超える累積赤字を出しております、これについてはいろいろ私たちも努力はいたしておりますが、具体的な指摘あった本年度の七月薬価基準のダウンでございまして、これが総体的に三%、しかしこのダウンは実質私たちは五%近くの影響を与えるんじゃないかというふうなことを推定いたしました。当然薬価がダウンされれば薬の購入価格もダウンすべきじゃないかと、それだけ収入が減ってまいりますので、当然それだけの薬価は、仕入れの場合に薬屋から買う場合にダウンすべきではないかということ、各薬屋にそういうことをお願いして、当初購入契約を結んでいた金額から三%、あるいは五%近くのダウンをお願いしております。したがって収入が減るかわりにそれだけ経費も減ってくるということに対応していきたいと思っております。

それから、人事院の人件費のアップが一%以上、われわれのところへ一つの大きな問題として振りかかってくるわけですが、病院は市全体の職員の平均年齢が下回っておりますので、私は一五%程度のアップが必要になってくるのではないかというふうに見てます。特にこのたびの人事院勧告は病院の職員を非常に幅厚くしておりますので、かな

り人勤のアップはわれわれは影響するのではないかと考えて思っていますが、推定四千万あるいはそれ以上になるのではないかと考えております。この人件費のアップは、直ちに病院の診療報酬の収益にはね返ってまいりませんが、非常に病院経営としては大きな問題でございますが、まあ最近の経営状態を見ますと、非常に収益が伸びてまいりまして、大体月間六、七、八月を見ますと、月間一千万程度の増収になってきております。このままでいきますと、年間一億をこえる増収になるのではないかと。その反面、費用のほうはそれほど伸びておりませんので、まあ経営のほうはかなり緩和されるのではないかと。ただいま申し上げたように、このような大きな人事院勧告により人件費のアップ等もありますと非常に苦しくなっております。ちなみに全国的な傾向を申し上げますと、四十三年度において全国平均五二%の病院が赤字であったと。四十四年度の決算において八五%の赤字を出した。さらに四十五年度の最終決算においては、おそらく一〇〇%の病院が、公立病院が赤字に転落するであろうといわれております。こういった全国的な傾向はありますが、当病院としても、いろいろ人事院勧告によってアップをしなけりゃいけない、逆に薬価はダウンされる、そういった問題はありますが、鋭意病院の健全運営については努力していきたいと。ただ公立病院というのは、あくまでも公的資格を持っておりまして、公的資格をゆがめて、私たちは病院を悪くしようと、特に経営を合理化しようというふうなことを考えてはおりませんので、その点はいつかのご質問にもありましたが、病院担当者としては十分に公共性を踏まえたりえて、経営の合理化につとめていきたいと思っております。

それから、今後の病院として一番大事なことはどうなんだということでございますが、私たちは四十四年度、五年度を通じて、真剣に考えてまいりましたのは、医師の確保の問題でございます。で、現在どこの病院を見られても医師が非常に不足していて、困っておみえになるということでございますが、四日市病院としては、現在二十七名

の医師をかかえております。これは東海地区の病院の三百五十ベットから四百五十ベットの間の病院と比較いたしますしても、そう低くはなくて、むしろ高いほうではないかと私たちは思っております。ただまあ医師の確保のために、医師の公舎の問題だとか、あるいは待遇の問題だとか、あるいは施設の問題だとかいう点については、今後十分に努力をしていきたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの病院の看護婦並びに今後の運営対策につきまして、私にご質問のありました点並びに私といたしましてお答えをしておかなければならない点につきまして、ご説明をさせていただきます。

病院の看護婦の点でございますが、ただいま病院の事務長からご説明させていただきましたが、四十六年度から正看護婦養成所をぜひひとつ運営をさせていただきますと、さように思っております。それは、ただいまご説明のありましたとおりで、准看護婦と申しますものは、職業的には看護婦とは言うことはできません。しかも、准看護婦はいくらやってみても、主任にもなれないけれども、職業としては看護婦と同等のものでありまして、職業としては低いものでございまして、ただ看護婦と同じような仕事はできませんけれども、職業としては認められないものであると用務員と同じだといえればおこられるかわかりませんが、職業としてはそういうものであります。したがって、どういたしまして看護婦確保のためにはこの正看護婦の養成所をこしらえなければなりません。しかも、准看護婦に対しては、最近の中学校生の不足から非常に希望者が少のうございますが、正看護婦に對しましては、高校生の志望者が四倍から五倍の志望者があるということでございます。しかも、四十六年度から四日市医師会におきましては、准看護婦の養成所を実施いたしますので、正看護婦を養成しなければもう四日市の准看護婦養成所には希望者がますます少

ないのではないかとより考えられます。公立病院といたしましては、准看護婦ではまずいので、やはり正看護婦を確保していく必要があると。しかも、この看護婦の確保のために大切なことは、全国平均で見ましても、正看護婦の勤続年数が八・四年、准看護婦の勤続年数が平均して三・五年ということを考えましても、正看護婦がいかに職業としてやはり安定しているかという点であるかと思ひます。

病院の今後の運営対策についてでございますが、端的に、私もしろりと考えをいたすんでございますが、個人開業医が非常にもうけてみえるにもかかわらず、病院がなぜ赤字であるのかと。(笑声)これにつきましては、私はゆつくりと一べん川村先生等にもお伺いをしたいと思つておるぐらひでございますが、(笑声)ともかく、公立病院はもうやうていけないのが現状でございます。したがひまして、まあ公立病院が赤字だから、四日市の公立病院も赤字でいいんだというように私たちは決して考えておりません。理事者寄り寄り寄りましたは、いかにすればこれが黒字に転化するかと、そして市民の医療行政を預かるものとして、りっぱにやうていくことができるかということについて、絶えず考えておるわけでございます。

そのためには、まず第一点は、今後の医療行政がどのように展開していくかということであろうかと思ひます。これは医療報酬の問題、薬価基準の問題等とからみ合ひまして、医療報酬が引き上げられ、薬価基準が引き下げられると、その幅が大きければ黒字になってくる幅が大きいわけでございますが、この展開、行政の展開によつてこの公立病院の経営というものが非常に依存しておるところが多いということでございます。

第二点は、いかに今後病院としての経営努力をしていくかということであろうと、さように思つております。これにつきましても、事務長からも報告はさせていただきましたが、われわれといたしましては、森監査委員にお願いいたしましたして、特に病院監査を嚴重にさせていただきまして、甲表、あるいは乙表の採用がプラスかマイナスかということにつきましても、森監査委員から特殊な個人レポートを出していただくくらい研究をしていただきまして、それで入院対策をどの程度にやうていけば、また補助ベットというよりなものをどの程度用意しておいたら一番経営規模に適性していくかというやうな問題、あるいはまた収入の多い医療部門をどのように拡充していくかという問題、それからただいまも報告のありました薬品購入をいかに合理的にやうていくかという問題、それから医師の確保をどのようにはかかっていくかというやうなこと、いろいろありますが、こういふ努力を積み重ねていきまして、四十五年度末に残つておるところの一億六百万円というよりな赤字を少しでも減らすように、これ以上ふえないような努力をいたしたいと、さよりに考えております。まあ、病院医師、並びに事務部門の気分の一新、組織の強化、人事の刷新を四十五年度中にぜひやりたいと、さよりに考えておるわけでございます。

また病棟が非常に老朽化しておると、しかも、昭和三十六年にできましてこれがすでに老朽化しておるといふことはおかしじやないかというご指摘をいただくわけでございますけれども、これは皆さんからもご指摘をたびたび賜りましたように、地元業者による作品でございますして、現在非常に使いにくいものになっておりました、看護婦ステーションの配置等につきましてもきわめて不合理だと、非常にむだだといふことがいわれておりました、病棟をどの時点において新築していくかと、またどの場所にこれを増築しなければならぬかというやうなことが考えられなければならぬ時期に来ておりますので、年次的にこれはご相談をさせていただきたいと、さよりに考えておるわけでございまして、したがひて、今後の病院の運営につきましても、経営の努力と、看護婦を適正に確保していく方法あるいは病院の新築をいたしまして、看護婦等のステーションを合理的に配置して、むだのないような考え方をし、かつ診療所等が合理的に配置されて、待ち合い所等において、あるいはまた薬の受け取り方において、時間がむだのないような努力を積み重ねていかなければならないと、さよりに考えておるわけでございます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時十六分休憩

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前十一時二十九分再開

川村君。

〔川村 潔君登壇〕

○川村 潔君 ご答弁願います。大体わかたつたわけでございますが、予防接種の問題につきましては、今回インフルエンザは開業医のほうでやって、市の衛生課からは出向かずにやる現在話が出ておるわけでございます。それはやはり、いま申しましたように、後遺症の問題等を考えて、しょっちゅう見ておる患者さんをお医者さんによって予防接種をしようというのが本来でございまして、今後このよりなふりにほかの予防接種もやっていけば、あと後遺症の問題なんかも解消されていくんじゃないかというふうに考えるわけでございますので、今後も他の予防接種もこのようにしていただくようにお願いしたいと思います。

次に看護婦の問題でございますが、いま仮眠室、託児所もいつも現在早急にやるやるといふばっかりで、もっともはっきりした返事がいただけにないわけで、看護婦たちもそれでやめていくのが多いんじゃないかというふうに考えるわけでございますので、仮眠室も託児所もいつまでには必ずやるんだということを、この場ではっきり私は言明していただきたいというふうに考えるのであります。それによって看護婦たちも考え方を考えて、やめていくのをやめなくても済むんではないかというふうに考えておるわけでございます。

それから、事務長が言われました准看の生徒のことでございますが、病院の、他の医療機関の委託の生徒でございますが、これが、私が申し上げましたのは、市費を使いながら市外の医療機関の生徒をたくさん養成しておると。一例を申し上げますと、現在の四日市の市民病院の准看学校は桑名の山本病院の看護婦を養成しておるような状態でございますので、その点をどういうふうに考えておられるかということをお尋ねしたわけでございます。それから愛知県からも一名たしか来ておるはずでございます。そういうふうなことが医師会のほうにも問題がありまして、お尋ねしたわけでございます。

それから、病院の今後の運営対策については、いろいろご説明をいただきまして、まるっきり赤字をなくせいというのではございません。少しでも赤字を少なくしたいというのが本旨でございます。市長が開業医はもうかると言われましたですが、開業医は、これ二十四時間労働でございまして病院のように八時間労働でやっておるからあいつうりにならんだと私は考えます。そしてうちじゅうの者が一生懸命にやっておるわけでございまして、（笑声）病院のように八時間過ぎるとあとは知らぬというのではございません。夜中にも起こされますし、そして一生懸命にやるわけでございますので、（笑声）その点はそのよく理解していただきたいと思えます。

それに対して、病院の設備の問題、先ほどアイソトープやそういうことは全然ご返事もなかったし、それからあそこでそのままやっていくのかどうかということもはっきり申し上げておられませんので、その点もう一度ひつこいようですが、あそこでやるのか、それともまたほかの場所へ行ってやっていくのがいいのか、どういうふうに考えておられるのかということをお尋ねもう一度したいと思えます。

○議長（山中忠一君） 病院事務長。

〔病院事務長（村山 了君）登壇〕

○病院事務長（村山 了君） 仮眠室、託児所をいつやるんだという問題でございしますが、これはやっていただく、設計をしたり、あるいは施工していただく側のほうにもいろいろお願いしなくちゃいかぬわけですが、目標としては年内にいずれも解決したいと思えます。

それから、具体的に山本病院の生徒を預かっているじゃないかという問題であります。先ほども申し上げたように、設備を持ち、講師も持ち、同じような状態で定員に余裕があれば、まあ他の区域からでも来ていただければ、別にその分だけ余分に経費もかかる問題でないという判断でお預かりしたんで、この問題については、いずれ准看制度は来年度高看にスイッチされることによって自然的に消滅していくわけでございますが、この点については、十分によく検討していきたいと思えます。

それから、現在地で病院を改築するのか、あるいはどうするのだという問題、非常に大きな問題でございまして、一事務長の答える問題でないかもしれませんが、病院自体の、病院の医師自体も、現在地でやっていくのがいいのがあるいは他に移るほうがいいのか、すいぶんいろいろ医学的な問題、あるいは地域医療事業の角度でとらえた問題等ありますので、そういった問題を病院自体がもう少し煮詰めなければ出ない結論ではないかと。したがって、もう少し医局会あるいはその他の会合において、四日市病院が今後どうあるべきかということをもう少し根本的に病院自体が煮詰めるべき問題ではないかと。したがって、そういう方向でさらに検討を加えていきたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 さきの議会で新全国総合開発計画に触れ、その背景で二、三の問題に触れたわけですが、そのときに岩野助役から、目下各部署で自主的に自分の町づくりをするということについて検討していると、着実に積み上げて

ある時期に議会におはかりしたいと、こう言われたのであります。各部長はきのうきより担当された部長でもありませんし、相当ベテランの方ばかりでございますので、もうすでにその構想はできていると思えますが、また今議会にも将来構想についても若干お答えになった面もあるわけでありますが、主としてライン部門の各部長に、ほんの骨子だけでよろしいから、短いものは三分ぐらい、長ければ五分からせいぜい長くても七分ぐらいでお願いをいたしたいと思っております。三分といえども原稿用紙三枚でございますので、その程度でまとめていただければけっこうです。順序としては、衛生部、建設部、土木部、産業部、厚生部、それから部長級というところからかまわかりませんが、教育委員会のほうにもお願いをしたいと思います。それをお願いいたします理由は、この密室の中で作業をして、あとからはかるというそういう、手頃ではなくて、やはり私たちもまた参画していきたいわけですし、いろいろ地域での地域づくりの問題もございしますし、さらには知らせるといことが協力をすることになるわけでございますから、その二点の理由から、決して完全なものでもなくてけっこうでございますから、そのアウトラインをお示しいただければ、私どももまた協力をすることにやぶさかでありませんし、地方議会では与党の宣伝するところでもございませぬので、協力する部面については合理的に協力できるという、そういう意味でも、それぞれいままでお考えになっている点をお聞かせいただきたいと思えます。

なお、教育委員につきましては、この前私の質問の前段が長かったので、質問の要旨がお受け取りいただけたのかとも思いますけれども、あわせて議事録を読んでいただければわかりますが、あれでは答弁になっておりませぬので、つけ加えてあの部面についてもお答えをいただきたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） 各部長に対してのお尋ねでございますが、私のほうといたしましては、大体年度末までに構想をまとめて議会にもおはかりするつもりではかかっておりますので、まだ発表できる段階まできておられないとは思いますが、もし発表できる部課がありましたら、まあ発表するという程度でお許し願いたいと思います。（笑声）

○議長（山中忠一君） 市長公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） ただいまの岩野助役の説明に補足いたしましたので、ご説明を申し上げたいと思います。

これにつきましては、現段階まで進んでいる経過の報告ということで、ご了承を賜わりたいと思います。

さきの議会で、助役からのご説明申し上げ、またすでに皆さん方にも本計画策定の趣旨、及びこれの進め方、実際の作業要領というような資料はご配布申し上げたわけですが、一応その線に沿いまして、私どもこの四月に準備を進めるための委員会をつくりまして、全部長、全課長が中心になりました作業を進めさせていたでいております。

現在までは、各部でそれぞれ基本構想、基本計画を、現状と問題点、それから目標、その目標に対する施策という考え方で作業を進めていただいております。それぞれ各部の一つの素案は事務局までは逐次出されておりますが、事務局におきましてこれを全体的な構想の体系にまとめて、一つの事務局整理をいたしたいと考えております。その整理が終わりました段階で委員会にはかりまして、一つの委員会試案をつくり、その段階から議会にも十分ご説明、ご協議をわすらわしてまいりたいと思います。また住民サイドの受け方等については、すべて行政ベースで進めておりますので、それぞれの部で十分それを掌握して、把握して考えてまいりたいと考えております。

なお、現在までこれの問題になります人口のフレームにつきましてもいろいろ作業を進めておりますが、人口フレームにつきましまして、ご存じのような現在進められております公害防止計画の人口フレームもございまして、中部圏開発整備計画の人口フレームもございまして、三重県が策定いたしております地域の人口フレームもございまして、また四日市の新都市計画に基づきますところの人口フレーム等もございまして、こういう観点から四日市の人口フレームを鑑定いたしましたので、現在のところ、この本計画の目標でございます昭和五十五年を一応都市計画の考えております二十九万人を目標人口にいたしまして、実際の人口のトレンド、総務部あたりの統計から持っておりますトレンド、そういうようなものと実際各部課が進めている人口想定とを調査しまして、具体的な計画のための予測人口を二十五万四千人と踏んで、これに対するこれからの具体的作業を調整していきたいと、こういうのが現状でございますので、ご了承賜わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） 教育委員長。

〔教育委員長（龜池清真君）登壇〕

○教育委員長（龜池清真君） ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

で、この前の議会にご質問の際にいろいろな用事がございましたので、欠席をいたしましたのでありますが、再度お尋ねでございますので、私の考えておりますところを、ざっと申し上げてみたいと思います。

訓覇さんは、昭和四十四年の五月に発表されました新全総というような計画、この計画に盛り込まれた教育に関する理念、それを踏まえて四日市の教育はどういうふうな状態であるかというふうなことをお尋ねいただいたのであると思っておりますが、で、この戦後出発しました日本の教育に対する考え方というものは、世の中の急激な変化に従いまして、これに改定を加えなければならぬというふうな考えが漸次高まってまいったようであります。その最初のものといまして公に発表されたものは、四十一年十一月十五日に国民生活審議会という会から「将来における望ましい生活の内容とその実現のための基本的政策に対する答申」というのが発表されておりました、このうちに

で、まあ一番問題は、学校教育とそれから社会教育とのかみ合わせにあると思います。いわゆる社会教育と申しますと、一番おも立ったものが公民館のいろいろの教育であります。一生涯を通じて教育の場を持ち、一生涯を通じて教育をしなければならぬというよりな考え方からいたしますと、この公民館を通じての教育ということが非常に重視されなければならないのであります。

で、この現状を申しますと、いまそういうよりな青年学級とかあるいは成人教育というものは、笛吹けど踊り手集まらないと、少ないというよりな状況であります。で、これはどういふにしているか、この方面のことを打開していこうかと。これは非常に大きな問題であります。その問題解決の一つの道は、やはり踊り手は学校教育のうちにその芽を植えておかなければならないということでありまして。学校教育は完成したものじゃなくて、将来に続いていくものであるというよりな気分を子供に持たせることが一番大切な、まあ非常に卑近なことでございますけれども、大事なことかと思っております。で、そのためには先生の教養を高める、あるいは授業に対する熱意をかり立てるというよりなことが大事でありまして、そういう方面におきまして、私どもは四日市の教育研究所が教師の研修ということに対していろいろの方面からいろいろな点で目ざましい活躍をしておつてくれるのであります。で、この教育研究所の活動を通じて、学校教職員の教養を深かめ、またその仕事に対する熱意を高めて、そしてあと味のいい授業ができる、教育ができる、あとに何か子供にさせるよりな、影響を残すよりな教育ができると、それを引き受けて公民館あるいは社会がその人の興味としておるところを引き続いて伸ばしてやるというよりな点が一番望ましいのではないかと思っております。これははなはだこり陳腐な考えのようでありますけれども、現実私どもの受けました教育の長い歴史を考えてみますと、あと味のよい教育というものが、どれほどわたしの人生をよくしておるかということを考えますときに、そういうよりなことをどうしても考えざるを得ないのであります。

で、まあこりいふよりな観点からいたしましたして、学校教育と社会教育のかみ合わせというよりなことを、学校教育を通じてほつほつと浸透させていきまして、これに対応するための公民館の増設とか、そういう方面に手を広げていきたいと。今度できますいわゆる基本構想におきましても、そういうよりなことを踏まえて、いろいろと部内で試案を練っておるよりな状況でございます。

足りませんところは、またご説明を申し上げたいと思ひます。

○議長（山中忠一君） 訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 たくさん申し上げたいことはあるんですが、いまの教育の問題につきましても、確かにそのとおりでございますし、異論はございませんが、私が発言の順序で教育委員会を一番あとに申し上げたのは、新全総がいかに影響を与え、そして各部におきましてどういふ方針を立てるか、それを聞いたりえで、四日市の現実に合ひ教育はどうすべきかというをお聞きしたかったので、失礼でしたが一番あとでお願いをしたわけですが、ほかにご発言もございませんので、若干気のついたことを申し上げたいと思ひます。

部長の席に七年九カ月もすわっている部長があるわけですが、それが二カ月も三カ月もかかってもまだ計画ができないというものは一体どういふわけでしょう。私はたいへん残念です。それは市長がやらせないのか、あるいは公室長が押えているのか。各部ではおそらく自分の考えている点を、是は是、非は非としてでも発表して、それぞれの意見を求めていい案を練ろうという意欲にわいておると思ひますけれども、本日の実情はもう時間が来るので皆さんのお気持ちも考えながらご協力をいただいたというよりには受け取りますけれども、各部におきます計画がそんなに時間をかかってもらつては困るし、いま公室長が少し触れましたよりな、人口フレームの問題から入つておるより

では、私どもが心配をしております新全総の発想と同じ小型版、四日市版になるおそれがある。そういう意味で、私どもはこれを事前に早く知らせていただきたいという事を申し上げたわけです。

すでに新全総は遠いところにあるのではなくて、われわれはもうすでに痛い経験をしておるではありませんか。新都市計画法のあの強力なやり方、市民不在のやり方、そしてその速度、それらについて私どもはひしひしとこの新全総の危険性を感じているのです。そういう意味において、私どもは、いまここで市民の要求にこたえたりっぱな市政をつくり上げていこうとするならば、どうしても皆さんたちがりっぱな作業をされたあとを聞いて修正するだけではなくて、私どもとともに合作をして、そしてりっぱな四日市市をつくり上げたいという、そういうことから申し上げたわけです。

人口フレームから入っているようなやり方では、私どもはそういう計画には賛成できません。新全総に対する批判もぼちぼち始めましたけれども、私どもはそういう形で計画をされる計画というものは、構想というものは、それはそれなりに間違いはないとは思いますが、いまは、特に四日市においては、人間の生活をどうするかという事が一番大きな問題なのです。それを抜きにして、新全総の下請の四日市版では、やはりまたこういう混乱した四日市市政が続いていくことを憂います。

各論にわたりますと長くなりますのでやめますが、手近な問題として、安垣議員からもちよっとご発言がありました。各論の間あるいは県との間の問題について、なかなかうまく進んでいかないことがございますので、基本構想のほかに、こういうこともお考えをいただきたいと思うのです。

たとえば、教育委員会と衛生部との間の公害対策の問題についてがやはり進んでまいりません。すでに来年度の予算で、文部省は少年自然の家を計画をしておりますが、これに対して教育委員会は積極的に文部省に働きかけて予算

を取るという活動をしたかどうかですが、これは公害については衛生部だと、学校教育の中でのことは教育委員会だといったよりなかつたことになっておるので、四日市の市民の要求に対する現実に向かうような姿勢が出てこないのではないかと思うのです。少年自然の家の千六百万の補助金がつくのでありますが、文部省は全国十カ所ぐらい予定してあるそうですけれども、少なくとも四日市には二カ所できるようにご努力をいただきたい。あるいは、グリーンスクール、移動教室等についても、すでに四日市はもうやっておるわけでありましたが、少年自然の家を利用して、この五泊六日のグリーンスクール、移動教室をぜひできるようにやっていただきたい。その他学校公害対策費として、文部省も相当に組んでいるわけでありますから、来るのを待たず、積極的に進んでやられることをお願いいたしたいと思えます。

さらに公害の患者の問題でございすけれども、来年学校に入るといふ子供が、昨今のように、なお空気が悪いので病気がちでどうも進学しないほうがいいのではないかと心配をしている親があります。それは、学校教育課に行けば、十二月ごろ医者診断書と判こを持って来てくださいということと事務的に終わるわけです。公害課へ行けば、学校教育課へ行って、入学の猶予については手続は向うですということと終わらだろうと思ひます。こういう相談を一体どこが受けたらいいのかと。

あるいは、産業界と教育の関係の問題は、前の議会で触れましたが、これは主として産業界が中心になって、農業政策上の試案という形で進めるべきだと思ひますけれども、それを促進する意味において、学校給食費の負担について、教育委員会に強く要望しておきましたから、教育委員会としては積極的に働きかけて、この問題に取り組むべきだと思ひますが、おそらく一歩も前進してないと思ひます。

土木部と教育の問題について、農道を通学路にするという、つまり生活道路の提案をいたしました。これは土木

と産業と教育の三つにわたります。それについて、どこの農道を通学道路にするということにきまりましたか、おそろく進んでいないと思ひます。私が申し上げたあとで建設省が、国のほうがこういう計画を発表しております。

あるいは、建設部と産業部については、雇用の促進について、住宅を整備するということが人に来てくれるということになるのではないかと、いつか提案したことがあります。中小企業、商店の支援をするということもただ単に補助金を出すということではなくて、こういう形でできるのではないかと、人が来ないのは公害のためではなくて、公害を出してある会社は押すな押すなで人が来ているわけですから、こういうところに建設部と産業部とが協同してやればできる余地があるのではないかと、そういう問題を申し上げます。

土木と衛生部の問題です。きわめて簡単なことでございますけれども、道路の掃除はだれがするのかということですが。社会教育関係団体であるいまの婦人会が掃除をするということの間違ひでありまして、これは簡単に土木と衛生部との間でどちらが受け持つかをきめればいいのです。これをきめるのに何年かかっているのですか。道路にたくさんごみがあります。市長は、これに対してきかない美しいには基準があるなどといって切り返しておりましたが、その姿勢がいけないのです。それが各部長、課長にわたっていついてるから、道路の掃除は土木がするのか衛生部がするのかということがきまらないで、いつまでたっても昔の婦人会のお世話にならなきゃならぬことになるわけです。厚生と教育の問題でもそうです。幼児教育においては、たいへん教育は教育委員会なりに、厚生部は厚生部なりに熱心にやっておられますけれども、市民の側の見え場合の幼児教育についての格差、あるいは機会が不均等であるという点についての問題は、これは一朝一夕にいかないにしても、これについてはいろいろな提案、答申がなされておるわけでありまして、これについて進んでおりますか、どうですか。

ついでに触れておきますけれども、社会福祉協議会の問題が出ておりましたが、これは三年も四年もかかって、社

会福祉協議会を法人化することによって一生懸命になって、やっとできたわけですが、その後旧態依然としておりますし、今度の人事についてはたいへん残念です。少なくとも近來の社会福祉は乏貧の思想でやるわけでありまして、国の基準はたいへん低いので、いまの福祉六法では救済されない点があると。それについての法外の援護をすることが主たる事業でなければならぬわけですが、福祉六法も知らない者が社会福祉協議会をやつて、それでうまくいくと思ひますか。しかも、国の基準が低いのに對して、四日市の財力は何倍あるんですか。国の基準が低いがために、生活保護法にしても、児童福祉法にしても、各法が国の基準どおりにやられてゐるから、その該当の人たちはたいへん被害を受けているわけです。四日市の財政力指数が一・三なり四なりであれば、その分の金をどこで埋めるかということですが。法的にできない法外の援護を社会福祉協議会においてボーダーライン層に対する手立てができるのです。そのことが理解されないで社会福祉協議会が今日になってゐることはたいへん残念であります。

このように、各部の間の関連がうまくいってない原因はどこにあるかということについて十分ご検討をいただきますと思ひます。

それから県、市の間につきましても、昨日病院、塩浜の病院問題について、県立の病院にしてもらうように要請していると言われましたが、そんなに簡単に県立の病院になると思われませんか。そういうことで議会を終わつても、実現しなければ何にもなりません。少なくとも十四、五万の入院、外来の患者が塩浜病院を利用しているわけです。最低少なくとも十六人から二十人ぐらゐの医者が要ります。いま四日市の病院、市立病院の医者の確保にもたいへん困難しているわけですが、県立病院になつて、はたしてそれだけの医者が確保できると思われませんか。どうしてもそれができないとするならば、あそこでは産業医学研究所が、じみでありますけれどもたいへん大きな役割りを果たしてくれました。患者側にとつても、あるいは学問的にもたいへん大きな役割りを果たしてくれましたが、そういう特殊

住みにくい町をつくるだけだということは、私ども四日市市民が痛いほど体験してきたところです。長くなりますから項目だけを申し上げます。

それから、公害についてありますが、先ほどからは、最近水質の問題がたいへん大きく取り上げられましたけれども、いまの四日市の水質で、産業上は問題がありますけれども、いま水質が悪いために命を失うことはありません。しかし、そういうことにまどわされずに、いま大事なのは四日市市民の生命をむしろいけますがガスの大気汚染の問題でありますから、これにつきましましては、たいへん国の政策も変わり、よくなってまいりましたが、これは実は自然に国の政策がよくなってきたのではなくて、この困難な四日市の風土の中で、市民が、被害者が発言をし、裁判をし、そして今日国の政策を転換させるために努力してきたのです。その過程において、公害に対する市長の九鬼語録というものができそうですけれども、何をいままで言ってきましたか。天然自然の現象で政策が変わったのではなくて、被害を受けた市民ががんばったから今日まで変わってきたのです。この際、さらに最低要求であるところの人間の生命を守ることについて、もっと誠意を持って、この際世の中も変わりつつあるとこでありますから誠意を持って対処していただきたいと思えます。

次に最も差し迫った問題は、清掃くみ取りの問題であります。これは六平議員も触れたかとも思われますけれども、いまくみ取りは、午前中半日ぐらひは断るのに、電話で断るのに精一ばいたというような日が続いております。あまりにもひどいので、市長いないかと思つて行きましたら、市長は出張でありました。どこへ出張かと言いましたら、宮崎であります。人を集めに行っているのであります。確かに中小企業、商店のための人集めも必要ですけれども、いまたちまち市民がくみ取ってほしいといつて悲鳴を上げています。そのための清掃職員を集めることになぜ努力をしないのです。しかも、これはことし初めてのことでありません。去年の八月、この問題があつて、これに対する対

処のし方として、いま直ちに給与体系を変えるわけにいかないから、これに対して上積みをして、二千三百円の一月分の給与に見合うように手当をしたらどうですかとわざわざこの私も申し上げます。それを聞かないで、この夏もまた同じことをして、毎日どれだけの車がこの夏遊んでいたと思ひますか。少なくとも職員がこうだと言ってきたときには、全部聞けとは言いませんけれども、その事情もすなおに聞いてやる。ツツと言えばカーと通ずる。そのときに初めて職員も自分の能力以上に働こうという気になるんだと思ひます。人が足りなければ、こんないい職場だからといつて、縁故募集もすることになると思ひます。こういう打ては響くような人事管理がなぜできないのです。そういうところにネックがあるから、衛生部長は人を集めることは自分の仕事ではない、守備範囲ではないといふのですか。請負わしている各市ではいまストライキが始まっております。四日市市がストライキが始まらないのは、どこに原因がありどういふ理由か知っておりますか。じいっとしんぼりして、この雨降りにも一生懸命清掃している職員、あるいはまあ与えられただけの仕事をしてあげばいいわというか、どちらか、半々ぐらいかどうか。比率はわかりませんが、そういう現状になっているのです。ほんとうに一生懸命市民の側に立つて、四日市市としての任務を果たそうとすれば、当然ストライキが起こるはずであります。無気力になっているのです。そのことは決して四日市市のためにもならないと思ひます。

それから、これだけ先ほどちょっと申し上げましたことにも関係いたしますけれども、人事課長が四年も五年も六年もいるということについては、本人もつぶしてしまふことになるし、この欠陥が至るところに出ているではありませんか。これをなぜ変えないのですか。こんなことが世の中にありますか。これをどうしてもできないとするならば市は人事委員会を置きなさい。十五万以上の都市なら置けるわけですから。そして、人事委員会においてその辺の勧告をさすという制度をとらないと、このままでは沈滞してしまつて、苦勞をしたわりには効果が上がらないようにな

るのではないかと思います。

最後に、市長の姿勢について、この前も触れましたが、今議会にもたいへん七〇年代にふさわしい議会風景にもなったり、あるいはまた市長も率直に答弁をした部面も出てまいりました。たいへんけっこうなことだと思えますけれども、それにしても四日市の港のときに、名古屋港は十倍もきたないなどといったようなこと、そういう切りかえしとか、開き直りとか、そういうことではなくて、少なくとも市民の代表ですから、そして、しかも本人は現場に行つて、そのことを確かめてきているんじゃないですか。その議員に対して、そういう切り返しをするというのは、あまりにも不遜である、傲慢であると私は考えます。その姿勢が四日市の市役所の中に流れているのではないかということ、最近しみじみ感ずるようになりました。確かに市長が生まれたときには、あるいは現在でもそうですが、小貴族出身で、宗教や道徳からの政治の解放を唱えたマキャベリーに似ているではないかというふうに言う人もあります。しかし、目的のために手段を選ばずという権謀術数を勞するようなものをマキャベリズムと言いますけれども、市長がもしそれを身につけたら私はたいへんなことになると思ひます。彼は君子論の中に、君子はシンのようにたけだけしく、キツネのようにこやかたでなければならぬと言つておりますが、あとの半面はどうも市長にはないらしうようですが、それがついてくれば佐藤栄作さんと投影がびつたり一致するのではないかと思ひます。しかし、そのマキャベリーにしても、国家を統一することを通して人民の福祉をはかるということについての理念は一貫して持つておりました。その点について、市長もその点は学ぶべきではないかと思ひます。私は、市長の経済的合理主義といふことについては、このおくれた封建前近代的な風土の中ではたいへん期待をしておりましたし、またいまでも期待はされておるでしょう。この経済的合理主義を貫くことは、私は市長の身上であらうと思ひます。しかし、それだけでは地方自治体の市長としては足りない。少なくともご承知のように、国の下請機関としての忠実に施行する任務があると同時に、もう一つは、住民から直接選ばれるわけであり、住民の生命や生活の環境を守るといふ二つの面があるわけですが、今議会で市長は会社側に立っているのではないかというご発言もありましたけれども、会社側か市民側かというものさしもあります。国側か市民側かというものさしもあるわけです。少なくともこの二つの面があるうちの会社側とか市民側とかでなくて、住民の生命や生活環境を守り抜く、そういう立場に立つて、つまり市民側の市長として、今後自分の持つてくる権力をフルに発動せられることを望みます。

いま日本では、法律にもない困難な問題について、自治体の市長がたいへん苦勞しながら、住民の側に立つて、住民の利益を守り、しあわせな社会をつくることについて苦勞している自治体がほちほちあらわれてまいりました。少なくとも四日市においては、そのような姿勢に早くなつていただいて、りっぱな四日市の建設ができますようにお願いをいたしたいと思います。

たいへん時間をはしりましたけれども、自分の考えておることだけを申し上げて、もうご答弁はけっこうです。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩をいたします。

午後〇時二十五分休憩

午後一時二十五分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これをもって一般質問は終了いたしました。

日程第二 議案第八十一号昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第三十 議案第九号工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二、議案第八十一号昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第三十、議案第九号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

ご質疑がございましたらご発言願います。

喜多野君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 議案第九号四日市斎場条例の制定についてにつきまして、ちょっとお話し上げたいと思います。この斎場の条例の制定でございますが、本件につきまして、この条例の内容を見ましてもですね、新しくつくられることでございますので、葬儀用の調度の備品とか、またそういう施設があっても、その中の調度その他の処置によつてですね、告別式等ができ、また車等も設置をしてくれ、やってくというより方法の内容には見れないわけなんです。近時、時代が発展いたしましたして、非常に高層化した建築物になっておりますし、各家庭においては葬儀というのも非常にできにくくなっておりますので、当然こういうよりな斎場ができた場合においては、そこで問題が処理されて、やはり埋葬されるというのが一般的な通例となりつつあるわけでございます。各都道府県の市町村でも、全部そういうよりな処置を、新しく新設する場合、やっておられるように見受けておるわけですが、当初の場合は、従来と変わらないようなこういうよりな方法がとられるように感じられますので、こういう点が特に条例の制定については当然必要ではないかと思われましますので、本件につきましては、一応問題提起をしておきまして、担当の常任委員会で十分検討をされることが望ましいんではないかと、このように思います。

なお、大谷墓地のほうの関係でございますが、計画どおりに整備が完了するかどうかでございますが、いろいろな要望の、地元からの問題もございまして、そういうよりなこと、うまくその条例が制定されて、出発が可能かどうかという問題が危惧されますので、そういう環境整備等もあわせて、そういう点について各委員会で検討をお願いしたいと、このように思っております。

具体的に、まあ平たいことばで言いますと、当然、火葬するだけじゃなくして、当然それについての葬儀その他の告別式の準備がすべて完了されるというよりな、近代的な方向に処置されるのが、新しくこういうよりな斎場をつくる場合は当然だというふうに考えるわけですが、こういう点についての検討は、当然委員会でされなきゃならない性格だと思っておりますので、よろしくその点のご審議をお願いいたしまして、質問にかえさせていただきます。

○議長（山中忠一君） 伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 一点だけお伺いを申し上げます。

議案第八十三号昭和四十五年度一般会計補正予算第八款土木費第七項都市下水路費中に、都市下水路管理費の二百万、これは南部の塩浜における第一排水路のしゅんせつ、続いて都市下水路新設改良費に、工事請負費としてさらに十七日公有財産購入費、これらの三点を一括してお伺いしたいと思います。

ご承知のように、一昨日も相当な集中豪雨がございまして、南部の工業地帯には、またまた浸水騒ぎがございました。二百二十一戸というのが二十時間以上も水につかかったのでございます。

私は、去る六月の議会に、同じく塩浜の駅西のほうに集中豪雨による浸水騒ぎがございました。市長にそれについての対策をお尋ねいたしましたところ、市長は、まず雨池川の能力が限度に来ておるから、その西方、丘陵地の近くに南から北への新排水路をひとつつくり。二番目には、雨池川を改良して、河岸のかさ上げとか、あるいは急カー

ブのところを直そうと。さらに、国鉄の線路が非常にこの排水をじゃまにしておるから、これをひとつ直そうと。この点については土木部長やったかと思えますがお話くださいませして、私ども非常にこれの実現方を期待をいたしておりましたところが、今回の補正予算にその点がだんだんと加味せられましたことを非常にありがたく存じておるんですが、六月の十六日に続いて、一昨日も重ねて浸水騒ぎに見舞われ、あの土地はほんとうに毎年行事のごとくに浸水があるんでございます。

この台風季を控えまして、市民、南部地区民一同は非常な不安におのいておるような状態でございますので、この予算を執行せられることによって、相当な程度に食いとめられるのであらうと思えますが、その点につきまして、どのような見解があるのか承りたいので、この点についてだけお伺いを申し上げたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） お答えいたします。

今回予算に計上をしております特別都市下水道塩浜第一排水路、いわゆる中央クリークでございますが、これにつきましては、このヘドロのしゅんせつを行なうために、関係企業のほうから全額この金を、関係企業からの負担金を財源といたしまして工事をやるわけでございます。これによりまして、中央クリークのほうのヘドロが取れますので、中央クリークのそのものの本来の姿に戻っていくではなからうかと思えます。がしかし、ご承知のような状況でございますので、完全にこれを都市下水路としては、上のほうの水をあれて受けるかどうかということについてはわれわれもまだ疑問は持っております。

それで、もう一つは、雨池川の都市下水路の改修工事でございますが、これはご承知のように、昨日の雨量が、た

しか総雨量で百三十五ミリと聞いておるんでございます。四時から五時までに降りましたのが、四日市測候所で八十五ミリ、河原田方面にございます建設省の鈴鹿の河川維持工事事務所の測定では、総雨量百八十五ミリということできのりの雨は南へ行くほど、鈴鹿に近いほど雨量は伸びております。

こういうことで、小浜町が本年になりましてから一番多く浸水いたしております。四回浸水しております。六月の豪雨、それから七月三十日の豪雨、八月の豪雨、それから今回の豪雨、四回集中攻撃を食らうておるわけでございまして、地区の住民の方々には非常に迷惑をおかけしておると。で、とりあえずのところ、本年度の当初予算の中で一部護岸のかさ上げをしたわけでございますが、ご承知のように、あの小浜町、名四からまっすぐ東へ延びまして、今度北へ雨池川、小浜町の出はずれのところ北へ曲がっております。この辺が非常にネックになっておりまして、集中豪雨のときに見ますと、あそこ頭首工が一つあるわけでございますが、大体落差が三十七センチぐらいでございます。上と下とで三十センチでございますので、この付近を、それから幅員がいま現在三メートル五十八しかあの付近でございませぬ。約四メートルでございますが、これは百四メートルぐらい下がったところから幅員がまた広くなってきておりますので、その幅員に合わせたいと。それから頭首工の位置も、農業関係者と十分連絡しながら協議して、一応変えて、小浜町への落差を、逆流をとめたい。こういうことでございまして、今回の事業といたしましては幅員を五メートル四十に広げたい、断面を、幅員でございませぬ。それから、高さは一メートル八十でございますが、そういうしまして、上からおりてくる雨量をとりあえずあそこで防ぐというところでございませぬ。

それから塩浜方面、まだいろいろ問題がございませぬが、ご質問がそれだけでございませぬので。これでまあ逆流はおそらくとまるだろうと。ところが、小浜町から出る小浜町だけの水、それから南から押してくる水がございませぬ。ちように慶応堂というお医者がございませぬが、あの付近がいつも浸水するんですが、これをどう受けとめるかと。とい

うことは、もう少しわれわれも検討させていただきまして、できるだけ早い機会にこれの解決策を講じていきたいと思ひます。と同時に、これの下へまゐりますと、いわゆる旧第二海軍燃料廠の、何と申しますか、クリーク、第二排水路と言っておりますが、クリークがございしますが、これは先般の公害防止計画の中でも、ヘドロ並びに護岸の改修等々につきまして、取り上げてもらうように前向きな姿勢で検討すると。こういうような回答もいただいておりますので、その中でひとつ取り上げていただくように、今後とも衛生部を中心にして国のほうへ働きかけていきたい。そして、塩浜方面の排水をよくしていくように今後とも努力していきたいと思ひます。

小浜町の国鉄との関係は、何回も国鉄と話し合いしておるんですが、ご承知のように、新聞でもご承知のように、国鉄は赤字をかかえておるので、とてもやないが経費負担はできないと、非常にむずかしいというのが名古屋の鉄道管理局の話でございますので、近鉄のほうは幸いにして近鉄側でやっていただきましたが、国鉄はまだ残っております。これもひとつ、もう少し国鉄とも話を詰めながら、時間が非常にかかって申しわけないんですが、近鉄はすぐんやってくれたんですけど、国鉄側がご承知のような状況で時間がかかって申しわけないんですけど、これも詰めていきます。そして、一番集中豪雨でいつもやられております小浜町、松泉町並びに御園町周辺、あの一帯の排水を何とか一日も早く解決したい。

抜本的な考え方も持っておりますけれども、とりあえずのところ、こういうところで解決していく以外にいまのところ方法ないと、こう思っておりますので、今後とも努力をしてみたいから、地区民の方々には、まあ一回、床下浸水、床上浸水等々のご迷惑をかけて申しわけございませんけれども、われわれもできる限りの努力をいたしますので、ごしんぼういただきますように、皆さま方からもよろしく願ひいたします。

○議長（山中忠一君） 伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 たいま土木部長のご回答を得たんでありますが、相当意欲を燃やしておっていただくということについては感謝をいたします。

関係の地区民は、今回のこの補正予算について非常な期待を持ち、ほんとうに刮目して待つておった予算でございますので、何とかこの予算の執行によって、長年繰り返してある、先ほど部長も申しましたように、今回すでに四回この浸水騒ぎから、あの地区を何とかして救うていただきたい。クリークのしゅんせつ、けっこうでございます。ぜひともこれもやってもらわなければならぬ。

それから、たいま予算化されようとしております雨池川の改修、これによってあの西一帯に流れこんでくる水ができるだけ防いでもらう。流れてきた水は、今度は国鉄の下を何とか打開してもらって、先のクリークに流し出してもらう。こう考えてみたときに、一番のネックは国鉄の下でございます。

土木部長あるいは市長、助役の方々のひとつ絶大なご努力を願って、国鉄の下を何とか解決してもらわなければ、この問題はいつまでたつても繰り返すことと思ひますので、この予算の執行とともに、ぜひとも国鉄下の開通をできますようにお願いをいたしまして、お尋ねを終わります。

○議長（山中忠一君） 大谷喜正君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 二問お尋ねいたします。

まず第一問は、議案第八十一号の昭和四十四年度四日市市立病院の事業決算認定についてであります。これは、やがて委員会に付託されて、いろいろと検討をさせていただくことになろうと思ひわけですが、きよりの午前中

一般質問で、川村議員の質問されましたのに、病院の事務長なり、また市長からのご答弁の内容もあったわけですが、せっかくご多用の中、三日間も連日にわたって森監査委員もご出席いただいたことでございますので、私どもの手元に資料としてちょうだいいたしております。決算審査の意見書について、ごく基本的な考え方を聞かせいただきまして、当該委員に属しております私どもの審査の資料に指針を与えていただきたいことをお願いいたします。

まず意見書の第三ページの一番下に、病院の欠損の解消につきましては「公共性と経済性の調和を確立し」云々とのようにご意見が述べられております。もともと公立病院であります以上は、その公共性を中心にして運営しているだけで、きわめて運営の衝に当たられる方々としては、たいへん心労されることではないかと思っております。そういうご意見を述べられております。

内容的に、もう少し私どもが具体的にその事例をお知らせいただきまして、そして、決算認定に対する審査の参考資料にさしていただくようなことができればしあわせに存じておりますので、ひとつできる限り、その事例についてのご説明なり、あるいはお考え方なりをお聞かせいただきたいことを思います。これが第一問であります。

第二問は、議案第八十三号第八款土木費中、第五項第四目公園費についてであります。

これは、一昨十七日、私が一般質問の中で、東洋紡あと地について関連いたしましたので、少し議長をはじめ議員各位にもあらかじめご了解をいただいたのでありますが、今回の補正予算の中に、一千四百万余の公園費として、東紡公園という名のもとに、用地買収費として計上していただいておりますので、これの買収されるという問題について今後の構想とか、あるいは財源的な措置とか、そういう多方面にわたってお考えになっていらっしゃる現段階の構想をお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 森監査委員。

〔代表監査委員（森 新八君）登壇〕

○代表監査委員（森 新八君） ただいま大谷議員さんから、私どもがこの決算意見書に表現いたしました「公共性と経済性の調和」ということについて、具体的に聞かしてほしいというおことばでございましたので、まず簡単に二例を申し上げて、ご参考に願うことができますならばです、けっこうかと思うのでございますが、ご承知のように午前中市長からも、四十四年度決算に関するこの病院運営につきまして、相当な赤字が出てまいりました関係上、何とかいまして、赤字が出るにいたしましても、額を小さくして押えることができなにかということについて、中に食いついてひとつ監査の関係を願いたいということばがございましたので、私も、あるいは考えますと、理事者の立場の中へ飛び込んでいったというよりな面も考えられないことではないのでございますが、理事者がやるべきで、監査でやるべきじゃないというよりな気持ちもしたわけでございますけれども、相当、そういう面について、食いついて、本年度はいままで私と事務局長を使いました、入ったというわけでございます。

その結果はです、具体的に一つの例を申し上げますれば、過去において、一般この使われております、使用されておりますところの薬品の関係において、これが公共入札、公共関係のために、いわゆる指名入札によって行なわれておった。ところが、それが、具体的なことばで申しますれば、私常に請負計画については、監査の場合そうしたことを常に理事者に申しておるのでございますが、ただ、もういままでの経過からいえますれば、一応段階的な関係のものばかりであると。五人なら五人の指名がされてそうしてそれが入札されると、一応一番最低線は一人の線が出てくるところが、それが第二回、予定に達しないからして第二回も行なわれると。すると、その階段がちょうどその

ひな段のように下へ下がる、またそれが五段のままで下へ下がる。こういった関係が出ておりますので、まずこの病院の薬の問題についても、特にことはひとつ赤字が大きく出てくる関係上、食い込んでみたいという気持ちを持ちましてですね、事務長もここにありまするが、そうした関係について予算を、例を調べてみて、突っ込んでひとつの四日市の状態を見た。こういうような関係から、相当そういう面にも、経済関係の面で大きくいままでの線よりは変わってきた。勢いそれがために随意契約の形をとらした。これは、私のそのいまの選考関係にもなりませんけれども。随意契約の形をとらした。こういうような面が一つのもんであり、ご承知のように、そしてこの現在の病院というものの関係が、診療報酬という一つの国の統一的な基礎に従うて行のうておりますので、この面についてはどうすることもできない。結局、こうした関係が改善されなければですね、どうすることもできないという面で、したがって、それ以外の関係によっていろいろと考えなければならぬ。赤字を防ぐための方策を考えなければならぬというような関係で、ものの、それからいろいろとその他に使われる、医療に使われるところの関係のものにつきましてもですね、買い方とか、あるいは医局に対する一つの方法として、従来のような行き方じゃなくして、先生方の了解を得て、ひとつその十分な患者のサービスといったようなものを、常に先生方の会合をもって、そうした意見を戦わしてもらうとかというような関係、あるいは新薬を採用する場合における新しい委員会等の関係をつくって、そうして、その委員会によって決定されたものでなければ、新薬等は使ってはならないというような制度も打ち立てると、いうようなふうで、こうした関係の面をいろいろ指摘しまして、そうしてやったのでございますので、その結果が、公共性もございまして、ここに川村先生も見えますけれども、一般関係のお医者さんが使っておる、使われておられますところの薬の関係ではいかなしいというような場合もございまして、病院の先生方は、一日も早くおしたいという気持ちから、新しいものが使いたいという気持ちでございまして、そうした面も

失うてはなりませんし、そういうような面と経済の関係の面とをですね、そこに調和をはかって、どうしてもやむを得ないというような場合においては、そうした新薬もやむを得ないかと。けれども、でき得る限りそうした類のものとの関係については、ひとつ十分先生方の了解を得て、そうして、ある程度の二流品と申しましょるか、その次のものによって、従来のものによって治療の方法がとられるような行き方を考えるべきだと。こういうような意味から、ここに公共性といわゆる経済性の調和をはかって行なえと、こういうふうなふうに表現したわけでございます。

どうぞあしからず。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 東洋紡績のあと地の公園としての活用についての考え方、及びわれわれの持つております計画についてご説明いたします。

本年度の予算は、国から補助対象になっておりますのが一千五百万でございまして、このうち、公有財産購入費として一千百二十二万二千円、これだけのものが上がっております。あとは事務費でございまして。

なお、今後の見通しでございしますが、やはりこの敷地は、全部で公園として活用できますのが五千九百平米でございまして、で、これの財源措置でございしますが、目下先行取得債が借りられますように、五万九千平米でございまして、失礼しました、五万九千平米でございまして、で、これの用地取得につきましましては、目下先行取得ができるように、先行取得債をお願いしてございまして、近いうちに結論が出ると思っております。

で、計画でございますが、四十五年度は、一応この補助対象といたしましては千五百万、それから四十六、四十七

年に施行工事をやりたいと思います。それから、あと四十八、四十九、五十年の間に先行取得債で先行取得いたしましたのを、国のほりに返すと、用地の取得をした場合の、返していくと、こういうふうな考え方でございます。

これにつきましては、すでに建設省のほりの認可も得ておりますので、全額国庫補助対象ということで、全額といますか、全部国庫補助対象と。まあ建設省の予算が、公園予算全国で四十五億でございますが、これの総事業費約四億三千万ぐらになるわけでございますが、これを全額見てやろうということでございますので、見通しは明るく思っております。

そういうことで、われわれもこの先行取得債の結論が出次第、直ちに東洋紡績と用地の交渉を始めます。なお東洋紡績株式会社のはりから、買収には応じますと、ただし、価格については協議いたします、協議してください。こういう市長あての文書も来ておりますので、買収できることは価格の問題を除いて確実でございますし、また価格等につきましては、一応鑑定その他の方法で私のほりも価格は決定し、また会社のはりともこれを交渉をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

私たちも、できる限り早い機会に、あの材木が取り除かれて、あそこへきれいな公園ができることを願っておりますので、今後とも努力いたします。

よろしく願います。

○議長(山中忠一君) 大谷君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 第一問の、病院決算に対する監査委員の意見書については、ただいま森監査委員からよくわかるように具体的な説明をいただいた。われわれ委員会といたしましても、いまのご答弁をよく頭に入れて審査に当たって

いきたいと思えます。これはもうどうもありがとうございました。

それから、第二問の公園費につきましては、ちよつと私が、お尋ねの範囲があまりばく然とし過ぎまして、まあ三〇%ぐらいわかりかけて、その他まだまだはっきりとつかめませんので、もう少しひとつよくわかるようにお尋ねするつもりでありますから、そのお尋ねしたことについて、ひとつ簡明でけっこうですので、ご説明を願いたい。

今回追加補正をされました一千四百万余りの問題につきましては、国の補助対象額が千五百万であるので、その範囲において買収の第一歩をしるしたんだと、まあこういうふうに聞き受けしたわけです。さらに、残されました用地費、すなわち、全部の公園敷地面積が五万九千平米になる。それに要する財源としては、先行取得債のようなことを財源として、昭和五十年年度までにこの完成をはかり、そうして資金も返済していくと。こういうふうにまあ聞き受けたいのでありますが、もし私の聞き受け方に誤りがあれば、あとからお教えをいただきたいと思っております。

で、お尋ねしたい第一点といたしまして、この面積を公園敷地として買収されました際の用途目的でございます。もちろん、緑地公園ということが銘打たれて、早くから構想の中に入っておりますので、その目的にそぐようなことはなかりと思えますけれども、ただ単に木を植えて、そして公園にするというだけの単純な公園なのか。あるいは、その公園の中に、たとえばスポーツ競技場をつくってみるとか、その他公園の中にふさわしいような施設を整備していくという構想の公園になるものか。その構想についての具体性をお尋ねしたいということが、まず第一点であります。

第二点といたしまして、その敷地面積の買収計画と、一昨十七日も一般質問でお尋ねいたしました公共下水道に伴うポンプ場の用地との関係については、なぜいまままでこのような状態に置き去りになってきたのかと。この理由について承りたいのであります。

第三問としまして、いまの部長のご答弁では、東洋紡は売る意思はあるという意志表示はされておりましたが、価格についてはまだ未定であると、こういうご説明でありましたが、価格のわからないのどどうして四億数千万という数字がはじき出されたのか、あるいは今回の補正額に一千四百何十万という金額が出てきたのか。その点についてもちょっとよくわかりかねますので、ご説明をお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） えらい申しわけございません。答弁がまずかったですので、誤解をしていただいておりますので。私の答弁が。すみません。

四十五年度に用地は一括して購入したい。それは先行取得債を得て。したがって、これはあと補助の対象でございますので。そのようにご解釈をいただきます。

四十六年度と四十七年度に、二カ年にかけて施設工事をやりたいと。公園施設の工事をやりたいと。それから四十八、四十九、五十年というのは、先行取得債で借りました金を国の補助金を得て返済をすると、こういうことでございます。そこをはっきりするひとつ。よろしゅうございますか。

それから、公園の用途目的でございますが、簡単に申し上げますと、都市公園でございます。で、したがって都市公園でございますので、都市公園にふさわしい施設をこれに備えつくと。現在このことにつきましては、いろいろ県並びに建設省とも話をしておるわけでございますが、たとえば、たとえばでございますが、運動施設あるいは芝生の広場、それから修景施設、これは公園に当然つけなければなりません。修景施設、たとえばどういりものと申しますと、池とか噴水とかいうようなもの、あるいは植樹、それから子供たちが遊ぶ遊具の施設、それから便所

等でございますが、こういうものを補助の、用地につきましては全額補助対象の了解を得ておりますが、この施設につきましては、また少し本省と詰めなければなりませんので、この辺のところは、私が申し上げましたような構想の段階でひとつご理解いただきたいと思っております。

それから公園としての買収とポンプ場としての用地の問題が、なぜ一諸にやらなければならぬのかと、ポンプ場だけどうして先にやらなければ、やらんだんかと、こういうおしかりをいただいたわけでございますが、実は、この公園につきましては、四十四年の一月三十日に公園としての計画決定をしたわけでございます。この間、多少東洋紡株式会社との間に了解をとったとらなかつたというよりいろいろないきさつがございます。私のほうと紡績との間にいろんなやりとりもあつたわけでございますが、そういう関係で、その調整に日を、手間をとつておつたということが一つ。東洋紡績は、緑地の決定がなされていなかったならば、おそらく他の何らかのものにこれを使つていんでなかりかと、売却していただくとは思いますが、その辺のところは私もわかりませんけれども、何かそういうふうなことで、多少ここで問題がございました。

それから、ポンプ場の関係でございますが、そのときにそういう関係ございまして、われわれといたしましては、買収するについては一括買収したほうが値段が安くなるのではないかと、いろいろな考え方を持っております。と申しますことは、それが一つと、えれからポンプ場との関係は、ご承知のように、昨年度でございますが、シールドの工事等もございまして、いろいろと議会でご無理をお願いをし、ご了解をいただいたわけでございますが、これと事業費との関係、こういうものも下水にはからんでおつたわけでございます。そういういろいろな関係がございまして私も最終的にはもう同じところへ二度買収に入ると、相手は一人だと、しかも用地は隣接しておると。というふうなことで、実はいまままで延ばしておつたわけでございまして、まあ近くこの買収に入れるようになるだろうというこ

とは、先行取得債の結論が出てくるだろうと、自治省のほうから。これによって、これを財源にして解決していく、こう思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、価格でございますが、これはおっしゃるとおりでございます。やはり売手と買手でございまして、われわれがかりに一万円と思ってみましても、十萬円でなければ売らぬとか、五萬円でなければ売らぬと。これはまあいろいろな公共事業をやる場合に、いろいろ問題がございますが、私といたしましては、相手は天下の東洋紡績株式会社でございます。したがって、土地、この土地が、しかも東洋紡績があそこで発祥の地でございますし、そのあとへ市といたしましては公園としてこれを利用するのでございますので、まあ価格は会社のほうではそんなに無理なこととはおっしゃらないと。一応適正な価格で売っていただけるだろうと、このように確信を持っております。また信頼もしておるような次第でございます。この点今後詰めていきたいと思っております。ただし、会社にはご承知のように簿価というのがございます。この辺がどの程度なっておるかというところが一つ問題がございますが、私のほうが買収さしていただく場合には、やはり税の問題も相当これは軽減されるということになってまいりますし、いろいろ問題がございますので、これはひとつ、私ども今後この価格の問題につきましては、十分に会社と話し合いをして、これららまずというよりなところで折り合いをつけたいと、このように思っております。まあそれには、いろいろな角度からの検討も必要でございますし、また検討もやりつつあるわけでございます。一方的にきめてしまおうというところはできません。しかしながら、ある程度の基準というものは持たなきゃいかぬと、このように思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山中忠一君） 大谷君。

「大谷喜正君登壇」

○大谷喜正君 だんだんと具体的にお示し願って、よく理解されてまいりましたが、四十五年度中に一括して買収をしてしまおうと、こういうご説明でありましたが、残された年度期間も六カ月で、その六カ月しか残らない現段階においても価格がきまっていまいということになりますと、たいへん不安定のような感も抱くわけですが、それはまあそういうお見通しがあればたいへんけっこうなことでございますので、大いにひとつ努力をお願いしたいと思います。

ところが、その会社側のほうとお話になるうえにおいて、これはご参考になるかならないかはわかりませんが、私も地元におりますものが若干耳にいたしております情報としては、これはうわさとか憶測でなくて、その関係者から直接耳にいたしたことです。情報というよりも先方のお考えだというふうに言ったほうがいいと思うんですが、なるほど東洋紡と一口に言われましても、この土地がほんとうの東洋紡でなくて、小会社といえますのか、傍系会社といえますのか、関連会社のほうに移つされていくものであります。この土地が、何年か前に、市が先方のご了解を得ずして緑地指定をしているところ、相当先方、いまの立場でいう売り主の感情が悪化している。そういうことのために、市に対する協力の速度や物の言い方もずいぶん違っているということを私は聞き受けているのであります。まあそういう過ぎ去った過去の手落ちがあったのか、あるいは手落ちがなくなっても、先方がそのように解釈していらっしゃるのか。その是非は別といたしましても、今度お話をされますときに、ご如才はないでしょうか、そういうこともよくひとつ踏まえたいと、お話し合いの参考資料にさせていただきたいと思っております。

なお、いまの土木部長のご説明であります。公共下水道の用地と公園とは性格はおのずから別個であって、財源も別であるけれども、でき得れば一括して購入したいと、この構想も無理からぬこととは思いますが、公園事業といえますのは、もとより一日も早く施設化されることが望ましいにはきまっておりますけれども、やはり地域住民の立場といたしますと、先日からも申し上げておりますように、公共下水道事業というものは、いまの橋北地内におきま

しては、明治以来の農業用水路がそのままに都市排水路に使われているというのみであって、その深刻さも他の地域にまさるとも劣らないほどの深刻さを帯びております。そういうときに、公園の用地買収と同じように抱き合い心中をしたことについては、いまさら申し上げても取り返しのつかないことではありますが、今後ともかくそういうことになりがちな行政については、十分とひとつ反省を願って、急ぐべきものはつとめて急ぎ、財政的にどういふ事情がありますかよくわかりませんが、ご検討を深めていただいたことを希望いたしますのであります。

さて、そこで、これは今回の補正予算に直接関係のないこととまことに申しわけなく思っておりますが、公共下水道のために、あそこにつくるポンプ場用地の完成期は、本年度中にこの事業と並行してできるのかできないのか、この一点だけをご答弁お願いいたします。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） ただいまのご質問、もう一度確認させていただきますが、失礼ですけど、公共事業のいや公共下水道の用地買収だけにとどまらず、工事にも着手できるかどうかと、こういうご質問と思えます。

〔「事業ということは、工事のことですね」と呼ぶ者あり〕

本年度は用地買収のみにとどまる予定でございます。来年度から工事に入ると。これは先般の一般質問のときにもそのようにご答弁をさせていただいたのと変わりございません。

○議長（山中忠一君） 大谷君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 たぶんそりであるうとは半ば想像いたしておりましたのでありますが、まあ予想が裏切られずにまこ

とに残念に思います。

これは、きのうきより浮かび上がってまいりました問題でなく、公園の敷地買収ともどもに長引いてきた原因以外にはないはずでございます。来年度とおっしゃれば、昭和四十七年の三月三十一日までが来年度であります。いまから向こう一カ年半あるわけです。一カ年半先に用地買収の完成を見て、以後ほつほついままでの速度で公共下水道を進められようといたしますと、まあ極端な表現いたしますと、十年はかかるかのようなことが想定されるわけであります。四十六ないし四十七年から十年といえますと、昭和五十六、七ごろが想定されるわけですが、そうしたことが、いままで市長なり関係理事者のほういろいろとご説明された内容とは大幅におくれていることを憂うものであります。一昨の十七日に一般質問でも申し上げましたように、このおくれている年月を、何らかの方法によって、何らかの方法といえ、とりもなおさず理事者の姿勢を、いましてこの事業の重要性に着目されて、そして一年ないしは一年半の期間を短縮させるといふだけのひとつ努力を願いたいと思えます。まあ今後の期間を要する問題でありますから、ここでお約束してくれという。私のほうが無理でありますから、そこまでも申しませんが、決して私どもはだだをこねたようなものの申し方でなくて、やはり筋道は筋道を立てた希望を申し述べるのが正しいかと思えますので、十分ひとつご留意を願いたいと思えます。

次に、いまの公園の問題の本質にさかのぼりますが、木を植え、池をつくり、噴水のようなものをでかし、さらに遊具のような施設をも並行して進めていきたいと。こういう構想の一端を述べられたのでございますが、なるほどその施設あるいは環境を整備されることについても、まことにけっこうとは思いますが、あまりにも五万何千平米という広い土地に芝生を植え、プランコをつくり、池をつくり、噴水をつくったのでは、いまの時代にマッチせぬような公園構想の姿ではないかと思っております。とりわけ、市内の各地を見わたしても、いま旧市内と名のつく個所

に何万坪という広い土地は見いださうにもなかなか見出し出すことができないのであります。周辺部へ参りますればいざ知らず、そういった貴重なところに、いま市民が、広場として、あるいは公園施設の一端として、何を求めるであらうかということ、市長や関係理事者だけでなく、少なくとも広く世論にその必要の施設をアンケートをとるか、その他の方法を講じて、いまの市民が、これからの人たちが、何を求めているのではあるうかということ、ひとつ十分に認識を深めていただきまして、そういう人々の好む姿をよくつかんだうえにおいて、施設を計画の中に加えていただきたい。ということもあわせてこの機会に希望いたしておきます。

以上であります。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第八十一号ないし議案第九十九号を関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によってご了承願います。

付託議案一覧表

（昭和四十五年九月定例会）

○総務衛生委員会

議案第八一号 昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第八三号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第二号）

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第一款 議会費

第二款 総務費

第四款 衛生費

第九款 消防費

第二条及び第三条

議案第八四号 昭和四十五年度四日市市基金特別会計補正予算（第一号）

議案第八七号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部改正について

議案第八八号 四日市市税条例の一部改正について

議案第八九号 四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正について

議案第九〇号 四日市市斎場条例の制定について

議案第九一号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第九二号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する事務の受託に関する協議について

議案第九三号 町及び字の区域並びに名称の変更について

議案第九四号 町及び字の区域の変更について

議案第九五号 町の区域の変更について

議案第九九号 工事請負契約の締結について

議案第一〇〇号 工事請負契約の締結について

- 議案第一〇一号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇二号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇三号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇四号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇五号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇六号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について
- 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第八三号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第三款 民生費

第一〇款 教育費

第一款 災害復旧費中

第三項 文教施設災害復旧費

○産業水道委員会

議案第八二号 昭和四十四年度四日市市水道事業会計決算認定について

議案第八三号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第六款 農林水産業費

第七款 商工費

第一款 災害復旧費中

第一項 農林水産施設災害復旧費

議案第八六号 昭和四十五年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

○建設委員会

議案第八三号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第八款 土木費

第一款 災害復旧費中

第二項 土木施設災害復旧費

議案第八五号 昭和四十五年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)

議案第九六号 市道路線の認定について

議案第九七号 市道路線の廃止について
 議案第九八号 市道路線の一部廃止について

○議長（山中忠一君） 次に、本日まで受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配布いたしました文書表のとおりであります。それぞれ一覽表記載の関係常任委員会に付託いたします。

受理番号	件名	付託委員会
請願第一一号	坂部が丘に郵便局、警察官派出所の建設について	総務衛生
陳情第二一号	民間委託業者のし尿処理料値上げについて	総務衛生
陳情第二二号	市立山手中学校管理棟、特別教室の増改築について	教育民生
陳情第二三号	国道一号线の市立富田中学校入口に信号機設置について	建設
陳情第二四号	市内県地区の文教地区指定について	建設
陳情第二五号	市内下海老町に上水道の早期布設について	産業水道
陳情第二六号	市内諏訪町国道一号线一番街入口横断歩道に信号機設置について	建設
陳情第二七号	塩浜小中学校通学路に信号機設置について	建設
陳情第二八号	塩浜小中学校通学路補修並びに安全施設設備設置について	建設
陳情第二九号	市内磯津町にプール設置について	教育民生

○議長（山中忠一君） この際ご報告を申し上げます。

目下、産業水道委員会において審査中の県立四日市専修職業訓練校に対する建設費補助について、及び建設委員会において審査中の近鉄電車の高花平乗り入れについての陳情は、それぞれ取り下げの申し出がありましたから、ご了承願います。

○議長（山中忠一君） この際、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お疲れのところたいへんおそれ入りますが、集中豪雨による被害状況と、若干私の本会議中における説明で足りなかった点がございましたので、本会議は済んでおりますが、補足をさせていただきたいと、さように思います。

まず、あのほりで申し上げました点でございますが、吉垣議員のご質問の中に、児童手当を国がやらなかった場合には市でやる気があるのかないかというお話でございました。私は、簡単にやる気ありませんとだけ申し上げましたが、それだけではまるきり棒を折ったような話でございますので、その点少し補足をさせていただきたいと思っております。

かねがね申し上げておりますように、また議会でもたびたびご要望がございました遺児手当、あるいは交通遺児手当、児童手当、あるいは老人手当といろいろのご要望がございましたが、すべてこれらは、一応施設の充実をまず第一に心がけたいということを申し上げました点と、児童手当につきましても、まあ国がやるとかやらぬとかいって、

佐藤首相の指示で四十六年度から出発するといふようなことは言っておりませんが、それにいたしましたとしても、私がかねて申し上げておりますように、施設をつくるということの以外に、児童手当というものの社会福祉事業の中における位置づけということが、私は考えなければならぬ問題であると、さように思っております。社会福祉のいろいろの問題の中において、児童手当はそんなに重要であるかどうかと。もちろん重要なものであつて、先進国で行なわれておりますが、たびたび議会でも申し上げましたように、老人国にならうとしておるような現状の中において、老人が大ぜい、自殺者の五〇%以上が老人であると。また世界で一番社会福祉の進んでおるスウェーデンで老人の自殺が一番多いことを見ましても、老人の問題は非常にいろいろな問題を含んでおります。そして、死んでから幾日もわからんだというような問題も老人にあるというような次第でございますので、老人のような問題が、社会福祉事業の中においては、やはり児童手当より現在の時点においては先行して考えるべきもんじやないかというような考え方を持っております。

したがいまして、児童手当は一応やることを考えておらないと申し上げましたのは、そういうように、社会福祉の中の事業について思いをいたしました点のお断わりでございますので、ご了解を賜りたいと、さように思ひ次第でございます。ことが足りません点でしたことを補正をさせていただきます。

次に集中豪雨による被害状況の問題でございますが、去る十七日早晩、市の南部に局地的な災害をもたらしました集中豪雨による被害状況と、その災害対策につきまして、概要をご報告申し上げます。

今回の災害は、異常低気圧が本土を通過し、秋雨前線を刺激したことによるものでございまして、四日市測候所の観測によりますと、午前四時から五時の間に八十一ミリの雨量を記録し、内部、河原田、塩浜、日永地区を中心に、川島、神前、桜地区等の一部において小河川の決壊、溢水による床下浸水、道路の損壊、田畑の冠水、及び山くずれ

等の被害が生じました。

各被害地区からの状況連絡によりまして、午前九時、災害対策本部を設置いたしました。河川の危険個所の補強作業及び決壊個所の復旧を行ないますとともに、即刻浸水家屋のくみ取り、消毒、並びに清掃作業を実施いたしましたのであります。

現在までに判明いたしました被害状況は、次のとおりでございます。

一、負傷者、三名。二、被害家屋、全壊一戸、床上浸水二戸、床下浸水五百四十九戸。三、土木施設関係、道路六十八カ所、被害額一千一百三十六万六千円。橋梁一カ所、被害額八十万円。河川二十八カ所、被害額七百四十七万七千円。その他路面復旧、水防資材被害額三百五十一万九千円。四、農村施設関係、田畑冠水等二十一ヘクタール、被害額四十四万四千円。農道水路等の決壊、被害額一百一十萬円。五、その他、市有地損壊二カ所、被害額八十万円でございまして、負傷者三名は、内部地区の昭和坂におきます山くずれによる家屋の倒壊で、笹川幸臣氏ほか二名の一家三人重軽傷の惨事によるものでございまして、床上浸水は、内部東原町及び四郷小林町における一カ所で、これら被災者の方々に対しましては、前回は準じてさっそくお見舞いの金品をお届けしたのであります。

以上今回の災害状況と応急対策につきましてご報告申し上げますが、復旧事業費等災害関係係費につきましては、被害確定後補正予算でご審議をお願いいたしたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来たる二十五日午前十時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時三十二分散会

昭和四十五年九月二十五日

四日市市議会议定例会會議録（第五号）

四日市市議會

○議事日程 第五号

昭和四十五年九月二十五日(金) 午前十時開議

第一 議案(議案第九〇号 四日市市斎場条例の制定について)の訂

正について

承 認

第二 議案第八一号 昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業決

算について

委員長報告・質疑、討論、議決

第三 議案第八二号 昭和四十四年度四日市市水道事業会計決算認

定について

〃 〃、〃、〃

第四 議案第八三号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算

(第二号)

〃 〃、〃、〃

第五 議案第八四号 昭和四十五年度四日市市基金特別会計補正予

算(第一号)

〃 〃、〃、〃

第六 議案第八五号 昭和四十五年度四日市市公共下水道特別会計

補正予算(第一号)

〃 〃、〃、〃

第七 議案第八六号 昭和四十五年度四日市市水道事業会計第一回

補正予算

〃 〃、〃、〃

第八 議案第八七号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員因公

務災害補償に関する条例の一部改正について

〃 〃、〃、〃

第九 議案第八八号 四日市市税条例の一部改正について……………委員長報告：質疑、討論、議決

第一〇 議案第八九号 四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正について……………

第一 議案第九〇号 四日市市斎場条例の制定について……………

第二 議案第九一号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………

第三 議案第九二号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する事務の受託に関する協議について……………

第四 議案第九三号 町及び字の区域並びに名称の変更について……………

第五 議案第九四号 町及び字の区域の変更について……………

第六 議案第九五号 字の区域の変更について……………

第七 議案第九六号 市道路線の認定について……………

第八 議案第九七号 市道路線の廃止について……………

第九 議案第九八号 市道路線の一部廃止について……………

第二〇 議案第九九号 工事請負契約の締結について……………

第二一 議案第一〇〇号 工事請負契約の締結について……………

第二二 議案第一〇一号 工事請負契約の締結について……………

第二三 議案第一〇二号 工事請負契約の締結について……………

第二四 議案第一〇三号 工事請負契約の締結について……………

第二五 議案第一〇四号 工事請負契約の締結について……………

第二六 議案第一〇五号 工事請負契約の締結について……………

第二七 議案第一〇六号 工事請負契約の締結について……………

第二八 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について……………

第二九 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について……………

第三〇 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について……………

第三一 議案第一一〇号 人権擁護委員の推薦について……………

第三二 議案第九号 医療保険制度の改革に関する決議について……………

第三三 委員会報告第八号 請願書審査結果報告……………採否決定

第三四 委員会報告第九号 陳情書審査結果報告……………

第三五 委員会報告第一〇号 陳情書審査結果報告……………

第三六 委員会報告第一一号 陳情書審査結果報告……………

○本日の会議に付した事件

日程第一 議案(議案第九〇号 四日市市斎場条例の制定について)の訂正について

日程第二 議案第八一号 昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

日程第三 議案第八二号 昭和四十四年度四日市市水道事業会計決算認定について

- 日程第四 議案第八三号 昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算(第二号)
- 日程第五 議案第八四号 昭和四十五年度四日市市基金特別会計補正予算(第一号)
- 日程第六 議案第八五号 昭和四十五年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 日程第七 議案第八六号 昭和四十五年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 日程第八 議案第八七号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 日程第九 議案第八八号 四日市市税条例の一部改正について
- 日程第一〇 議案第八九号 四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正について
- 日程第一一 議案第九〇号 四日市市斎場条例の制定について
- 日程第一二 議案第九一号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第一三 議案第九二号 議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償に関する事務の受託に関する協議について
- 日程第一四 議案第九三号 町及び字の区域並びに名称の変更について
- 日程第一五 議案第九四号 町及び字の区域の変更について
- 日程第一六 議案第九五号 字の区域の変更について
- 日程第一七 議案第九六号 市道路線の認定について
- 日程第一八 議案第九七号 市道路線の廃止について

- 日程第一九 議案第九八号 市道路線の一部廃止について
- 日程第二〇 議案第九九号 工事請負契約の締結について
- 日程第二一 議案第一〇〇号 工事請負契約の締結について
- 日程第二二 議案第一〇一号 工事請負契約の締結について
- 日程第二三 議案第一〇二号 工事請負契約の締結について
- 日程第二四 議案第一〇三号 工事請負契約の締結について
- 日程第二五 議案第一〇四号 工事請負契約の締結について
- 日程第二六 議案第一〇五号 工事請負契約の締結について
- 日程第二七 議案第一〇六号 工事請負契約の締結について
- 日程第二八 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について
- 日程第二九 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について
- 日程第三〇 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について
- 日程第三一 議案第一一〇号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第三二 議案第九号 医療保険制度の改革に関する決議について
- 日程第三三 委員会報告第八号 請願書審査結果報告
- 日程第三四 委員会報告第九号 陳情書審査結果報告
- 日程第三五 委員会報告第一〇号 陳情書審査結果報告
- 日程第三六 委員会報告第一一号 陳情書審査結果報告

○出席議員(三十九名)

小	訓	北	喜	加	大	大	岩	伊	伊	伊	伊	荒	天	味
林	覇	村	多	藤	谷	島	田	藤	藤	藤	藤	木	春	岡
哲	也	与		定	喜	武	久	信	太	泰	金	武	文	一
夫	男	市	等	男	正	雄	雄	一	郎	一	一	治	雄	郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

宮	松	増	前	日	日	早	服	長	野	生	豊	坪	辻	志	坂	後	小
田	島	山	川	比	沖	川	部	谷	崎	川	田	井		積	上	藤	林
	良	英	辰	義	武	正	昌	鐸	貞	平		妙	誠	政	長	藤	喜
勇	一	一	男	平	男	夫	弘	元	芳	蔵	稔	子	二	一	郎	郎	夫
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員(五名)

○議事説明のため出席した者

市立四日市 病院事務長	次長	教育委員 長	教育委員 長	副収入役	建設部長	土木部長	衛生部長	厚生部長	産業部長	税務部長	総務部長	市長公室長	収入役
村山了君	滝川伝之助君	西川棟伍君	龍池清真君	村木喜代次君	園浦和己君	三輪喜代司君	中山英郎君	小西忠臣君	阿南輝彦君	伊藤涼一君	平井清三君	谷沢文男君	庄司良一君

市助役	市助役	市助役
九鬼喜久男君	岩野見齊君	加藤寛嗣君

笠田七衛君	川村潔君	高橋三君	谷口專九君	藤井泰治郎君	山本勝君	山中忠一君	山口信生君	山本信生君	安垣勇君	六平豊司君
-------	------	------	-------	--------	------	-------	-------	-------	------	-------

○出席事務局職員

水道事業管理長	城井義夫君
次長	菊地英也君
技術部長	加藤弘君
消防長	富山光三君
消防次長	金田妙弘君
代表監査委員	森新八君
事務局長	鴛野正和君
次長	森正太郎君
議事係長	小坂靖君
書記	柴田静良君
書記	板崎大之丞君

午前十時四分開議

○議長（山中忠一君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は三十五名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第五号により取り進めたいと思えますから、よろしくお願いいたします。

日程第一 議案（議案第九十号四日市市斎場条例の制定について）の訂正について

○議長（山中忠一君） 日程第一、議案の訂正についてを議題といたします。

市長から、議案の訂正の理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 本日の会議に先立ちまして、去る九月十四日に提出いたしました議案第九十号四日市市斎場条例の制定についてを考慮いたしました結果、その一部を次のとおり訂正いたしたいと存じますので、ご了承賜われますようお願いを申し上げます。

訂正箇所は、同条例第三条中の「四日市斎場」の名称を「北大谷斎場」といたしたく、また、同条第三号の次に「塩浜斎場」を加え、訂正いたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） ただいま議題となっております議案の訂正については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、議案の訂正については、これを承認することに決しました

日程第二 議案第八十一号昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び

日程第三 議案第八十二号昭和四十四年度四日市市水道事業会計決算認定について

○議長(山中忠一君) 次に、日程第二、議案第八十一号昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び日程第三、議案第八十二号昭和四十四年度四日市市水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務衛生委員長にお願いいたします。

大谷君。

〔総務衛生委員長(大谷喜正君)登壇〕

○総務衛生委員長(大谷喜正君) 総務衛生委員会に付託になりました議案第八十一号昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本決算の審査にあたりましては、理事者側から詳細な説明を求め、慎重な審査を行なったのでありますが、本案を認定すべきものと決定いたしました次第であります。

以下、その審査の経過の概要をご報告いたします。

まず、収益的収入及び支出を比較いたしますと、医業収益における患者数の減少にもかかわらず、収入における予算の執行率は二〇二・一三%となっており、これは投薬、注射、検査等、診療内容の向上によるものであります。支出におきましては、六億七千四百七十九万九千九百九十九円となり、七千三百七十七万五千三百六十一円の損失額を生じたのであります。これは内科及び整形外科における医師の交代、未熟児センターの未開設、及び人件費その他の諸経

費の増加によるものであります。この結果、累積損失額は一億六百七十八万三千九百十八円となりました。次に、期間外収入及び支出におきましては、昭和四十三年度診療報酬請求の追加分及び固定資産売却収益七十二万五千七百二十八円、費用は、過年度診療報酬請求の減額六十六万三千五百三十三円を生じたので、繰越欠損金においてこの額が増減されております。

次に、資本的収入及び支出におきましては、支出額八千九百六十九万五千三百三十八円となり、内科診療室改造工事が着手できなかったことによる未執行が一十二百五十四万一千四百六十二円となっておりますが、これらの資本的支出をまかなうための財源は、出資金三千二百三十六万二千七百五十八円、長期借入金五千六百五十万円、その他六万一千三百五十二円となっており、この結果十四万五千四百二十八円の資金不足となり、これを期末留保資金で補てんしているであります。

また、資本剰余金については、寄贈などに伴う二百八万円が増加し、累計二百七十七万七千五百円が翌年度に繰り越されております。

以上が決算の概要であります。欠損金を中心として、公立病院の経営状況、看護体制の問題について種々論議されたのであります。理事者からは、現行医療制度と診療報酬体系に起因する公営医療機関における経営の悪化はもはや全国的な傾向であり、今後の病院対策としては、看護体制の確立、未熟児センターの開設、医師対策等、医療内部の充実に意を用い、あわせて赤字の解消に努力したいとの説明がございましたが、看護婦対策として、進歩の養成につき、その待遇等の問題について検討を加え意を用いるべきである。また保育施設等環境の整備に十分配慮をすべきであるとの強い意見がありました。

当委員会といたしましては、監査委員の意見を適切なものと思料し、今後の運営に十分反映し、公立病院の本来の

使命に取り組み、市民の健康の増進と地域社会の医療内容の向上につとめられるよう強く要望いたしました。

何とぞよろしくご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 次に、産業水道委員長にお願いいたします。

山本君。

〔産業水道委員長（山本勝君）登壇〕

○産業水道委員長（山本勝君） 産業水道委員会に付託になりました議案第八十二号昭和四十四年度四日市市水道事業会計決算認定について、その審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

本決算の審査にあたりましては、理事者より詳細な説明を求め、慎重な審査をいたしましたのでありますが、監査委員各位のご意見にもありましたように、決算書及び付属書類は地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、この計数は正確であり、本年度の財政状態と経営成績を適正に表示されており、当年度未処分利益剰余金五千六十八万五千六百六円のうち減債積立金四千八百万円を充て、残額二百六十八万五千六百六円が翌年度に繰り越されており、特に理事者より、本年度は第二期拡張事業の最終年度に当たり、かつ第三期拡張事業の初年度であり、これらの事業を両立せしめながら市民生活に寄与するよう努力した。また、漏水防止による有収率の上昇及び夏季の最需要期に晴天が続いたため、年間総配水量は二千四百六十四万五千六百一十トンに達し、給水収益は予算額を上回る五億二千九百九万八千四百八十五円となったのであります。

また、水源の汚濁については、各種産業廃水などによる河川の汚濁、汚染と関連をして、水源の水質は年とともに悪化しつつありますので、水源の監視を一層強化して、汚染の早期発見につとめるとともに、水質検査を絶えず行なっているのであります。

さらに、本年度は、第二期拡張計画のすべての事業が計画どおり完成し、順調に進展いたしました。財政面では資本的支出費などの増高により相当圧迫を受け、ますます苦しい経営がいられており、料金値上げなどによる住民負担は、諸物価対策、生活費への圧迫などの見地から極力抑制し、料金改定時期の延伸についてできる限り努力したいとの説明がなされたのであります。本委員会は、本年三月定例会において、市長が、水道料金については四十六年六月に値上げしたいという発言にこだわらず、その時期をでき得る限り延伸するため、将来の財政運営計画に万全を期するとともに、さらに経営の合理化に一層の努力をされるよう要望いたしました。本案を原案どおり認定すべきものと決定いたしましたのであります。

よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） これをもって委員長報告に対する質疑を結びたいと思います。

おわかりいたします。これら二件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。

これより議案第八十一号及び議案第八十二号の二議案を一括採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第八十一号昭和四十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び議案第八十二号昭和四十四年度四日市市水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第四　議案第八十三号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第二号）、なし

日程第三十　議案第九号工事請負契約の締結について

○議長（山中忠一君）　次に、日程第四、議案第八十三号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第二号）、なし日程第三十、議案第九号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務衛生委員長にお願いたします。

大谷君。

〔総務衛生委員長（大谷喜正君）登壇〕

○総務衛生委員長（大谷喜正君）　総務衛生委員会に付託になりました議案第八十三号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第二号）中関係部分ほか二十一議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る二十一日、二十二日、二十四日の三日間にわたり、関係議案について理事者の詳細な説明を聴取し、慎重な審査を行なったのでありますが、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり承認いたしました次第であります。

以下、その経過の概要と要望のありました諸点について申し上げます。

議案第八十三号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第二号）中、第一条歳入歳出予算、歳出関係部分からご説明いたします。

第一款、議会費の補正は、議員報酬の改訂に伴う追加でありまして、別段異議はありませんでした。

第二款、総務費の補正は、特別職並びに各種委員の報酬の改訂、国庫補助決定による通学道路整備事業費等の追加がおもなるものでありまして、別段異議はありませんでした。

第四款、衛生費の補正は、末永塵芥処理場の補修費、北部清掃団地進入路工事費、及び覆土整地に要するブルドーザーの借上料等がおもな追加であり、第九款、消防費の補正は、退職手当の追加、及び集中豪雨による水防資材費の追加がおもなるものであります。現消防庁舎の修理に関連して、現庁舎の位置並びに移築の問題について質疑があり理事者から、本部と署の併設の建物としては、将来用地が狭隘になると予想されるので、今後十分に研究を加えていきたいとの説明がありましたほか、別段異議はありませんでした。

次に、歳入におきましては、歳出各款にかかる特定財源、市税増収分、並びに前年度繰越金をもって収支の均衡がはかられているのであり、第二条債務負担行為の補正、第三条地方債の補正についても、別段異議はありませんでした。

次に、議案第八十四号本市基金特別会計補正予算（第一号）は、中央緑地事業寄付金三千万円を財政調整基金に積

み立てようとするものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第八十七号及び議案第九十一号の二議案は、関係法令の改正に伴い、議会の議員その他非常勤職員、消防団員等にかかる公務災害補償について所要の改正を行なうものであり、議案第九十二号は、三泗伝染病隔離病舎組合等における非常勤職員のうちその一部を委託しようとするものであり、別段異議はなかったのですが、認定委員会の組織について十分検討を加えるべきであるとの意見がありました。

次に、議案第八十八号本市市税条例の一部改正案は、市街化区域の決定に伴う都市計画税の課税区域の改正であり議案第八十九号本市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例等の一部改正案は、関係法令の改正に伴い利率などの表示を年利建てに改正しようとするものでありまして、いずれも異議はありませんでした。

次に、議案第九十号本市斎場条例の制定案は、北大谷の斎場の供用開始に伴い、施設の設置及び管理等について、必要な事項を定めようとするものでありますが、四日市斎場という名称の問題、火葬場の廃止に伴う交通事情の問題また、悪臭となっている朝明墓地公園の問題等について、長時間にわたり活発な議論がかわされたのであります。すなわち、四日市斎場の供用開始に伴い、火葬場の廃止される地域等、市民の地理的な条件は悪化するが、この際、市として送迎用のバスを配備すべきである、また、過日の本会議において質問のあった、斎場に告別式等の可能な施設を配置する考えはないか等々の意見が出されたのでありますが、これに対して、理事者から、名称については何ら固執するものではない、また、送迎用のバスについては、運用上非常に困難な状態にある、斎場内の施設については、二次的な施設として考慮しているとの説明がありました。当委員会は、特に市長、岩野助役の出席を求めただけでしたところ、送迎用のバスについては、今後十分研究したいと説明がありました。当委員会は、送迎用のバスについては、市民の地理的条件の変化に対応するため実施するという前向きな姿勢で検討されること、斎場に告別式が可能な

施設の設置については、早急に実現されること、以上二点を強く要望いたしました。

なお、本議案に関連して、朝明墓地公園の問題について、市の北部地域の住民が待望しているにもかかわらず、まだにその緒につけないということは、不均衡ではないかという強い意見が出されたのであります。これに対して、市長から、この問題については、早急に設立準備委員会を開催して、協議を行ない、その結果、広域行政的な処理が困難であれば、市単独でも実現するよう努力したい、との答弁がありました。当委員会は、過去の経緯から見て、早急に実現するため、本年中に市の態度を決定されるよう条件を付した次第であります。

なお、審査の過程において、先ほど各位ご了承の名称及び位置についての訂正について、理事者から申し出がありましたことをご報告申し上げます。

次に、議案第九十三号ないし議案第九十五号の三議案は、住居表示整備事業の実施、土地改良事業の施行により、町及び字の区域並びに名称を変更しようとするものでありまして、いずれも異議はありませんでした。

次に、議案第九十八号ないし議案第九十九号の十二議案は、庁舎建設にかかる給排水施設等四工事、市立橋北中学校ほか四校にかかる校舎改築工事、常磐ポンプ場にかかる雨水ポンプ設備、及び上屋工事に關する請負契約案であります。が、工事請負契約については、過去においても、入札制度上の問題をはじめとして、相関連する諸問題について種々議論され、そのつど適切な執行がなされるよう強く要望してきたことは、各位すでにご承知のことです。今回の契約案につきましても、指名業者決定の方法、入札の結果、並びに関連する諸問題について質疑があり、特に市長、加藤助役の出席を求め活発な議論がかわされたのであります。これに対して、理事者から、現行入札制度については、全国的に採用されている一般的な制度であるとの説明がなされたのであります。しかし、指名審査会制度の問題、指名競争入札が随意契約かという契約方法上の問題について、いま一段の創意ふりと努力をはかるべきで

はないか、また、議会独自の立場から、制度上の諸問題について調査研究をする機関を設置して究明すべきではないか、という強い意見が出されたのでありますが、当委員会といたしましては、この際、議会から再三にわたって要望されてきた疑義や、適正を欠くがごとき論議が生じないよう万全の処置を講ぜられますよう強く要望を付した次第であります。

以上、当委員会における審査結果のご報告といたします。よろしくご審議のうえ、ご賛同を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。
伊藤信一君。

〔教育民生委員長（伊藤信一君）登壇〕

○教育民生委員長（伊藤信一君） 教育民生委員会に付託されました議案第八十三号昭和四十五年度四日市一般会計補正予算（第二号）の歳出第三款民生費、第十款教育費、及び第十一款第三項文教施設災害復旧費につきまして、当委員会は、去る二十一日に委員会を開き、慎重に審査を行なったのでございます。

その結果、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり承認いたしましたのでありますが、審査の過程におきまして、次の事項を要望いたしました次第であります。

- 一、少年スポーツ活動に対する助成内容を関係者に周知すること。
- 一、スポーツ少年団に対し適切な指導を行ない、その健全育成につとめること。
- 一、児童遊園、児童広場に備える遊具の補助対象ワクを拡大すること。
- 一、子供広場のための土地取得及び民間児童遊園の買い上げを検討すること。

一、国の災害救助法が適用されない災害に対する救助の基準を確立すること。

一、県立学校に対する助成には慎重であること。

一、文部省においては、来年度学校の公害対策費を相当予算化しているようであるので、それぞれの項目に従ってこの予算獲得に努力すること。

一、四日市市の公害の実情を考え、県立養護学校の招致に一段と努力すること。

一、校舎建築における債務負担行為の活用を検討すること。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 次に、産業水道委員長にお願いいたします。

山本君。

〔産業水道委員長（山本勝君）登壇〕

○産業水道委員長（山本勝君） 産業水道委員会に付託になりました関係議案について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第八十三号昭和四十五年度四日市一般会計補正予算（第二号）中第六款農林水産業費の補正は、米生産調整特別対策事業費のほか、北伊勢広域営農団地基幹農道整備事業調査設計費、及び新たに県費補助割当が決定した磯津漁港関連道新設事業費などがおもなものであり、第七款商工費は、来たる十月、シドニーにおいて県市共催の物産観光展事業費負担金などであり、ともに別段異議なく原案どおり承認いたしました。

次に、第十一款災害復旧費中第一項農林水産施設災害復旧費の補正は、いずれも過般の集中豪雨による復旧費でありまして、これについては、当委員会は、去る八月三日、市長に県単独土地改良事業及び市単独事業について、地元

負担率の軽減を要請いたしました。これにより、県単小災害復旧事業の地元負担率四九〇を二〇〇に、市単災害復旧事業の地元負担率三五〇を二〇〇にそれぞれ軽減されたのはじめ、各事業費の地元負担率を軽減されたことに敬意を表するとともに、なお今後も耕地課関係の各事業について、地元負担をさらに軽減していくための配慮を要望いたしました。本案を原案どおり承認いたしました。

次に、議案第八十六号昭和四十五年度四日市市水道事業会計第一回補正予算につきましては、別段異議なく承認いたしました。

よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（山中忠一君） 次に、建設委員長にお願いたします。

増山君。

〔建設委員長（増山英一君）登壇〕

○建設委員長（増山英一君） 建設委員会に付託になりました議案第八十三号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第二号）中関係部分ほか四議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

当委員会は、去る二十一日委員会を開会、関係議案について理事者の詳細な説明を聴取し、慎重な審査を行なったのでありますが、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり承認いたしました次第であります。

まず、議案第八十三号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第二号）中歳出第八款土木費の補正は、道路橋梁費における山分松寺線の舗装工事費、新三滝橋橋梁整備事業費、都市計画費における浜田第二地区画整理事業費子西八王子線立体交差工事費の追加、東紡公園の用地買収費、及び松原公園の施設整備費、都市下水路費における落合排水路新設工事費等の国庫補助の決定に伴う追加がおもものでありまして、特に論議の中心となりましたのは、

次のとおりであります。

八王子線廃線に伴い、松本昌栄線は交通渋滞が予想されるので、その対策として待避場所等の設置を検討するよう要望いたしました。また、本年四月区画整理課を新設し、西浦土地地区画整理事業、その他新都市計画法の施行に関連して、組合施行による区画整理の指導、促進をはかっておりますが、今回中川原土地地区画整理事業調査負担金及び南部丘陵土地地区画整理事業精算金交付金等計上せられ、今後ますます増加の一途をたどる当事業に対し、これが円滑かつ合理的な運営をはかるために、実施体制の強化はもちろんのこと、助成についても内容を明文化するようとの強い意見がありました。

次に、第十一款災害復旧費中の土木施設災害復旧費の補正は、去る六月、七月の集中豪雨による応急仮工事費がおもなものでありまして、別段異議はありませんでした。

次に、議案第八十五号昭和四十五年度四日市市公共下水道特別会計予算（第一号）の補正は、業務費における雨池・阿瀬知排水場の雨水用自動除塵機塗装工事費、朝明処理場進入路舗装工事費、建設改良費における国庫補助対象事業費の決定に伴う減額補正等の追加がおもなものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十六号市道路線の認定、議案第九十七号市道路線の廃止、議案第九十八号市道路線の一部廃止について、以上の三議案いずれも別段異議はありませんでした。

以上、建設委員会に付託になりました各議案の審査結果報告といたします。何とぞよろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山中忠一君） 以上で、各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。

伊藤君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 大谷総務衛生委員長のご報告に対し、ご質問申し上げます。なお、内容によりましては、理事者の方からご説明を伺いたいと思います。

一般質問の際に、大谷議員が病院の問題をご質問になられました、それに対して森監査委員から答弁がございましたが、その内容の中に、問題の薬の購入に際して、これまでは指名競争入札であったのが、それを随意契約にかえて、相当の効果があつたようにご報告があつたのでございますが、また、一般質問の中で、私が地元業者の育成ということをただしましたし、なお、同僚の小林議員からもそういった問題が出ております。

ただいま総務衛生委員長の報告の中に、競争入札にも一つの問題がある、あるいは指名審査会にも問題があるのじやないか、あるいは随契にも一つの問題があるのじやないかというような感じを受け取つたんでございますが、ご承知のように上野の議会でも、地元業者育成ということで、指名競争入札を避けて随契にして、幹部が処分を受けておることが新聞で報道されております。また、四日市のこの指名あるいは入札、そういった問題にも談合とかいろいろの問題がまあ言われておりますので、こういった問題が委員会で取り上げられて審議されたということは、非常に私にはけっこうであると思えます。

しかし、いましてこの審議の内容を、こういう問題の出たときでございますので、いまして詳しくこの内容をお聞かせいただければありがたいと思えますし、なおまた、委員長の発言にありましたように、この問題だけをもう一度議会側で検討してみる必要があるというよりなことも発言されておりますので、いざにいたしましても、この問題をいまして詳しくご報告をいただきまして、私たちが十分これを検討させていただけると、こう思いますので、非常

にややこしい内容をご報告願うということは非常にたいぎでございますけれども、わからない点は先ほど申しましたように理事者のほうからひとつ答弁をいただいで、そして、いましてこの問題を具体的に考えていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山中忠一君） 大谷君。

〔総務衛生委員長（大谷喜正君）登壇〕

○総務衛生委員長（大谷喜正君） 伊藤信一議員のご質問にお答え申し上げますが、ご質問いただきました答弁が、私の範囲でご期待に沿うか沿わないかはなほだ疑問に思ひわけでございますが、もし不十分な点がございましたら、関係理事者に説明をさせるようにいたしますので、前もってお断り申し上げます。

先ほども委員長報告の場でご説明を申し上げて、審査過程のあらましをご報告いたしましたのでありますが、病院の薬等の購入については、過去にいろいろな弊害が生じたことを理事者側のほうも認められて、これを随意契約方法によって一定のリベートを容付採納のような形で受けています、こういう説明を受けたのであります。その額は、皆さん方もすでにご承知と思えますが、約年間二千万と聞き及んでおります。この制度の是非については、私どもはあまり論議の対象にしなかつたのであります。

ところが、工事請負契約の過程における契約案が提出されるまでの、いわゆる市の中に加藤助役を会長として関係部課長並びに調達契約課長が入って、そして指名審査会制度という機関が設けられているのであります。その指名審査会の場によって、業者の選択をそれぞれの場から選んで、そして最終的な業者の決定をみるということに始まって、当該工事の現場説明を行ない、必要な期間を経て入札に付すると、こういうような経緯をたどつてみえる報告を受けたのであります。

そこで、委員会の中におきましても、論議の中心となりましたのは、すでに皆さん方のお手元に、契約案の説明の資料の中に、入札の結果があまりにも、まあ俗に言う談合の痕跡が十分に認められるということによって、委員の各位からその問題についてのご意見が二日間にわたってかわされたのでございますが、この点につきましては、理事者のほうも、質疑をいたします私どもの立場も、根拠をもって示したというのでなくて、ほとんどそうであろうと、こういう段階の推定でございますので、きめ手になるという質疑もかわされませんし、またご答弁もいただくわけにいかなかったのであります。

ところが、先ほど私の報告をさしてもらいましたことばの中にも、指名審査会制度上の問題という点についてであります。これは、いま申し述べたとおり、加藤助役を会長にして関係部課長の参加による指名審査会でありまして、委員会の決定事項ではございませんが、委員の中の一部の方から、そうした審査会の構成そのものがあまり十分な構成からなされていないと、こういうご意見が出たのに端を発して、指名審査会の制度と、あるいは入札結果からみました好ましくない出た問題について、今後議会のほうにおきましても適当な調査機関を設置して、そして制度の問題についてを中心としたいろいろと研究をしたらどうだろうと、こういうような意見も出たわけでございますが、それが是非については委員会として決定を見ておりません。ただそういう意見が出て論議をかわされたらと、こういう段階でございます。

まあその他いろいろとっと質疑なり論議の場から出ました問題点、それに対する理事者の答弁も具体的に承知いたしておりますけれども、私の頭脳の整理では十分なご答弁もできかねると思っておりますが、結論的に、当委員会としては、きめ手になるような立証するものがないので、委員会の場で審議されました空気と報告との差が相当にあるというところは卒直に私も認めておりますので、ご推察いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長(山中忠一君) 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ありがとうございます。

ただいまのご説明によりまして、問題点が指名審査会にあるということがはっきりいたしましたわけでございますが、この間の小林議員の質問の中にも、やはりこれこれこういうことであるのに指名からはずされたからということとはございまして、やはりその問題は指名審査会の内容だろうと思うのでございますが、六月の議会で私の質問いたしました問題におきましても、これまでは赤字の会社でも一応は指名をさしてきたと、まあ今後はやらないというような説明もございましたが、そうなっておりますと、指名審査会の内容というのが、一つの客観的な問題によってそういうことがきめられるんじゃないかと、一つの主観によって左右されるということも私は考えられるのでございます。

この問題を追及してまいりますと、非常にむずかしい問題でございますし、また地方自治法においてもそういった談合とかいろいろものを禁ずる規則があるということでございますが、その問題とも関連して、この問題をほんとうに正確な形で指名のできるようになるということと、非常にむずかしい問題がございますので、まあ今後できるだけ主観の入らないようにして、そして指名をしていくという方法を考えていただいたらどうかと、こう思いますので、今後総務衛生委員会もたいへんでございますけれども、よろしくご検討いただきたいと思います。

終わります。

○議長(山中忠一君) 他にご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山中忠一君） 他に質疑もありませんので、これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。おはかりいたします。これら二十七件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。

これより議案第八十三号ないし議案第九号の二十七議案を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

これら二十七議案は、各委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第八十三号昭和四十五年度四日市市一般会計補正予算（第二号）ないし議案第九号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第三十一 議案第一百十号人権擁護委員の推薦について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三十一、議案第一百十号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案について、ご説明申し上げます。

議案第一百十号は、本市推薦の人権擁護委員のうち、中川繁郎氏及び山森金平氏の任期満了並びに過日ご逝去された故浜田彌平氏の後任者の推薦方について、法務省から依頼を受けましたので、中川、山森両氏と、新たに千種弘氏を同委員の候補者としてご推薦申し上げたいと存じ、ご提案申し上げます。

なお、各氏のご経歴につきましては、お手元に配布いたしましたとおりであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山中忠一君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。

別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第一百十号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。

それでは議案の採決を行います。

本案は、市長の推薦者に同意することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第一百十号人権擁護委員の推薦については、これに同意することに決しました。

日程第三十二 発議第九号医療保険制度の改革に関する決議について

○議長(山中忠一君) 次に、日程第三十二、発議第九号医療保険制度の改革に関する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大谷君……

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 たいま上程されました発議第九号医療保険制度の改革に関する決議について、提案者を代表してご説明申し上げます。

わが国における医療保険制度の現況は、国民皆保険の形式は一応整えられた形ではありますが、その実情は幾多の矛盾を包蔵し、特に医療機関の大都市集中による、いわゆる保険あれど医療なしといわれることや、診療報酬支払方式における適正を欠く手続、なかんづく、医療費の増高がもたらす制度の財政的危機がもはや等閑を許されない状態を呈しつつあることは、各位ご承知のとおりであります。

政府においても、この事実にかんがみ、制度の抜本的改革をもくろまれ、昨年八月当該試案を社会保障制度審議会及び社会保険審議会に諮問されたのでありますが、その内容は、根本的問題が比較的軽視され、主目標は財政調整措置に向けられているように考えられます。

この事態の推移をそのまま放置いたしますと、市町村の財政支出を一そう増大させるおそれがありますので、本質的な制度の改正を希求し、いたずらに財政支出に及ぼす影響の過度になることを防止するため、本決議をお願いするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご賛同賜わりますようお願い申し上げます。

○議長(山中忠一君) ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山中忠一君) 質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております発議第九号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山中忠一君) ご異議なしと認めます。

これより発議第九号を採決いたします。

本議案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山中忠一君) ご異議なしと認めます。よって、発議第九号医療保険制度の改革に関する決議については、原案のとおり可決されました。

日程第三十三 委員会報告第八号ないし

日程第三十六 委員会報告第十一号

○議長(山中忠一君) 次に、日程第三十三、委員会報告第八号、ないし日程第三十六、委員会報告第十一号の四件を一括議題といたします。

ご質疑、ご意見がありましたら、ご発言願います。
訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 教育民生委員長にお尋ねいたします。

陳情第二十九号が、磯津にプールをつくるということがなぜ継続になりましたかを伺いたいと思えます。

伺う理由につきましては、私どもは、ご承知のように願意が妥当であり、市の行政において実現が可能性であると認められたらば採決をするというふうに考えておりますし、もう一点は、特に親たちが毎日船に乗って漁師に行っております。その子供に対して、泳がせるというのは親の切なる願ひであろうというふうに文面を見て感じたわけであり
ます。

市長は、オーストラリア館を持ってこようといきまいておられますときに、議会がこの切なる親の願ひさえも聞いてやれないということについては、どう答えたらいいかわからないのであります。

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑、ご意見もありませんので、本件を各委員長の報告どおり決定いたしました。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、委員会報告第八号ないし委員会報告第十一号は、各委員長の報告どおり決定いたしました。

報告番号	請願・陳情番号	件名	委員会	審査結果
八	請願第一一号	坂部が丘に郵便局、警察官派出所建設について	総務衛生	採択
九	陳情第二二号	市立山手中学校管理棟、特別教室の増改築について	教育民生	採択
一〇	陳情第二五号	市内下海老町に上下水道の早期布設について	産業水道	採択
一一	陳情第二三号	国道一号線の市立富田中学校入口に信号機設置について	建設	採択
	陳情第二六号	市内諏訪町国道一号線一番街入口横断歩道に信号機設置について		
	陳情第二七号	塩浜小中学校通学路に信号機設置について		
	陳情第二八号	塩浜小中学校通学路補修並びに安全施設設備設置について		

○議長（山中忠一君） なお総務衛生、教育民生、建設の各常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにいたしました。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査すべきものとし決定したから、会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第一一〇号 北大谷墓地の分譲について

陳情第一一一号 民間委託業者のし尿処理値上げについて

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年九月二十五日

総務衛生委員会

委員長 大谷 喜正

四日市市議会

議長 山中 忠一 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものとし決定したから、会議規則第九十

九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第二九号 市内磯津町にプール設置について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年九月二十五日

教育民生委員会

委員長 伊藤 信一

四日市市議会

議長 山中 忠一 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものとし決定したから、会議規則第九十条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第一〇号 諏訪公園地下駐車場設置について

陳情第一六号 国道一号線路線変更について
陳情第一七号 内部川右岸改修について
陳情第二四号 市内県地区の文教地区指定について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年九月二十五日

建設委員会

委員長 増山英一

四日市市議会

議長 山中忠一殿

○議長（山中忠一君） また、近鉄高架促進、広域行政、公営駐車場、公害対策、青少年対策の各特別委員長から、目下委員会において調査中の事件については、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにつきまして異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について左記により閉会中もなお継続調査すべきものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

近鉄名古屋線の市内高架化について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年九月二十五日

近鉄高架促進特別委員会

委員長 安垣 勇

四日市市議会

議長 山中忠一殿

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について左記により閉会中もなお継続調査すべきものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

行政区域の拡大について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年九月二十五日

広域行政特別委員会

委員長 岩 田 久 雄

四日市市議会

議長 山 中 忠 一 殿

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について左記により閉会中もお継続調査すべきものと決定したから、会議規則第九十条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

公営駐車場の設置について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年九月二十五日

公営駐車場特別委員会

委員長 北 村 与 市

四日市市議会

議長 山 中 忠 一 殿

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について左記により閉会中もお継続調査すべきものと決定したから、会議規則第九十条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

公害基本計画の策定及び公害防止のための緑化計画について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年九月二十五日

公害対策特別委員会

委員長 伊 藤 太 郎

閉会中継統調査申出書

本委員会は、調査中の事件について左記により閉会中もなお継統調査すべきものと決定したから、会議規則第九十条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

青少年健全育成のための施設整備計画及び組織機構について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十五年九月二十五日

青少年対策特別委員会

委員長 早川 正 夫

四日市市議会

議長 山中忠一殿

○議長(山中忠一君) おはかりいたします。ただいま大谷君ほか七人から、発議第十号三重県立大学医学部付属塩

浜病院存続に関する意見書提出についてが提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(山中忠一君) ご異議なしと認めます。よって、この際発議第十号三重県立大学医学部付属塩浜病院存続に関する意見書提出についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 発議第十号三重県立大学医学部付属塩浜病院存続に関する意見書提出について

○議長(山中忠一君) 発議第十号三重県立大学医学部付属塩浜病院存続に関する意見書提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大谷君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 ただいま上程の発議第十号三重県立大学医学部付属塩浜病院存続に関する意見書提出について、提案者を代表いたします一言ご説明申し上げます。

ご承知のように、三重県立大学医学部付属塩浜病院は、当市における公共的医療機関として古くから市民に親しまれ、そのうえ産業医学研究所を併設し、医療機関としての機能を有することは、当市の実情から衛生行政上欠くべからざるものと思料されるものであります。

したがって、これが国立移管後もぜひ病院として存続せしめ、医療機関としてますます充実せられ、経済優先から

人命尊重の時代に報いられるよう、ここに意見書を提出しようとするものであります。

よろしく審議のうえ、ご賛同賜わりますようお願いいたします。

○議長(山中忠一君) ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山中忠一君) 質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております発議第十号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山中忠一君) ご異議なしと認めます。

これより発議第十号を採決いたします。

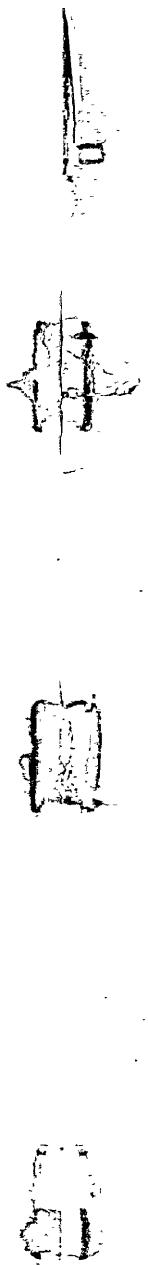
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山中忠一君) ご異議なしと認めます。よって、発議第十号三重県立大学医学部付属塩浜病院存続に関する意見書提出については、原案のとおり可決されました。

○議長(山中忠一君) 次に、監査委員より監査結果報告について並びに現金出納検査の結果報告について、報告第二十一号ないし報告第三十一号の十一件がまいっております。

お手元に配布いたしておりますので、これによってご了承を願います。



○議長(山中忠一君) 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしましたので、本会議を閉じ、昭和四十五年九月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日ご熱心にご審議をいただきまして、まことにご苦労さまでございました。

午前十一時十五分開会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 山中 忠 一

四日市市議会副議長 前 川 辰 男

署 名 議 員 坂 上 長 十 郎

署 名 議 員 豊 田 稔

浦土地株式会社

地株式会社の経営状況について、地方自治法第七十三条の規定に基づき、次のとおり書類を提

四日市市長 九 鬼 喜久男

(別添)